

参考資料

目次

0 被害想定	1
1 全体的対応	
1-1 復興への取組体制構築	
①国の復興体制	
《参考》阪神・淡路大震災の復興体制	6
②国と地方公共団体等との連携体制	
《参考》阪神・淡路大震災における国と地方公共団体等との 連携体制・役割分担	10
③首都機能の維持	
《参考》2000年問題に際して重度が高いとされたシステム	11
④被害状況及び復興状況等の把握	
《参考》防災基本計画（抜粋）	12
《参考》阪神・淡路大震災で指摘された各種提言	12
⑤復興方針の決定と復興計画の策定	
《参考》阪神・淡路大震災における基本方針・基本理念	13
《参考》国と地方公共団体等との連携による計画策定の事例（国土形成計画）	14
《参考》八都府市首脳会議	15
1-2 基本インフラの復旧	
①基本インフラの復旧・復興戦略	
《参考》ライフライン施設の被害想定と復旧目標日数（東京湾北部地震M7.3）	16
《参考》仮設栈橋による神戸港の復旧	16
《参考》災害復旧に関する制度の概要	16
《参考》ライフラインの災害復旧等に関する制度の概要	18
1-3 財政面での対応	
①復興財源等の確保	
《参考》阪神・淡路大震災当時と現在の指標の比較	19
《参考》災害に関する地方財政制度の概要	20
②財源配分の重点化	
《参考》首都直下地震における経済被害	24
《参考》首都直下地震の復興需要・公的需要の試算例（永松伸吾氏による）	24
《参考》地震保険と再保険制度	25
③財政手段	
《参考》東京都の要望-震災復興財源の確保	26
《参考》防災基本計画（抜粋）	26
《参考》阪神・淡路復興基金の概要	26

2 個別分野における対応

2-1 居住安定対策

①仮住まいの早期確保と被災者への支援	
《参考》東京湾北部地震時における避難者数	28
《参考》仮設住宅供給能力	29
《参考》全国の大工職の人数	29
《参考》阪神・淡路大震災における一時提供公営住宅への入居状況	29
《参考》阪神・淡路大震災における民間賃貸住宅借上げ提供	30
《参考》仮設住宅建設用地に関する被災者の土地活用	30
《参考》東京都の要望-住宅の応急修理に関する基準の見直し	31
《参考》災害救助法の応急修理制度	31
②恒久的な住まいの確保	
《参考》現行の住宅再建支援制度	32
《参考》地震保険・共済等加入状況	36
《参考》地域住宅交付金の提案事業活用による被災家屋への支援	36
《参考》防災基本計画（抜粋）	37
《参考》東京都の要望-住宅再建のための「共済制度」の創設	37
《参考》阪神・淡路大震災におけるダブルローン発生状況	37
《参考》公的賃貸住宅制度	38
《参考》災害公営、罹災公営住宅の制度	39
《参考》賃貸用空家	40
《参考》東京都の要望-既存の特定優良賃貸住宅の再建・補修等に対する 財政支援	40
③区分所有建物の補修・再建その他の権利関係の調整	
《参考》首都圏の旧耐震マンション	40
《参考》マンション建替えに関する制度	41
《参考》首都圏の地籍調査の状況	42
《参考》罹災都市借地借家臨時処理法	43
《参考》復興まちづくりの支援に関する協定書の締結	44
④疎開先での住宅再建への対応	
《参考》疎開者数の推計	45
《参考》防災基本計画（抜粋）	45
⑤被害認定、建築確認手続き等	
《参考》阪神・淡路大震災におけるり災証明発行件数の推移	45
《参考》被害認定基準とり災証明発行	46
《参考》阪神・淡路大震災における住宅着工数の推移	46

2-2 暮らし・生計の支援

①生活再建支援メニューの整備と提示	
《参考》被災者への経済的支援のための現行制度	47
《参考》防災基本計画（抜粋）	54
《参考》被災者支援の充実に関する提言	54
②被災者の視点に立った相談体制の整備	
《参考》防災基本計画（抜粋）	55
《参考》阪神・淡路大震災における行政相談	55
《参考》特別総合行政相談に関する関係省庁申し合わせ	55
③雇用の維持・創出	
《参考》阪神・淡路大震災における雇用情勢	56
《参考》防災基本計画（抜粋）	57
《参考》阪神・淡路大震災における公共事業就労促進法	57
《参考》雇用維持・離職者のための現行制度	58
④中小零細企業・地場産業等の復旧・復興支援	
《参考》阪神・淡路大震災における企業復興の問題点	60
《参考》防災基本計画（抜粋）	61
《参考》中小企業等の復旧・復興支援のための現行制度	61

⑤疎開への対応

《参考》防災基本計画（抜粋）	64
《参考》ふるさとひょうごカムバックプラン	64

2-3 市街地・コミュニティ復興対策

①全壊建物の早期解体・撤去、迅速ながれき処理

《参考》首都直下地震被害想定での廃棄物発生量	65
《参考》首都圏における廃棄物処分場の現状	65
《参考》都県のがれき処理現有能力	66
《参考》防災基本計画（抜粋）	66

②市街地・コミュニティ復興の進め方

《参考》防災基本計画（抜粋）	67
《参考》東京都の要望—建築制限の強化、都市計画手続きの迅速化・合理化—	68
《参考》復興マニュアル・復興準備計画の策定状況	70
《参考》都市復興模擬訓練	70
《参考》震災復興まちづくり模擬訓練	72
《参考》阪神・淡路大震災における建築制限	73
《参考》阪神・淡路大震災における既存不適格建築物への対応	73

③長期化する復興過程への対応

《参考》東京都の要望—時限的土地利用制度の創設—	74
--------------------------	----

④教育・文化、自然、景観への配慮

《参考》阪神・淡路大震災における文化活動	75
《参考》阪神・淡路大震災における景観づくりへの対応	75
《参考》災害復旧における環境の整備と保全	76
《参考》阪神・淡路大震災における文化財の保護・復旧	76
《参考》阪神・淡路大震災における埋蔵文化財の取扱い	77

2-4 経済復興

①震災による経済影響への対応

《参考》阪神・淡路大震災と米国同時テロの経済影響	78
《参考》阪神・淡路大震災における被災企業の対応状況	78
《参考》首都直下地震における経済被害	80

②復興経済から平時経済への円滑な移行

《参考》公共事業・住宅建築の推移・景気動向	81
-----------------------	----

防災基本計画における復興対策

資-1

参考データ

資-5

阪神・淡路大震災の被害状況

阪神・淡路大震災の復興過程に関する諸指標

巻末資料

資-22

「阪神・淡路地域の復旧・復興に向けての考え方と当面講ずべき施策」

(平成7年4月28日 阪神・淡路復興対策本部)

「阪神・淡路地域の復興に向けての取組方針」

(平成7年7月28日 阪神・淡路復興対策本部)

阪神・淡路復興委員会 開催経緯

阪神・淡路復興委員会提言(1～11)

委員長談話(平成7年10月30日 阪神・淡路復興委員会委員長)

阪神・淡路復興委員意見(平成7年4月24日)

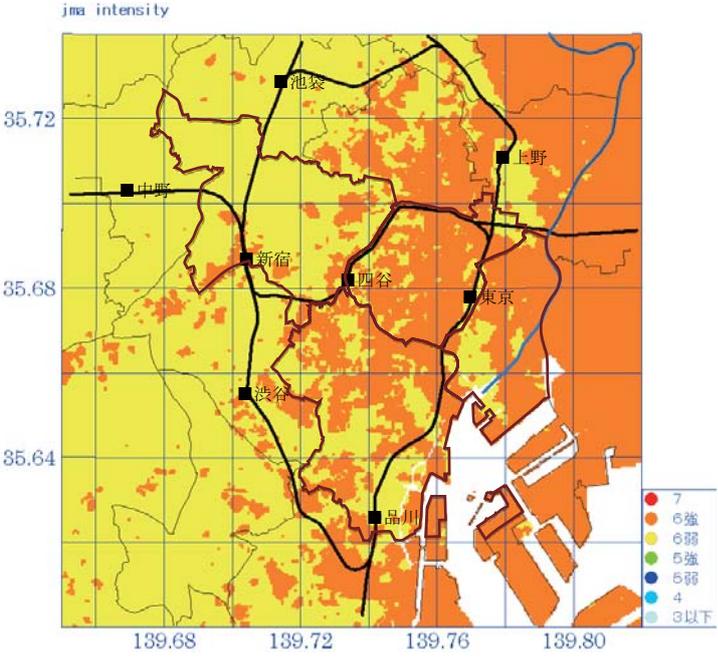
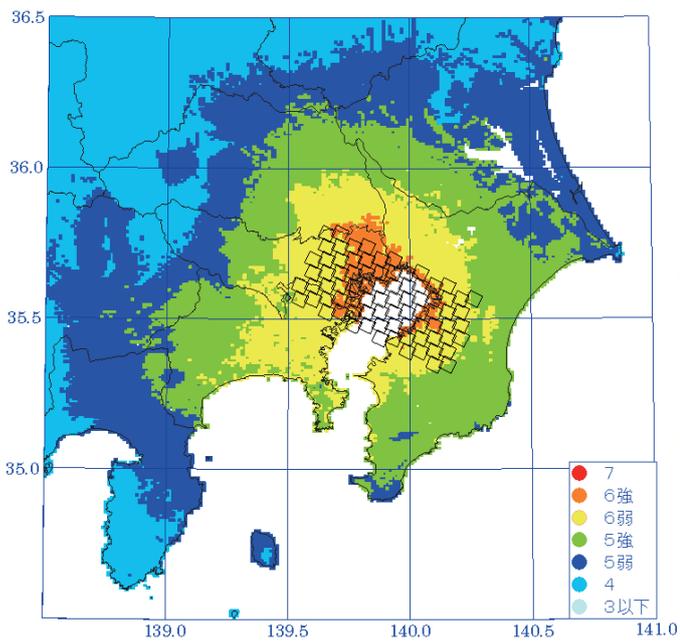
阪神・淡路復興委員会意見(2)(平成7年7月18日)

阪神・淡路復興委員会意見(3)(平成7年9月5日)

阪神・淡路復興委員会委員長書簡(1996年2月14日)

0 被害想定

東京湾北部地震(M7.3)の震度分布

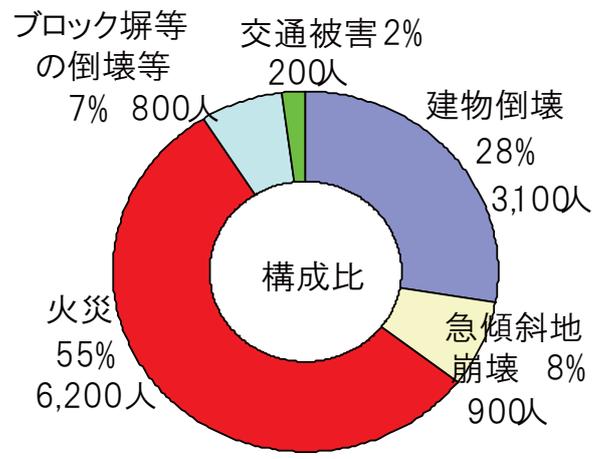
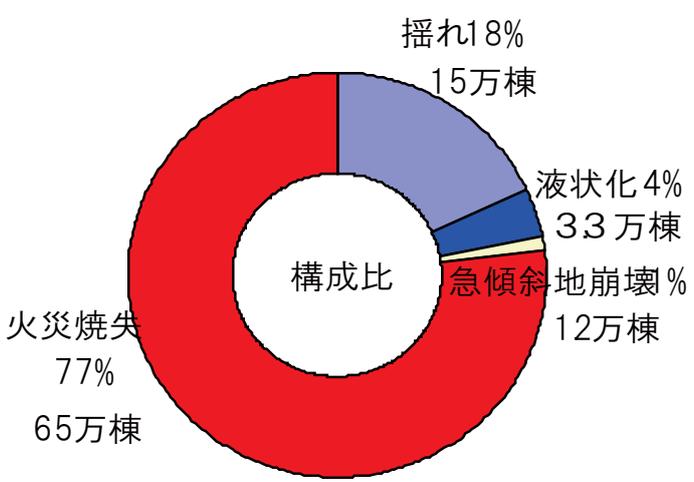


建物被害、人的被害 (東京湾北部地震 M7.3)

(1) 冬夕方18時 風速15m/s

① 建物全壊棟数火災焼失棟数 約85万棟

② 死者数 約11,000人



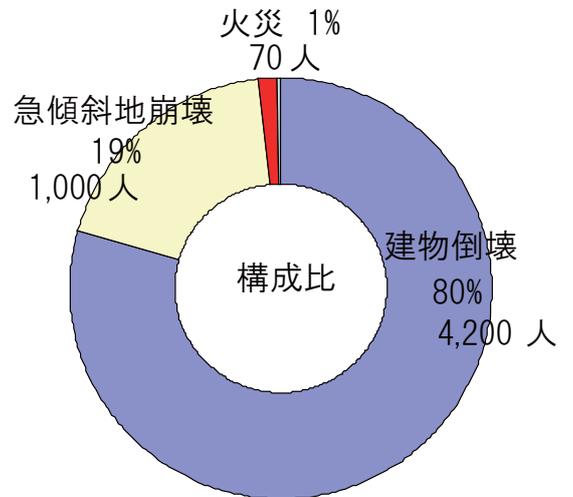
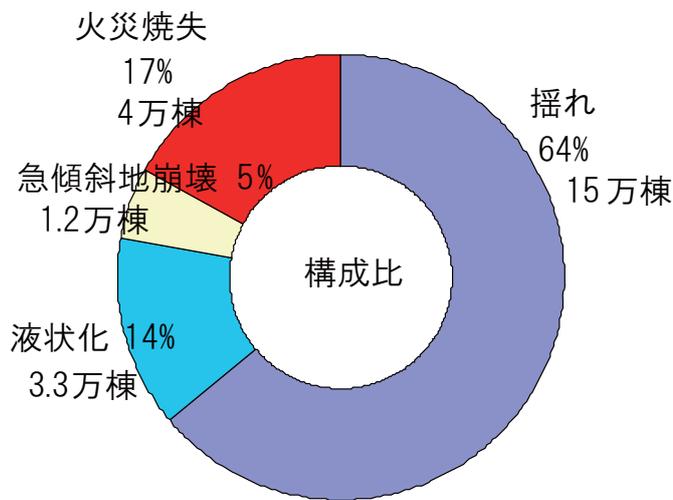
◇瓦礫発生量約9,600万トン

◇負傷者数 (重傷者含む)210,000人
重傷者数37,000人

(2) 冬朝 5時 風速 3m/s

① 建物全壊棟数・火災焼失棟数 約 23万棟

② 死者数 約 5,300人



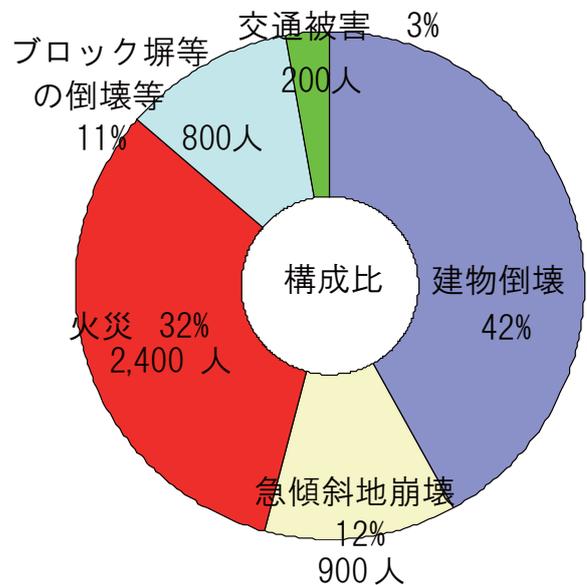
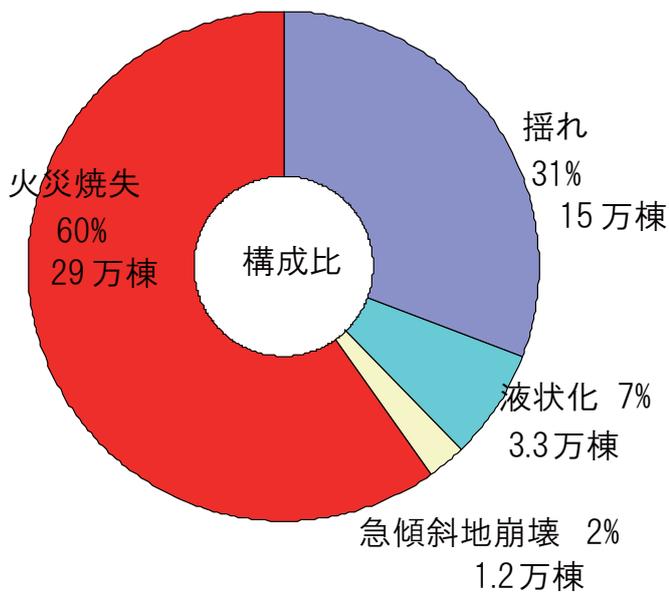
◇瓦礫発生量約 8,300万トン

◇負傷者数（重傷者含む）160,000人
重傷者数 17,000人

(3) 冬夕方 18時 風速 3m/s

① 建物全壊棟数・火災焼失棟数 約 48万棟

② 死者数 約 7,300人



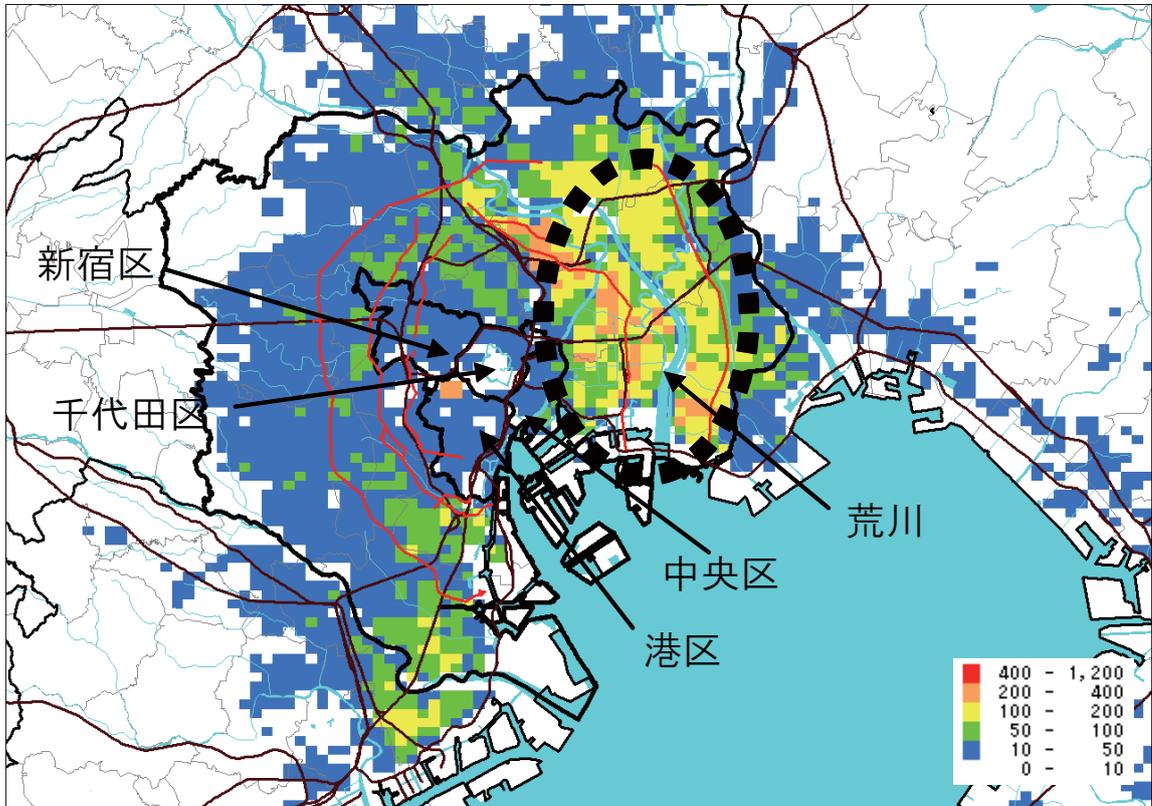
◇瓦礫発生量約 8,800万トン

◇負傷者数（重傷者含む）180,000人
重傷者数 28,000人

全壊棟数分布と焼失棟数分布の比較

(東京湾北部地震 M7.3)

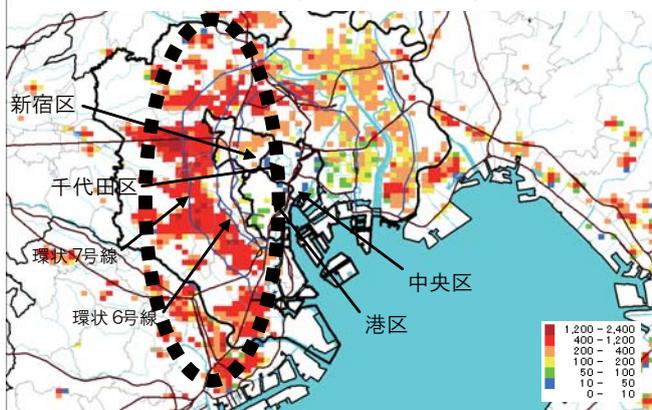
①揺れによる全壊棟数の分布 (都心部)



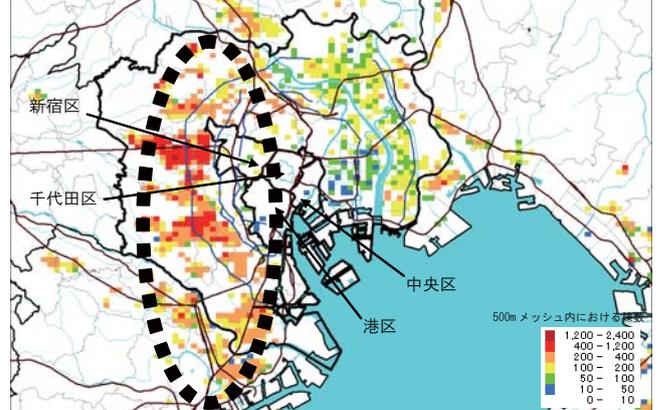
- 都県域を超えた広域的な被害
- 荒川沿いの全壊が顕著

②焼失棟数の分布 (都心部)

< 冬夕方18時、風速15m/s >



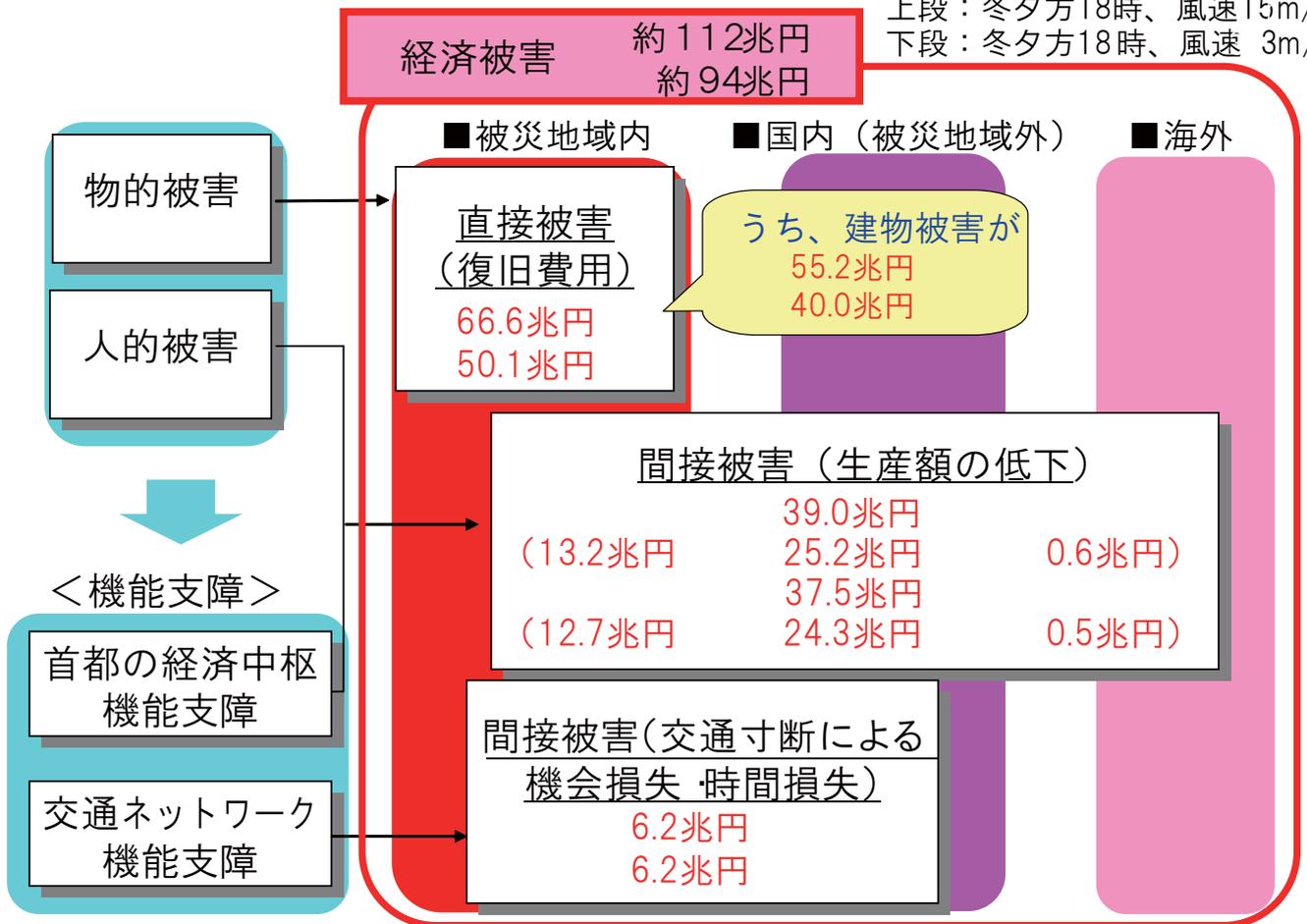
< 冬夕方18時、風速3m/s >



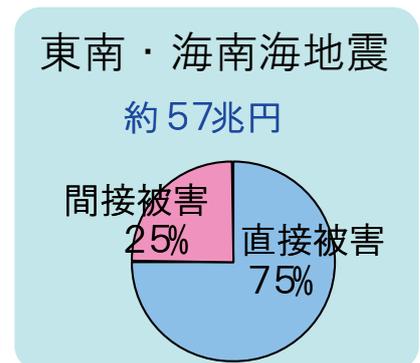
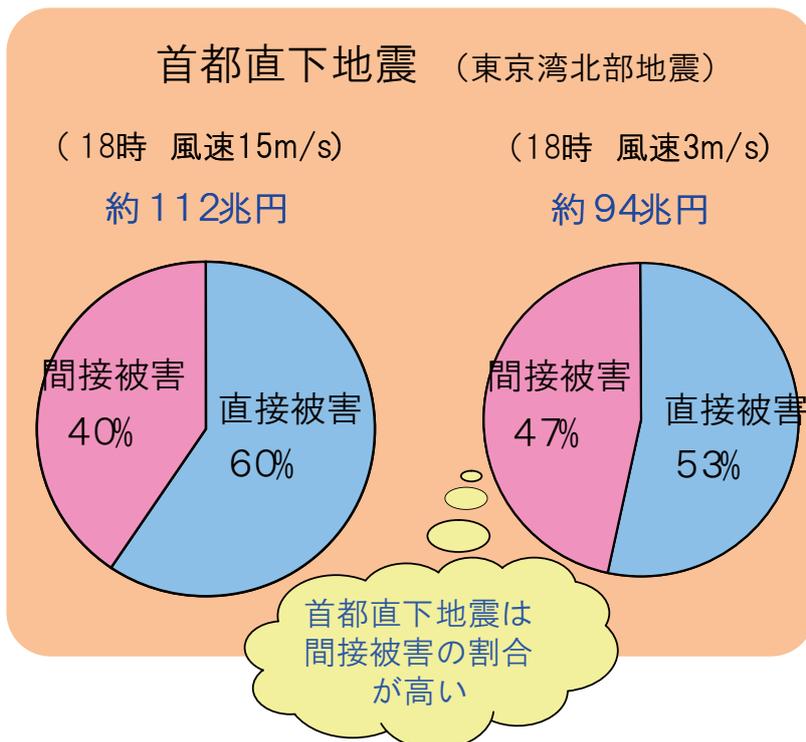
- 木造密集市街地(環6、環7沿い)の焼失が顕著
- 都心部では不燃化が進展

経済被害 (東京湾北部地震M7.3)

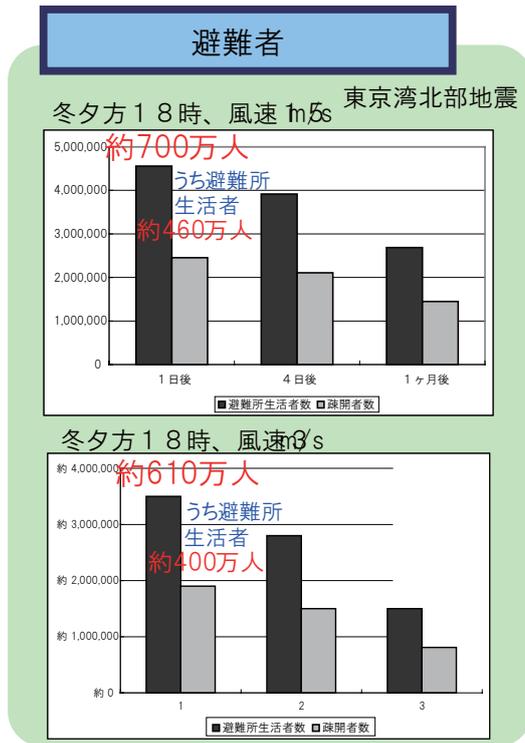
上段：冬夕方18時、風速15m/s
下段：冬夕方18時、風速 3m/s



経済被害想定と比較



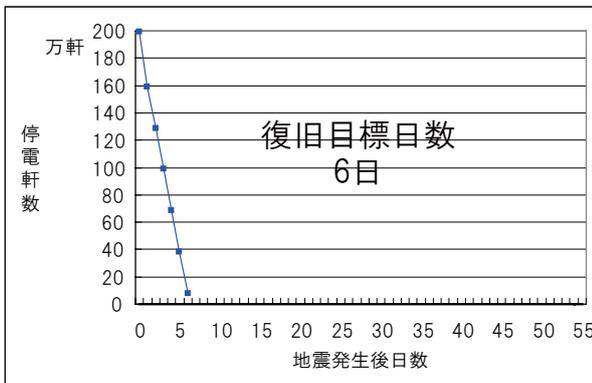
避難者数、帰宅困難者数



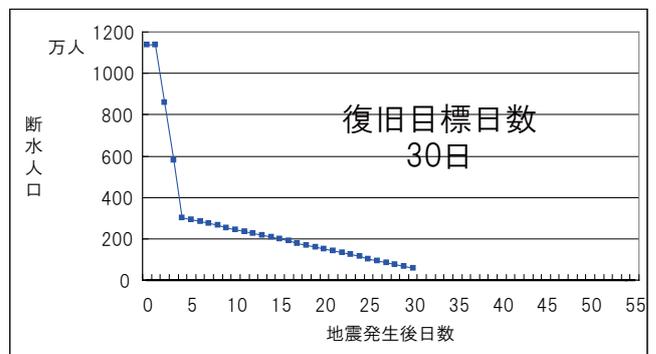
ライフライン施設被害

上段及びグラフ：冬夕方18時、風速15m/s
下段：冬夕方18時、風速3m/s

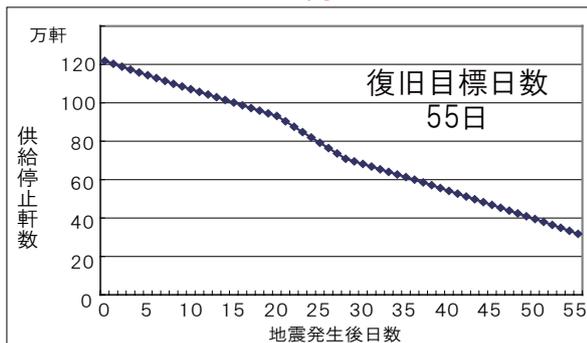
電力 約160万軒 支障率6.1%
約120万軒 支障率4.4%



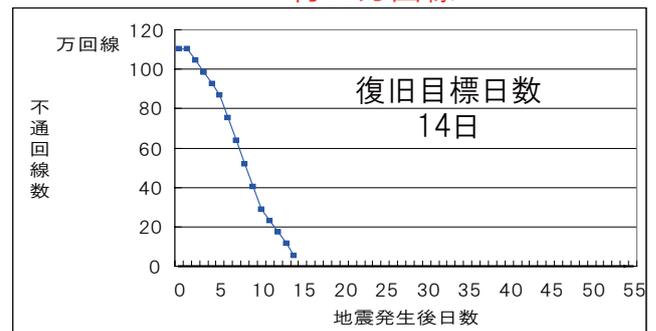
上水道 約1,100万人 支障率25.7%
同上 同上



ガス 約120万軒 支障率12.3%
同上 同上



通信 (固定電話) 約110万回線 支障率4.8%
約47万回線 支障率2.0%



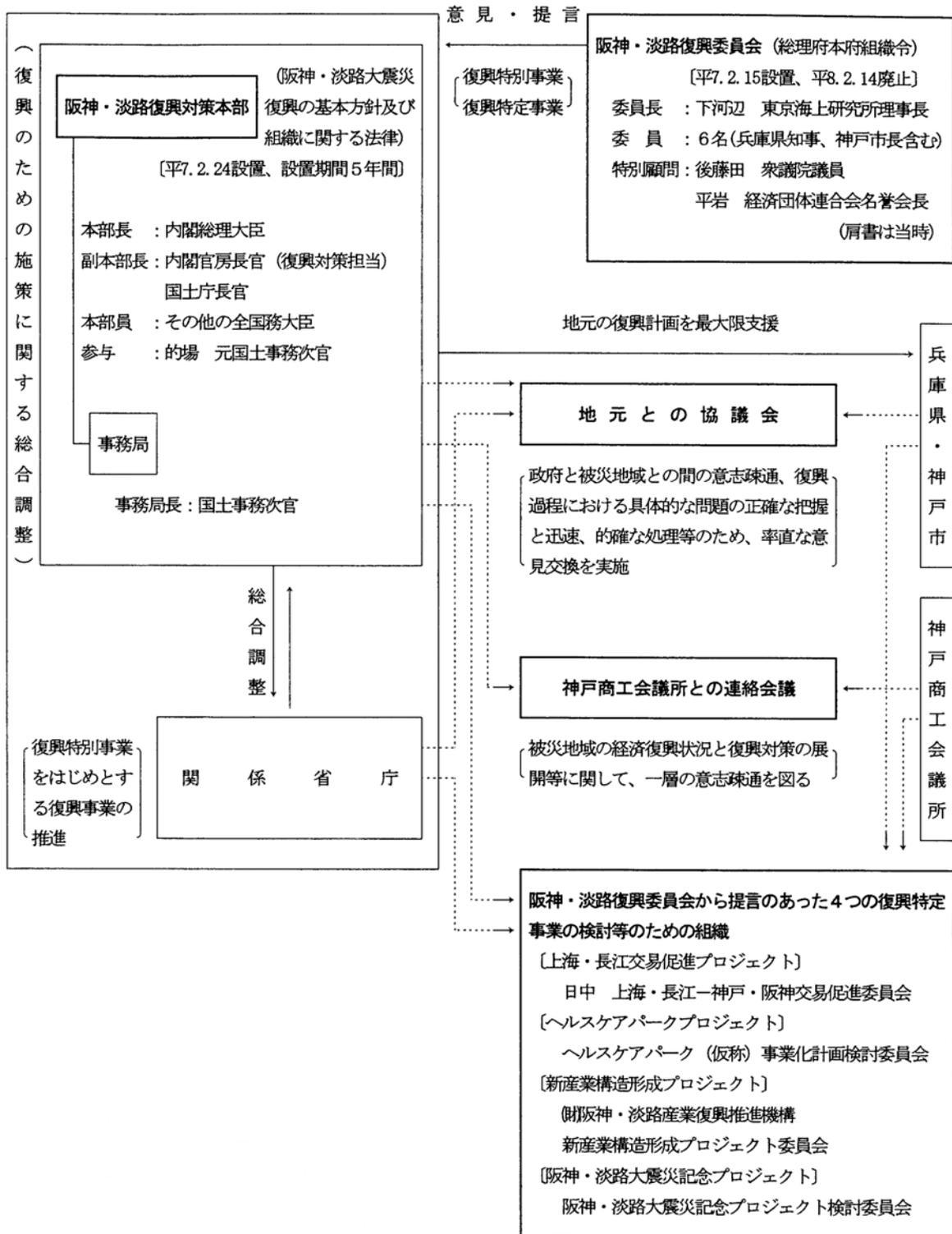
全体的対応

1-1 復興への取組体制構築

①国の復興体制

《参考》阪神・淡路大震災の復興体制

阪神・淡路復興のための組織・体制



出典：総理府阪神・淡路復興対策本部事務局「阪神・淡路大震災復興誌」（平成12年2月）

○阪神・淡路復興対策本部：

阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律（平成七年二月二十四日法律第十二号）により、阪神・淡路復興対策本部の設置等が定められた。

「阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律」（平成7年2月24日）（抜粋）
（阪神・淡路復興対策本部の設置）
第四条 総理府に、阪神・淡路復興対策本部（以下「本部」という。）を置く。
2 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 阪神・淡路地域についての関係地方公共団体が行う復興事業への国の支援その他関係行政機関が講ずる復興のための施策に関する総合調整に関すること
二 前号に掲げるもののほか、法令の規定により本部に属せられた事務
（阪神・淡路復興対策本部の組織）
第五条 本部の長は、阪神・淡路復興対策本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。
2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
3 本部に、阪神・淡路復興対策副本部長を（以下「副本部長」という。）を置き、国務大臣をもって充てる。
4 副本部長は、本部長の職務を助ける。
5 本部に、阪神・淡路復興対策本部員（事項において「本部員」という。）を置く。
6 本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。
7 本部に、本部の事務を処理させるため、事務局を置く。
8 事務局に、事務局長その他の職員を置く。
9 事務局長は、本部長の名を受け、局務を掌理する。
10 前各号に定めるもののほか、本部の組織に関し必要な事項は、政令で定める。
附 則
（この法律の失効）
第二条 この法律は、施行の日から起算して五年を経過した日にその効力を失う。

なお、復興対策本部と緊急対策本部との違いについて、震災対策担当大臣から次のような答弁がなされた。

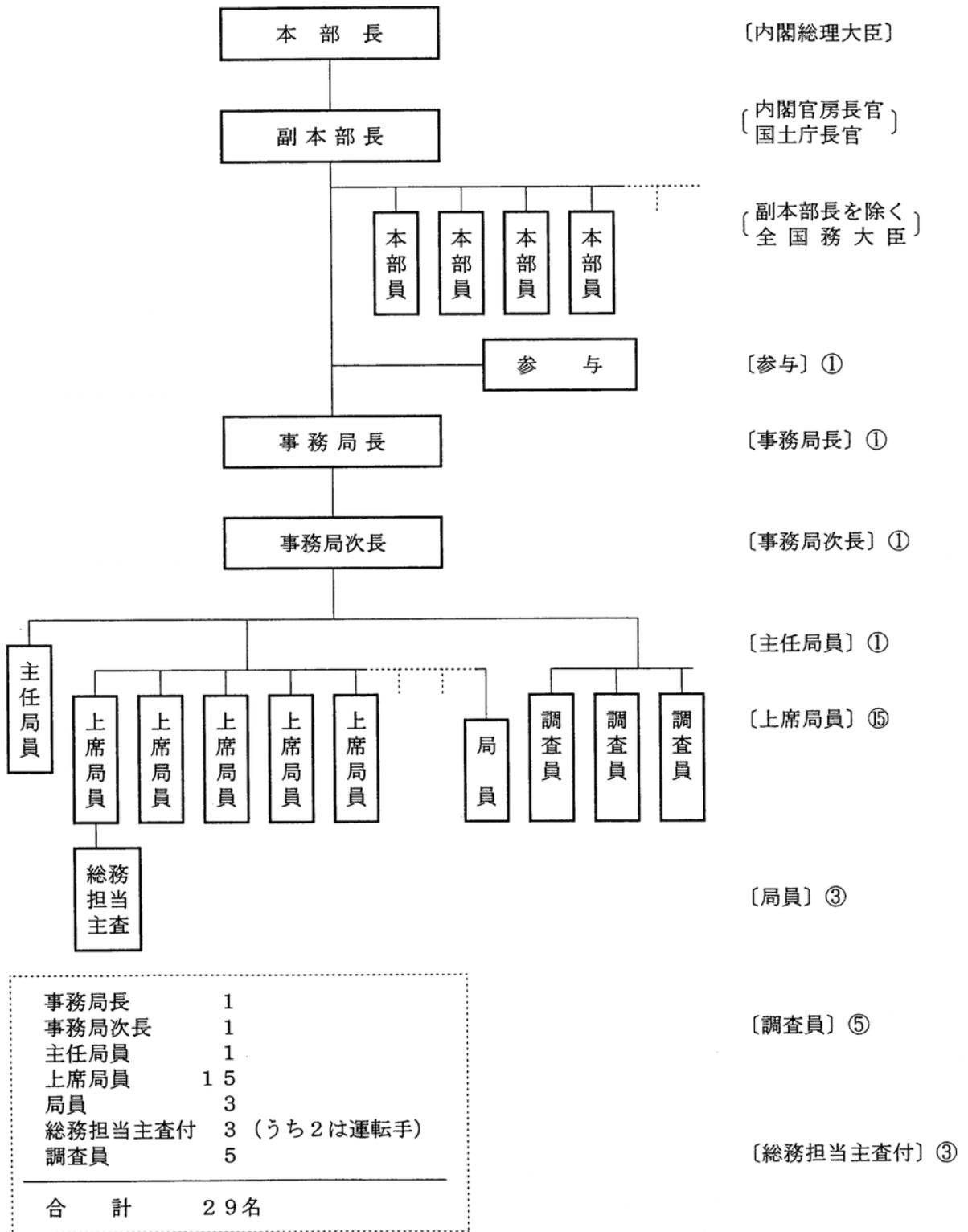
（震災対策担当大臣の答弁より）

『緊急対策本部は、地震災害が発生いたしまして、緊急に政府としてもろもろの施策を推進する、緊急措置を講ずる、なかんずく、高度な政治判断、行政判断を要するようなもの等も限りなく頻発をしまっているわけですので、それに緊急に対応するための一つの機関として設置をされた。』

『今次の復興対策本部は、御案内のとおり、緊急応急措置等もひとまず落ちついてまいりましょうから、いよいよ本格的な復興にかかる。したがって、その本来の応急復旧諸施策を受け継ぐと同時に、本格的な復興施策に当たって、そして政府が一丸となって対応できるように、中でも各省庁間の調整を円滑に進め、かつまた統括をして、政府の一丸とした体制を組もう。そういうところに一つの大きな違いがある、こう思っております。』

出典：第132回-衆-災害対策特別委員会-5号 平成07年02月17日

阪神・淡路復興対策本部機構図



出典：総理府阪神・淡路復興対策本部事務局「阪神・淡路大震災復興誌」（平成12年2月）

○阪神・淡路復興委員会

阪神・淡路復興委員会は、総理府本府組織令の一部改正及び阪神・淡路復興委員会令の制定により、平成7年2月15日に設置された。同委員会には7名の委員（兵庫県知事及び神戸市長を含む。）及び2名の特別顧問で構成され、平成8年2月14日に1年間の設置期限を迎えて活動を終えるまでの間に、3つの意見と11の提言を内閣総理大臣に提出した。

「総理府本府組織令」(平成7年2月15日改正)(抜粋)

(審議会等)

第一八条

阪神・淡路復興委員会	内閣総理大臣の諮問に応じて、平成7年の兵庫県南部地震による災害に関し、関係地方公共団体が行う復興事業への国の支援その他関係行政機関が講ずる復興のための施策に関し総合調整を要する事項を調査審議し、及び当該諮問に関連する事項について、内閣総理大臣に意見を述べること。
------------	---

附 則

- 4 第一八条第一項の表に掲げる審議会等のうち、阪神・淡路復興委員会は、平成八年二月一四日まで置かれるものとする。

「阪神・淡路復興委員会令」(平成7年2月15日)(抜粋)

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

(組織)

第一条 阪神・淡路復興委員会（以下「委員会」という。）は、委員七人をもって組織する。

- 2 委員会に、特別の事項について国家的見地から意見を述べさせるため必要があるときは、特別顧問を置くことができる。

(委員及び特別顧問)

第二条 委員は、学識経験のあるものうちから、内閣総理大臣が任命する。

- 2 特別顧問は、委員会の調査審議事項に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

- 3 委員及び特別顧問は、非常勤とする。

(委員長)

第三条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理する。

(資料の提出等の要求)

第四条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第五条 委員会の庶務は、総理府阪神・淡路復興対策本部の事務局において内閣総理大臣官房内政審議室及び国土庁大都市圏整備局の協力を得て処理する。

②国と地方公共団体等との連携体制

《参考》阪神・淡路大震災における国と地方公共団体等との連携体制・役割分担

- ・国と地方公共団体の円滑な連携を確保するため、阪神・淡路復興委員会に兵庫県知事及び神戸市長が各界の有識者とともに委員として参画した他、阪神・淡路復興対策本部の事務局に兵庫県、神戸市の職員が参加した。また、復興委員会の活動終了後は、国と兵庫県及び神戸市との協議会（地元との協議会）が定期的開催された。
同様に、地元経済団体との間でも、復興本部事務局に経済団体職員が参加するとともに、神戸商工会議所と復興対策本部事務局との連絡会議が定期的開催された。
- ・国と地方公共団体との役割分担に関しては、地方公共団体が地域に即した復興計画を策定し、国はそれを直接・間接に、積極的に支援することが第一義的な役割とされた（巻末資料：阪神・淡路復興委員会提言－1，8等を参照。）。

○災害対策基本法(抜粋)

(災害復旧の実施責任)

第八十七条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害復旧を実施しなければならない。

○防災基本計画(平成17年7月中央防災会議)(抜粋)

第3章 災害復旧・復興

第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定

- 地方公共団体は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定めるものとする。必要な場合には、これに基づき復興計画を作成するものとする。
- 被災地の復旧・復興は、地方公共団体が主体となって住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行い、国はそれを支援するものとする。
- 国は、被災地方公共団体等がその応急対策、復旧・復興において多大な費用を要することにかんがみ、適切な役割分担のもとに、財政措置、金融措置、地方財政措置等により支援するものとする。

第3節 計画的復興の進め方

1 復興計画の作成

- 大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進めるものとする。
- 地方公共団体は、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備(地方公共団体間の連携、国との連携、広域調整)を行うものとする。必要に応じて、国は復興組織体制の整備を図り、被災地方公共団体を支援する。

③首都機能の維持

《参考》2000年問題に際して重要度が高いとされたシステム

2000年問題に際して重要度が高いとされたシステムは次のとおりである。

1. 民間重要5分野等

- (1) 金融分野
 - (2) エネルギー分野：電力、ガス、石油
 - (3) 情報通信分野：電気通信、放送
 - (4) 交通分野：航空、鉄道
 - (5) 医療分野：医療用具、医療機関
- (参考) コンピュータ・ベンダー（ハード及びソフト）

2. 政府における取り組み

人の生命、生活若しくは財産、企業の経済活動または公共の安全と秩序の維持に関わるもの等国民生活、企業活動に密接に関連するシステム、あるいは他国若しくは国際機関との信頼関係にかかわるシステム(Aランクシステム)は、

- ・医療機関を除く中央省庁及び特殊法人等においては、558件
- ・医療機関においては 1,245件

○警察庁(信号等)

- ・運転者管理システム 交通管制システム及び指令通信システム

○総務庁(恩給等)

- ・恩給事務総合システム、
- ・特殊法人北方領土問題対策協会が有する北方地域旧漁業権者等貸付業務システム

○防衛庁(防衛システム等)

○外務省(旅券発行システム)

○法務省(登記等)

- ・登記情報システム、出入国記録等情報システム、
- ・出入国審査総合管理システム、在留資格審査事務支援システム、
- ・退去強制手続支援システム

○厚生省(病院情報、年金等)

- ・国立病院等総合情報ネットワークシステム、
- ・年金給付システム及び適用・徴収システム、援護システム

○通商産業省(特許等の電子申請システム等)

国民生活や企業活動に密接に関連するシステム

- ・貿易保険関連11システム
- ・その他20システム

○運輸省(管制情報システム等)

- ・航空局保有管制情報処理システム等12システム

○郵政省(郵便、郵貯、保険等)

- ・国民生活、企業活動に密接に関連する郵便、貯金、保険等の10システム

○消防庁(消防防災無線等)

- ・消防防災無線(地上系・衛星系) 設備・防災情報システム等

出典：危機管理計画の策定状況について（平成11年7月）

www.kantei.go.jp/jp/pc2000/990803sakutei.pdf

④被害状況及び復興状況等の把握

《参考》防災基本計画（抜粋）

第2編 震災対策編

第1章 災害予防

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え

1.2 災害復旧・復興への備え

(1) 各種データの整備保全

○国及び地方公共団体は，復興の円滑化のため，あらかじめ次の事項について整備しておくものとする。

- ・各種データの総合的な整備保全（地籍，建物，権利関係，施設，地下埋設物等情報及び測量図面，情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）
- ・不動産登記の保全 等

《参考》阪神・淡路大震災で指摘された各種提言より

○震災経済被害早期推定システムの開発

- ・復興財源の確保のため、被災地の現地調査を行い得ない段階で、おおまかな経済的規模を推定する震災経済被害早期推定システムの開発が望まれる。※3)

○復興状況の把握

- ・被災者の様々な対応と努力を概数でも把握する必要がある。震災直後の国勢調査（H7.10）は絶好の機会であったが、調査方法項目に市の裁量の余地が全くなく、また仮設が公営住宅に分類されてしまう状態であった。大規模災害直後に実施される国勢調査では、災害特例を認めるべきである。※2)
- ・県外被災者はもとより、応急仮設住宅入居者以外については、十分な実態把握がなされたとは言えない。復旧・復興施策を実のあるものにするには、被災者の実態把握が不可欠である。今後、こうした観点からの検討も求められている。※1)
- ・被災者のコミュニティへの帰属意識の回復や個人の自立を支援する公的プログラムについては、継続的に評価する必要がある。※1)

○計画のフォローアップ

- ・復興計画策定にあたっての「同時並行方式」の採用、分野別アクションプログラムの策定や復興計画を効果的にフォローアップするための政策評価指標づくりのほか、都道府県と市町村の連携システムの構築などを推進すべき。※3)

出典：

※1) 『震災対策国際総合検証事業』兵庫県震災対策国際総合検証会議、平成12年4月

※2) 『震災復興の都市政策的検証と提言』（財）神戸都市問題研究所「震災復興の都市政策的検証と提言」研究会、平成12年2月

※3) 『復興10年総括検証・提言報告(概要版)』兵庫県復興10年委員会、平成17年1月

⑤復興方針の決定と復興計画の策定

《参考》阪神・淡路大震災における基本理念・基本方針

「阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律」
(平成七年二月二十四日法律第十二号) (抜粋)

(基本理念)

第二条 阪神・淡路地域の復興は、国と地方公共団体とが適切な役割分担の下に地域住民の意向を尊重しつつ協同して、阪神・淡路地域における生活の再建及び経済の復興を緊急に図るとともに、地震等の災害に対して将来にわたって安全な地域づくりを緊急に推進し、もって活力ある関西圏の再生を実現することを基本理念として行うものとする。

「阪神・淡路地域の復興に向けての取組方針」(平成7年7月28日 阪神・淡路復興対策本部)のポイント

- ①政府は16本の特別立法や2度の補正予算であわせて2兆4,500億円を措置した。
- ②兵庫県が復興(10カ年)計画を策定。同復興計画には既に実施中のもの、計画中のもの、構想中のもの等種々の事業が盛り込まれており、国・県・市町・民間の各事業主体の連絡調整が必要である。
- ③政府としては、復興計画の実現を最大限支援することとし、緊急を要するものから順次、重点的に具体的措置を講ずる。
- ④特に復興計画の前期5カ年に緊急かつ不可欠な施策を復興特別事業とする。
- ⑤「生活の再建」、「経済の復興」、「安全な地域づくり」が復興の基本的課題である。
- ⑥復興特別事業は、具体的に次のような課題に対応するものとする。

ア 「生活の再建」のため

- ・被災者の居住の安定のための住機能の充実
- ・被災者への就職支援等による雇用の安定の確保
- ・被災要介護高齢者等の支援策の充実
- ・災害時にも対応できる医療供給体制の充実
- ・教育活動の回復のための諸施設の復旧
- ・うるおいとやすらぎのある生活環境をとり戻すための文化活動への支援

イ 「経済の復興」のため

- ・経済復興を支える交通・情報通信インフラの整備
- ・経済復興に資する産業支援体制の整備

ウ 「安全な地域づくり」のため

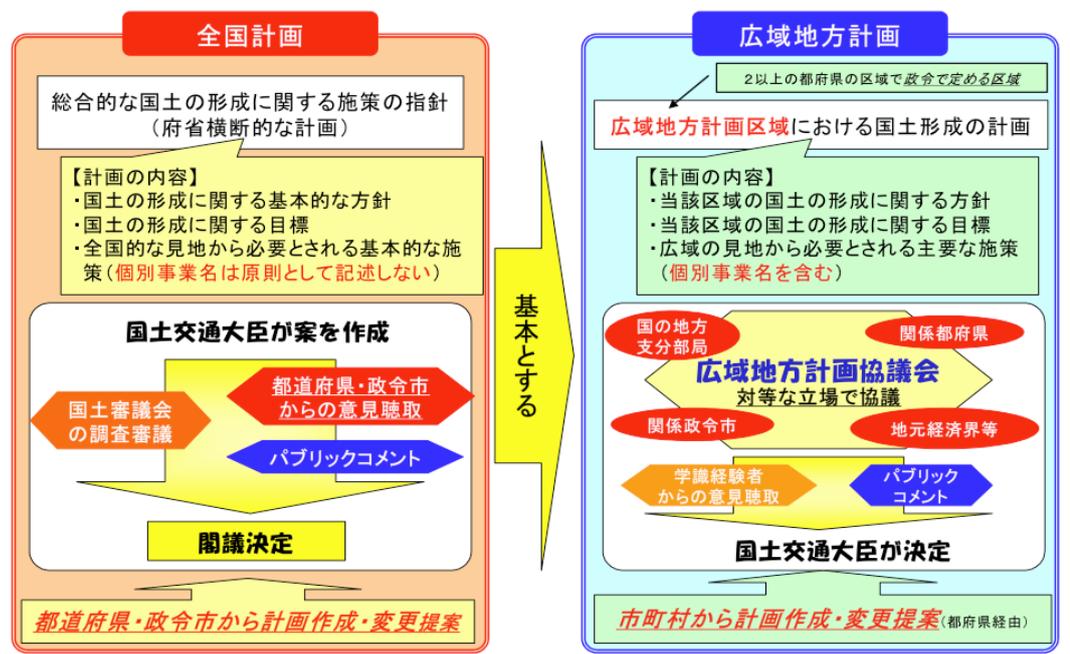
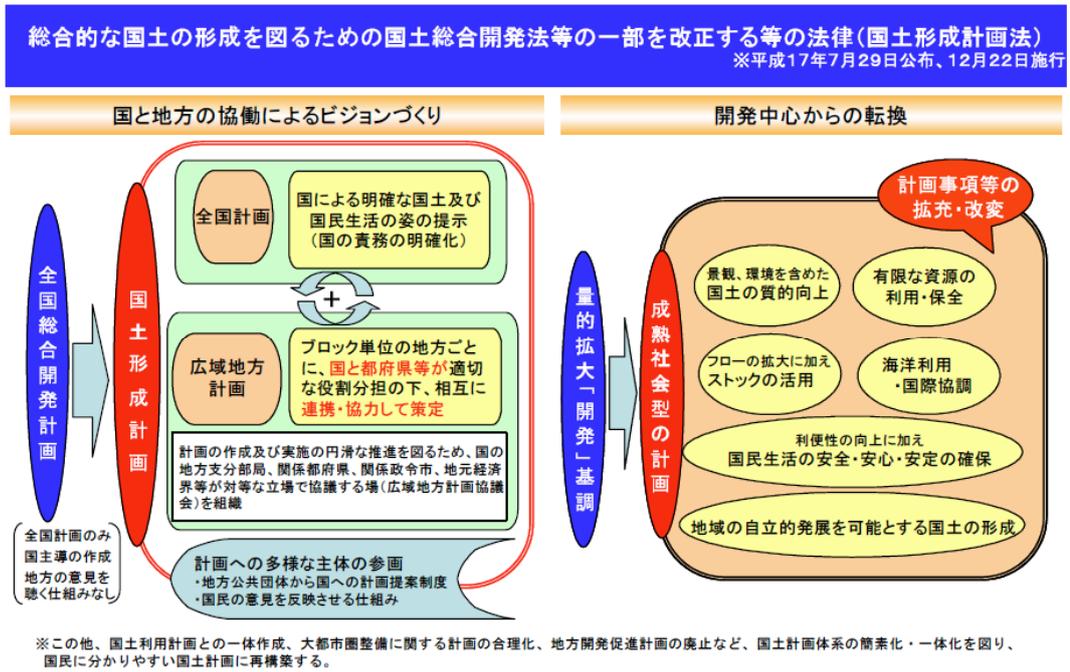
- ・オープンスペースとリダンダンシー確保のための交通インフラとを兼ね備えた安全で快適なまちづくり
- ・防災性を有するライフラインの整備
- ・応急災害対策に資する公共施設の整備

※ 復興方針の決定と復興計画の策定に関する災害対策基本法及び防災基本計画における規定については、10ページを参照。

《参考》国と地方公共団体等との連携による計画策定の事例（国土形成計画）

・平成 17 年 7 月、開発中心からの転換、国と地方の協働によるビジョンづくり、計画への多様な主体の参画等を内容とする「国土総合開発法」の抜本的改正が行われ、同年 12 月に「国土形成計画法」として施行された。ポイントは、以下のとおりである。

- ①国による明確な国土及び国民生活の姿を示す全国計画と、ブロック単位の地方毎に国と都府県等が適切に役割分担しながら相互に連携・協力して策定する「広域地方計画」の二つの計画から構成
- ②広域地方計画については、計画の作成及びその実施の円滑な推進を図るため、国の地方支分部局、関係都府県、関係政令市、地元経済界等が対等な立場で協議する場（広域地方計画協議会）を新たに設定
- ③国土計画の策定プロセスにおける多様な主体の参画を図るため、地方公共団体からの計画提案制度や国民の意見を反映させる仕組みを新たに設定。



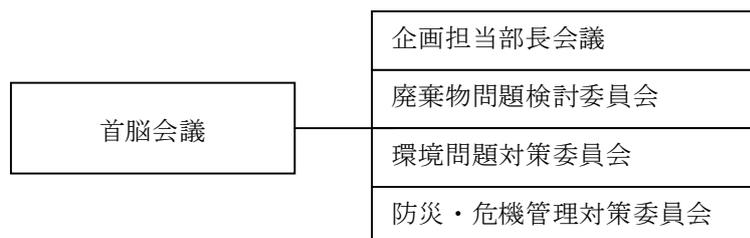
《参考》八都県市首脳会議

①構成員：埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県知事並びに横浜市、川崎市、千葉市及びさいたま市の市長

②会議の目的：八都県市の知事及び市長が長期的展望のもとに、共有する膨大な地域活力を生かす人間生活の総合的条件の向上を図るため共同して広域的課題に積極的に取り組むことを目的としている。

③組織

首脳会議の下に、担当部局長で構成する委員会等を設置するとともに、その下に担当課長や実務担当者で構成する幹事会、部会等を設置し、首脳会議の運営や広域的課題に関する具体的な調査・検討・協議等を行っている。



④広域的な取組の必要性

首都圏は、全国人口のおよそ4分の1(約3,400万人)を擁し、我が国の政治、経済、文化の中心をなすとともに、大都市圏として一つの地域社会を形成している。

しかし、この地域への人口の集中や諸機能の集積による都市化の進展により、個々の都県市の範囲を超えた広域的に対応すべき様々な課題が生じている。このため、広域化した諸課題の解決に向けて、八都県市が協調した取組を進めることが必要となっている。

出典：八都県市首脳会議のあらまし

http://www.chijihon.metro.tokyo.jp/kouiki/8to/8_aramashi.htm

1-2 基本インフラの復旧

①基本インフラの復旧・復興戦略

《参考》ライフライン施設の被害想定と復旧目標日数 → 5頁参照

《参考》仮設棧橋による神戸港の復旧

阪神・淡路復興委員会は、被災から約2ヶ月後の3月10日に開かれた第4回会合において、神戸港の復興を「阪神淡路地区の経済復興の最優先課題」としてとりあげ、国際コンテナ貨物の取扱い機能を早急に回復させるための特別整備事業として、「延長1000mの仮設棧橋埠頭を数ヶ月中に緊急整備することについて、早急に結論を得ること」を内容とする提言を行った。

《参考》災害復旧に関する制度の概要

○災害復旧制度の概要

- ・地方公共団体が管理する施設が災害を受けたとき、国の負担金や補助金により復旧事業を行なう法律上の制度としては、次の2つが国庫補助制度の二大根幹となっている。
 - a. 「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」（昭和25年法律169号、以下「暫定法」という。）農林水産業の維持と経営の安定に寄与することを目的とする。
 - b. 「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」（昭和26年法律97号、以下「負担法」という。）公共の福祉を確保することを目的とする。
- ・暫定法または負担法の対象とならない公共的施設の災害復旧事業に対する国庫補助の制度としては、「公立学校施設災害復旧費国庫負担法」（昭和28年法律247号）、「公営住宅法」（昭和26年法律193号）のほか水道法、下水道法等のなかにも災害に関する規定がある。
- ・この他、激甚災害が発生した場合の特別措置として、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律150号、以下「激甚法」という。）が制定された。この法律は、それまで、激甚災害の発生の都度、個別的に立法されてきた各種の国の補助、負担等に対する災害特例法を総合し、暫定法及び負担法とあいまって、災害復旧事業に対する国の補助制度の合理的かつ恒久的制度の確立を図ろうとしたものである。

表 主な災害復旧事業制度

事項・内容	根拠法律等	関係省庁
1) 公共土木施設災害復旧事業	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	国土交通省、農林水産省
河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道、公園		
2) 農林水産業施設等災害復旧事業	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農林水産省
農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設、共同利用施設		
3) 文教施設等災害復旧事業	公立学校施設災害復旧費国庫負担法	文部科学省
① 公立学校施設災害復旧事業 ② その他（国立学校、文化財）		
4) 厚生施設等災害復旧事業	生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法等	厚生労働省 環境省
① 社会福祉施設等災害復旧事業 生活保護施設、児童福祉施設、老人福祉施設、身体障害者更正援護施設、知的障害者援護施設等		
② 環境衛生施設等災害復旧事業		
③ 医療施設災害復旧事業 ④ その他（水道施設、感染症指定医療機関）		
5) その他の施設に係る災害復旧事業	公営住宅法 空港整備法 鉄道軌道整備法	国土交通省
① 都市施設災害復旧事業（街路、都市排水施設等）		
② 公営住宅災害復旧事業		
③ 空港災害復旧事業 ④ 鉄道災害復旧事業		

表 公共施設の主な復旧事業制度

分類	事業名	助成対象	根拠法等	実施主体
厚生施設等災害復旧事業	社会福祉施設等災害復旧事業	対象：保護施設、老人福祉施設等 補助率：国1/3～1/2 都道府県1/4～1/3	生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、売春防止法等 内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領	都道府県、市町村
	医療施設等災害復旧事業	対象：公的医療施設、へき地診療所、政策医療実施機関施設、医療関係者養成施設等 補助率：国1/2		
	保健衛生施設等災害復旧事業	対象：保健衛生施設、精神保健等施設、老人保健等施設、火葬場、と畜場等 補助率：国1/3～1/2		
廃棄物処理施設災害復旧事業		対象：廃棄物処理施設		
文教施設等災害復旧事業	公立学校施設災害復旧事業	対象：公立小中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲ろう学校、養護学校、幼稚園 補助率：2/3	公立学校負担法 激甚法	
	公立社会教育施設災害復旧事業	対象：公立の公民館、図書館、体育館等 補助率：2/3	激甚法	
	私立学校施設災害復旧事業	対象：私立学校 補助率：1/2	激甚法	

○災害復旧の事業期間

『公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年三月三十一日法律第九十七号）
（緊要な災害復旧事業に対する政府の措置）』

第八条の二 政府は、第三条の規定により国がその費用の一部を負担する災害復旧事業のうち緊要なものとして政令で定めるものについては、これを施行する地方公共団体又は地方公共団体の機関が当該年度及びこれに続く二箇年度以内に完了することができるように、財政の許す範囲内において、当該災害復旧事業に係る国の負担金の交付につき必要な措置を講ずるものとする。

『農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年五月十日法律第百六十九号）』

（緊要な災害復旧事業に対する政府の措置）

第三条の三 政府は、前二条の規定により国が直接又は間接にその事業費を補助する災害復旧事業のうち緊要なものとして政令で定めるものについては、その施行者が当該年度（災害の発生した年の四月一日の属する会計年度をいう。）及びこれに続く二箇年度以内に完了することができるように、財政の許す範囲内において、当該災害復旧事業に係る国の補助金の交付につき必要な措置を講ずるものとする。

《参考》ライフラインの災害復旧等に関する制度の概要

表 ライフライン施設整備に関連する事業概要

分類	事業名	助成対象等	要件	根拠法等	実施主体
公共土木施設災害復旧事業		対象：下水道 補助率：2/3-4/4	暴風、洪水、高潮、地震その他異常な天然現象により生じた災害により被害が発生した場合	負担法、激甚法 (国土交通省・農林水産省)	都道府県・市町村
厚生施設災害関連事業	水道施設災害復旧事業	対象：地方公共団体が管理する水道事業、水道用水供給事業施設	災害復旧事業と合併して改良復旧を実施する場合	厚生省所管補助施設災害復旧費 実地調査要領(厚生労働省)	
道路関連整備事業	共同溝整備事業	対象：共同溝の建設 補助率：建設費のうち、 占用予定者の負担する額を除いた額。これに対して1/2を補助する	・自動車交通が著しく 幅そうし道路を掘り返すことで道路構造一交通に著しく支障が生ずると認められる道路	共同溝の整備等に関する特別措置法(国土交通省)	
「災害に強い安全なまちづくり」支援措置単独・ハード整備	都市生活環境整備特別対策事業	対象：環境整備と一体となったまちの防災構造化 ・電線類の地中化 ・植栽、植樹緑化など	・充当率75% ・元利償還金の50%に交付税措置	(総務省消防庁)	
	上水道安全対策事業	対象：災害に強い上水道づくり ・耐震化の観点から行基幹管路、老朽管等管路の改良・更新、災害対策の観点から行う送・配水管の相互連絡管等の整備断水特等に備えた応急給水体制の整備	・通常事業に上積みして実施する事業費の1/4を一般会計出資 ・出資債元利償還金の50%に交付税措置		

1-3 財政面での対応

①復興財源等の確保

《参考》阪神・淡路大震災当時と現在の指標の比較

	阪神・淡路 大震災当時	現 在		出 典
国内総生産 (名目・暦年)	493 兆円	507 兆円	95 年, 06 年	国民経済計算 内閣府
租税総額	88 兆円	81 兆円	95 年度, 05 年 度(見込)	第五十六回 日本統計年鑑 平成 19 年 総務省統計局
地方の借入金残額	125 兆円	204 兆円	95 年度, 04 年 度	地方財政の状況 総務省
年度末国債残高	207 兆円	542 兆円	94 年度, 06 年 度(見込)	最近 20 年間の各年度末の国債残高の 推移 財務省
国債依存度 (実 績)	22.4%	37.6%	94 年度, 06 年 度(当初予算)	戦後の国債管理政策の推移 財務省
地価水準	126.1	64.8	95 年 3 月, 06 年 9 月	市街地価格指数 ((財)日本不動産研究 所) 全国市街地 全用途平均 *平成 12 年 3 月末 = 100
高齢化率	14.4%	20.3%	95 年, 06 年	住民基本台帳人口
小売業商品販売額	143 兆円	133 兆円	94 年, 04 年 (簡易調査)	商業統計調査
工業製造品出荷額 等	309 兆円	297 兆円	95 年, 05 年	平成 17 年 工業統計速報データ (平成 18 年 9 月 29 日公表)
住宅耐震化率	51%	61%	98 年, 03 年	「閣議決定にかかる社会資本整備長期 計画に関する取組の状況」(2006 年 3 月) より
地震保険加入率	9.0%	20.1%	94 年度末, 05 年度末	損害保険料率算出機構調べ

※紅谷昇平「復旧・復興施策の立案と論点」『復興まちづくりの時代-震災から誕生した次世代戦略』
(2006.9.15) を参考に作成

《参考》災害に関する地方財政制度の概要

災害に関する地方財政制度としては、「災害復旧事業制度及び激甚災害の指定による財政援助」「起債の特例」「③特別交付税措置」が主なものである。

○災害復旧事業及び激甚災害の指定による財政援助

激甚災害の指定により、次のような項目について、財政援助、財政措置を受けることができる。

- ・ 公共土木施設の災害復旧事業(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法)
- ・ 公立学校の施設の災害復旧事業(公立学校施設災害復旧費国庫負担法)
- ・ 公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業(公営住宅法)
- ・ 保護施設の災害復旧事業(生活保護法)
- ・ 児童福祉施設の災害復旧事業(児童福祉法)
- ・ 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業(老人福祉法)
- ・ 身体障害者更正援護施設の災害復旧事業(身体障害者福祉法)
- ・ 知的障害者更正施設又は知的障害者授産施設の災害復旧事業(知的障害者福祉法)
- ・ 婦人保護施設の災害復旧事業(売春防止法)
- ・ 感染症指定医療機関の災害復旧事業(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)
- ・ 感染症予防事業(激甚法)
- ・ がれき処理 など

○起債の特例

- ・ 災害対策債、歳入欠かん等債の発行が許可される。
- ・ 災害復旧費に係る地方債の元利償還金の算入としては、次の措置がとられる。
 - a. 補助災害復旧事業債：元利償還金の 95.0%
 - b. 単独災害復旧事業債：元利償還金の 47.5～85.5%
- ・ また、激甚災害の指定により、小災害債、歳入欠かん等債の発行が可能となる。

表 一般災害に関する地方債制度の概要

区 分	起債対象事業	充当率等	備 考
補助災害復旧事業及び直轄災害復旧事業債	<ol style="list-style-type: none"> 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条に基づく災害復旧事業 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第3条に基づく災害復旧事業 公立学校施設災害復旧費国庫負担法第3条に基づく災害復旧事業 公営住宅法第8条第3項に基づく災害復旧事業 国庫補助の対象となる都市災害復旧事業 その他 ※補助事業の災害関連事業に対する起債は、一般公共事業債で措置(充当率95%)	<ol style="list-style-type: none"> 公共土木施設等地方負担額の 現年分100% 過年分90% 農地・農林漁業施設地方負担額の 現年分 80% 過年分 70% 	普通交付税元利償還金の95%
単独災害復旧事業債	公共施設及び公用施設に係る災害復旧事業のうち補助災害復旧事業債及び一般公共事業債の対象とならない次に掲げる事業 <ol style="list-style-type: none"> 補助災害復旧事業の採択基準に満たない事業 災害復旧について国庫補助制度はあるが、補助災害復旧事業債の対象としない施設(保育所、養護老人ホーム等社会福祉施設、公民館図書館等社会教育施設) 災害復旧について国庫補助制度がない施設の災害復旧事業(庁舎・各種試験場等公用施設) 災害応急復旧工事 災害関連工事 維持上又は公益上、特に必要と認められる河川、港湾、漁港の埋塞に係るしゅんせつ工事 維持上又は公益上、特に必要と認められる天然の海岸、河岸の決壊に係る災害復旧工事 ※対象事業は1ヶ所の工事費が130千円(県は260千円)以上の事業であること ※対象外 <ul style="list-style-type: none"> 農地 維持工事費、著しい維持管理の不備が原因、施工粗漏、申請漏れ工事、設計不備 小災害債の対象となるもの ※災害応急復旧工事は特別の事情がある場合に限り採択	○単独災害復旧事業 <ol style="list-style-type: none"> 公共土木施設等対象事業費の100% 農林漁業施設対象事業費の65% 	普通交付税元利償還金の47.5～85.5%
公営企業等災害復旧事業債	○地方債計画上の公営企業債事業に係る施設の災害復旧事業 ※災害復旧について補助制度があるものは、補助査定で災害が認定されたものに限る。 <ul style="list-style-type: none"> * 上水道 * 簡易水道(飲料水供給施設を含む) * 下水道 * と畜場整備 * 有料道路(道路整備特別措置法に基づく道路に限る) 	対象事業費の100%(国庫補助事業であっても単価は実施単価)	特別交付税元利償還金の50%(上水道、簡易水道、病院、ガス、路面交通)
火災復旧事業債	○被災原因が火災である公共施設及び公用施設の災害復旧事業起債限度額は次のいずれか少ない額 <ol style="list-style-type: none"> 基準事業費(応急復旧費含む)+備品購入費-保険金相当額 実施事業費(応急復旧費、備品購入費を含む)-実保険金受領額(動産分含む) 	左の額の100%	

表 激甚災害による特例債

区分	対象団体	起債対象	充当率	留意事項／交付税措置	
歳入欠かん債	<p>【災害対策基本法第102条第1項第1号及び第2号】</p> <p>徴収金の減免の額と災害対策等の通常経費との合計額が一定額を超える団体で、AまたはBのいずれかに該当する団体</p> <p>A 公共土木施設、公立学校施設及び農地等施設の激甚補助災害復旧事業費の合計額が標準税収入額を超える団体</p> <p>B 激甚災害の指定を受け災害救助法第23条第1項又は第2項に規定する救助が行われた市町村で、救助費用として県が支弁した額が当該市町村の標準税収入額の1%相当額を超える団体</p>	<p>○議会議決、条例、規則により減免された次のもの（災害のための減免で生じた財政収入の不足分）</p> <p>1. 地方税法第4条及び第5条のそれぞれ第2項、第3項の規定による普通税</p> <p>2. 使用料（公営企業に係るものを除く）及び手数料</p> <p>3. 分担金、負担金</p>	<p>査定減収額の100%</p>	<p>1. 起債の一件限度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県・政令指定都市 10,000千円 ・人口30万人以上の市 5,000千円 ・人口10万人以上の市 3,000千円 ・人口 5万人以上の市 1,500千円 ・その他の市町村 800千円 <p>（災害対策債と合算で適用）</p> <p>2. 償還方法</p> <p>4年（1年据置）の半年賦償還</p> <p>3. 交付税措置</p> <p>元利償還金について特別交付税57%</p> <p>※災害の発生した日の属する年度に限る</p>	
	災害対策債	<p>○国庫補助負担金の交付を受けて行う次の対策に要する経費（災害救助予防対策費等に係る地方負担額を措置。従って、単独事業、継ぎ足し単独事業は対象外）</p> <p>1. 水防対策</p> <p>2. 災害救助対策</p> <p>3. 感染症予防対策</p> <p>4. 病虫害駆除対策</p> <p>5. 農作物種子対策</p> <p>6. たん水排除対策</p> <p>7. その他類する対策</p>	<p>地方負担額の100%</p>		
小災害債	<p>いずれかに該当する対象</p> <p>【激甚法第24条第1項】</p> <p>公共土木施設、公立学校施設及び農地農業用施設の激甚補助災害復旧事業費の合計額が当該団体の標準税収入額を超える団体で、公共土木施設小災害債と次の公立学校施設小災害債の合計額が1件限度を超える団体</p>	<p>激甚地としての特定地方公共団体であって公共土木施設小災害債が1件限度を超える団体</p>	<p>○国庫負担法の対象施設・事業で1カ所の工事費が300千円以上600千円未満（県は800千円以上1,200千円未満）</p>	<p>査定事業費の100%</p>	<p>1. 起債団体は激甚法による総務大臣告示団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共土木等 施行令 43 ・農地等 施行令 44 ・被害甚大地 施行令 5 <p>2. 起債の一件限度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県・政令指定都市 8,000千円 ・人口30万人以上の市 4,000千円 ・人口10万人以上の市 2,500千円 ・人口 5万人以上の市 1,500千円 ・その他の市町村 800千円 <p>3. 償還方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共土木等10年（2年据置）の年賦償還 ・農地等4年（1年据置）の年賦償還 <p>4. 交付税措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通交付税 ・元利償還金の公共土木等66.5～95.0% 農地等100%
	公共土木等小災害債	<p>いずれかに該当する対象</p> <p>同 上</p>	<p>1 学校毎の工事費が100千円を超えるもの（建物以外の工作物又は土地については400千円（県は800千円）未満、設備については300千円（600千円）未満に限る）</p>	<p>○農地： 一般被災地50% 被害激甚地74%</p> <p>○農業用施設： 一般被災地65% 被害激甚地80%</p> <p>○林道： 一般被災地65% 被害激甚地80%</p>	
	農地等小災害債	<p>【激甚法第24条第2項】</p> <p>農地、農業用施設、林道の激甚補助災害復旧事業費及び同小災害復旧事業費の合計額が8,000千円を超える市町村であって、農地・農業用施設、林道小災害債の合計額が1件限度を超える市町村</p>	<p>暫定法の対象施設・事業で1ヶ所の工事費が130千円以上400千円未満のもの</p>	<p>査定事業費の</p> <p>○農地： 一般被災地50% 被害激甚地74%</p> <p>○農業用施設： 一般被災地65% 被害激甚地80%</p> <p>○林道： 一般被災地65% 被害激甚地80%</p>	

○特別交付税

- ・災害に際しては、地方税を始めとする各種収入の減少、職員の超過勤務等、地方公共団体においては各種の財政負担が生じる。それらを個々に算出することが難しいことから、「特別交付税に関する省令」では、災害に係る配分項目として次のような項目を基準として算出した額が特別交付税として措置されることとなっている。

表 災害に関する特別交付税の概要

区 分	算 定 基 礎 ・ 数 値	算入率
現年災A	○国庫補助負担金を伴う災害復旧事業費・災害対策事業費及び国の行う災害復旧事業費の合算額	県分1.5% 市町村分1.0%
現年災B	○り災世帯数、全壊・半壊家屋戸数、浸水家屋戸数、農作物被害面積、死者・行方不明者数、障害者数	据置単価
現年災C	○現年災A 0.5 + 現年災B 0.2	-
大火災	○焼失住宅の世帯数	据置単価
公共施設災害	○市町村有の施設の火災の焼失面積(小・中・高等学校、大学、庁舎、その他)	据置単価
渇水対策	○次の経費の合算額 ・一般会計から上水道事業特別会計又は簡易水道事業に繰入れた額×0.5 ・井戸掘削工事、配管工事等に要する経費のうち総務大臣が調査した額×0.5 ・広報活動、給水事業等に要する経費のうち総務大臣が調査した額×0.8	-
干害・冷害・ひょう害等	農作物被害額	据置率
営農資金 利子補給	○天災融資法に基づく、被災農林漁業者等に対する利子補給、損失補償に要する地方負担額	80%
災害特例債	○災害対策基本法第102条第1項に規定する地方債(歳入欠かん債等)の元利償還金	57%
連年災	○連年災害のための補助災害復旧事業等に要する地方負担額	据置率
公営企業災害復旧	○次の事業の災害復旧事業に係る地方債の元利償還金の補てんのため一般会計から当該特別会計に繰り入れた額 ア 病院、上水道、簡易水道事業 イ 激甚災害被災市町村のガス、上水道(アを除く)、路面交通事業	50%

○その他の財源確保

(財) 全国市町村振興協会の低金利融資

財団法人全国市町村振興協会は、市町村の災害対策事業やまちづくり事業などへの低金利融資を実施している。過去、この制度によって実施される都道府県の市町村振興資金貸付事業により、被災者支援を行う市町村の財政負担に対する支援が実施された例がある。

②財源配分の重点化

《参考》首都直下地震における経済被害

経済被害 約 112 兆円（東京湾北部地震 M7.3、夕方 18 時、風速 15m/s）

(兆円)

直接被害 (復旧費用)	66.6	間接被害 (生産額の低下)	39.0
建物・家財	55.2	被災地域内（東京都）	13.2
その他資産	6.7	被災地域外（東京都以外）	25.2
ライフライン施設	1.1	海外波及被害	0.6
交通施設	3.1	間接被害 (交通寸断による機会損失・時間損失)	6.2
その他公共土木施設	0.4	人流寸断による影響	1.5
		港湾物流寸断による影響	4.7

出典：中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会」第 15 回資料

《参考》首都直下地震の復興需要・公的需要の試算例（永松伸吾氏による）

○次の大災害に必要な財政規模の推計

* 被害額と財政規模が正比例すると仮定

	阪神・淡路 大震災	東海地震	東南海・南海 地震	首都直下地震
直接被害額	(a) 9.9 兆円 ¹⁾	26.0 兆円 ²⁾	43.0 兆円 ³⁾	66.6 兆円 ⁴⁾
震災関連事業総額 (c+d)	(b) 9.1 兆円 ⁵⁾	23.9 兆円	39.5 兆円	61.2 兆円
追加的事业	(c) 5.4 兆円	14.2 兆円	23.5 兆円	36.3 兆円
通常事業の代替	(d) 3.7 兆円	9.7 兆円	16.0 兆円	24.9 兆円
税込減	(e) 0.4 兆円 ⁶⁾	1.0 兆円	1.7 兆円	2.7 兆円
追加的に財源措置が必要な規模 (c+e)	(f) 5.8 兆円	15.2 兆円	25.2 兆円	39.3 兆円

1) 兵庫県発表数値

2) 中央防災会議東海地震専門調査会「東海地震に係る被害想定結果について」(H. 15. 3) 予知なしのケース

3) 中央防災会議「東南海、南海地震に係る被害想定について」(H15. 9) 直接被害額最大のケース

4) 中央防災会議首都直下地震対策専門調査会「首都直下地震の被害想定」(H16. 11)

5) 阪神・淡路大震災の震災関連事業総額は平成6年度～10年度の5年間分とした。

6) 国税分について法人税の減収分は含まれない。

7) 国直轄事業1.7兆円のうち、0.8兆円が追加的支出であると仮定

8) 東海地震、東南海・南海地震に係る被害想定については公共土木被害は含まれていない。

永松伸吾・林敏彦「阪神・淡路大震災からの経済復興と復興財政の機能について」『震災復興と公共政策 II』D R I 調査研究レポート, vol7, pp40-59. 表 8 に加筆修整

○官民合わせた復興需要（付加価値額）と公的需要

$$7.8 \text{ 兆円} \times (66.6 \text{ 兆円} / 9.9 \text{ 兆円}) = 51.8 \text{ 兆円}$$

→官民合わせた復興需要の付加価値額は 51.8 兆円

$$5.8 \text{ 兆円} \times (66.6 \text{ 兆円} / 9.9 \text{ 兆円}) = 39.3 \text{ 兆円}$$

→追加的に財政措置が必要な財政規模

→ほとんどは公債発行による財源措置

加えて地震保険特別会計（最大 4 兆 1 千億円）、生活再建支援法による措置を加える必要。

出典：永松伸吾委員提供資料

《参考》地震保険と再保険制度

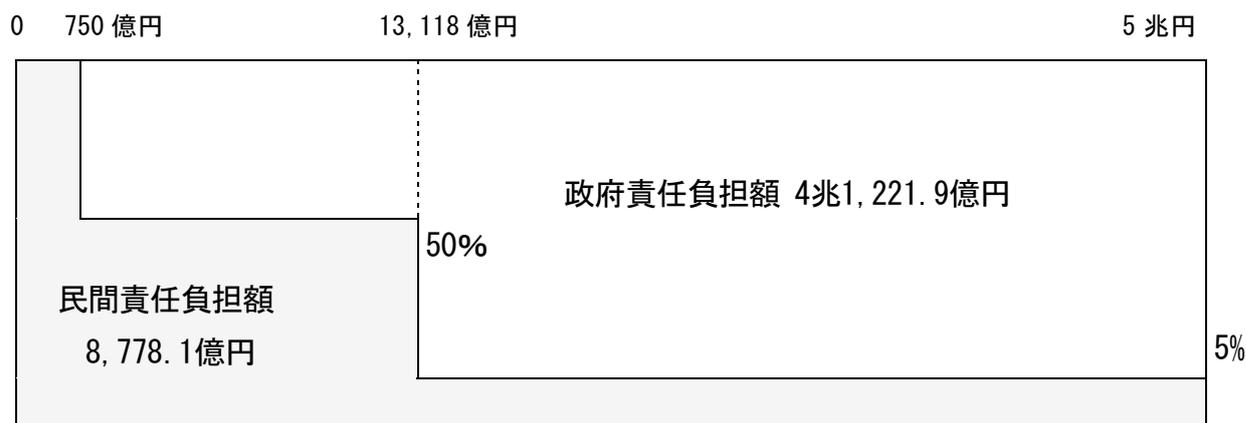
○地震保険の仕組み

- ・地震・噴火又はこれらによる津波を直接又は間接の原因とする火災・損壊・埋没又は流失による、居住の用に供する建物（専用住宅、店舗併用住宅）及び生活用動産（家財）の被害が対象
- ・火災保険契約に原則付帯
 - ・保険金額は、火災保険の保険金額の30%～50%の額（ただし、建物5,000万円、生活用動産（家財）1,000万円が限度）

○国の再保険

- ・1回の地震等における支払保険金総額が一定の額を超過した場合に、その超過した部分について、国が再保険金を支払うこととされ（地震保険に関する法律第3条第2項）、その限度額については、毎年度、国会の議決を経て、特別会計予算総則で定めている
- ・再保険金の支払に対応するため、地震再保険特別会計法に基づき地震再保険特別会計を設置し、毎年の再保険契約の収支残を責任準備金として積み立てるとともに（地震再保険特別会計法第8条）、大規模な災害が生じて、政府の責任準備金では不足する場合には、一般会計からの借入金をもって支弁することとしている（同第13条、第14条）

再保険のスキーム（平成18年4月1日適用）



(注) 民間とは、元受保険会社各社および日本地震再保険会社をいう。

750億円まで		民間	100%	
750億円超	13,118億円まで	民間	50%	政府50%
13,118億円超	5兆円まで	民間	5%	政府95%

※阪神・淡路大震災における政府再保険金の支払実績

約61億円（地震保険支払額 約783億円）

③財政手段

《参考》東京都の要望-震災復興財源の確保

・東京都では、次のような国への制度要望を行っている。

(震災復興財源の確保)

大地震等により広範囲に被害が発生した場合、被災自治体が自らの判断と責任において迅速かつ機動的な復興対策が可能となるよう、総合的な財政支援の制度・仕組みを創設すること。

《参考》防災基本計画（抜粋）

第2編 震災対策編

第3章 災害復旧・復興

第4節 被災者等の生活再建等の支援

○地方公共団体は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

《参考》阪神・淡路復興基金の概要

○設立目的

阪神・淡路大震災からの早期復興のための各般の取組を補完し、被災者の救済及び自立支援並びに被災地域の総合的な復興対策を長期・安定的、機動的に進め、災害により疲弊した被災地域を魅力ある地域に再生させることを目的とする。

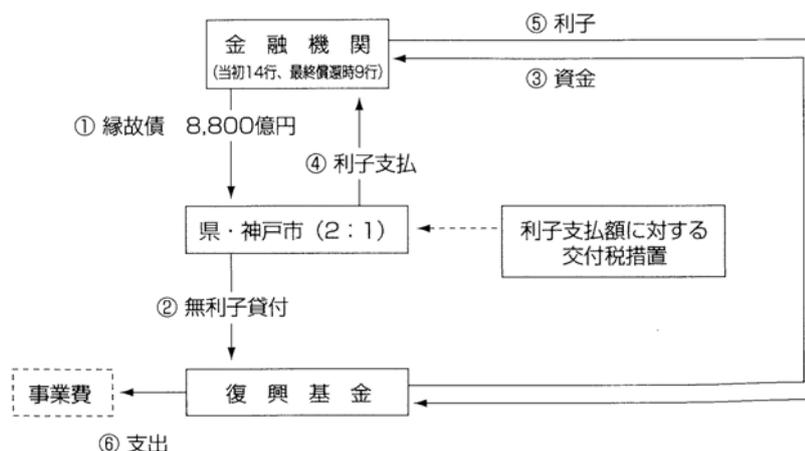
○基金の規模

基本財産（出 捐 金）	200億円
運用財産（長期借入金）	8,800億円
合計	9,000億円

(運用財産の内訳)

運用財産	運用利率	運用期間	運用益
5,800億円	4.5%	10年間（H7.6.27～H17.6.27）	2,610億円
		5.5か月（H17.6.27～H17.12.12）	120億円
3,000億円	3.0%	5年間（H9.3.27～H14.3.27）	450億円
		4年間（H14.3.27～H18.3.27）	360億円
合計（8,800億円）			3,540億円

○資金フレーム



○事業

事業名	内 容	事業数
住 宅	被災者の住宅の再建等住宅の復興を支援する事業	33
生 活	被災者の生活の安定・自立及び健康・福祉の増進を支援する事業	32
産 業	被害を受けた中小企業者の事業再開等産業の復興を支援する事業	33
教 育	被害を受けた私立学校の再建等教育・文化の復興を支援する事業	11
その他	その他、被災地域の早期かつ総合的な復興に資する事業	4
合 計		113

出典：(財)阪神・淡路大震災復興基金「創造的復興をめざして 復興基金 10 年の歩み」
平成 18 年 3 月

2 個別分野における対応

2-1 居住安定対策

①仮住まいの早期確保と被災者への支援

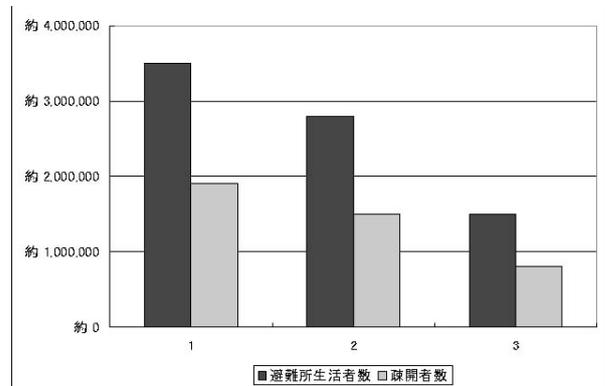
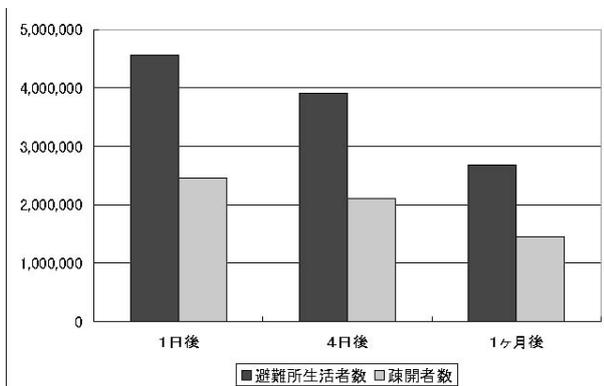
《参考》東京湾北部地震時における避難者数

冬18時、風速15m/s（家屋被害が最大となるケース）

	避難者数(避難所生活者数+疎開者数)			避難所生活者数			疎開者数		
	1日後	4日後	1ヶ月後	1日後	4日後	1ヶ月後	1日後	4日後	1ヶ月後
合計	約7,000,000	約6,000,000	約4,100,000	約4,600,000	約3,900,000	約2,700,000	約2,500,000	約2,100,000	約1,400,000
茨城県	約57,000	約46,000	約14,000	約37,000	約30,000	約8,900	約20,000	約16,000	約4,800
栃木県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
群馬県	約300	約300	約100	約200	約200	約100	約100	約100	約50
埼玉県	約1,000,000	約890,000	約540,000	約660,000	約580,000	約350,000	約350,000	約310,000	約190,000
千葉県	約1,300,000	約1,200,000	約720,000	約870,000	約760,000	約470,000	約470,000	約410,000	約250,000
東京都	約3,100,000	約2,600,000	約2,200,000	約2,000,000	約1,700,000	約1,400,000	約1,100,000	約910,000	約770,000
神奈川県	約1,500,000	約1,300,000	約660,000	約990,000	約850,000	約430,000	約530,000	約460,000	約230,000
山梨県	約800	約600	約200	約500	約400	約100	約300	約200	約60
静岡県	約500	約400	約100	約300	約300	約70	約200	約100	約40

冬18時、風速3m/s

	避難者数(避難所生活者数+疎開者数)			避難所生活者数			疎開者数		
	1日後	4日後	1ヶ月後	1日後	4日後	1ヶ月後	1日後	4日後	1ヶ月後
合計	約6,100,000	約5,000,000	約3,100,000	約4,000,000	約3,300,000	約2,000,000	約2,100,000	約1,800,000	約1,100,000
茨城県	約57,000	約46,000	約14,000	約37,000	約30,000	約8,900	約20,000	約16,000	約4,800
栃木県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
群馬県	約300	約300	約100	約200	約200	約90	約100	約100	約50
埼玉県	約900,000	約780,000	約410,000	約590,000	約510,000	約270,000	約320,000	約270,000	約140,000
千葉県	約1,200,000	約1,000,000	約560,000	約780,000	約680,000	約360,000	約420,000	約360,000	約200,000
東京都	約2,500,000	約2,000,000	約1,600,000	約1,600,000	約1,300,000	約1,000,000	約880,000	約700,000	約540,000
神奈川県	約1,400,000	約1,200,000	約530,000	約920,000	約770,000	約350,000	約490,000	約420,000	約190,000
山梨県	約800	約600	約200	約500	約400	約100	約300	約200	約60
静岡県	約500	約400	約100	約300	約300	約70	約200	約100	約40



出典：中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会（第20回）」資料

《参考》仮設住宅供給能力

○仮設住宅供給能力

- ・プレハブ建築協会「平成 16 年度 災害対策業務関連資料集」では、労働者の確保を前提として、関東地区において3ヶ月で6万1千戸、6ヶ月で12万2千戸の供給が可能であるとしている。

期 間	建設可能戸数（推計）
3ヶ月	61,000
6ヶ月	122,000

《参考》全国の大工職の人数

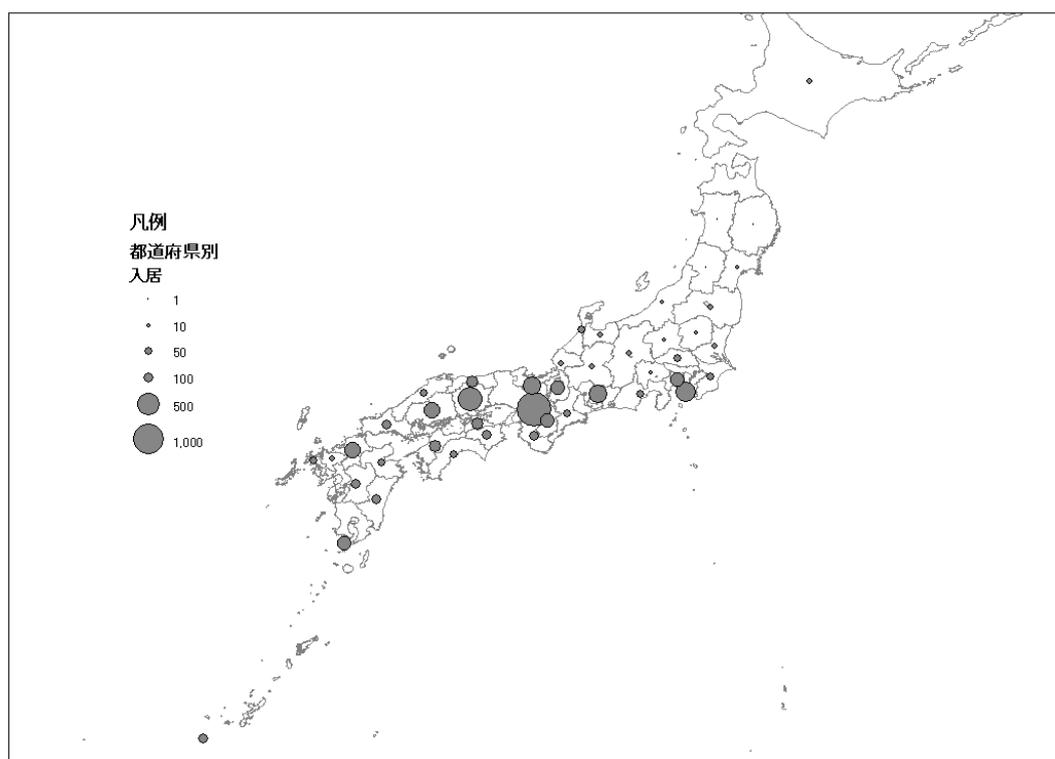
- ・総務省統計局はこのほど、平成 17 年度国勢調査の速報集計（1%抽出）を公表したが、それによると大工人口は55万4500人で前回調査時（平成12年）よりも約9万2300人も減少（14.3%減）したことが判明した。しかも、同調査の「大工」には型枠大工も含まれているので、建築大工は50万人を割っているといえる。

出典：日本住宅新聞 2006/07/05

《参考》阪神・淡路大震災における一時提供公営住宅への入居状況

○一時入居

- ・阪神・淡路大震災では、全国の公営住宅6,226戸への一時入居が決定した。



○一時入居から正式入居への手続き

- ・一時使用期限が経過した後も引き続き現住宅に正式入居を希望する者に対して、被災市街地復興特別措置法第 21 条に規定する入居者資格要件の特例を適用するなど入居を認めた。
- ・正式入居の資格は、従前に居住していた住宅が、罹災証明書により全壊・全焼または半壊・半焼であることが証明でき、かつ現に一時使用住宅へ入居していることが証明できる場合である。このため、一時的に公営住宅に入居できたとしても、罹災証明書がなければ、継続して入居はできないことになる。正式入居ができるのは、一時使用許可期限が満了した日の翌日からであり、住戸ごとに定められている家賃の 3 ヶ月分の敷金と家賃を納付することが必要である。正式入居にあたっては、共益費の負担はもちろんのこと、自治会活動への参加が義務づけられている。

出典：『阪神・淡路大震災の統括・検証に係る調査』内閣府

《参考》阪神・淡路大震災における民間賃貸住宅借上げ提供

- ・730 世帯の応募のなかから、111 世帯、262 人が 2 月中旬～下旬にかけて入居した。また、3 月 8 日～10 日までの 2 次募集を行ったが、268 世帯の応募のうち、28 世帯、63 人が 3 月下旬～4 月上旬にかけて入居した。
- ・原則、6 ヶ月間の提供としていたが、住宅確保のめどが立たない被災者のために、平成 8 年 3 月まで 6 ヶ月間に限り延長し、公営住宅入居、自宅再建、当該民間アパートとの自己契約、応急仮設住宅への入居斡旋等により期限内に全員撤去した。

出典：『阪神・淡路大震災兵庫県 1 年の記録』兵庫県

《参考》仮設住宅建設用地に関する被災者の土地活用

- ・阪神・淡路大震災では、厚生省（当時）が民有地のうち被災者の土地への建設については優先入居等の不公平を生じるおそれがあるという見解を出した。ただし、その後の厚生省（当時）の研究会では、被災者の土地活用についても検討すべきとして、次のような例を示している。

『全壊した住宅跡地に当該被災者のための応急仮設住宅を設置することについては、単独設置に伴うコストの増大や他の入居待ち被災者との公平性の問題、地域によっては復興事業の支障となる等の問題も考えられる。そのため、例えば、数戸以上の設置が可能で、ライフライン整備が容易である等の一定条件を満たす場合に限って積極的に活用することとし、自己居住用の 1 戸以外については地区別抽選で近隣の被災者の優先入居を認める。』

出典：厚生労働省・大規模災害救助研究会報告書「大規模災害救助研究会報告書」（平成 13 年 4 月）

《参考》東京都の要望 - 住宅の応急修理に関する基準の見直し

○住宅の応急修理に関する基準の見直し

- ・被災時に住宅資源を最大限活用できるようにするため、応急修理が可能な半壊住宅に対し、効果的な応急修理が、大量かつ迅速に行えるよう、対象者の資力要件をなくすとともに、修理費用の限度額を引き上げるなど、救助に係る基準の見直しを行うこと。

出典：平成19年度 国の施策及び予算に対する東京都の提案要求

《参考》災害救助法の応急修理制度

- ・災害救助法に基づく応急修理は、住家が半壊し「自ら修理する資力のない世帯」について、地方公共団体が居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理するものである。なお、近年の災害では、対象者要件が、被災者生活再建支援法の収入・年齢要件と同様の基準に緩和されている例がある。
- ・公費による修理限度額：市町村ごとに、一世帯（同一住家に2以上の世帯が同居している場合は、これを1世帯と見なす）当たりの平均金額が50万円以内。
- ・実施期限：同法に基づく応急修理は災害発生の日から1ヶ月以内に完了しなければならないとされている（ただし、期間延長措置あり）。

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」

（災害にかかった住宅の応急修理）

第七条 法第二十三条第一項第六号の災害にかかった住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 災害のため住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者に対して行うものであること。
- 二 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり五十万円以内とすること。
- 三 住宅の応急修理は、災害発生の日から一月以内に完了すること。

②恒久的な住まいの確保

《参考》 現行の住宅再建支援制度

○住宅金融公庫による災害復興住宅資金貸付

制度の名称	災害復興住宅融資（建設）																								
支援の種類	融資																								
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●住宅金融公庫が指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を建設する場合に受けられる融資です。 ●融資が受けられるのは、1戸当たりの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅です。 ●この融資は、融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができます。 																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>構造等</th> <th>融資限度額</th> <th>返済期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐火住宅</td> <td>1,460万円</td> <td>35年</td> </tr> <tr> <td>準耐火住宅</td> <td>1,460万円</td> <td>35年</td> </tr> <tr> <td>木造住宅（耐久性）</td> <td>1,460万円</td> <td>35年</td> </tr> <tr> <td>木造住宅（一般）</td> <td>1,400万円</td> <td>25年</td> </tr> <tr> <td>特例加算</td> <td>450万円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>土地取得費</td> <td>970万円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>整地費</td> <td>380万円</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※金利については住宅金融公庫にご確認ください。</p>		構造等	融資限度額	返済期間	耐火住宅	1,460万円	35年	準耐火住宅	1,460万円	35年	木造住宅（耐久性）	1,460万円	35年	木造住宅（一般）	1,400万円	25年	特例加算	450万円	—	土地取得費	970万円	—	整地費	380万円
構造等	融資限度額	返済期間																							
耐火住宅	1,460万円	35年																							
準耐火住宅	1,460万円	35年																							
木造住宅（耐久性）	1,460万円	35年																							
木造住宅（一般）	1,400万円	25年																							
特例加算	450万円	—																							
土地取得費	970万円	—																							
整地費	380万円	—																							
活用できる方	●ご自分が居住するために住宅を建設される方であって、住宅に5割以上の被害を受けた旨の「災害復興住宅に関する認定書」の発行を受けた方が対象です。																								
お問い合わせ	住宅金融公庫																								

制度の名称	災害復興住宅融資（新築購入、リ・ユース購入）																																
支援の種類	融資																																
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●住宅金融公庫が指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、新築住宅、リ・ユース住宅を購入する場合に受けられる融資です。 ●融資が受けられるのは、1戸当たりの住宅部分の床面積が50㎡（マンションの場合40㎡）以上175㎡以下の住宅（リ・ユースプラス住宅は70㎡以上、リ・ユースプラスマンションは50㎡以上の住宅）で、一戸建ての場合は敷地面積が100㎡以上であることが必要です。また、リ・ユース購入においては、建築年数が原則25年以内（耐火・高性能準耐火）又は20年以内（木造・準耐火）の住宅であることが必要となります。 ●この融資は、融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができます。 																																
	<p>■新築住宅の購入</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>構造等</th> <th>融資限度額</th> <th>返済期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐火住宅</td> <td>1,460万円</td> <td>35年</td> </tr> <tr> <td>準耐火住宅</td> <td>1,460万円</td> <td>35年</td> </tr> <tr> <td>木造住宅（耐久性）</td> <td>1,460万円</td> <td>35年</td> </tr> <tr> <td>木造住宅（一般）</td> <td>1,400万円</td> <td>25年</td> </tr> <tr> <td>特例加算</td> <td>450万円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>土地取得費</td> <td>970万円</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>■中古住宅の購入</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">構造等</th> <th colspan="2">融資限度額</th> </tr> <tr> <th>リ・ユース</th> <th>リ・ユースプラス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐火住宅</td> <td>1,160万円</td> <td>1,460万円</td> </tr> <tr> <td>準耐火住宅</td> <td>1,160万円</td> <td>1,460万円</td> </tr> </tbody> </table>		構造等	融資限度額	返済期間	耐火住宅	1,460万円	35年	準耐火住宅	1,460万円	35年	木造住宅（耐久性）	1,460万円	35年	木造住宅（一般）	1,400万円	25年	特例加算	450万円	—	土地取得費	970万円	—	構造等	融資限度額		リ・ユース	リ・ユースプラス	耐火住宅	1,160万円	1,460万円	準耐火住宅	1,160万円
構造等	融資限度額	返済期間																															
耐火住宅	1,460万円	35年																															
準耐火住宅	1,460万円	35年																															
木造住宅（耐久性）	1,460万円	35年																															
木造住宅（一般）	1,400万円	25年																															
特例加算	450万円	—																															
土地取得費	970万円	—																															
構造等	融資限度額																																
	リ・ユース	リ・ユースプラス																															
耐火住宅	1,160万円	1,460万円																															
準耐火住宅	1,160万円	1,460万円																															

	木造住宅（耐久性）	1,160万円	1,460万円
	木造住宅（一般）	950万円	1,400万円
	特例加算（一般分）	450万円	450万円
	土地取得費	970万円	970万円
	建て方	種別	返済期間
	一戸建て等	リ・ユース住宅	20年、25年
		リ・ユースプラス住宅	25年、30年
	マンション	リ・ユースマンション	25年
リ・ユースプラスマンション		35年	
※返済期間は、建築年次等によって異なりますので住宅金融公庫にご確認ください。金利については住宅金融公庫にご確認ください。			
活用できる方	●ご自分が居住するために住宅を購入される方であって、住宅に5割以上の被害を受けた旨の「災害復興住宅に関する認定書」の発行を受けた方が対象です。		
お問い合わせ	住宅金融公庫		

制度の名称	災害復興住宅融資（補修）		
支援の種類	融資		
支援の内容	●住宅金融公庫が指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を補修する場合に受けられる融資です。		
	●この融資は、融資の日から1年間の元金据置期間を設定できます（ただし、返済期間は延長できません）。		
	構造等	融資限度額	返済期間
	耐火住宅	640万円	20年
	準耐火住宅	640万円	20年
	木造住宅	590万円	20年
整地費	380万円	—	
引方移転費用	380万円	—	
※金利については住宅金融公庫にご確認ください。			
活用できる方	●ご自分が居住するために住宅を補修される方で、住宅に10万円以上の被害を受け、「り災証明書」の発行を受けた方が対象です。		
お問い合わせ	住宅金融公庫		

制度の名称	公庫融資の返済方法の変更		
支援の種類	その他		
支援の内容	●住宅金融公庫融資の返済中の被災者に対して、返済方法を変更することにより被災者を支援するものです。		
	●支援の内容の概要は次のとおりです。 ①返済金の払込みの据置：1～3年間 ②据置期間中の金利の引き下げ：0.5～1.5%減 ③返済期間の延長：1～3年		
	●支援の内容は、災害発生前の収入額や災害発生後の収入予定額、自己資金額等を加味した「り災割合」に応じて決まります。詳しくは住宅金融公庫にご相談ください。		
活用できる方	●以下のいずれかに該当する事業者が対象です。 ①商品、農作物その他の事業財産又は勤務先が損害を受けたため、著しく収入が減少した方 ②融資住宅が損害を受け、その復旧に相当の費用が必要な方 ③債務者又は家族が死亡・負傷したために、著しく収入が減少した方		
お問い合わせ	住宅金融公庫		

○居住安定支援制度(被災者生活再建支援法)

制度の名称	生活再建支援制度(居住安定支援制度)																																																																	
支援の種類	給付																																																																	
支援の内容	<p>●災害により住宅が全壊又は大規模半壊等した世帯に対して、住宅の解体・撤去費、再建のためのローン利子の一部、家賃などの居住関係の経費を対象に支援金を支給します。</p> <p>■対象となる経費</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①被災世帯が居住する住宅の建て替えに係る解体・撤去及び整地に要する経費 (大規模半壊世帯は補修に係る除却・撤去及び整地に要する経費が対象になります) ただし、実際に要する費用の70%を超えない範囲になります。</p> <p>②被災世帯が居住する住宅の建設・購入に係る以下の借入金関係経費 (大規模半壊住宅は補修に係る借入金関係経費も対象になります)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ローン利子(借入金の利子で借入利率のうち1%を超え3.5%以下の部分に該当する利率に相当する利子が対象です) ・ローン保証料 <p>③被災世帯が住宅を賃貸する場合における当該住宅の家賃等(月額2万円を超える部分を対象とし発災後2年以内に限り)</p> <p>④被災世帯が居住する住宅の建て替え及び補修に係る以下の諸経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築確認・完了検査等申請手数料 ・表題登記、所有権保存登記、抵当権設定登記に係る費用 ・仲介手数料 ・水道加入分担金 </div> <p>■支給限度額</p> <p>①住宅が全壊等し、住宅を建設又は購入する場合は、200万円を上限に支給します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">世帯の年収</th> <th rowspan="2">世帯主の年齢等の条件</th> <th rowspan="2">住宅の形態</th> <th colspan="2">支給限度額</th> </tr> <tr> <th>複数世帯</th> <th>単数世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">500万円以下</td> <td rowspan="2">世帯主の年齢は問わない</td> <td>持家</td> <td>200万円</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>借家</td> <td>100万円</td> <td>75万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">500万円を超え700万円以下</td> <td rowspan="2">世帯主が45歳以上又は要援護世帯</td> <td>持家</td> <td>100万円</td> <td>75万円</td> </tr> <tr> <td>借家</td> <td>50万円</td> <td>37.5万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">700万円を超え800万円以下</td> <td rowspan="2">世帯主が60歳以上又は要援護世帯</td> <td>持家</td> <td>100万円</td> <td>75万円</td> </tr> <tr> <td>借家</td> <td>50万円</td> <td>37.5万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>②住宅が大規模半壊し、住宅を補修・建設又は購入する場合は、100万円を上限に支給します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">世帯の年収</th> <th rowspan="2">世帯主の年齢等の条件</th> <th rowspan="2">住宅の形態</th> <th colspan="2">支給限度額</th> </tr> <tr> <th>複数世帯</th> <th>単数世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">500万円以下</td> <td rowspan="2">世帯主の年齢は問わない</td> <td>持家</td> <td>100万円</td> <td>75万円</td> </tr> <tr> <td>借家</td> <td>100万円</td> <td>75万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">500万円を超え700万円以下</td> <td rowspan="2">世帯主が45歳以上又は要援護世帯</td> <td>持家</td> <td>50万円</td> <td>37.5万円</td> </tr> <tr> <td>借家</td> <td>50万円</td> <td>37.5万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">700万円を超え800万円以下</td> <td rowspan="2">世帯主が60歳以上又は要援護世帯</td> <td>持家</td> <td>50万円</td> <td>37.5万円</td> </tr> <tr> <td>借家</td> <td>50万円</td> <td>37.5万円</td> </tr> </tbody> </table>				世帯の年収	世帯主の年齢等の条件	住宅の形態	支給限度額		複数世帯	単数世帯	500万円以下	世帯主の年齢は問わない	持家	200万円	150万円	借家	100万円	75万円	500万円を超え700万円以下	世帯主が45歳以上又は要援護世帯	持家	100万円	75万円	借家	50万円	37.5万円	700万円を超え800万円以下	世帯主が60歳以上又は要援護世帯	持家	100万円	75万円	借家	50万円	37.5万円	世帯の年収	世帯主の年齢等の条件	住宅の形態	支給限度額		複数世帯	単数世帯	500万円以下	世帯主の年齢は問わない	持家	100万円	75万円	借家	100万円	75万円	500万円を超え700万円以下	世帯主が45歳以上又は要援護世帯	持家	50万円	37.5万円	借家	50万円	37.5万円	700万円を超え800万円以下	世帯主が60歳以上又は要援護世帯	持家	50万円	37.5万円	借家	50万円	37.5万円
	世帯の年収	世帯主の年齢等の条件	住宅の形態	支給限度額																																																														
複数世帯				単数世帯																																																														
500万円以下	世帯主の年齢は問わない	持家	200万円	150万円																																																														
		借家	100万円	75万円																																																														
500万円を超え700万円以下	世帯主が45歳以上又は要援護世帯	持家	100万円	75万円																																																														
		借家	50万円	37.5万円																																																														
700万円を超え800万円以下	世帯主が60歳以上又は要援護世帯	持家	100万円	75万円																																																														
		借家	50万円	37.5万円																																																														
世帯の年収	世帯主の年齢等の条件	住宅の形態	支給限度額																																																															
			複数世帯	単数世帯																																																														
500万円以下	世帯主の年齢は問わない	持家	100万円	75万円																																																														
		借家	100万円	75万円																																																														
500万円を超え700万円以下	世帯主が45歳以上又は要援護世帯	持家	50万円	37.5万円																																																														
		借家	50万円	37.5万円																																																														
700万円を超え800万円以下	世帯主が60歳以上又は要援護世帯	持家	50万円	37.5万円																																																														
		借家	50万円	37.5万円																																																														
活用できる方	<p>●住宅が全壊等(※)又は大規模半壊した世帯で、上の年収、年齢等の条件に該当する世帯が対象です。</p> <p>※住宅が半壊し、やむを得ない事由により解体した場合や、噴火災害等で、危険な状況が継続し、長期にわたり住宅が居住不能になった場合を含みます(長期避難世帯)。</p>																																																																	
お問い合わせ	都道府県、市町村																																																																	

○被災宅地への措置

- ・宅地について、宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき勧告又は改善命令を受けた被災者に対しては、宅地防災工事資金融資を受けることができる。
- ・なお、居住安定支援制度では、被災宅地の整地費が支援対象経費となっている。

制度の名称	宅地防災工事資金融資				
支援の種類	融資				
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害によって崩壊又は危険な状況にある宅地については、宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、その所有者に改善勧告又は改善命令が出されます。 ●改善勧告又は改善命令を受けた方に対して、のり面の保護、排水施設の設置、整地、擁壁の設置（旧擁壁の除去を含みます。）の工事のための費用を融資します。 				
	<table border="1"> <tr> <td>融資限度額</td> <td>1,030万円又は工事費の9割のいずれか低い額</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>15年以内</td> </tr> </table>	融資限度額	1,030万円又は工事費の9割のいずれか低い額	償還期間	15年以内
	融資限度額	1,030万円又は工事費の9割のいずれか低い額			
償還期間	15年以内				
※金利については住宅金融公庫にご確認ください。					
活用できる方	●宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、改善勧告又は改善命令を受けた方が対象です。				
お問い合わせ	住宅金融公庫				

制度の名称	地すべり等関連住宅融資																
支援の種類	融資																
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●地すべりや急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある家屋を移転したり、これに代わるべき住宅を建設する場合の資金を融資します。 ●融資の対象となる地すべり等関連住宅には主に次のタイプがあります。 																
	<table border="1"> <tr> <td>地すべり関連住宅</td> <td>地すべり等防止法の規定により都道府県知事の承認を得た関連事業計画に基づいて移転される住宅部分を有する家屋 又は関連事業計画に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設される住宅部分を有する家屋をいいます。</td> </tr> <tr> <td>土砂災害関連住宅</td> <td>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による勧告に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は勧告に基づいて除去される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設される住宅部分を有する家屋をいいます。</td> </tr> </table>	地すべり関連住宅	地すべり等防止法の規定により都道府県知事の承認を得た関連事業計画に基づいて移転される住宅部分を有する家屋 又は関連事業計画に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設される住宅部分を有する家屋をいいます。	土砂災害関連住宅	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による勧告に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は勧告に基づいて除去される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設される住宅部分を有する家屋をいいます。												
	地すべり関連住宅	地すべり等防止法の規定により都道府県知事の承認を得た関連事業計画に基づいて移転される住宅部分を有する家屋 又は関連事業計画に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設される住宅部分を有する家屋をいいます。															
	土砂災害関連住宅	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による勧告に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は勧告に基づいて除去される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設される住宅部分を有する家屋をいいます。															
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">構造等</th> <th colspan="2">融資限度額</th> <th rowspan="2">返済期間</th> </tr> <tr> <th>移転資金又は建設資金</th> <th>土地取得資金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐火住宅 準耐火住宅 木造住宅（耐久性）</td> <td>1,460万円</td> <td rowspan="2">970万円</td> <td>35年</td> </tr> <tr> <td>木造住宅（一般）</td> <td>1,400万円</td> <td>25年</td> </tr> <tr> <td>特例加算</td> <td colspan="2">450万円</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	構造等	融資限度額		返済期間	移転資金又は建設資金	土地取得資金	耐火住宅 準耐火住宅 木造住宅（耐久性）	1,460万円	970万円	35年	木造住宅（一般）	1,400万円	25年	特例加算	450万円		—
構造等		融資限度額			返済期間												
	移転資金又は建設資金	土地取得資金															
耐火住宅 準耐火住宅 木造住宅（耐久性）	1,460万円	970万円	35年														
木造住宅（一般）	1,400万円		25年														
特例加算	450万円		—														
※金利については住宅金融公庫にご確認ください。																	
活用できる方	●関連事業計画又は勧告に基づいて、住宅を移転又は除去する際の当該家屋の所有者、賃借人又は居住者で、地方公共団体から移転等を要することを証明する書類の発行を受けた方が対象です。																
お問い合わせ	住宅金融公庫																

《参考》地震保険・共済等加入状況

■都道府県別の地震保険と共済の世帯加入率の合計（％）〈カッコ内はJ A共済連分〉

島根	55.5	(41.9)	宮崎	37.4	(19.3)
福井	55.3	(41.4)	岩手	37.2	(26.6)
静岡	53.3	(26.3)	熊本	37.0	(18.2)
高知	51.2	(28.1)	岡山	36.6	(22.5)
岐阜	49.7	(28.0)	佐賀	33.3	(25.7)
山梨	49.7	(28.6)	大分	33.0	(16.7)
長野	49.3	(37.8)	神奈川	32.3	(5.4)
愛知	47.5	(15.0)	青森	32.0	(17.1)
三重	46.9	(25.2)	千葉	31.5	(7.3)
鳥取	46.7	(30.0)	奈良	31.3	(14.2)
徳島	44.7	(25.3)	茨城	30.7	(13.1)
新潟	44.4	(29.2)	東京	30.3	(2.2)
鹿児島	42.9	(24.0)	栃木	30.1	(15.1)
富山	42.8	(31.0)	群馬	29.9	(19.0)
香川	42.0	(21.9)	埼玉	29.0	(8.5)
福島	41.2	(28.0)	兵庫	27.1	(11.6)
山形	41.1	(29.4)	福岡	26.8	(9.1)
山口	40.9	(23.8)	長崎	25.9	(18.8)
和歌山	39.6	(21.4)	京都	25.7	(10.2)
宮城	39.3	(14.4)	大阪	25.4	(3.6)
秋田	39.3	(27.7)	北海道	21.4	(2.8)
石川	38.7	(24.8)	沖縄	10.2	(2.4)
滋賀	38.7	(25.4)			
愛媛	38.3	(21.3)			
広島	38.3	(15.9)			

			全国計	34.1	(13.4)

※建更と損保への加入率に、全国労働者共済生活協同組合連合会（全労済）の自然災害共済の世帯加入率（5月末時点）を単純合計した加入率

出典：朝日新聞 2005年10月18日

《参考》地域住宅交付金の提案事業活用による被災家屋への支援

- ・地域住宅交付金制度は、地域住宅特別措置法〔正式名称：地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成17年6月29日法律第79号）〕に基づくものであり、地方公共団体が作成した地域住宅計画に基づく事業等の実施を支援するものである。
- ・地域住宅交付金制度では、公営住宅の整備や密集市街地整備など従来より補助金制度の対象となっていた事業だけでなく、住宅相談・住情報提供などの従来は補助対象外であった事業も、地域住宅計画に位置付けることにより、対象事業費の概ね45%について助成を受けることが可能である。
- ・被災家屋の再建に要する費用についても、地域の住宅政策の一環として実施される場合には、当該交付金制度を活用することが可能である。

《参考》防災基本計画（抜粋）

第2編 震災対策編

第3章 災害復旧・復興

第4節 被災者等の生活再建等の支援

- 住宅金融公庫等は、被災者の自力による住宅の再建、取得を支援するため、災害復興住宅貸付及び既存貸付者に対する救済措置を行うものとする。
- 国土交通省及び地方公共団体は、この他に必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の建設、公営・公団住宅等への特定入居等を行うものとする。また、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、公営・公団等の空家を活用する。
- 国土交通省及び地方公共団体は、災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、防災集団移転促進事業等を活用しつつ、極力安全な地域への移転を推奨するものとする。

《参考》東京都の要望 - 住宅再建のための「共済制度」の創設

○住宅再建のための「共済制度」の創設

- ・地震等により被害を受けた住宅の復興を支援するため、国において、国民相互扶助を基本とした住宅再建に関する共済制度を創設すること。

出典：平成19年度 国の施策及び予算に対する東京都の提案要求

《参考》阪神・淡路大震災におけるダブルローン発生状況

- ・ダブルローンの発生状況についての明確なデータはないが、参考となる次のような数字が示されている。
 - ・兵庫県は、3万戸を対象としたダブルローンの利子補給制度を設けたが、98年の時点では1千戸台の利用に留まった。
 - ・住宅金融公庫は返済中の被災者に対する優遇措置を設け、4千人弱が利用している。

出典：島本 慈子『倒壊 大震災で住宅ローンはどうなったか』筑摩書房(1998/12)

- ・兵庫県が実施したダブルローン対策については、次のような経過だったことが報告されている。

『被災した建物にまだ債務が残っているのに新たに再建のためのローンを組まないといけないダブルローン債務者に対する支援については、震災当初からマスコミや各界からの提言等で、その対策の必要性が叫ばれていたが、支援制度がスタートしても他の制度の申請戸数に比べ極端に申込数が少なかった。このため、銀行等の協力を得て、抽出によるダブルローン債務者の実態把握を行ったところ、被災し解体した住宅は老朽住宅が多かったことから、不幸にも債務がまだ残っていた人もいるものの、築後相当の期間が経っているため全体的には債務のない人が多かったことが傾向として浮かび上がった。逆に、比較的新しい住宅やマンションに住んでいた被災者のほうが、大規模修繕等を行った結果、ダブルローンになっているケースが多いということが明らかになったことから、ダブルローン対策として大規模修繕についても支援対象として追加することとした。』

出典：『住まい復興の記録 - ひょうご住宅復興3ヶ年計画の足跡 - 』兵庫県まちづくり部(2000/3)

《参考》 公的賃貸住宅制度

	公営住宅 (公営住宅法昭和 26 年)	特定優良賃貸住宅 (特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律平成 5 年)	高齢者向け優良賃貸住宅 (高齢者の居住の安定確保に関する法律平成 13 年)	機構住宅 (独立行政法人都市再生機構法平成 15 年)	公社住宅 (地方住宅供給公社法昭和 40 年)	
目的	住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃の賃貸住宅を供給 ※低額所得者－原則収入分位 25%以下 (4 人世帯年収約 510 万円以下)	中堅所得者に対して優良な賃貸住宅を供給 ※中堅所得者－原則収入分位 25~50% (4 人世帯年収約 510 ~690 万円)	高齢者の単身・夫婦世帯に対して優良な賃貸住宅を供給	主にファミリー一世帯に対し良好な居住環境を備えた賃貸住宅を供給	勤労者に対して良好な居住環境の住宅を供給	
入居者資格	同居親族要件等	原則同居親族を要する	原則同居親族を要する	高齢者 (60 歳以上) 単身世帯、高齢者夫婦世帯	同居親族を要しない	原則同居親族を要する
	収入要件	【原則階層】 ○収入分位 0~25% 【高齢者等に係る裁量階層】 ○収入分位 25~40%	【原則階層】 ○収入分位 25~50% 【裁量階層】 ○収入分位 0~25、50~80%	○収入制限なし	○収入制限なし	○収入制限なし
家賃設定	【応能応益家賃】 ○家賃算定基礎額×市町村立地係数×規模係数×経過年数係数×利便性係数 ○上限は近傍同種家賃	○近傍同種家賃と均衡を失しないこと ○建設費助成を受けた場合は、建設費、土地取得費等を基準に算定した限度額家賃以下	○近傍同種家賃と均衡を失しないこと ○建設費助成を受けた場合は、建設費、土地取得費等を基準に算定した限度額家賃以下	○近傍同種家賃と均衡を失しないこと	○近傍同種家賃と均衡を失しないこと	
財政支援措置	○建設費補助・建設、買取り：全体工事費の 1/2・借上げ：共用部分工事費の 1/3 ○家賃対策補助・近傍同種の家賃と入居者負担基準額の差額の 1/2	○建設費補助・民間建設：共用部分工事費の 1/3・公共団体建設：全体工事費の 1/3 等 ○家賃対策補助・家賃と入居者負担額との差額の 1/2 (収入分位 50%以下の世帯が対象)	○建設費補助・民間建設：共用部分工事費の 1/3・公共団体建設：全体工事費の 1/3・改良：共用部分工事費の 1/3 等 ○家賃対策補助・家賃と入居者負担額の差額の 1/2 (原則収入分位 25%以下の世帯を対象)	—	—	

出典：国土交通省 住宅局「公的賃貸住宅のあり方に関する基本的方向についての論点整理-参考資料-」
(平成17年6月13日)

《参考》災害公営、罹災公営住宅の制度

災害の場合の公営住宅の建設等に係る国の補助の特例

種類	建設費等補助率	補助範囲	適用減失戸数
通常の公営住宅	1/2		—
災害公営住宅	2/3	当該災害により減失した戸数の3割まで	・減失戸数が被災地全域で500戸以上又は一市町村の区域内で200戸以上もしくはその区域内の住宅戸数の一割以上
激甚災害指定された場合	3/4	当該災害により減失した戸数の5割まで	・減失戸数が被災地全域で概ね4,000戸以上 ・減失戸数が被災地全域で概ね2,000戸以上であり、かつ、一市町村の区域内で200戸以上又はその区域内の住宅戸数の一割以上 ・減失戸数が被災地全域で概ね1,200戸以上であり、かつ、一市町村の区域内で400戸以上又はその区域内の住宅戸数の二割以上(激甚災害指定基準)

災害の場合の公営住宅の入居者資格

	同居親族要件	入居収入基準	住宅困窮要件	その他要件
通常の公営住宅	現に同居し、又は同居しようとする親族があること(老人等除く)	20万円以下で条例の定め(身体障害者等除く)	現に住宅に困窮していることが明らかかなこと	
災害公営住宅 借上公営住宅 激甚災害指定された場合	現に同居し、又は同居しようとする親族があること(老人等除く)	268千円以下で条例の定め(当該災害発生日から3年を経過した後は20万)	現に住宅に困窮していることが明らかかなこと	当該災害発生日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者
被災市街地復興推進地域に指定された区域内	不要	不要	現に住宅に困窮していることが明らかかなこと	

災害の場合の公営住宅の家賃に係る国の補助の特例

	家賃対策補助率	補助範囲	補助期間
通常の公営住宅	1/2		・公営住宅管理開始日から起算して5年以上20年以内の範囲で政令で定める期間
災害公営住宅	2/3	借上げ公営住宅は当該災害により減失した戸数の3割まで	
激甚災害指定された場合	2/3(当初5年間は3/4)	借上げ公営住宅は当該災害により減失した戸数の5割まで	

特定優良賃貸住宅等への入居

制度の名称	特定優良賃貸住宅等への入居
支援の種類	現物支給
支援の内容	●中堅所得の被災者の方は、都道府県、市町村、地方住宅供給公社、民間土地所有者等が整備する特定優良賃貸住宅等に入居することができます。
活用できる方	●以下の要件を満たす方が対象です。 災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合において賃貸住宅に入居させることが適当である者として都道府県知事が認めるもの(60万1千円以下で当該都道府県知事が定める額以下の所得のある者(20万円に満たない所得のある者)にあっては、所得の上昇が見込まれる者)に限ります。
お問い合わせ	都道府県、市町村

《参考》賃貸用空家

○賃貸用空家戸数

賃貸用空家の距離別累積戸数

東京からの距離	賃貸用の空家（累計戸数）
0 ～ 10 km	154,600
10 ～ 20 km	470,600
20 ～ 30 km	681,700
30 ～ 40 km	877,300
40 ～ 50 km	987,300
50 ～ 60 km	1,049,800
60 ～ 70 km	1,087,700

出典：平成15年住宅・土地統計調査 確報集計結果

《参考》東京都の要望-既存の特定優良賃貸住宅の再建・補修等に対する財政支援

○既存の特定優良賃貸住宅の再建・補修等に対する財政支援

- ・災害により被害にあった既存の特定優良賃貸住宅について、認定事業者が再建又は補修・復旧工事を行った場合の費用に対し、財政支援を行うこと。

出典：平成19年度 国の施策及び予算に対する東京都の提案要求

③区分所有建物の補修・再建その他の権利関係の調整

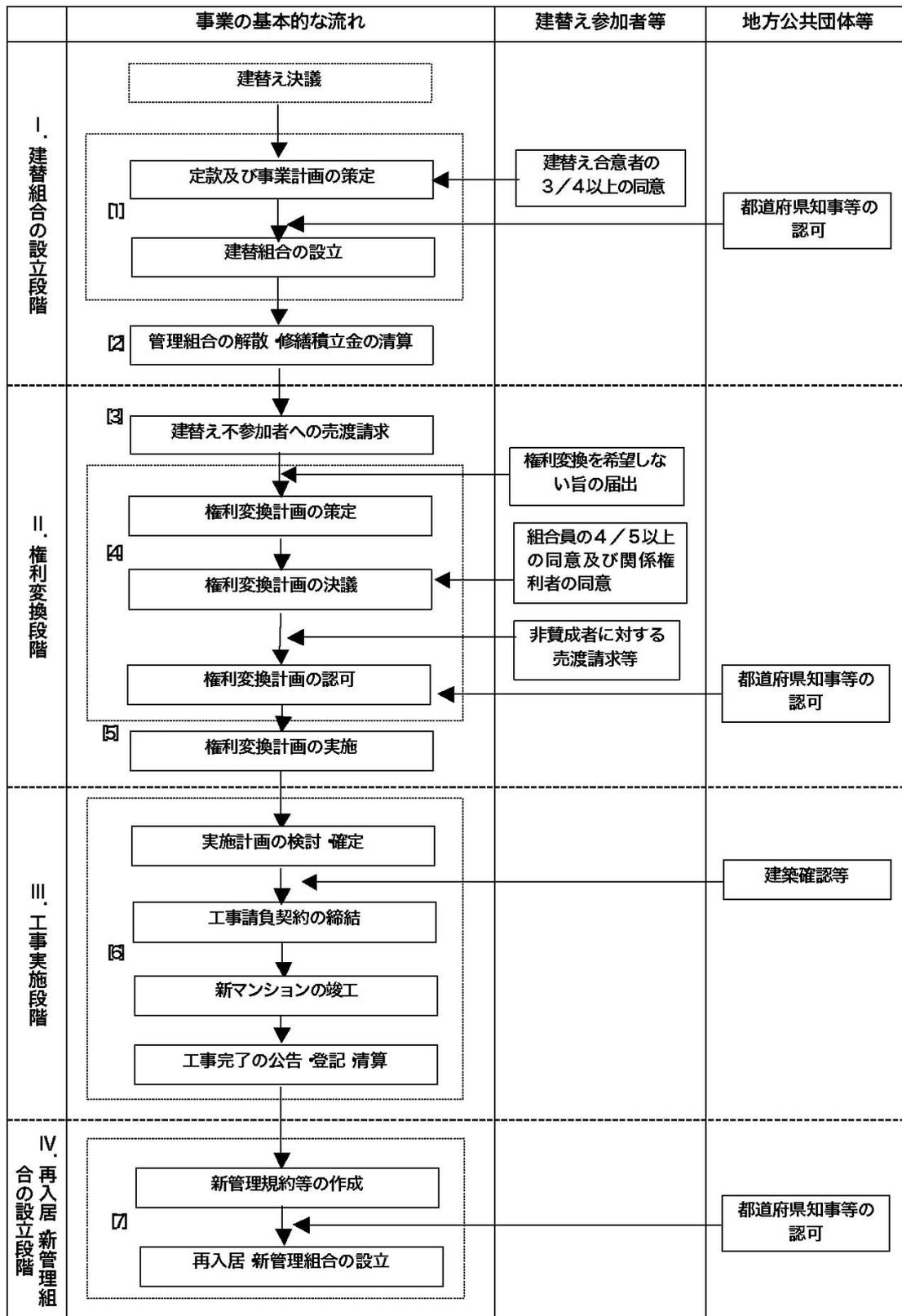
《参考》首都圏の旧耐震マンション

	旧耐震マンション		旧耐震マンション		全棟数	総戸数
	棟数	シェア	戸数	シェア		
埼玉県	1,118	20.5%	91,281	25.9%	5,448	352,491
千葉県	1,026	26.8%	127,762	37.2%	3,835	343,232
東京都	9,257	32.7%	439,354	33.5%	28,280	1,312,430
神奈川県	2,691	20.2%	191,380	25.8%	13,302	742,716
首都圏	14,092	27.7%	849,777	30.9%	50,865	2,750,869

出典：東京カンテイ「旧耐震設計基準の分譲マンションストックを全国調査」2006.4.27

《参考》マンション建替えに関する制度

マンション建替え円滑化法に基づく事業実施のプロセス



出典：国土交通省「マンションの建替えに向けた合意形成に関するマニュアルの概要」
<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/manshon/index.htm>

○マンションの建替えについては、平成 14 年 12 月に「マンション建替え円滑化法」が施行された。さらに、区分所有法の改正（平成 15 年 6 月施行）が行われ、これにあわせて、被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法も改正された。

【マンション建替え円滑化法】	【区分所有法改正】
1) 建替え事業の主体として、法人格を持つマンション建替え組合を設立することができる。 2) 建替え決議後、権利変換計画に基づき、旧建物に対する区分所有権、抵当権などの関係権利を、新しい建物に円滑に移行できることが担保された。 3) 建替えに参加しない区分所有者の権利を建替え組合が買い取ることができる。 4) 権利変換に伴う登記を一括して申請ができるなど手続きが簡素化された。	1) 建替え決議の要件である、費用の過分性がはずされた。 2) 敷地・用途が同一であることの要件が緩和された。 3) 団地内の建物の建替えについても要件が緩和され、団地の一括建替えも円滑に行えるようになった。

○現行のマンションの建替えに関する支援制度としては、次のようなものがある。

- * 優良建築物等整備事業（マンション建替えタイプ）
- * 都市再生住宅制度（従前居住者用住宅に対する補助制度）
- * 住宅金融公庫の都市居住再生融資
- * 組合再開発促進基金による債務保証
- * 税制特例

《参考》首都圏の地籍調査の状況

地籍調査の実施状況

	進捗率	着手率
埼玉県	29%	60%
千葉県	12%	30%
東京都	18%	52%
神奈川県	12%	46%

出典：国土交通省土地・水資源局国土調査課ホームページ

《参考》罹災都市借地借家臨時処理法

○概要

・この法律は、大規模な災害で多数の建物が滅失した場合に、被災した借地・借家人の権利を保護し、建物の再建を促進しようとするものである。法の概要は、以下のとおりである。

◇借地上の建物が滅失した場合

- 1) 借地権の対抗力が5年間失われない（法第10条）
- 2) 借地権の残存期間が10年に延長される（法第11条）

◇借家が滅失した場合

- 1) 借家人が自力で建物を復興させる場合には敷地を優先的に利用できる（法第2, 3条）
- 2) 借家人が自力で建物を復興できない場合には敷地に建てられた建物を優先的に賃借できる（法第14条）

○法適用の是非に関する議論

・罹災都市借地借家臨時処理法の非訴新受件数は、昭和46年（1971）から平成6年までゼロであった。
 ・阪神・淡路大震災で適用されたが、罹災法を適用すべきではなかったという議論と適用は適切であったという議論の対立があった。それぞれの代表的な主張は、次のようなものである。

適用否定論	適用肯定論
<p>①優先借地権は成立について紛争をもたらす（「借家人が借地人になりたいとして家主に申し込んだ時、家主が断ると、紛争が増えるだけのように思われる。」）。</p> <p>②優先借地権が成立したとしても、都市においては地代権利金等が相当高額になる（「借地の条件は地価と慣行に左右されるから、地価も住宅も高騰した都市では高齢の借家人が借りられるようなものは少ない。」）。</p> <p>③優先借地権は、マンションに適合しない（「これはもともとは一戸建ての借家を念頭においた規定であろうが、共同建物の借家人にも適用されるといわれる。彼らがそれぞれ借地権を主張すると、借地権の位置、割合などの調整はややこしくなる。」）。</p> <p>④優先借地権は、都市計画に適合的でない（「再開発とか共同建替えを計画する場合、借家人の権利が紛争中だと、それだけ事業が遅れる。」）。</p> <p>⑤優先借地権は、土地・権利の細分化をもたらし、都市環境を悪化させる（「もともと、零細な土地がまちの環境を悪化させているのであるから、それを増幅させるような施策はとるべきではない。」）</p> <p>⑥優先借家権は、家主が建築意欲を失う（「家主は、かえって、従前の賃借人に貸すのでは、せっかく新築しても採算の取れるほどの家賃は取れないので、割が合わないと考える。」）</p> <p>⑦優先借家権は借家供給の阻害原因になる（「むしろ、従前の借家人に権利を認めないほうが、地主は建て替える意欲が湧くから、借家の供給が増えて、大局的に見て借家人層の利益になる。」）</p>	<p>①罹災法の優先借地権・借地権優先譲受権は、「被災者の住生活の保障」を通じて、「地域の復興」に有効である</p> <p>②優先借地権は、生活保障のための手段である。従前より『過大』な権利を与えることが目的ではなく、今まで暮らしていた『その場所で』生活を続けることを保障するための一手段に過ぎない。</p> <p>③罹災建物借主が借地権を取得するとしても、「無条件かつ絶対的に借地権を得るわけではなく、それなりの条件や限界の範囲内」である</p> <p>④各種優先権の相手方になる地主・家主については、「過大な犠牲を強いているわけではない。」</p> <p>⑤罹災法適用がなければ地震売買のおそれがあった。</p> <p>⑥罹災法と都市計画との関連についても「合理的な都市計画を罹災法が特に妨害するものとは考えられない。」</p> <p>⑦罹災法にも欠点が多いからというだけの理由で今回これを適用すべきではなかったという主張には賛同できない。</p>

出典：小柳春一郎「震災と借地借家」（2003/2）

《参考》復興まちづくりの支援に関する協定書の締結

東京都と東京弁護士会など14団体とは、災害により東京都内に被害が発生し、復興施策を推進する場合、互いに協力し、復興まちづくりを円滑に行い、被災住民の生活の早期安定を図ることを目的として、平成18年11月に「復興まちづくりの支援に関する協定書」を締結した。その主な内容は、以下のとおりである。

○ 協定を締結した14団体

- | | |
|---------------|-----------------------|
| 1. 東京弁護士会 | 8. 東京都社会保険労務士会 |
| 2. 第一東京弁護士会 | 9. 社団法人中小企業診断協会東京支部 |
| 3. 第二東京弁護士会 | 10. 社団法人東京都不動産鑑定士協会 |
| 4. 東京司法書士会 | 11. 社団法人日本建築家協会 |
| 5. 東京都行政書士会 | 12. 社団法人東京都建築士事務所協会 |
| 6. 東京税理士会 | 13. 社団法人再開発コーディネーター協会 |
| 7. 東京土地家屋調査士会 | 14. 社団法人日本技術士会 |

復興まちづくりの支援に関する協定書

東京都（以下「甲」という。）と東京弁護士会など14団体（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害により東京都内に被害が発生し、復興施策を推進する場合、甲及び乙が相互に協力し、復興まちづくりを円滑に行い、被災住民の生活の早期安定を図るため、この協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、東京都地域防災計画（災害復興計画）に基づき、甲が係わる復興まちづくりに関する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（まちづくり支援班の派遣）

第2条 甲は、復興まちづくりに関する次の事項に該当する場合、弁護士などの専門家等で構成する復興まちづくり支援班（以下「まちづくり支援班」という。）の派遣を要請することができる。

- (1) 甲が専門相談を実施する場合
 - (2) 区市町村又は地域復興協議会等から、まちづくり支援班の派遣要請を受けた場合
 - (3) その他復興まちづくり事業に関して、まちづくり支援班の派遣が必要な場合
- 2 甲の派遣要請先は、乙の団体等で構成する災害復興まちづくり支援機構（以下「支援機構」という。）とする。
- 3 支援機構は、甲からの派遣要請があった場合、乙と協議し、別表の専門家及び学識経験者等のうちからまちづくり支援班を速やかに編成し、派遣する。
- 4 乙は、支援機構からの要請に応じ、速やかに専門家を派遣する。

（費用弁償等）

第3条 甲の要請に基づくまちづくり支援班に要する費用に関する弁償等については、別に定めるものとする。

（平常時からの連携）

第4条 甲及び乙は、平常時から、復興まちづくり活動についての支援のための情報交換や訓練等を実施するなど、連携強化に努めるものとする。

2 支援機構は、前項の連携強化に当たって、学識経験者等の参画を得るよう努めるものとする。

（以下略）

出典：災害復興まちづくり支援機構ホームページ
<http://www.srdi-mtb.jp/shienkiko/>

④疎開先での住宅再建への対応

《参考》疎開者数の推計

○阪神・淡路大震災

- ・兵庫県ではH7.10現在の人口減12.5万人と推計。

出典：総理府阪神・淡路復興対策本部事務局「復興だより Vol.12」平成10年2月20日

○首都直下地震被害想定

- ・首都直下地震被害想定では、1ヶ月後の疎開者数を約140万人と想定。

出典：中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会」資料

《参考》防災基本計画（抜粋）

第2編 震災対策編

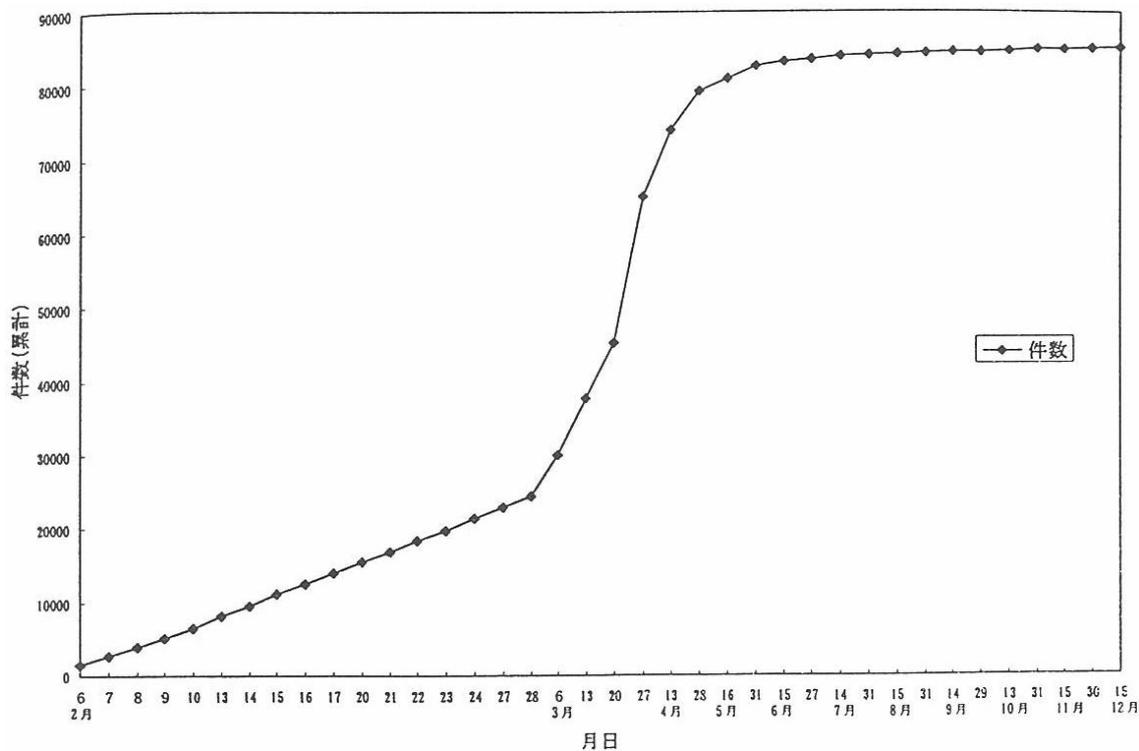
第3章 災害復旧・復興

第4節 被災者等の生活再建等の支援

- 国及び地方公共団体は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。また、被災地域外へ疎開等を行っている個々の被災者に対しても、不利にならず、不安を与えないような広報・連絡体制を構築するものとする。

⑤被害認定、建築確認手続き等

《参考》阪神・淡路大震災におけるり災証明発行件数の推移（神戸市中央区の例）



(注) 平成8年1月17日現在の神戸市中央区におけるり災証明書発行等状況

出典：(財)消防科学総合センター「地域防災データ総覧 阪神・淡路大震災基礎データ編」(1997年3月)

《参考》被害認定基準と災証明発行

○災証明発行

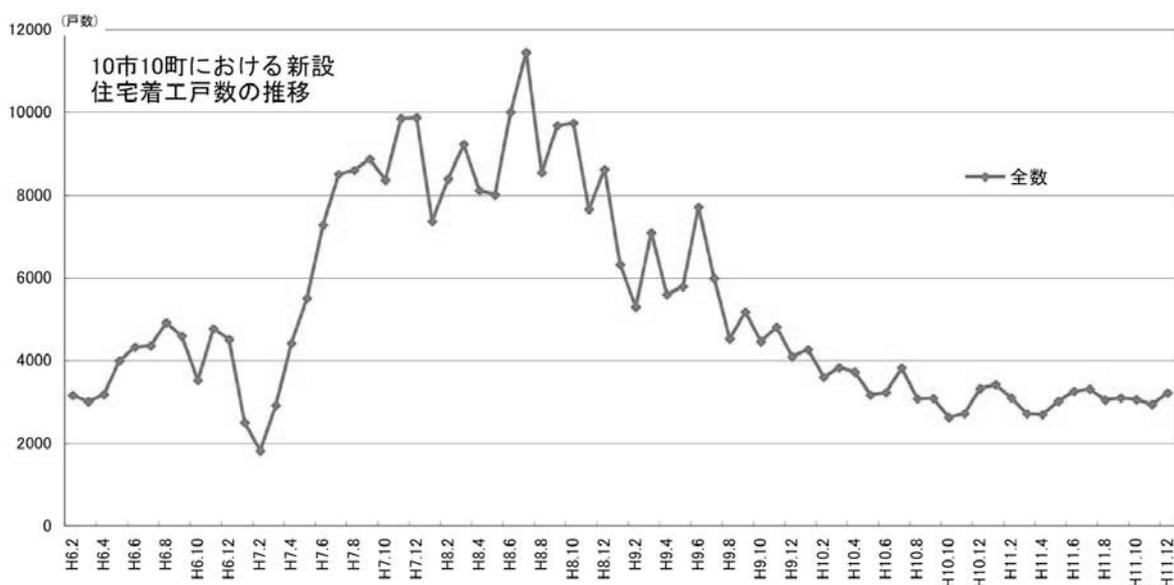
- ・災証明書は、地方自治法第2条に定める自治事務として、市町村が被災状況の現地調査等を行い、確認した事実に基づき発行する証明書であり、各種の被災者支援制度の適用を受けるにあたって必要とされる家屋の被害程度について証明するものです。
- ・災証明書により証明される被害程度としては、全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水、全焼、半焼等があり、「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）等に基づき被害程度の認定が行われます。

○被害認定基準

- ・家屋等の被害認定基準については、近年の被害実態を踏まえて平成13年6月に詳細な判定基準がまとめられ「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日付府政防第518号）」が通知されるとともに、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」が示された。

住家全壊 (全焼・全流出)	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。

《参考》阪神・淡路大震災における住宅着工数の推移



出典：総理府「阪神・淡路大震災復興誌」

2-2 暮らし・生計の支援

①生活再建支援メニューの整備と提示

《参考》被災者への経済的支援のための現行制度

制度の名称	災害弔慰金
支援の種類	給付
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により死亡された方のご遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害弔慰金を支給します。 ●災害弔慰金の支給額は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・生計維持者が死亡した場合：500万円を超えない範囲内で支給 ・その他の者が死亡した場合：250万円を超えない範囲内で支給
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により死亡した方（お住まいの市町村に住民登録のある方、外国人登録がある方）のご遺族です。 ●支給の範囲・順位は、死亡した方の①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母です。
お問い合わせ	市町村

制度の名称	災害障害見舞金
支援の種類	給付
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給します。 ●災害障害見舞金の支給額は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・生計維持者が重度の障害を受けた場合：250万円を超えない範囲内で支給 ・その他の者が重度の障害を受けた場合：125万円を超えない範囲内で支給
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により以下のような重い障害を受けた方です。 <ol style="list-style-type: none"> ① 両眼が失明した人 ② 咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した人 ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する人 ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する人 ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失った人 ⑥ 両上肢の用を全廃した人 ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失った人 ⑧ 両下肢の用を全廃した人 ⑨ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる人
お問い合わせ	市町村

制度の名称	災害援護資金（災害弔慰金の支給等に関する法律）		
支援の種類	貸付		
支援の内容	●災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。貸付限度額等は次のとおりです。		
	貸付限度額	①世帯主に1か月以上の負傷がある場合	
		ア 当該負傷のみ	150万円
		イ 家財の3分の1以上の損害	250万円
		ウ 住居の半壊	270万円
		エ 住居の全壊	350万円
②世帯主に1か月以上の負傷がない場合			
ア 家財の3分の1以上の損害	150万円		
イ 住居の半壊	170万円		

		ウ 住居の全壊（エの場合を除く）	250万円
		エ 住居の全体の滅失又は流失	350万円
	貸付利率	年3%（据置期間中は無利子）	
	据置期間	3年以内（特別の場合5年）	
	償還期間	10年以内（据置期間を含む）	
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象です。 <ul style="list-style-type: none"> ①世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1か月以上 ②家財の1/3以上の損害 ③住居の半壊又は全壊・流出 ●所得制限があります。 		
	世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額	
	1人	220万円	
	2人	430万円	
	3人	620万円	
	4人	730万円	
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とします。		
お問い合わせ	市町村		

制度の名称	生活福祉資金制度による各種貸付	
支援の種類	融資	
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●生活福祉資金は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障害者や要介護者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図ることのために必要な経費を貸し付けるものです。 ●生活福祉資金には、災害援護資金や住宅資金のほか、災害等によって緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった低所得世帯に対する緊急小口資金の貸付があります。緊急小口資金の貸付限度額等は次のとおりです。 	
	貸付限度額	5万円
	貸付利率	年3%（据置期間中は無利子）
	据置期間	2か月以内
	償還期間	4か月以内
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●このほか、生活福祉資金には、修学資金、更生資金、福祉資金、離職者支援資金、療養・介護等資金、長期生活支援資金などがあります。詳しくは都道府県、市町村、社会福祉協議会にご相談ください。 	
	低所得世帯、生活保護世帯（一部の貸付金を除く）、障害者のいる世帯、要介護者のいる世帯	
お問い合わせ	都道府県、市町村、社会福祉協議会	

制度の名称	母子寡婦福祉貸付金	
支援の種類	融資	
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●母子寡婦福祉資金とは、母子家庭や寡婦を対象に、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるものです。 ●災害により被災した母子家庭及び寡婦に対しては、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金の据置期間の延長、償還金の支払猶予などの特別措置を講じます。 ●事業開始資金、事業継続資金については、2年以内の範囲で据置期間を延長できます。 	
	活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●母子福祉資金（以下のいずれかに該当する方が対象です。） <ul style="list-style-type: none"> ①母子家庭の母（配偶者のない女子で現に児童を扶養している方） ②母子福祉団体（法人） ③父母のいない児童（20歳以上） ●寡婦福祉資金（以下のいずれかに該当する方が対象です。）

	①寡婦（かつて母子家庭の母であった者） ②40歳以上の配偶者のいない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の者
お問い合わせ	市町村

制度の名称	厚生年金等担保貸付、労災年金担保貸付等						
支援の種類	融資						
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●恩給・共済年金、厚生年金、労災年金等を担保に、教育費や居住関係費、事業資金等を融資するものです。 ●貸付限度額等は次のとおりです。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>250万円以内（ただし、恩給・共済年金の場合は年額の3年分以内）</td> </tr> <tr> <td>対象経費</td> <td>住宅などの資金や事業資金</td> </tr> <tr> <td>保証人等</td> <td>年金証書を預けるとともに、1名以上の連帯保証人が必要</td> </tr> </table> <p>※金利については国民生活金融公庫にご確認ください。</p>	貸付限度額	250万円以内（ただし、恩給・共済年金の場合は年額の3年分以内）	対象経費	住宅などの資金や事業資金	保証人等	年金証書を預けるとともに、1名以上の連帯保証人が必要
貸付限度額	250万円以内（ただし、恩給・共済年金の場合は年額の3年分以内）						
対象経費	住宅などの資金や事業資金						
保証人等	年金証書を預けるとともに、1名以上の連帯保証人が必要						
活用できる方	●年金受給者の方が対象です。						
お問い合わせ	国民生活金融公庫						

制度の名称	教科書の無償給与
支援の種類	現物支給
支援の内容	●災害により学用品を失った児童・生徒に対して、教科書や教材、文房具、通学用品を支給します。
活用できる方	●住宅に被害を受け学用品を失った小・中学校、高等学校等の児童・生徒（盲学校、聾学校、養護学校の小学児童及び中学部生徒、中等教育学校、特殊教育諸学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒を含む）が対象です。
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	小・中学生の就学援助措置
支援の種類	給付
支援の内容	●災害による経済的な理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、学用品費、通学費、学校給食費等を援助します。
活用できる方	●要保護世帯、準要保護世帯(市町村が要保護世帯に準ずる程度に困窮していると認めた世帯)
お問い合わせ	都道府県、市町村、学校

制度の名称	高等学校授業料減免措置
支援の種類	減免・猶予
支援の内容	●災害による経済的な理由によって授業料等の納付が困難な生徒を対象に、授業料、受講料、入学料及び入学者選抜手数料等の徴収猶予又は減額、免除します。
活用できる方	●地方公共団体の長が天災その他特別の事情のある場合において減免を必要とすると認める方が対象です。
お問い合わせ	都道府県、市町村、学校

制度の名称	奨学金制度の緊急採用
支援の種類	融資
支援の内容	●災害により家計が急変し緊急に奨学金の貸付が必要となった生徒・学生に対して、奨学金の貸出（無利子）を緊急に受付・採用します。
活用できる方	●高等学校、大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校の生徒・学生
お問い合わせ	高等学校又は専修学校（高等課程）の生徒・学生：各学校、都道府県 大学、短期大学、大学院、高等専門学校又は専修学校（専門課程）の生徒・学生：各学校、日本学生支援機構

制度の名称	児童扶養手当等の特別措置
支援の種類	給付
支援の内容	●被災者に対する児童扶養手当・特別児童扶養手当、特別障害者手当・障害児福祉手当について、所得制限の特例措置を講じます。
活用できる方	●障害者・児のいる世帯、児童扶養手当受給者世帯
お問い合わせ	市町村

制度の名称	地方税の特別措置
支援の種類	減免、徴収の猶予等
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●地方税の減免 災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税（個人住民税、固定資産税、自動車税など）について、一部軽減又は免除を受けることができます。 ●徴収の猶予 災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税について、その徴収の猶予を受けることができます。 ●期限の延長 災害により、地方税の申告・納税等が期限内にできないような場合、一定の地域について、災害がやんだ日から2か月以内の範囲で申告等の期限が延長されます。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●災害によりその財産等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方が対象となります。 ●地方税の減免等の要件や手続きなどについては、自治体によって異なります。お住まいの都道府県、市町村にご相談、お問い合わせください。
お問い合わせ	都道府県、市町村(税務課など)

制度の名称	国税の特別措置
支援の種類	軽減、猶予、延長
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●所得税の軽減 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、確定申告で、①所得税法に定める雑損控除の方法、②災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。 ●予定納税の減額 災害が発生した後に納期限の到来する予定納税について、税務署長に申請をすることにより、減額を受けることができます。 ●給与所得者の源泉所得税の徴収猶予など 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、給与所得者が税務署長に申請（一定のものについてはその支払者を経由して税務署長に申請）することにより所得金額の見積額に応じて源泉所得税額の徴収猶予や還付を受けることができます。 ●納税の猶予 災害により被害を受けた場合、税務署長に申請をすることにより、納税の猶予を受けることができます。 ●申告などの期限の延長 災害などの理由により申告、納付などをその期限までにできないときは、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長されます。これには、個別指定による場合と地域指定による場合があります。 <p>※申請の期限など詳しいことについては、最寄りの税務相談室か税務署にお尋ねください。</p>
活用できる方	●雑損控除については、災害により住宅や家財に損害を受けた方、災害に関連してやむを得ない支出（災害関連支出）をした方が対象です。また、所得税についての災害減免法に定める税金の軽減免除については、損害額が住宅や

	<p>家財の価額の1/2以上で、被害を受けた年分の所得金額が1,000万円以下の方が対象です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 予定納税の減額については、所得税の予定納税をされる方で災害により損失を受けた方が対象です。 ● 給与所得者の源泉所得税の徴収猶予については、災害による住宅や家財の損害額がその住宅や家財の価額の1/2以上で、その年分の所得金額の見積額が1,000万円以下である方などが対象です。 ● 納税の猶予については、納税者（源泉徴収義務者を含みます。）で災害により全積極財産の概ね1/5以上の損失を受けた方又は災害などにより被害を受けたことに基づき国税を一時に納付することができないと認められる方が対象です。 ● 申告などの期限の延長については、災害によりその期限までに申告、納付などをすることができないと認められる方が対象です。
お問い合わせ	税務署

制度の名称	葬祭費の援助
支援の種類	現物支給
支援の内容	● 遺族で遺体の埋葬（火葬）を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいない場合、自治体が遺族に代わって埋葬を行います。
活用できる方	● 遺体の埋葬（火葬）を行うことが困難な遺族の方が対象です。また、死亡した者の遺族がいない場合も対象です。
お問い合わせ	市町村

制度の名称	国民健康保険料、健康保険、介護保険等の減免・猶予等	
支援の種類	減免、猶予	
支援の内容	● 国民健康保険料や医療費の一部負担金、健康保険料、介護保険料等について、特例措置が講じられます。	
	国民健康保険料の納期限の延長及び一部負担金の減免	国民健康保険の被保険者について、納期限の延長や医療費一部負担金の減免等の措置が講じられます。
	健康保険料等の納期限の延長及び一部負担金の減免	事業所の健康保険法、厚生年金保険法等に関する保険料等の納期限又は徴収期限が延長される場合があります。また、一部負担金の減免措置が講じられる場合があります。
	介護保険料の納期限の延長及び利用者負担額の減免	介護保険料の納期限の延長や利用者負担額の減免措置が講じられます。
活用できる方	● 保険者によって取扱が異なりますので、ご加入の医療保険制度保険者や市町村にご確認ください。	
お問い合わせ	市町村、健康保険組合、社会保険庁	

制度の名称	放送受信料の免除
支援の種類	減免
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害により被害を受けた受信契約者に対して、一定期間NHKの放送受信料が免除されます。 ● 免除にあたっては、NHKが調査を実施した上で、免除の対象者を確定します。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害救助法が適用された区域内において、半壊・半焼又は床上浸水以上程度の被害を受けた建物で受信契約している方 ● このほか、災害による被害が長期間にわたる場合などに免除が実施されることがあります。
お問い合わせ	日本放送協会

制度の名称	公共料金・使用料等の特別措置
支援の種類	減免
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により被害を受けた被災者に対しては、都道府県や市町村において、各自治体が所管する公共料金や施設使用料、保育料等が軽減・免除されることがあります。 ●電気、ガス、電話料金等についても、各種料金の軽減・免除が実施されることがあります。
活用できる方	●対象者については、都道府県、市町村、関係事業者が定めることとなります。
お問い合わせ	都道府県、市町村、関係事業者

制度の名称	郵便貯金、簡易保険等の非常取扱い
支援の種類	その他
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害時において、緊急な需要を満たす必要があると認められたときには、被災地域に所在する郵便局において、次の非常取扱いを行うこととしています。 非常取扱いをするときは、郵便局の前に、その内容及び期間を掲示します。 ・家屋の倒壊や焼失等で通帳、証書、印章等をなくされた場合でも、ご本人と確認できれば郵便貯金の払戻しを実施します。 ・避難生活により、保険料の払込みが困難な方のために、保険料の払込みの猶予期間を延伸するほか、保険金、貸付金及び還付金の非常即時払等を実施します。
活用できる方	●郵便貯金利用者、簡易保険加入者の方が対象です。
お問い合わせ	日本郵政公社

制度の名称	生活保護															
支援の種類	給付															
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●生活に現に困窮している方に、生活の保障と自立の助長を図ることを目的に、困窮の程度に応じて必要な保護を行うものです。 ●生活保護の受給にあたっては、各種の社会保障施策による支援、不動産等の資産、扶養義務者による扶養、稼働能力等の活用が保護実施の前提となります。 ●生活保護は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助から構成されています。医療扶助及び介護扶助は、医療機関等に委託して行う現物給付を原則とし、それ以外は金銭給付が原則です。 ●扶助の基準は、厚生労働大臣が設定します。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>東京都区部等</th> <th>地方郡部等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標準3人世帯（33歳、29歳、4歳）</td> <td>162,170円</td> <td>125,680円</td> </tr> <tr> <td>高齢者単身世帯（68歳）</td> <td>80,820円</td> <td>62,640円</td> </tr> <tr> <td>高齢者夫婦世帯（68歳、65歳）</td> <td>121,940円</td> <td>94,500円</td> </tr> <tr> <td>母子世帯（30歳、9歳、3歳）</td> <td>155,970円</td> <td>120,870円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">（平成18年度生活扶助基準）</p>		東京都区部等	地方郡部等	標準3人世帯（33歳、29歳、4歳）	162,170円	125,680円	高齢者単身世帯（68歳）	80,820円	62,640円	高齢者夫婦世帯（68歳、65歳）	121,940円	94,500円	母子世帯（30歳、9歳、3歳）	155,970円	120,870円
	東京都区部等	地方郡部等														
標準3人世帯（33歳、29歳、4歳）	162,170円	125,680円														
高齢者単身世帯（68歳）	80,820円	62,640円														
高齢者夫婦世帯（68歳、65歳）	121,940円	94,500円														
母子世帯（30歳、9歳、3歳）	155,970円	120,870円														
活用できる方	●資産や能力等すべてを活用した上でも生活に困窮する方が対象です。															
お問い合わせ	都道府県、市町村															

制度の名称	未払賃金立替払制度
支援の種類	その他
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●企業倒産により賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、未払賃金の一部を、独立行政法人労働者健康福祉機構が事業主に代わって支払います。 ●対象となる未払賃金は、労働者が退職した日の6カ月前から立替払請求日の

	<p>前日までに支払期日が到来している定期賃金と退職手当のうち未払となっているものです（上限有り）。ボーナスは立替払の対象とはなりません。また、未払賃金の総額が2万円未満の場合も対象とはなりません。</p> <p>●立替払した場合は、独立行政法人労働者健康福祉機構がその分の賃金債権を代位取得し、本来の支払責任者である使用者に求償します。</p>
活用できる方	<p>●次に掲げる要件を満たしている場合は立替払を受けることができます。</p> <p>(1) 使用者が、</p> <p>① 1年以上事業活動を行っていたこと</p> <p>② ア. 法律上の倒産（破産、特別清算、民事再生、会社更生の場合） この場合は、破産管財人等に倒産の事実等を証明してもらう必要があります。</p> <p>イ. 事実上の倒産（中小企業が事業活動を停止し、再開する見込みがなく、賃金支払能力がない場合） この場合は、労働基準監督署長の認定が必要です。労働基準監督署に認定の申請を行って下さい。</p> <p>(2) 労働者が、倒産について裁判所への申立て等（法律上の倒産の場合）又は労働基準監督署への認定申請（事実上の倒産の場合）が行われた日の6か月前の日から2年の間に退職した者であること</p>
お問い合わせ	労働基準監督署、独立行政法人労働者健康福祉機構

制度の名称	雇用保険の失業等給付
支援の種類	給付
支援の内容	<p>●離職の日以前1年の間に被保険者期間が6か月以上の失業者等を対象に、求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付を実施します。</p> <p>●災害により雇用される事業所が休業することとなったため、一時的な離職を余儀なくされた方に雇用保険の基本手当を支給する特例措置を実施します。</p>
活用できる方	<p>●災害救助法の適用を受ける市町村に所在する事業所に雇用される方で、事業所が災害を受け、やむを得ず休業することとなったため、一時的に離職を余儀なくされ、離職前の事業主に再雇用されることが予定されている方が対象です。</p>
お問い合わせ	公共職業安定所

○「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」

- ・「特定非常災害」に指定された場合、次のような措置がなされる。なお、「特定非常災害」とは、「著しく異常かつ激甚な非常災害」であり、『死者、行方不明者、負傷者、避難者等の罹災者が多数発生していること、住宅の倒壊等の建物被害が多数発生していること、交通やライフラインが広範囲に途絶していること、これらの被害により地域全体の日常生活や業務環境が破壊された状況にあること等の諸要因を総合的に勘案して、該当するかどうか判断される。

○行政上の権利利益の満了日の延長（運転免許証の有効期限の延長等）

- ・特定非常災害の被害者が、自動車運転の免許のような有効期限のついた許認可等の行政上の権利利益について、更新等のために必要な手続をとれない場合があることを考慮して、許認可等に係る有効期限を一定程度（平成17年3月31日まで）延長することができること。（法第3条）

※延長措置を講ずる具体的な行政上の権利利益は、告示により別途指定。

○期限内に履行されなかった行政上の義務の履行の免責

- ・薬局の休廃止等の届出のような履行期限のある法令上の義務が、特定非常災害により本来の履行期限までに履行されなかった場合であっても一定期限までに履行された場合には、行政上及び刑事上の責任を問わないとすること。（法第4条）

○法人の破産宣告の留保

- ・特定非常災害により債務超過となった法人に対しては、支払不能等の場合を除き、一定の期間（平成18年10月22日まで）破産の宣告をすることができないこと。（法第5条）

○民事調停の手数料免除

- ・民事紛争について、民事調停法による調停の申立てをする場合の申立て手数料を、民事訴訟費用等に関する法律第3条第1項の規定にかかわらず、政令の指定する一定地区で免除する措置を講じる。(法第6条)

○応急仮設住宅の存続期間の延長(法第7条)(法第8条)

- ・応急仮設住宅の設置可能な期間は、建築基準法第85条第3項及び第4項によって2年3ヶ月以内に限定されているが、これを延長することができる。
- ・応急仮設住宅の設置可能な期間は、景観法第77条第3項及び第4項によって2年3ヶ月以内に限定されているが、これを延長することができる。

《参考》防災基本計画(抜粋)

第2編 震災対策編

第3章 災害復旧・復興

第4節 被災者等の生活再建等の支援

- 厚生労働省及び地方公共団体は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付並びに生活福祉資金の貸付、また、内閣府及び地方公共団体は被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給により、被災者の自立的な生活再建の支援を行うものとする。これを含む各種の支援措置を早期に実施するため、地方公共団体は、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者に被災証明を交付するものとする。
- 国及び地方公共団体は、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担の減免及び保険料の減免等の被災者の負担の軽減を図ることとする。

《参考》被災者支援の充実に関する提言

中央防災会議防災基本計画専門調査会「防災体制の強化に関する提言」(平成14年7月)

- ・大規模災害や様々な形態の災害による被災者を支援するため、自助努力の重要性を踏まえつつ、救助段階から復興段階に至る被災者支援のグランドデザインを明らかにし、雇用、心と体の健康、人と人とのつながりなどを含めた総合的な観点から被災者のニーズに対応した多様な支援策を提示することが必要である。
- ・今後、支援施策の具体化にあたっては、公平性・透明性の確保、情報提供の充実、財源に関する問題など、様々な観点を十分に勘案しつつ、国は被災者支援の充実に向けた具体的方策を確立するべきである。
- ・行政による被災者の支援策が多岐にわたるため、被災者がそれらの支援施策を最大限に活用できるよう、行政の側から被災者等に対して総合的かつ正確な支援情報を周知する仕組みを構築するべきである。
- ・災害救助の段階において、生活様式の多様化等を踏まえ、災害の個々具体の状況に応じた、より適切な支援を行うため、現物支給について支給内容の充実・多様化、現金支給制度の積極的な活用等、多様な支援施策を提示するべきである。

②被災者の視点に立った相談体制の整備

《参考》防災基本計画（抜粋）

第2編 震災対策編

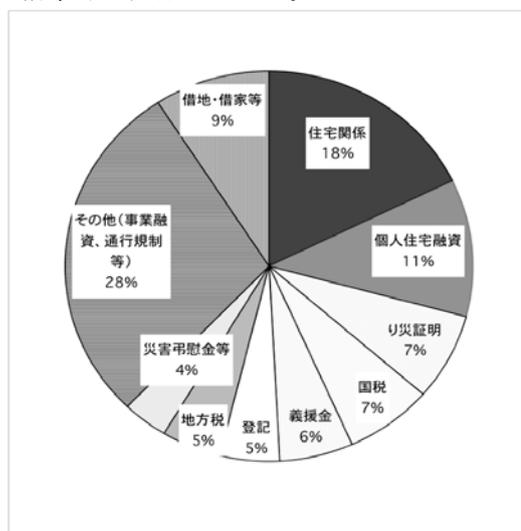
第3章 災害復旧・復興

第4節 被災者等の生活再建等の支援

○国及び地方公共団体は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。また、被災地域外へ疎開等を行っている個々の被災者に対しても、不利にならず、不安を与えないような広報・連絡体制を構築するものとする。

《参考》阪神・淡路大震災における行政相談

・総務庁近畿管区行政監察局・兵庫行政監察事務所「阪神・淡路大震災-行政相談事例集-」（1996/3）によれば、行政相談の約1割が借地・借家等の関係であった。



《参考》特別総合行政相談に関する関係省庁申し合わせ

阪神・淡路大震災の経験から、大規模災害が発生した場合、被災地における現地機関において、迅速かつ円滑に相談窓口を設置し、効果的な運営を図り、被災者等からの相談、問い合わせ等に的確に対応するため、相談窓口体制の整備、運営についての申し合わせが行われた（平成7. 12. 25日）。その主な内容は、次のとおりである。

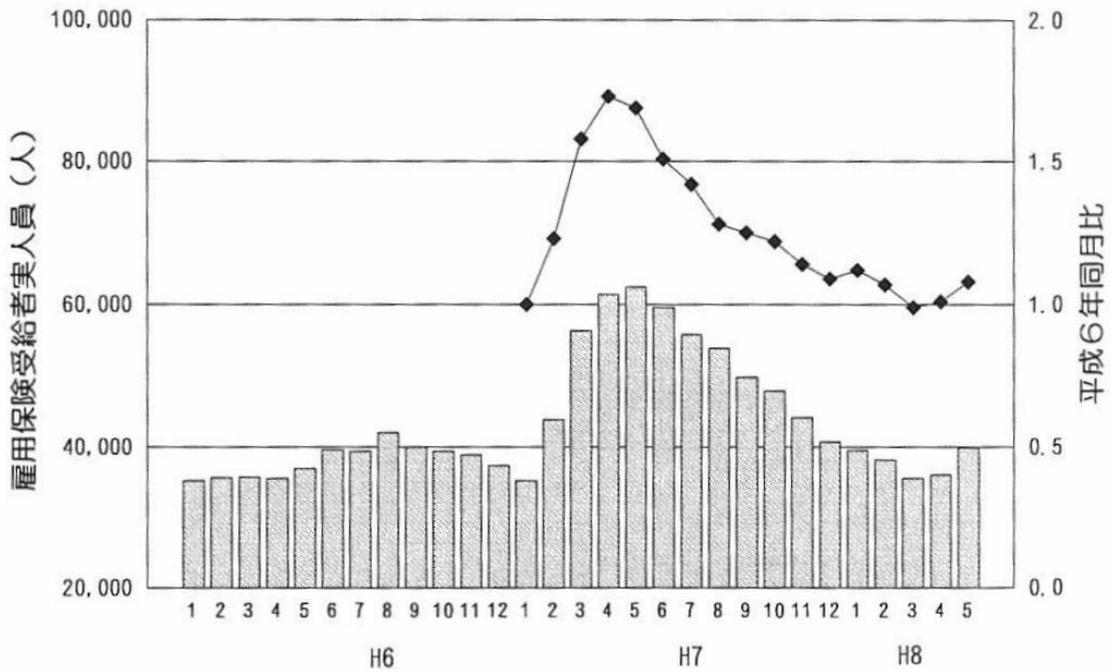
- ①総務庁（地方支分部局を含む）は、必要に応じ、災害対策本部との連携を図り、関係省庁・特殊法人・地方公共団体等の協力のもとに、各種の特例措置等の情報の把握に努めるとともに、被災地域において、被災者等からの各種相談、問い合わせ等に応じるための総合的な相談窓口（以下「特別総合行政相談所」という。）を設置、運営することとし、関係省庁は、この相談所の設置、運営に協力する。
- ②特別総合行政相談所の設置、運営の詳細については、別途、総務庁（地方支分部局）と参加機関とが協議し、取り決める。

上記申し合わせを踏まえ、管区行政監察局、行政監察事務所が中心となり、既に、北海道から沖縄県までの全国において、関係行政機関、各種団体等が地域の実情を考慮し、申し合わせ等が行われ、その具体化が図られつつある。

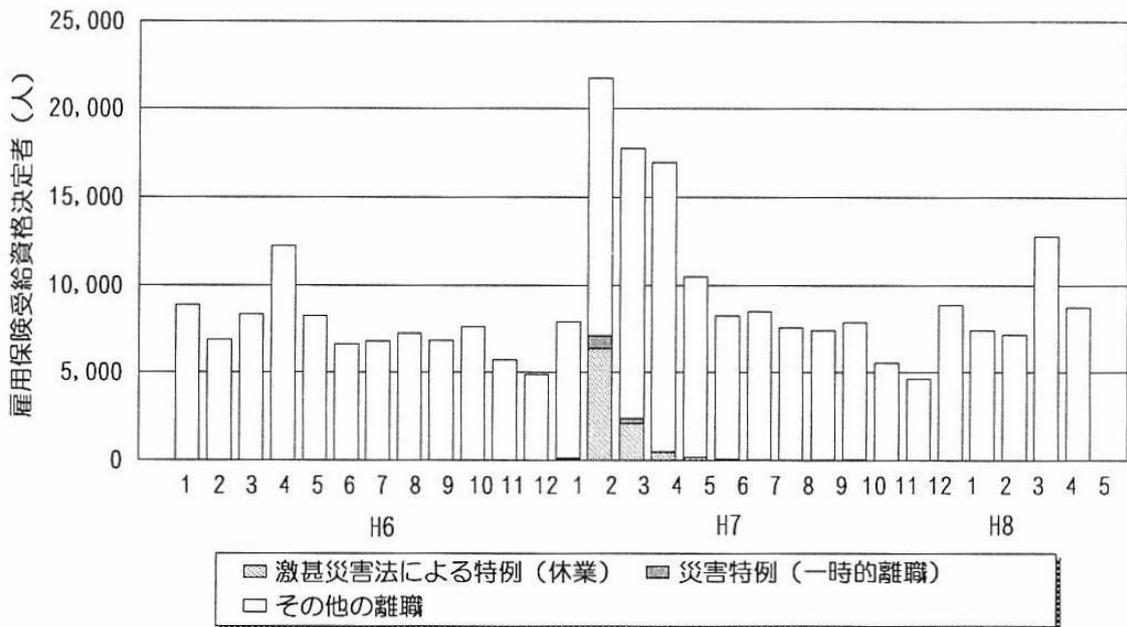
出典：全国行政相談委員連合協議会「阪神・淡路大震災における行政相談活動等に関する調査研究報告書」（平成8年度）

③雇用の維持・創出

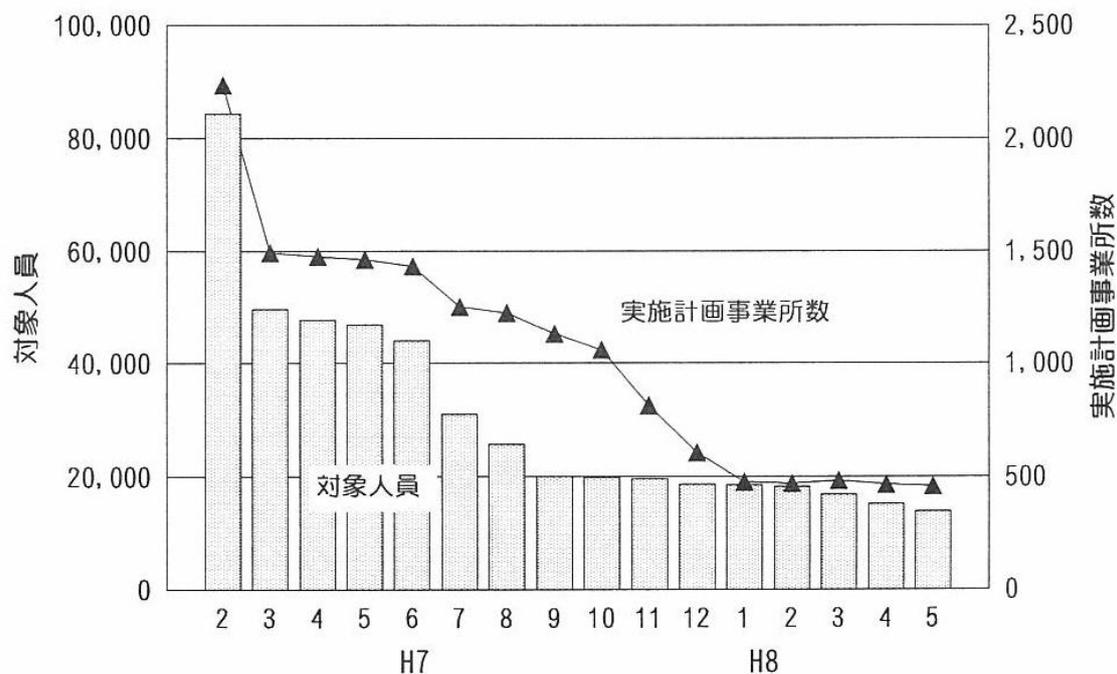
《参考》阪神・淡路大震災における雇用情勢



雇用保険受給者実人員の状況 (兵庫県)



雇用保険受給資格の決定状況 (兵庫県)



雇用保険受給資格の決定状況（兵庫県）

出典：損害保険料率算定会「地震保険調査報告 26 阪神・淡路大震災資料集」（平成 9 年 3 月）

《参考》防災基本計画（抜粋）

第 2 編 震災対策編

第 3 章 災害復旧・復興

第 4 節 被災者等の生活再建等の支援

○厚生労働省は、被災地における雇用維持を図るための必要な措置を講ずるとともに、被災者に対するきめ細かな職業紹介を行うなどの雇用対策を講ずるものとする。

《参考》阪神・淡路大震災における公共事業就労促進法

『被災失業者の雇用対策として、昨年三月に「公共事業就労促進特別措置法」が施行された。公共事業を請け負った会社が、新たに人材を必要とする場合、四〇%以上を被災失業者から雇うことを義務付けた。

しかし、一年以上が過ぎた今年五月末現在で、雇用はわずか四十一人。対象職種を「比較的技能を有しない土木、雑役など簡単な仕事」と限定していることが、まとまった雇用に結び付かない理由の一つだ。』

※出典：神戸新聞朝刊『復興へ 第 11 部 1 年半の断面(1)「震災失業」』(1996/7/7)

『雇い主にこれを強制するための罰則規定などを伴わないものであり、しかも対象職種が主に雑役等簡易な仕事であることもあり、1997 年 3 月末現在において公共事業施行通知書受理件数 1,878 件に対して、吸収人員はわずかに 101 人である。またそれは被災失業者求職者数 174 人の約 6 割ではない』

※出典：横山政敏「第 5 部 第 4 章 震災と地域雇用」『震災復興の政策科学』有斐閣(1998/6)

《参考》雇用維持・離職者のための現行制度

制度の名称	雇用調整助成金	
支援の種類	給付	
支援の内容	<p>●災害により急激に事業活動の縮小を余儀なくされた事業主に対して助成するものです。</p> <p>●支援の内容は以下のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td> <p>①休業の場合、休業手当相当額の1/2補助（中小企業の場合2/3） 出向の場合、出向元で負担した賃金の1/2（中小企業の場合2/3） 支給限度日数は1年間で100日まで</p> <p>②大型倒産等事業主の下請事業主の場合、休業手当相当額の1/2補助（中小企業の場合2/3） 支給限度日数は2年間で200日まで</p> </td> </tr> </table>	<p>①休業の場合、休業手当相当額の1/2補助（中小企業の場合2/3） 出向の場合、出向元で負担した賃金の1/2（中小企業の場合2/3） 支給限度日数は1年間で100日まで</p> <p>②大型倒産等事業主の下請事業主の場合、休業手当相当額の1/2補助（中小企業の場合2/3） 支給限度日数は2年間で200日まで</p>
<p>①休業の場合、休業手当相当額の1/2補助（中小企業の場合2/3） 出向の場合、出向元で負担した賃金の1/2（中小企業の場合2/3） 支給限度日数は1年間で100日まで</p> <p>②大型倒産等事業主の下請事業主の場合、休業手当相当額の1/2補助（中小企業の場合2/3） 支給限度日数は2年間で200日まで</p>		
活用できる方	<p>●以下のいずれかに該当する方が対象です。</p> <p>①急激に事業活動の縮小を余儀なくされた事業主（最近6か月の対前年同期比で生産量10%減、雇用量不増）</p> <p>②大型倒産等事業主の下請事業主・取引先事業主等（最近3か月の対前年同期比で生産量減少、雇用量不増）</p>	
お問い合わせ	公共職業安定所	

制度の名称	職場適応訓練費の支給
支援の種類	給付
支援の内容	<p>●職場適応訓練を実施する事業主に対して訓練費を支給します。また、訓練生に対して雇用保険の失業等給付を支給します。</p> <p>・事業者は、訓練費として職場適応訓練生1人につき24,000円/月（重度の障害者25,000円/月）が支給されます。短期の職場適応訓練については、960円/日（重度の障害者1,000円/日）です。</p> <p>●訓練期間は、6か月（中小企業及び重度の障害者に係る訓練等1年）以内です。短期の職場適応訓練については、2週間（重度の障害者に係る訓練4週間）以内です。</p>
活用できる方	<p>●職場適応訓練は、雇用保険の受給資格者等であって、再就職を容易にするため職場適応訓練を受けることが適当であると公共職業安定所長が認める者を、次のイからホに該当する事業主に委託して行います。</p> <p>イ 職場適応訓練を行う設備的余裕があること</p> <p>ロ 指導員としての適当な従業員がいること</p> <p>ハ 労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険等に参加し、又はこれらと同様の職員共済制度を保有していること</p> <p>ニ 労働基準法及び労働安全衛生法の規定する安全衛生その他の作業条件が整備されていること</p> <p>ホ 職場適応訓練修了後、引き続き職場適応訓練を受けた者を雇用する見込みがあること</p>
お問い合わせ	公共職業安定所

○雇用保険の失業等給付

制 度 の 名 称	雇用保険の失業等給付
支 援 の 種 類	給付
支 援 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ● 離職の日以前1年の間に被保険者期間が6か月以上の失業者等を対象に、求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付を実施します。 ● 災害により雇用される事業所が休業することとなったため、一時的な離職を余儀なくされた方に雇用保険の基本手当を支給する特例措置を実施します。
活 用 で き る 方	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害救助法の適用を受ける市町村に所在する事業所に雇用される方で、事業所が災害を受け、やむを得ず休業することとなったため、一時的に離職を余儀なくされ、離職前の事業主に再雇用されることが予定されている方が対象です。
お 問 い 合 わ せ	公共職業安定所

○緊急地域雇用創出特別交付金

- ・ この制度は、平成16年度で終了したが、過去の災害で数多く利用された制度である。

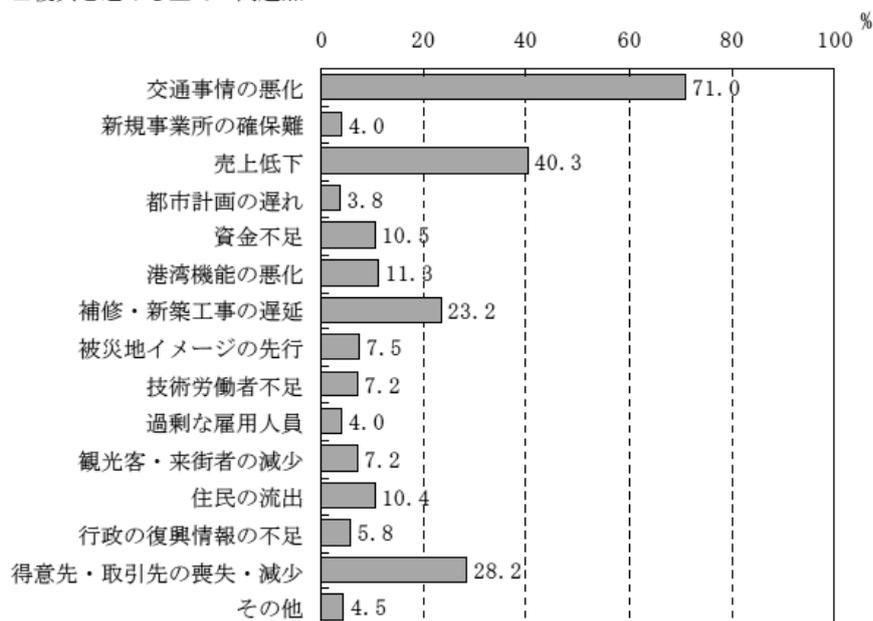
表 雇用開発助成金等事業概要

制度名	助成対象等	根拠法令等	実施主体
緊急地域雇用創出特別交付金	<p>都道府県が地域の実情に応じて、緊急に対応すべき事業を実施し、雇用就業機会の創出を図るために交付されるものである。各地方公共団体が自由に用いることができるので、災害対策について用いることは可能である。</p> <p>ただし、支給には、1)教育・文化、福祉、環境・リサイクル事業等、緊急に実現する必要があること、2)一両年で終了する事業であること、3)新規雇用・就業を生ずる効果が大きいことといった要件を満たす必要がある。</p>	緊急地域雇用創出特別交付金(厚生労働省)	都道府県市町村

④中小零細企業・地場産業等の復旧・復興支援

《参考》阪神・淡路大震災における企業復興の問題点

■復興を進める上での問題点



(上段：社、下段：%)

	全体	復興推進上での問題点 (複数回答)									
		交通事情の悪化	新規事業所の確保難	売上低下	都市計画の遅れ	資金不足	港湾機能の悪化	補修・新築工事の遅延	被災地イメージの先行	技術労働者不足	
合計	531	377	21	214	20	56	60	123	40	38	
	100.0	71.0	4.0	40.3	3.8	10.5	11.3	23.2	7.5	7.2	
業種区分	製造業	198	145	3	84	3	17	26	51	24	12
		100.0	73.2	1.5	42.4	1.5	8.6	13.1	25.8	12.1	6.1
非製造業	326	227	18	130	16	39	34	71	16	26	
		100.0	69.6	5.5	39.9	4.9	12.0	10.4	21.8	4.9	8.0
不明	7	5	0	0	1	0	0	1	0	0	
	100.0	71.4	0.0	0.0	14.3	0.0	0.0	14.3	0.0	0.0	

	全体	復興推進上での問題点 (複数回答)							不明
		過剰な雇用人員	観光客・来街者の減少	住民の流出	行政の復興情報の不足	得意先・取引先の喪失・減少	その他		
合計	531	21	38	55	31	150	24	39	
	100.0	4.0	7.2	10.4	5.8	28.2	4.5	7.3	
業種区分	製造業	198	5	5	4	14	13	13	
		100.0	2.5	2.5	2.0	7.1	6.6	6.6	
非製造業	326	16	33	50	17	102	10	24	
		100.0	4.9	10.1	15.3	5.2	31.3	3.1	7.4
不明	7	0	0	1	0	2	1	2	
	100.0	0.0	0.0	14.3	0.0	28.6	14.3	28.6	

出典：兵庫県「阪神・淡路大震災－復興10年総括検証・提言報告」のうち「企業の防災・復興過程における取り組み等に関する実態調査報告書（案）」（平成16年8月 企業の防災・復興活動の調査事業評価委員会）

《参考》防災基本計画（抜粋）

第2編 震災対策編

第3章 災害復旧・復興

第5節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援

- 国民生活金融公庫等政府系中小企業金融機関は、被災中小企業の自立を支援するため、災害復旧貸付等により、運転資金、設備復旧資金の低利融資等を行うものとする。
- 国及び地方公共団体は、必要に応じ、災害復旧高度化資金貸付、中小企業設備近代化資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。
- 国及び地方公共団体は、地場産業、商店街の復興に配慮するとともに、内外経済の潮流を踏まえ、成長産業のための基盤整備等により、地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策を講ずるものとする。
- 農林漁業金融公庫は、被災農林漁業者に対し施設の災害復旧及び経営の維持安定を図るための資金等を低利で融通するものとする。また、農林水産省は、必要に応じて、被災農林漁業者の経営資金等を供給するため天災融資法の発動を行うものとする。
- 国及び地方公共団体は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置するものとする。

《参考》中小企業等の復旧・復興支援のための現行制度

制度の名称	災害復旧資金貸付	
支援の種類	融資	
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により直接的・間接的な被害を受けた中小企業者に対して、事業所復旧のための資金を融資します。 ●災害復旧資金貸付は、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫において、受付を行います。 ●国民生活金融公庫の場合の貸付限度額等は次のとおりです。 	
	貸付限度額	<ul style="list-style-type: none"> ①直接的な被害を受けた中小企業者（「被害証明書」、「特別被害証明書」又は「り災証明書」が必要）：6,000万円以内 ②取引先等が被災したため売上が減少する等間接的な被害を受けた中小企業者：被害証明書等を持っている者：6,000万円以内 被害証明書等を持っていない者：3,000万円以内
	償還期間	10年以内（うち2年以内の据置可能）
	●中小企業金融公庫の場合の貸付限度額等は次のとおりです。	
	貸付限度額	1億5千万円以内
	償還期間	10年以内（うち2年以内の据置可能）
	●商工組合中央金庫の場合の貸付限度額等は次のとおりです。	
	貸付限度額	必要に応じ一般貸付枠を超える額
	償還期間	設備資金20年以内（うち3年以内の据置可能） 運転資金10年以内（うち3年以内の据置可能）
	●国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫によって、貸付限度額や貸付条件等が異なりますので、詳しくは各公庫にご確認ください。	
活用できる方	●中小企業経営者、中小企業協同組合・振興組合等	
お問い合わせ	国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫	

制度の名称	災害復旧高度化資金						
支援の種類	融資						
支援の内容	<p>●大規模な災害により、既往の高度化資金の貸付を受けた事業用資産がり災した場合、被害を受けた施設の復旧を図る場合又は施設の復旧にあたって新たに高度化事業を行う場合に、都道府県又は中小企業基盤整備機構が高度化資金を貸し付けます。</p> <p>●支援の内容は次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td>貸付割合</td> <td>90%以内</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>20年以内（うち3年以内の据置可能）</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>無利子</td> </tr> </table> <p>●資本金や業種等の条件がありますので、詳しくは都道府県にご確認ください。</p>	貸付割合	90%以内	償還期間	20年以内（うち3年以内の据置可能）	貸付利率	無利子
貸付割合	90%以内						
償還期間	20年以内（うち3年以内の据置可能）						
貸付利率	無利子						
活用できる方	<p>●中小企業経営者、中小企業協同組合・振興組合等であって、以下のいずれかに該当する場合は対象です。</p> <p>①既存の高度化資金貸付を受けて取得・設置した施設が被災した場合 ②施設の復旧にあたって新たに高度化事業を行う場合</p>						
お問い合わせ	都道府県、中小企業基盤整備機構						

制度の名称	小規模企業設備資金																
支援の種類	融資																
支援の内容	<p>●小規模企業者に対して、経営基盤の強化や創業のために新たな設備の導入に対して無利子資金の貸付を行います。</p> <p>■設備資金貸付事業</p> <table border="1"> <tr> <td>限度額</td> <td>4,000万円（所要資金の1/2以内）</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>無利子</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>7年以内（公害防止等施設は12年以内） 据置期間1年以内の年賦、半年賦又は月賦均等償還</td> </tr> <tr> <td>担保・保証人</td> <td>連帯保証人又は物的担保が必要です</td> </tr> </table> <p>■設備貸与事業</p> <table border="1"> <tr> <td>貸与設備価額</td> <td>6,000万円（創業後1年未満の創業者は3,000万円）</td> </tr> <tr> <td>賦払割賦リース料</td> <td>割賦事業：割賦損料3%以下、保証金10%以下 リース事業：リース料率年5.3%程度（税金・保険料込み）</td> </tr> <tr> <td>賦払リース期間</td> <td>割賦事業：7年以内（公害防止等施設は12年以内） リース事業：原則3年以上7年以内の範囲で貸与設備の耐用年数により定める</td> </tr> <tr> <td>担保・保証人</td> <td>原則として保証人が必要。物的担保が必要になる場合もある</td> </tr> </table>	限度額	4,000万円（所要資金の1/2以内）	貸付利率	無利子	償還期間	7年以内（公害防止等施設は12年以内） 据置期間1年以内の年賦、半年賦又は月賦均等償還	担保・保証人	連帯保証人又は物的担保が必要です	貸与設備価額	6,000万円（創業後1年未満の創業者は3,000万円）	賦払割賦リース料	割賦事業：割賦損料3%以下、保証金10%以下 リース事業：リース料率年5.3%程度（税金・保険料込み）	賦払リース期間	割賦事業：7年以内（公害防止等施設は12年以内） リース事業：原則3年以上7年以内の範囲で貸与設備の耐用年数により定める	担保・保証人	原則として保証人が必要。物的担保が必要になる場合もある
限度額	4,000万円（所要資金の1/2以内）																
貸付利率	無利子																
償還期間	7年以内（公害防止等施設は12年以内） 据置期間1年以内の年賦、半年賦又は月賦均等償還																
担保・保証人	連帯保証人又は物的担保が必要です																
貸与設備価額	6,000万円（創業後1年未満の創業者は3,000万円）																
賦払割賦リース料	割賦事業：割賦損料3%以下、保証金10%以下 リース事業：リース料率年5.3%程度（税金・保険料込み）																
賦払リース期間	割賦事業：7年以内（公害防止等施設は12年以内） リース事業：原則3年以上7年以内の範囲で貸与設備の耐用年数により定める																
担保・保証人	原則として保証人が必要。物的担保が必要になる場合もある																
活用できる方	<p>●以下のいずれかに該当する方が対象です。</p> <p>①小規模企業者：従業員数が20人以下（商業・サービス業は5人以下） ②従業員数50人以下の会社・個人：借入残高3億円以下、直近3事業年度の経営利益平均額3,500万円以下、大企業からの出資等割合が1/3以下 ③創業者：1月（会社設立の場合は2月）以内に操業する具体的計画を持つ者又は創業後5年以内の者</p>																
お問い合わせ	都道府県																

制度の名称	中小企業体質強化資金
支援の種類	融資
支援の内容	<p>●中小企業の体質強化を図るための各種融資制度があります。</p> <p>○中心市街地活性化対策融資</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小小売業者が中心市街地の活性化を図るための資金 ・物流の効率化を図るための資金 <p>○下請中小企業対策融資 親企業の事業活動変更に対し、下請中小企業者が経営の合理化等を図るための資金</p> <p>○地域産業対策融資</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域的要因等による売上減少等に対し経営の安定を図るための資金 ・新事業創出促進法等による経営の合理化等を図るための資金 <p>○組合共同事業対策融資</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業協同組合等が共同事業を行うための資金 <p>○地域中小企業新産業育成融資</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情に応じた新事業を開拓するための資金 ・中小商業・サービス業者が地域の消費生活の文化的水準の向上等を図るための資金 <p>○地域中小企業特別融資</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済が疲弊している地域で経済の構造変化への適応等を図るための資金 ・特定産業集積の活性化に関する臨時措置法に基づく高度化等計画・進出計画等の承認を受けた中小企業社及びその関連中小企業者が必要とする資金 <p>●各融資の詳細については、都道府県にご確認ください。</p>
活用できる方	●中小企業者、組合
お問い合わせ	都道府県

制度の名称	経営安定関連保証
支援の種類	融資（保証）
支援の内容	●取引先等関連企業の倒産や災害などの理由により影響を受けた中小企業者に対して、経営の安定を図るために必要な資金について保証を行います。
活用できる方	●中小企業信用保険法第2条第3項第1号～第8号により主たる事業所の所在地を管轄する市町村長から、「特定中小企業者」であることの認定を受けた方が対象です。
お問い合わせ	信用保証協会

制度の名称	災害関係特例保証
支援の種類	融資（保証）
支援の内容	●災害により被災した中小企業者に対して、災害復旧に必要な資金について保証を行います。
活用できる方	●被災地域に事業所を有し、災害を受けた中小企業者（個人、会社、医療法人、組合）
お問い合わせ	信用保証協会

⑤疎開への対応

《参考》防災基本計画（抜粋）

第2編 震災対策編

第3章 災害復旧・復興

第4節 被災者等の生活再建等の支援

○国及び地方公共団体は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。また、被災地域外へ疎開等を行っている個々の被災者に対しても、不利にならず、不安を与えないような広報・連絡体制を構築するものとする。

《参考》ふるさとひょうごカムバックプラン

- ・兵庫県は、平成8年に「ひょうごカムバックプラン」を作成し、地域限定の生活者支援制度を、県外避難者にも適用した。
 - ①民間賃貸住宅の家賃補助（最高月額3万円）の拡充、
 - ②生活再建支援金給付
 - ③生活復興資金貸付の拡充
 - ④被災者雇用奨励金、離職者生活安定資金貸し付けの拡充
 - ⑤持ち家再建への利子補給の条件緩和 等
- ・また、平成10年には、「ふるさとひょうごカムバックプラン2」を策定し、県外避難者に対して、次のような事業を行っている。
 - ①兵庫県内の公営住宅の募集等、情報提供や相談の連絡
 - ②県外居住被災者向け情報紙「ひょうご便り」の送付
 - ③通話無料の専用フリーダイヤルによる住宅・こころ・教育などの各種相談

出典：内閣府「阪神・淡路大震災 総括・検証 調査シート」

表 兵庫県に戻りたい被災者の登録者数（各年3月現在）

（出典：ふるさとひょうごカムバックプラン2）

単位：人	H11	H12	H13	H14	H15	H16
登録者数	1,540	655	570	419	349	296

出典：「指標等からみた復興10年の成果収集調査報告書」（兵庫県）

2-3 市街地・コミュニティ復興対策

①全壊建物の早期解体・撤去、迅速ながれき処理

《参考》首都直下地震被害想定での廃棄物発生量

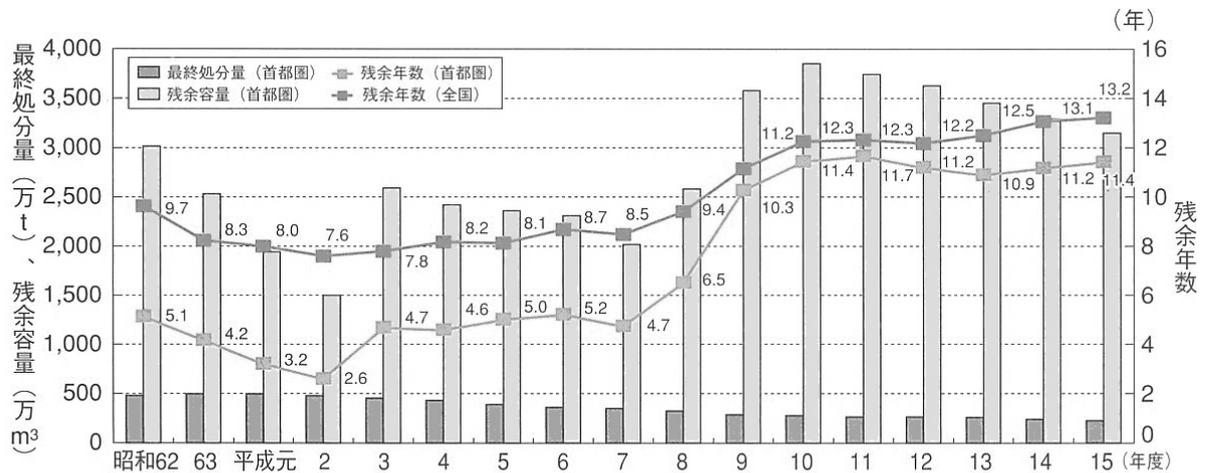
項目	首都直下の被害数		阪神被害数	首都直下の倍率	
	ケース①	ケース②		ケース①	ケース②
死者数（人）	11,000	7,100	5,483	2.0	1.3
建物被害数（棟）	850,000	480,000	116,000	7.3	4.1
震災廃棄物（万トン）	9,600	8,800	1,480	6.5	5.9

ケース①：東京湾北部地震 M7.3（冬夕方 18時 風速 15m/s）

ケース②：東京湾北部地震 M7.3（冬夕方 18時 風速 3m/s）

出典：中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会」

《参考》首都圏における廃棄物処分場の現状



注：残余年数＝当該年度の処分場残余容量／（当該年度の最終処分量／埋立ごみ比重（＝0.8163））。

資料：環境省資料により国土交通省国土計画局作成

出典：平成18年版首都圏白書

- ・阪神・淡路大震災では、1,480万トンの廃棄物が発生し、その内、再生37%、焼却14%、埋立49%。
- ・首都直下地震ケース①では、約10,000 m³（9,600万トン）の震災廃棄物が発生。発生廃棄物の処分が阪神・淡路大震災と同様の比率で行われるとすると、

最終処分量は、約10,000 m³ × 0.49 = 約4,900万m³

→ 平成15年度の首都圏における残余容量の1.5倍以上

《参考》都県のがれき処理現有能力

○年間処理能力

万トン/年

		埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	七都県市
破碎	可燃物	51	45	56	155	306
	不燃物	862	771	816	1,326	3,775
焼却	一般	283	235	626	408	1,553
	産業	33	16	6	36	92

○現有余力（破碎）

万トン/年

		埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	七都県市
破碎	可燃物	18	11	8	31	67
	不燃物	319	185	359	385	1,247

○残余裕量（最終処分）

万m³

		埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	七都県市
最終	一般	354	150	4,128	611	5,242
処分	産業 (安定型)	7	233	0	0	240
	産業 (管理型)	1	176	1,111	316	1,604
	合計	361	559	5,239	927	7,086

出典：七都県市廃棄物問題検討委員会「震災廃棄物の適正処理に関する調査報告書」

《参考》防災基本計画（抜粋）

第2編 震災対策編

第3章 災害復旧・復興

第3節 計画的復興の進め方

2 防災まちづくり

- 国、公共機関及び地方公共団体は、被災施設等の復旧事業、がれきの処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的实施を行うものとする。
- 厚生労働省は、被災地域の復旧・復興工事(第2節の復旧工事等を含む)における労働災害、粉じん障害等の職業性疾病等を防止するため、新規就労者に対する安全衛生教育の実施、工事現場の巡回指導、石綿除去工事等における健康障害防止対策、労働災害防止活動に関する相談窓口の設置等の安全衛生確保対策を講じるとともに、労働者の健康管理に特段の配慮を行うものとする。

②市街地・コミュニティ復興の進め方

《参考》防災基本計画（抜粋）

第2編 震災対策編

第3章 災害復旧・復興

第3節 計画的復興の進め方

2 防災まちづくり

- 必要に応じ、地方公共団体は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めよう努めるものとする。
- 地方公共団体は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。
- 地方公共団体は、防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾、空港など骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等、ライフラインの耐震化等、建築物や公共施設の耐震・不燃化、耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とするものとする。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等は、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し理解と協力を得るように努めるものとする。また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等については、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進めるものとする。
- 地方公共団体は、既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努めるものとする。
- 地方公共団体は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、住民に対し行うものとする。

《参考》東京都の要望 — 建築制限の強化、都市計画手続きの迅速化・合理化

○建築制限の強化

- ・被災後 2 年間は 300 ㎡以上の敷地のみが建築規制の対象となっているが、これを地域の実情に即して都道府県の条例により建築制限できるように被災市街地復興特別措置法を改正すること。

出典：平成 19 年度 国の施策及び予算に対する東京都の提案要求

被災市街地復興特別措置法(平成七年二月二十六日法律第十四号)

(建築行為等の制限等)

第七条 被災市街地復興推進地域内において、第五条第二項の規定により当該被災市街地復興推進地域に関する都市計画に定められた日までに、土地の形質の変更又は建築物の新築、改築若しくは増築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- 一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
- 二 非常災害(第五条第一項第一号の災害を含む。)のため必要な応急措置として行う行為
- 三 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

2 都道府県知事は、次に掲げる行為について前項の規定による許可の申請があった場合においては、その許可をしなければならない。

- 一 土地の形質の変更で次のいずれかに該当するもの
- イ 被災市街地復興推進地域に関する都市計画に適合する〇・五ヘクタール以上の規模の土地の形質の変更で、当該被災市街地復興推進地域の他の部分についての市街地開発事業の施行その他市街地の整備改善のため必要な措置の実施を困難にしないもの
- ロ 次号ロに規定する建築物又は自己の業務の用に供する工作物(建築物を除く。)の新築、改築又は増築の用に供する目的で行う土地の形質の変更で、その規模が政令で定める規模未満のもの

ハ 次条第四項の規定により買い取らない旨の通知があった土地における同条第三項第二号に該当する土地の形質の変更

- 二 建築物の新築、改築又は増築で次のいずれかに該当するもの
- イ 前項の許可(前号ハに掲げる行為についての許可を除く。)を受けて土地の形質の変更が行われた土地の区域内において行う建築物の新築、改築又は増築

ロ 自己の居住の用に供する住宅又は自己の業務の用に供する建築物(住宅を除く。)で次に掲げる要件に該当するものの新築、改築又は増築

- (1) 階数が二以下で、かつ、地階を有しないこと。
- (2) 主要構造部(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第五号に規定する主要構造部をいう。)が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。
- (3) 容易に移転し、又は除却することができること。
- (4) 敷地の規模が政令で定める規模未満であること。

ハ 次条第四項の規定により買い取らない旨の通知があった土地における同条第三項第一号に該当する建築物の新築、改築又は増築

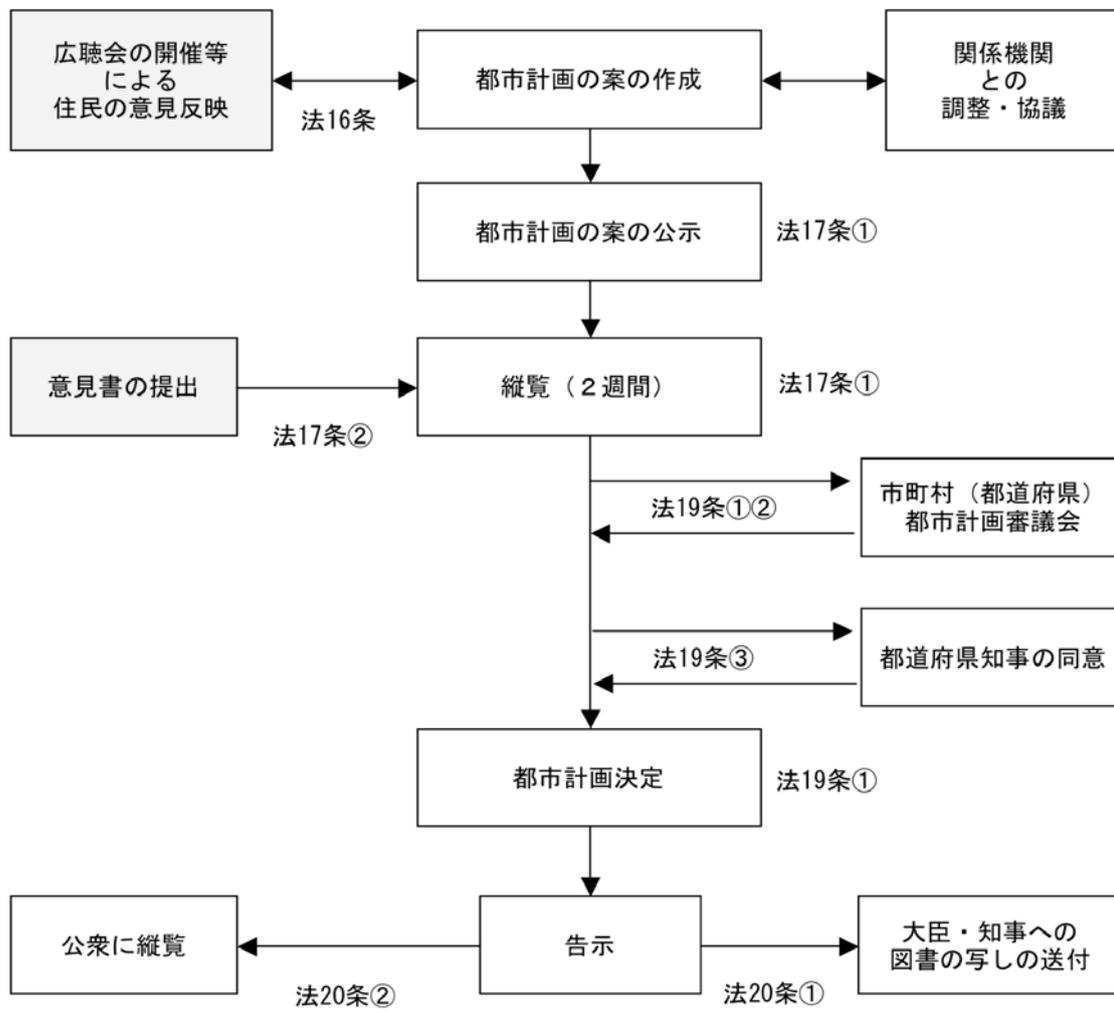
被災市街地復興特別措置法 施行令(平成七年二月二十六日 政令第三十六号)

(法第七条第二項第一号 ロの政令で定める規模等)
第四条 法第七条第二項第一号 ロ及び第二号 ロ(4)の政令で定める規模は、三百平方メートルとする。

○都市計画手続の迅速化・合理化

- ・復興時の都市計画手続を迅速化するため、公告、縦覧、意見書の提出等にインターネット等多様な方法の導入を可能にすること。また、知事が意見書の審査を行うなど、事務の合理化を進めること。

出典：平成 19 年度 国の施策及び予算に対する東京都の提案要求



都市計画法による一般的な手続きのフロー

出典：(社)日本都市計画学会「実務者のための新・都市計画マニュアルⅡ」【市街地整備編】平成 15 年 3 月

《参考》復興マニュアル・復興準備計画の策定状況

- ・東京都及び半数程度の区、静岡県、神奈川県などで、復興マニュアル・復興準備計画が策定されている。
- ・東京都における取り組みは次のとおり。
 - 1997年「都市復興マニュアル」公表
 - 1998年「生活復興マニュアル」公表
 - 2001年「震災復興グランドデザイン」策定
 - 2003年「東京都震災対策条例」の制定（震災予防条例(1971)の全面改定）
 - 「震災復興マニュアルー復興プロセス編ー」公表
 - 「同一復興施策編ー」公表

《参考》都市復興模擬訓練

- ・東京都は、平成9年5月、「東京都都市復興マニュアル」を策定し、平成10年度からは、このマニュアルに基づき、職員の習熟と検証を目的に都市復興の模擬訓練を実施している。
- ・平成14年度の都市復興模擬訓練の全体概要は次のとおりである。

目的	<ul style="list-style-type: none"> ・区市町村の震災に対する危機管理意識の啓蒙により、模擬訓練への参加の拡大と復興 ・関係職員の復興手順の習熟を図る。 ・都市復興マニュアルにおける改訂事項を検討する。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・震災直後の被害概況調査から、震災復興グランドデザインを反映した地区復興計画原案の作成までを、復興のプロセスを確認しながら訓練作業する。
今年度の特徴	<ol style="list-style-type: none"> 1) 都市復興の基本的な手順を再確認するため、各区市町村復興関係職員の共同訓練方式とする。 2) 改定作業中の都市復興マニュアルにおける課題の検討を行う。 3) 訓練成果の発表会にまちづくり協議会へ参加を呼びかけ、模擬訓練をPRするとともに都民にむけて復興まちづくりを啓蒙する。

項目	日時	内容
説明会	7月3日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・改訂都市復興マニュアル骨子案説明 ・14年度スケジュールと進め方
模擬訓練1)	7月25日(木) 14時00分～16時30分	<ul style="list-style-type: none"> ・都市復興の全体の手順 ・街区別被害分布図ー復興基本図、地区復興計画原案の作成
模擬訓練2)	8月8日(木) 14時00分～16時30分	<ul style="list-style-type: none"> ・被害概況調査、家屋被害状況調査について ・84条建築制限と特措法7条建築制限の関連について
模擬訓練3)	9月5日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋被害判定のポイントについて ・世田谷区太子堂地区において家屋被害状況調査の実地訓練 ・世田谷区のまちづくり活動について
模擬訓練4)	10月17日(木) 13時00分～16時30分	<ul style="list-style-type: none"> ・都市復興のシミュレーション 「コミュニティを維持した復興まちづくりとは」
総合模擬訓練 都民へのPR	11月11日(月) 13時30分～ 予定	<ul style="list-style-type: none"> ・「震災復興マニュアル」の中間発表 ・模擬訓練成果発表 ・パネルディスカッション
復興セミナー 訓練報告	平成15年 2月頃 予定	<ul style="list-style-type: none"> ・平成14年度模擬訓練報告 ・「震災復興マニュアル」発表

出典：東京都ホームページ

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/CHOUSA/2002/08/60C8T200.HTM>

○実施当日のプログラムの例（平成14年度模擬訓練3）

- ・参加者 都及び17区7市の職員 60名程度（予定）
- ・家屋被害状況調査実地訓練概要
参加職員が3人程度で1組となり、東京都都市復興マニュアル、又は参加職員の自区・市のマニュアルに従って対象区域内の建物を調査する。
調査終了後、使用した家屋被害状況調査票と調査方法の検証を行う。
- ・スケジュール
 - 10時00分 家屋被害判定のポイント説明
 - 11時00分 訓練内容の説明
 - 11時20分 家屋被害状況調査実地訓練開始
 - 12時30分 調査実地訓練終了
 - 13時45分 調査実地訓練報告
 - 15時00分 世田谷区発表「まちづくり協議会と防災都市づくりについて」

○実施当日のプログラムの例（平成16年度都市復興模擬訓練「実地及び図上訓練」）

- ・訓練目的
実地のまち歩きや図上ワーキングをとおり、時限的市街地（仮設市街地）づくりなど都市復興に関する理解を深める。
- ・実施方法
 - 1. まち歩き・・・参加職員を6～8人で班分けし、まちの復興に役に立つポイント（空地、病院など）や障害になるポイント（狭い道など）を地図上にチェックしていく。
 - 2. 図上ワーキング・・・まち歩きの結果をもとに、時限的市街地づくりなどまちの復興に関する課題や解決策について、班ごとにディスカッションし発表する。
- ・参加者 都及び14区9市の職員 約60名
- ・スケジュール
 - 10時00分 開会
訓練内容の説明
時限的市街地づくりに関する説明（震災復興マニュアルによる）
 - 10時50分 他で実施した復興訓練等の紹介
研修ビデオ上映
 - 13時00分 まち歩き
 - 14時40分 図上ワーキング
 - 15時40分 各班の発表
 - 16時20分 終了

《参考》震災復興まちづくり模擬訓練

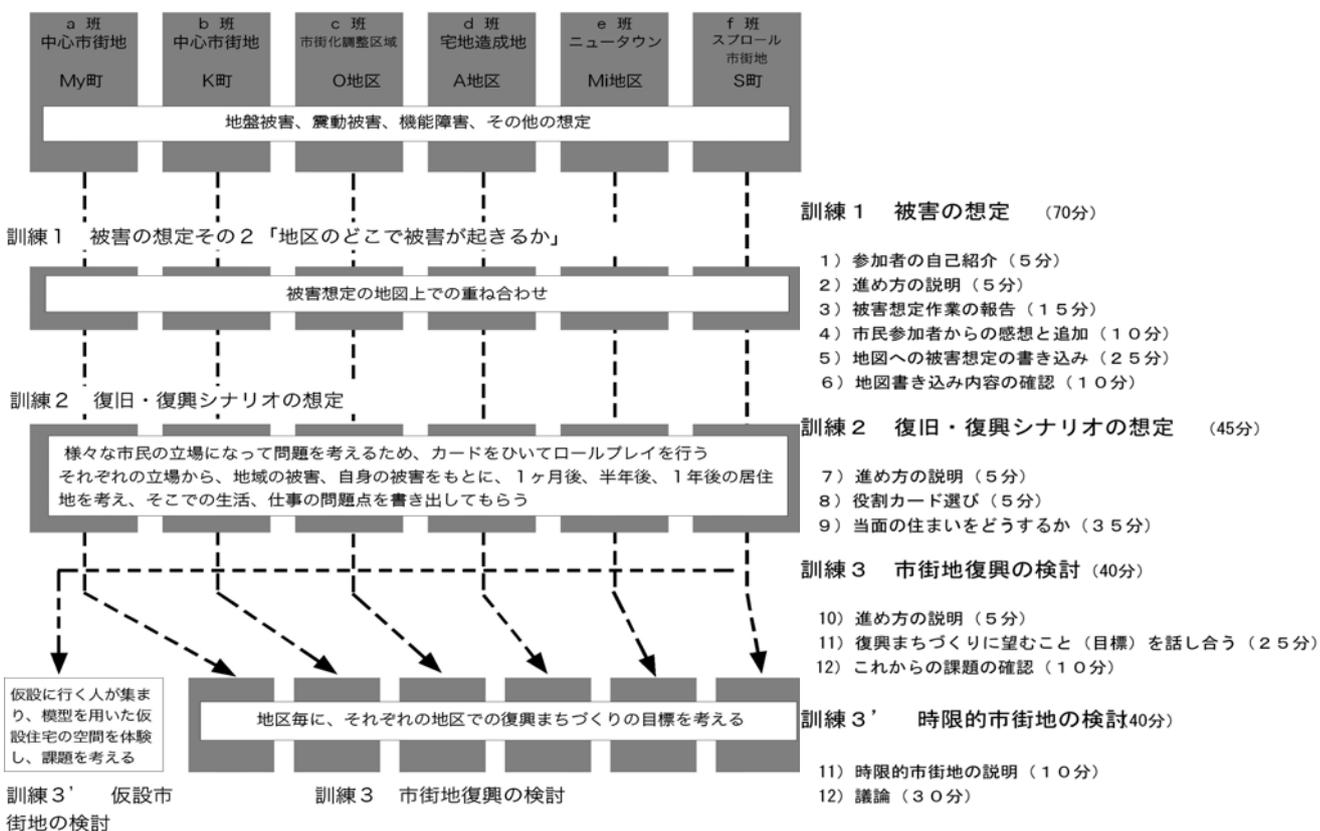
- ・東京都では「震災復興まちづくり模擬訓練（以下、復興模擬訓練）」を各地で実施している。復興模擬訓練とは東京都が発行している「復興マニュアル（2003）」に沿った地区レベルの復興まちづくりのプロセスを、地域住民が自治体と模擬的に体験することで経験や知識を習得し、「地域力」を醸成し、震災発生時のスムーズなプロセス構築を目指すものである。
- ・復興模擬訓練は 2003 年度に都内 2 地区でモデル的に実施され、2004 年度以降は新たに創設された東京都の「復興市民育成事業」として展開されている※¹。

復興市民組織育成事業（復興模擬訓練）※¹

訓練の実績	16年度：5地区（5区） 17年度：5地区（4区、1市） 18年度：9地区（8区、1市）
訓練の成果	○地域復興市民組織の組織化及び強化 ○一部の区で単独事業として定着 ○東京弁護士会等14団体との協定

※1） 第一回検討会における東京都資料より

プレ訓練 被害の想定その1「地区でどんな被害が起きるか」



- ・なお、東京都防災建築まちづくりセンターでは、ホームページに震災復興まちづくり模擬訓練の事例（12事例）や進め方等を紹介している。

<http://www.tokyo-machidukuri.or.jp/machi/fukko/index.htm>

http://www.tokyo-machidukuri.or.jp/machi/vol_37/m37_05.html

《参考》 阪神・淡路大震災における建築制限

- ・被災地域においては、個別の建築行為が無秩序に行われる恐れがあったことから、それらを規制する必要があった。震災当時の法体系においては、建築基準法 84 条の適用により、最大 2 ヶ月間の建築制限が可能であったが、それ以降においては、都市計画法にもとづく市街地開発事業等の都市計画決定の手続きを踏まなければ、建築制限をかける手段が存在しなかった。そのため国は、被災市街地復興特別措置法を制定し、都市計画に被災市街地復興推進地域を定めることにより 2 年以内の建築行為等の制限を可能とする措置を講じた。
- ・被災地方公共団体では、被災市街地復興特別措置法による建築制限も可能となったが、特別法の建築制限のほうが建築基準法のものより厳しいこと、一方特別法による復興推進地域の指定をすれば事業上のメリットは大きいことから、被災市街地復興推進地域の指定と土地区画整理・第二種市街地再開発事業の施行区域を同時に決めることとし、特別法の建築制限は適用しなかった。

出典：『阪神・淡路大震災 10 年 翔ベフェニックス 創造的復興への群像』(財)阪神・淡路大震災記念協会 (2005/1),p.479-480]

《参考》 阪神・淡路大震災における既存不適格建築物への対応

兵庫県南部地震により被災を受けた建築物の再建については、市街地建築物法の時代に市街化された地域、戦後の混乱期を経た市街地であること等及び都市計画法、建築基準法の改正が数度にわたって行われた結果、起こっているギャップ等へどう対応・整理していくかが課題であった。

平常時における判断では不十分であり、危機管理に即応できる考え方が求められた。

つまり、平常時における判断では、再建を急ぐあまり法を守らない違法建築物が多く出てきかねない反面、弾力的に過ぎると新たなスラムをつくり出しかねない。

再建を進めるためには、建築基準法の法的制約のなかで弾力的な運用を図ることにより、適切に誘導していくことが重要であると判断し、県下特定行政庁とともに基本の方針として「兵庫県南部地震により被災を受けた既存不適格建築物等の復旧に対する事務処理方針」を定めた。

この取扱いは、震災の発生した日（平成 7 年 1 月 17 日）から 3 年以内に工事着手するものに限り適用することとした。

出典：兵庫県都市住宅部「甦るまち・住まい 阪神・淡路大震災からの震災復旧・復興のあゆみ」（1997/4）

神戸市では、以下のような建築規制の運用が行われた。（■は震災後 3 年間に限る）

項目	内容
建築確認申請関係	<ul style="list-style-type: none"> ■戸建て住宅の接道規定 ■共同住宅・長屋の接道規定 ■用途不適格の建築物の建て替え □建ぺい率の緩和 □日陰規制の緩和 ■位置指定道路の基準の緩和
許可申請関係	<ul style="list-style-type: none"> ■仮設建築物の取り扱い1 ■仮設建築物の取り扱い2 ■仮設住宅の取り扱い ■日陰規制、用途不適格許可の取り扱い ■震災復興型総合設計制度の創設 □総合設計制度の拡充
条例による届出関係	<ul style="list-style-type: none"> ■共同住宅に附置する駐車場台数 ■附置義務駐車場の敷地外設置の緩和
その他	<ul style="list-style-type: none"> ■申請等の手数料の免除

③長期化する復興過程への対応

《参考》東京都の要望-時限的土地利用制度の創設

○時限的土地利用制度の創設

- ・緊急避難的な生活の場として時限的市街地をつくる際に用地を確保できるよう、時限的土地利用制度を創設すること。

出典：平成19年度 国の施策及び予算に対する東京都の提案要求

表 建築基準法の仮設建築物の扱い

建築基準法第85条による分類			不適用条文の有無等	存続期間の限定	
応急仮設建築物	建築基準法第85条第1項に列挙の応急仮設建築物 (防火地域内を除く。) (例)非常災害時の公的な災害救助施設、被災者自ら使用の30㎡以内の施設	通常の確認申請手続きで着工	全て適用	限定なし	
		確認申請なし	災1 竣工してから3月以内	全て不適用	3月以内
			害月 3項の許可を受けて3月をこえて存続するもの	全て不適用	2年以内
			から内 3項の許可を受けずに3月をこえて存続するもの	違反	違反
	に着工	違反	違反		
	災害から1月をこえて着工	違反	違反		
建設建築物	建築基準法第85条第2項に列挙の公益上必要な用途に供する応急仮設建築物 (例)非常災害時の停車場、郵便局、官公署等の公益施設	通常の確認申請手続きで着工	全て適用	限定なし	
		確認申請なし	竣工してから3月以内	一部不適用	3月以内
			3項の許可を受けて3月をこえて存続するもの	一部不適用	2年以内
	3項の許可を受けずに3月をこえて存続するもの	違反	違反		
その他の応急仮設建築物 (例)非常災害時の防火地域内の応急仮設建築物、30㎡を超える被災者自ら使用の応急仮設建築物	通常の確認申請手続きで着工	全て適用	限定なし		
	確認申請なし	違反	違反		
応急仮設建築物以外の仮設建築物	建築基準法第85条第2項に列挙の工事施工に必要な仮設建築物 (例)工事現場事務所	通常の確認申請手続きで着工 ただし、工事期間内(注2)	全て適用	限定なし	
		確認申請なしで着工 ただし、工事期間内(注2)	一部不適用	工事期間内	
	建築基準法第85条第4項に列挙の仮設建築物 (例)仮設興行場、仮設店舗	許可を受けて着工	一部不適用	1年以内	
		通常の確認申請手続きで着工 (例)選挙事務所、住宅展示場の展示住宅、公的な事業用仮設建築物で通常の手続きで着工	全て適用	限定なし	
		許可を受けず、通常の確認申請手続きもとらずに着工	違反	違反	
その他の仮設建築物		全て適用	限定なし		

出典：宮城県土木部建築宅地課「都市計画法開発許可制度便覧 ー 宮城県(仙台市の区域を除く)における開発許可制度審査基準 ー」平成13年5月18日改訂

④教育・文化、自然、景観への配慮

《参考》阪神・淡路大震災における文化活動

○阪神・淡路大震災では、早い段階から被災地域においてアート・エイド神戸や阪神・淡路震災復興支援10年委員会、阪神文化復興会議など多数の民間団体が活動を展開した。兵庫県においても、震災によって減少した芸術鑑賞や芸術文化活動の機会の拡充を図るため、被災地芸術文化活動補助を創設し、文化活動を側面から支援するとともに、文化関係のイベントやコンサート等を開催するなど、文化活動を展開した。震災では、文化に対する行政の対応と民間の対応に大きな格差があったことが指摘されており、災害時における文化活動のあり方について問いを投げかけている。

出典：内閣府「阪神・淡路大震災 総括・検証 調査シート」

《参考》阪神・淡路大震災における復興景観づくりへの対応

兵庫県では、以下のような復興景観づくりに関する取り組みが行われた。

○景観ルネサンス・まちなみ保全事業

被災した歴史的、文化的に重要なまちなみや、まちのシンボリック建築物の復興を図るとともに、被災地におけるまちなみ景観の形成を図る取り組みを支援するため、復元や修復等の事業に補助を実施。

○「伝えたいふるさとの景観」

歴史的市街地や伝統的な集落など、地域性豊かな環境が形成されて景観の価値が既に明確化、共有化されている地域だけでなく、普通のまちにおいても住民に愛され親しまれている風景がある。被災地域に存在する固有の景観的価値を、住民自らがあらためて発見し、共に認め合い将来に渡って継承していけるような取り組みとして、「伝えたいふるさとの景観」の公募を実施。

○まちなみ緑化事業

一定のまとまりのある地域単位での地域住民が主体となったまちなみの緑化の取り組みを支援し、緑豊かな地域のまちなみ景観の形成等の推進を図るため、まちなみ緑化の推進事業に補助を実施。

出典：兵庫県復興10年委員会「復興10年総括検証・提言報告」

《参考》災害復旧における環境の整備と保全

○平成 9 年の河川法改正により、「河川環境の整備と保全」が河川管理の目的に位置づけられた。また、平成 11 年の海岸法改正でも、「海岸環境の整備と保全」「公衆の海岸の適正な利用」が法の目的に加えられた。これらを受けて、災害復旧について次のような方針・ガイドラインが示され、復旧事業・関連事業における災害査定での取扱い等も示されている。

「美しい山河を守る災害復旧基本方針」（平成 10 年 6 月）

「農業用工作物の河川環境に関するガイドライン（案）」（平成 10 年 5 月）

「美しい海辺を守る災害復旧ガイドライン（案）」（平成 13 年 9 月）

《参考》阪神・淡路大震災における文化財の保護・復旧

○文化財レスキュー隊の設置

・被災した文化財等を緊急に保全するため、文化庁、兵庫県教育委員会及び文化財・美術関係団体の連携協力の下に「阪神・淡路大震災被災文化財等救援委員会（いわゆる文化財レスキュー隊）」を設置し、美術品、仏像など 16 件の搬出と保管を行った。

○文化財の復旧

・兵庫県は、被災を受けた国・県指定文化財の復旧を進めるにあたり、平成 7～9 年度までの 3 カ年計画を原則として行うこととし、平成 11 年度末に指定文化財の復旧が完了した。

○財源

国庫補助：国指定文化財 1 / 2 以上、県指定文化財 1 / 3

（阪神・淡路大震災では国指定文化財で補助率を原則 20%かさ上げ）

阪神・淡路大震災復興基金

モーターボート収益金による助成

文化財保護振興財団（民間資金）による助成

○個人・法人所有者の負担軽減措置

国・県・市町指定文化財災害復旧事業の所有者負担額の 1/2 を助成した。

○未指定文化財への助成

建築学会が調査した景観形成建築物及び同候補物件、並びに市町指定文化財候補物件についても、歴史的建造物所有者の復旧意識の啓発を図るとともに、負担軽減措置として 270 件余の助成が行われた。

出典：内閣府「阪神・淡路大震災 総括・検証 調査シート」

《参考》阪神・淡路大震災における埋蔵文化財の取扱い

○文化庁では、阪神・淡路大震災に伴う復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いに関する基本方針について（通知）（庁保記第 144 号、平成 7 年 3 月 29 日）により、平成 7 年 6 月 1 日以降における埋蔵文化財の取扱いの基本方針を次のように定めた。

3 埋蔵文化財の取扱い等

（1）復旧・復興事業等に係る埋蔵文化財の取扱いは、次のとおりとする。

ア) 事前の確認調査

埋蔵文化財の取扱いに関する判断は、原則として、周辺地域における従前の発掘調査等に基づく既存の知見によって行うものとする。

ただし、周知の埋蔵文化財包蔵地内であって、既存の知見がなく、確認調査を行うことが事業の円滑・迅速な実施に資すると考えられる場合は、状況に応じて確認調査を行いその結果によるものとする。

イ) 発掘調査等

a) 復旧・復興事業については、可能な限り盛土又は掘削が遺構面に達しない工法を採ること等により遺構の損壊を避けるよう指導するものとする。

b) 記録保存のための発掘調査は、原則として、工事による掘削が遺構を損壊する場合に限って行うものとする。

ただし、被災前の規模・構造を大きく改変しないで行われる建物その他の工作物の復旧については、発掘調査を要しないものとする。

c) 発掘調査の範囲・方法・内容については、各具体的な埋蔵文化財の種類、内容、遺構の遺存状況等を総合的に勘案し、弾力的に対応するものとする。

（2）「適用要領」の策定及び運用に際しての留意事項

この「基本方針」に即して「適用要領」を定め、又は各具体的な埋蔵文化財の取扱いを定めるに際しては、次の事項に留意するものとする。

ア) 個人の住宅・店舗、小規模又は簡易な集合住宅、電気・水道等の生活関連公共施設、道路の改修・新設等、住民の生活に密着しており、埋蔵文化財への影響が比較的少ない事業に対する対応については、復旧等の迅速な推進に支障を生じないよう配慮すること。

イ) 大規模な集合住宅・事業所・公共施設の改修・新設等、相当程度の埋蔵文化財への影響が予想される事業に対する対応については、事業実施に関する時間的余裕等事業者側の諸事情に配慮しつつ事業と埋蔵文化財の取扱い内容を調整し、埋蔵文化財の適切な保護に遺漏のないよう措置すること。

ウ) 土地区画整理事業等相当範囲にわたり都市の基盤全体に係わって行われる復興事業に対する対応については、その事業計画の段階から事業者側と調整し、埋蔵文化財の調査等を当該事業の内容・進行過程の一部として取り込むこと等により、事業の円滑な推進と埋蔵文化財の適切な保護に遺漏のないよう措置すること。

（3）発掘調査等の体制

事前の確認調査及び記録保存のための発掘調査の実施については、全国的な協力を得て、各府県において市町村に対する支援等の措置を執り、調査組織を集中的に投入するなど、迅速な対応に努めるものとする。

出典：内閣府「阪神・淡路大震災 総括・検証 調査シート」

2-4 経済復興

①震災による経済影響への対応

《参考》阪神・淡路大震災と米国同時テロの経済影響

阪神・淡路大震災	銀行の休業	・最大 450 店舗が休業（兵庫県下 607 店舗中 75%）、各種オンライン機能も麻痺したが、2月1日までには全店舗業務再開した
	証券市場への影響	・東証株価指数（四半期ベース）は、直前期に比べ 25%減少したが、概ね1年で回復 ・株価総額でも直前期に比べ 23%減少したが、概ね1年後には回復
	復興の遅れ	・兵庫県試算による復興指標※は、震災直後の 76.1 に対し、半年後 87.0、1年後 92.6、2年後 95.0
米国同時多発テロ	銀行の被災	・NY銀行ではバックアップセンター同士が近かったため、双方の施設が被災し業務停止、復旧は9日間を要した
	株式市場の停止	・NY証券取引所、アメリカ証券取引所、NASDAQはいずれもダウタウン付近に所在 ・避難勧告の発出に加え、通信回線かの途絶から、事件後4営業日間にわたり取引所を閉鎖 ・突貫工事で通信回線の復旧作業が進められ、9月17日に取引所再開
	株価の下落	・株価は最大14%下落 ・テロ事件前の水準までに戻るには2ヶ月を要した
	国債取引の停止	・NY銀行の業務停止に伴い、米国債取引が中止し、未決済により支払いの滞りが1,000億ドルにのぼった

出典：中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会」（第4回）資料

《参考》阪神・淡路大震災における被災企業の対応状況

・大手事業所は直接的な被害が大きかったが、立ち上がりは早く、概ね半年以内にほぼ震災前の操業状態に戻っている。ただ、住友ゴム工業や川崎製鉄などが市内工場の閉鎖計画を震災を機会に前倒しするなどの影響がでた。

○神戸製鋼所：被害額は神戸・加古川製鉄所など生産設備の復旧費約 720 億円、売上減少や輸送コスト上昇によるものなど約 590 億円、計約 1,310 億円（7年3月14日朝日新聞等）。倒壊した本社ビルは東部新都心内で平成14年に再建する予定（11年9月時点）。

○川崎製鉄：神戸工場の電磁鋼板加工設備の操業を再開するが、カラー鋼板製造ラインの復旧は断念（7年2月11日神戸新聞）。倒壊した本社ビルは8年11月に再建。

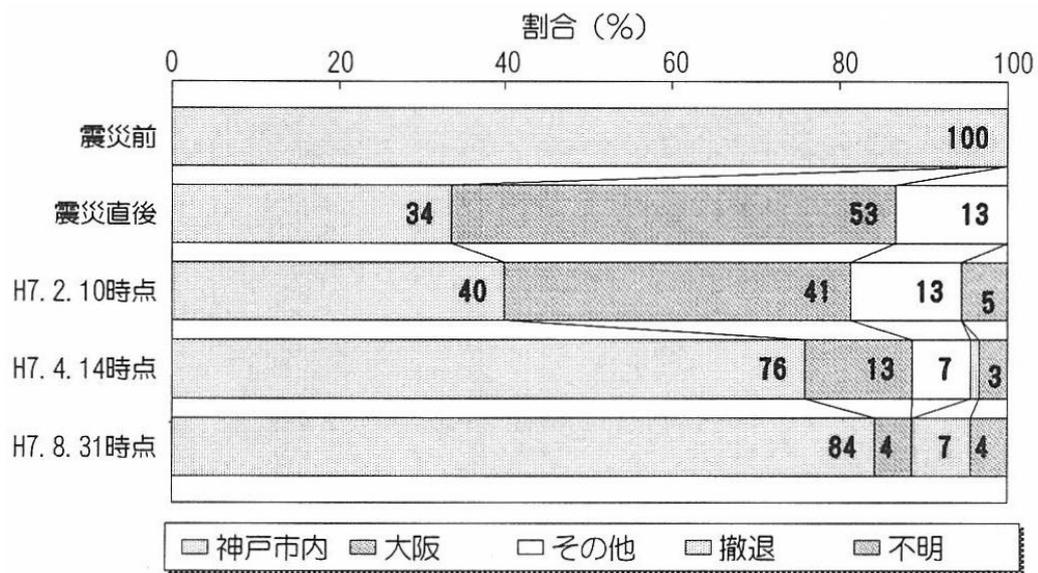
○川崎重工業：被害額は神戸、兵庫、播磨3工場を中心に約120億円。船舶建造を当面坂出工場へ移管（7年2月4日朝日・日経新聞、近畿通商産業局）。10年9月に第4船台で商船建造再開。兵庫・西神工場は通常操業に戻る（7年3月28日時点）。

○三菱重工業：被害額約340億円（7年3月24日日経新聞）。

○三菱電機：被害額約200億円（7年3月28日時点）。7年4月中旬よりほぼ全面操業。

○住友ゴム工業：被害額約70億円、新たに発生する投資費用約130億円（7年3月1日読売新聞）。当面はタイヤは名古屋工場、ゴルフボールは福島県白河工場に移管後、兵庫県市島町に建設の新工場に（7年2月11日日刊工業新聞）。神戸工場の従業員約850人の配置転換終了（7年4月21日産経新聞）。

出典：神戸市「阪神・淡路大震災神戸復興誌」



被災企業の移転状況

出典：国土庁：平成8年版土地白書

《参考》首都直下地震における経済被害

経済被害 約 112 兆円（東京湾北部地震 M7.3、夕方 18 時、風速 15m/s）

直接被害 (復旧費用)	66.6	間接被害 (生産額の低下)	39.0
建物・家財	55.2	被災地域内（東京都）	13.2
		被災地域外（東京都以外）	25.2
その他資産	6.7	海外波及被害	0.6
ライフライン施設	1.1	間接被害 (交通寸断による機会損失・時間損失)	6.2
交通施設	3.1		
その他公共土木施設	0.4	人流寸断による影響	1.5
		港湾物流寸断による影響	4.7

(兆円)

間接被害（生産額の低下）の内訳

	被災地域内 (東京都)	被災地域外 (東京都以外)		海外波及 被害
農林水産業	0	0.9	農林漁業	0.05
鉱業	0	0	鉱業	0.04
建設業	0.9	4.5	建設業	0
製造業	1.6	4.6	製造業	0.33
卸売・小売業	1.6	3.1	電気・ガス・水道業	0.01
金融・保険業	1.0	0.9	運輸業	0.07
不動産業	1.2	0.2	サービス業	0.05
運輸・通信業	2.6	3.1	合計	0.6
電気・ガス・水道業	0.1	0.4		
サービス業	4.1	7.5		
合計	13.2	25.2		

(兆円)

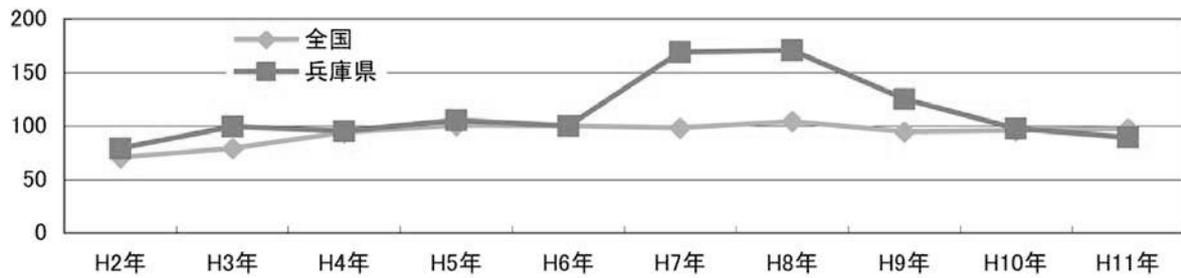
出典：中央防災会議「首都直下地震対策専門調会」第 15 回資料

②復興経済から平時経済への円滑な移行

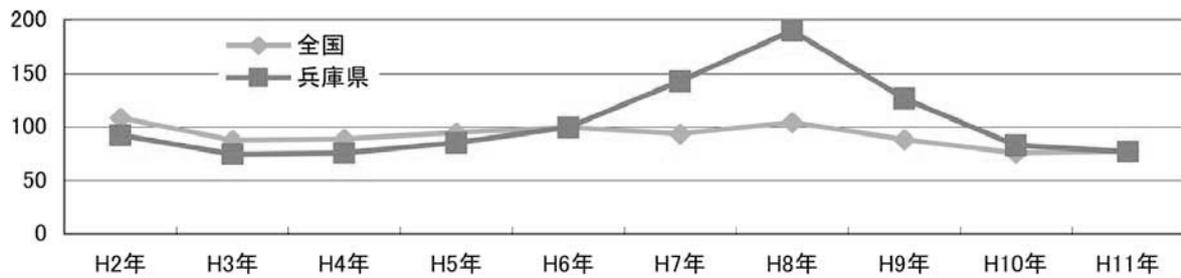
《参考》公共事業・住宅建築の推移・景気動向

阪神・淡路大震災における公共事業・住宅建築の推移・経済情勢は次のとおり。

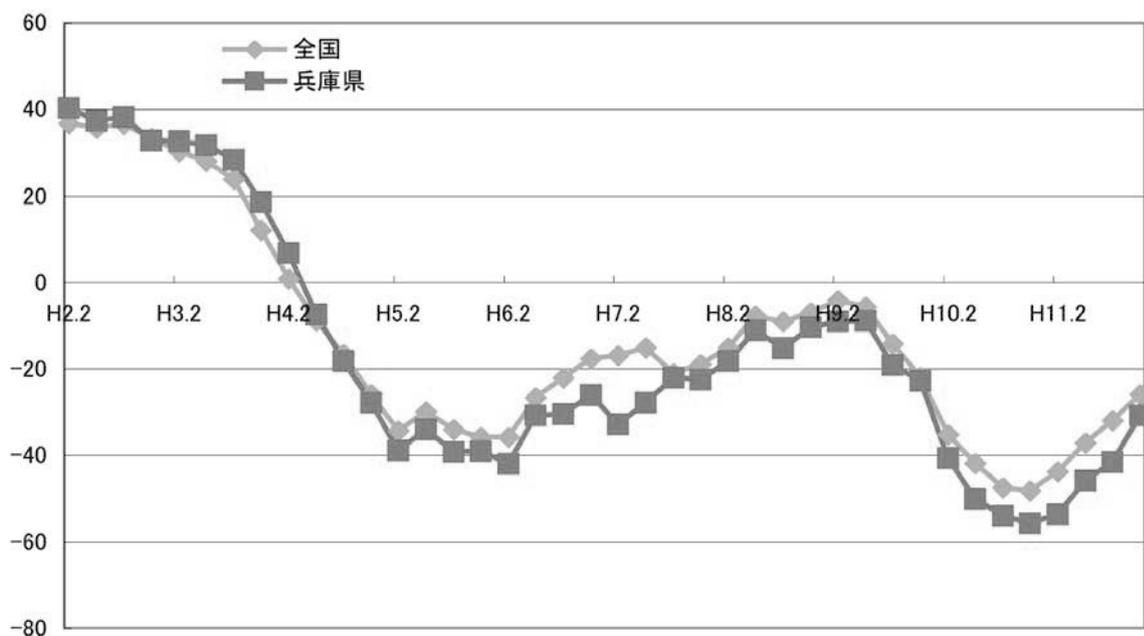
○公共投資



○住宅建設



○景気動向



第2編 震災対策編

第1章 災害予防

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え

○地震が発生した場合に，迅速かつ円滑に災害応急対策，災害復旧・復興を実施するための備えを十分に
行うものとする。

1.2 災害復旧・復興への備え

(1) 各種データの整備保全

○国及び地方公共団体は，復興の円滑化のため，あらかじめ次の事項について整備しておくものとする。
・各種データの総合的な整備保全(地籍，建物，権利関係，施設，地下埋設物等情報及び測量図面，情
報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備)
・不動産登記の保全 等

○公共土木施設管理者は，円滑な災害復旧を図るため，あらかじめ重要な所管施設の構造図，基礎地盤状
況等の資料を整備しておくとともに，資料の被災を回避するため，複製を別途保存するよう努めるもの
とする。

○国〔総務省，経済産業省〕は，地域産業の復興の円滑化のため，耐災害性の高い情報通信システムの実
現のための調査を行い，企業情報通信システムのバックアップ体制の整備の促進等を図るものとする。

(2) 復興対策の研究

○関係機関は，住民のコンセンサスの形成，経済効果のある復興施策，企業の自立復興支援方策，復興過
程における住民の精神保健衛生，復興資金の負担のあり方等災害復興対策についての研究を行うものと
する。

○内閣府は，被災地方公共団体が復興計画を作成するための指針となる災害復興マニュアルの整備につ
いて研究を行うものとする。また，東海地震等あらかじめ大規模災害が予想されている場合について，事
前復興計画の作成，復興シミュレーションの実施について研究を行うものとする。

(3) 地震保険制度の充実

○財務省は，被災者自らによる生活再建の促進のため，地震保険の制度を充実し普及率の向上を図る。

第3章 災害復旧・復興

○被災地の復旧・復興は，被災者の生活再建を支援し，再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り，
より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。また，災害により地
域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ，可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定

○地方公共団体は，被災の状況，地域の特性，関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ，迅速な原状復
旧を目指すか，又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すか
について早急に検討し，復旧・復興の基本方向を定めるものとする。必要な場合には，これに基づき復
興計画を作成するものとする。

○被災地の復旧・復興は，地方公共団体が主体となって住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行い，
国はそれを支援するものとする。

○国は，被災地方公共団体等がその応急対策，復旧・復興において多大な費用を要することにかんがみ，
適切な役割分担のもとに，財政措置，金融措置，地方財政措置等により支援するものとする。

○被災地方公共団体は，災害復旧・復興対策の推進のため，必要に応じ国，他の地方公共団体等に対し職
員の派遣，その他の協力を求めるものとする。

第2節 迅速な原状復旧の進め方

1 被災施設の復旧等

- 国、公共機関及び地方公共団体は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援するものとする。
- 国は、ライフライン施設等の復旧のため、可能な範囲で復旧事業の執行に係る作業許可手続きの簡素化を図るものとする。
- 国、公共機関及び地方公共団体は、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。
- 国及び地方公共団体は、地震に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行うものとする。
- ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示するものとする。

2 がれきの処理

- 地方公共団体は、がれきの処理処分方法を確認するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、がれきの円滑かつ適正な処理を行うものとする。
- 環境省は、迅速ながれき処理について必要な支援を行う。
- がれき処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努めるものとする。
- がれき処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

第3節 計画的復興の進め方

1 復興計画の作成

- 大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するよう多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進めるものとする。
- 地方公共団体は、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備(地方公共団体間の連携、国との連携、広域調整)を行うものとする。必要に応じて、国は復興組織体制の整備を図り、被災地方公共団体を支援する。

2 防災まちづくり

- 必要に応じ、地方公共団体は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めよう努めるものとする。
- 地方公共団体は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。
- 地方公共団体は、防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾、空港など骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等、ライフラインの耐震化等、建築物や公共施設の耐震・不燃化、耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とするものとする。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等は、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し理解と協力を得るように努めるものとする。また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等については、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進めるものとする。
- 地方公共団体は、既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努めるものとする。
- 国、公共機関及び地方公共団体は、被災施設等の復旧事業、がれきの処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的实施を行うものとする。
- 地方公共団体は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの

種々の選択肢、施策情報の提供等を、住民に対し行うものとする。

- 厚生労働省は、被災地域の復旧・復興工事(第2節の復旧工事等を含む)における労働災害、粉じん障害等の職業性疾病等を防止するため、新規就労者に対する安全衛生教育の実施、工事現場の巡回指導、石綿除去工事等における健康障害防止対策、労働災害防止活動に関する相談窓口の設置等の安全衛生確保対策を講じるとともに、労働者の健康管理に特段の配慮を行うものとする。

第4節 被災者等の生活再建等の支援

- 厚生労働省及び地方公共団体は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付並びに生活福祉資金の貸付、また、内閣府及び地方公共団体は被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給により、被災者の自立的な生活再建の支援を行うものとする。これを含む各種の支援措置を早期に実施するため、地方公共団体は、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者に被災証明を交付するものとする。
- 国及び地方公共団体は、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担の減免及び保険料の減免等の被災者の負担の軽減を図ることとする。
- 厚生労働省は、被災地における雇用維持を図るための必要な措置を講ずるとともに、被災者に対するきめ細かな職業紹介を行うなどの雇用対策を講ずるものとする。
- 住宅金融公庫等は、被災者の自力による住宅の再建、取得を支援するため、災害復興住宅貸付及び既存貸付者に対する救済措置を行うものとする。
- 国土交通省及び地方公共団体は、この他必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の建設、公営・公団住宅等への特定入居等を行うものとする。また、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、公営・公団等の空家を活用する。
- 国土交通省及び地方公共団体は、災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、防災集団移転促進事業等を活用しつつ、極力安全な地域への移転を推奨するものとする。
- 地方公共団体は、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するものとする。
- 国及び地方公共団体は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。また、被災地域外へ疎開等を行っている個々の被災者に対しても、不利にならず、不安を与えないような広報・連絡体制を構築するものとする。
- 地方公共団体は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第5節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援

- 国民生活金融公庫等政府系中小企業金融機関は、被災中小企業の自立を支援するため、災害復旧貸付等により、運転資金、設備復旧資金の低利融資等を行うものとする。
- 国及び地方公共団体は、必要に応じ、災害復旧高度化資金貸付、中小企業設備近代化資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。
- 国及び地方公共団体は、地場産業、商店街の復興に配慮するとともに、内外経済の潮流を踏まえ、成長産業のための基盤整備等により、地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策を講ずるものとする。
- 農林漁業金融公庫は、被災農林漁業者に対し施設の災害復旧及び経営の維持安定を図るための資金等を低利で融通するものとする。また、農林水産省は、必要に応じて、被災農林漁業者の経営資金等を供給するため天災融資法の発動を行うものとする。
- 国及び地方公共団体は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置するものとする。

第15編 防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項

第3章 災害復旧・復興に関する事項

1 災害復旧・復興の実施の基本方針に関する事項

民生の安定、社会経済活動の早期回復、再度災害の防止、防災まちづくり等のため、迅速、かつ、適切な災害復旧・復興、復旧・復興事業とあわせて施行することを必要とする施設の新設又は改良、復旧・復興資材の円滑な供給等に関する計画

- 2 災害復旧・復興上必要な金融その他の資金計画に関する事項
資金需要を迅速に把握し、適切効果的な資金の融通調達を行うための調査、融通、調達の方法等に関する計画
- 3 借地借家制度の特例の適用に関する事項
罹災都市借地借家臨時措置法の迅速適切な運用に関する計画
- 4 被災中小企業の振興その他経済復興の支援に関する事項
被災中小企業の再建を促進するため、その事業の再建に必要な資金の円滑な融通等被災中小企業の振興その他経済復興の支援に関する計画
- 5 被災者の生活確保、生活再建等への支援に関する事項
被災者に対する災害弔慰金、災害障害見舞金の支給、職業のあっせんに関する計画、租税の徴収猶予及び減免に関する計画、簡易保険契約者に対する非常貸付け、郵便貯金等の預金者等に対する非常取扱い、災害援護資金、世帯更生資金、母子福祉資金等災害援助資金の貸付け、住宅資金の貸付け等に関する計画並びに生活必需物資、災害復旧用資機材の確保及び住宅等の供給に関する計画

参考データ

阪神・淡路大震災の被害状況

阪神・淡路大震災について（確定報）

平成18年5月19日
消 防 庁

1 地震の概要（気象庁発表）

- (1) 発生年月日 平成7年(1995年)1月17日(火)5時46分
- (2) 地震名 平成7年(1995年)兵庫県南部地震
- (3) 震央地名 淡路島(北緯34度36分、東経135度02分)
- (4) 震源の深さ 16km
- (5) 規模 マグニチュード7.3
- (6) 各地の震度
 - 震度7 注) のとおり
 - 震度6 神戸、洲本
 - 震度5 京都、彦根、豊岡
 - 震度4 岐阜、四日市、上野、福井、敦賀、津、和歌山、姫路、舞鶴、大阪、高松、岡山、徳島、津山、多度津、鳥取、福山、高知、境、呉、奈良
 - 震度3 山口、萩、尾鷲、伊良湖、富山、飯田、諏訪、金沢、潮岬、松江、米子、室戸岬、松山、広島、西郷、輪島、名古屋、大分
 - 震度2 佐賀、三島、浜松、高山、伏木、河口湖、宇和島、宿毛、松本、御前崎、静岡、甲府、長野、横浜、熊本、日田、都城、軽井沢、高田、下関、宮崎、人吉
 - 震度1 福岡、熊谷、東京、水戸、網代、浜田、新潟、足摺、宇都宮、前橋、小名浜、延岡、平戸、鹿児島、館山、千葉、秩父、阿蘇山、柿岡

注) 気象庁が地震機動観測班を派遣し現地調査を実施した結果、以下の地域は震度7であった。
神戸市須磨区鷹取・長田区大橋・兵庫区大開・中央区三宮・灘区六甲道・東灘区住吉、芦屋市芦屋駅付近、西宮市夙川等、宝塚市の一部、淡路島北部の北淡町、一宮町、津名町の一部

- (7) 津 波 この地震による津波はなし

2 被害状況

- (1) 人的、物的被害等

人的被害者	死者	6,434人	非住家	公共建物	1,579棟	
	行方不明者	3人		その他	40,917棟	
	負傷者	重傷	10,683人	文教施設	1,875箇所	
		軽傷	33,109人	道路	7,245箇所	
	計	43,792人	橋りょう	330箇所		
住家被害	全壊	104,906棟	河川	774箇所		
		186,175戸	崖くずれ	347箇所		
	半壊	144,274棟	ブロック塀等	2,468箇所		
		274,182戸	水道断水	約130万户	※厚生省調べ	
	一部破損	390,506棟	ガス供給停止	約86万户	※資源エネルギー庁調べ	
合計	639,686棟	停電	約260万户	※資源エネルギー庁調べ		
			電話不通	30万回線超	※郵政省調べ	

※水道断水、ガス供給停止、停電、電話不通については、ピーク時の数である。

(2) 火災

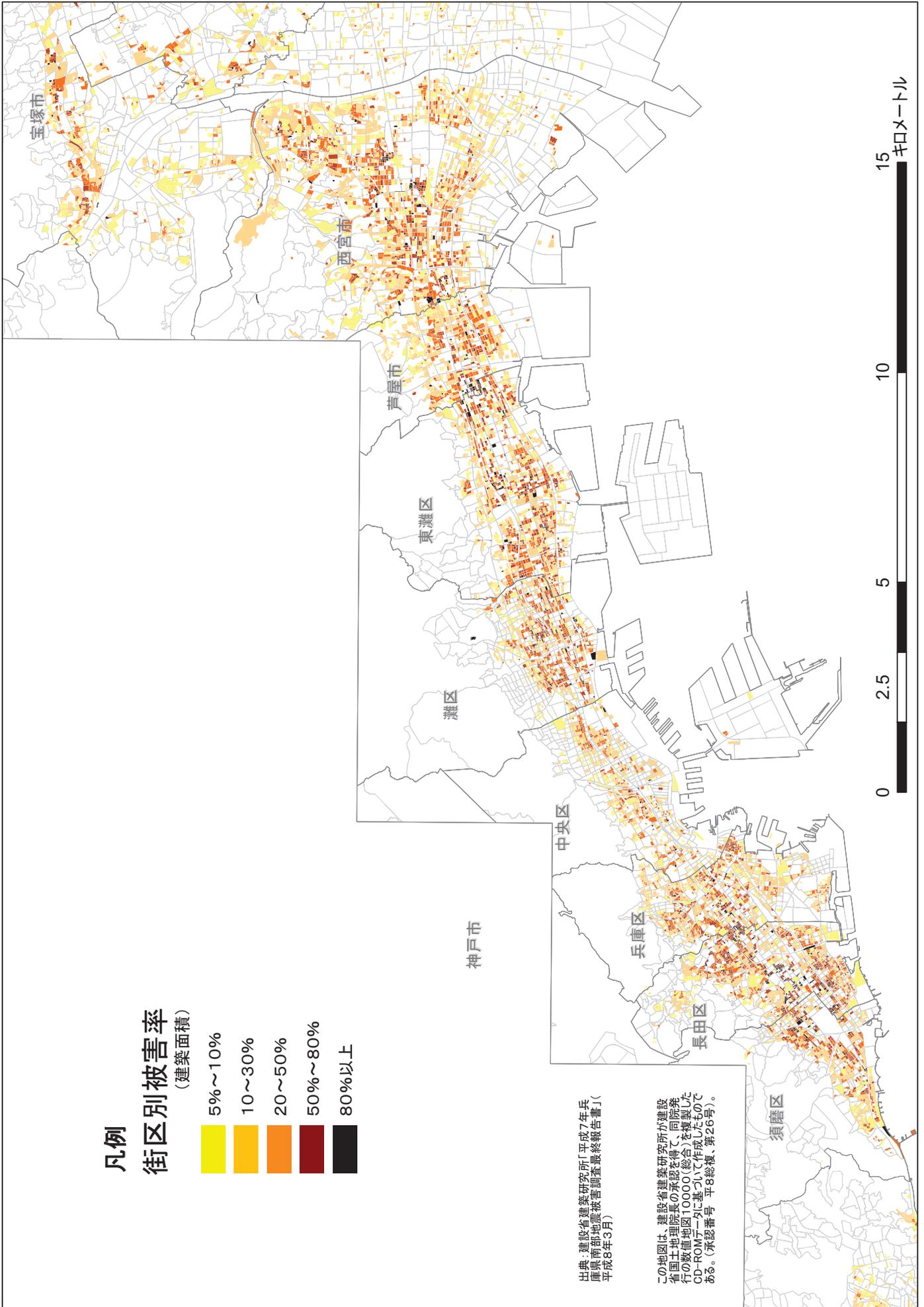
出 火 件 数				焼 損 床 面 積
建 物 火 災	車 両 火 災	そ の 他 火 災	合 計	
<u>269</u> 件	9件	15件	<u>293</u> 件	<u>835,858</u> m ²

用途等 焼損区分	兵庫県	兵庫県以外			計
		住 家	非 住 家		
			公共建物	その他	
全 焼	<u>7,035</u> 棟	<u>1</u> 棟	<u>0</u> 棟	<u>0</u> 棟	<u>7,036</u> 棟
半 焼	<u>89</u> 棟	<u>5</u> 棟	<u>0</u> 棟	<u>2</u> 棟	<u>96</u> 棟
部 分 焼	<u>313</u> 棟	<u>8</u> 棟	<u>2</u> 棟	<u>10</u> 棟	<u>333</u> 棟
ぼ や	<u>97</u> 棟	<u>6</u> 棟	<u>1</u> 棟	<u>5</u> 棟	<u>109</u> 棟
合 計	<u>7,534</u> 棟	<u>20</u> 棟	<u>3</u> 棟	<u>17</u> 棟	<u>7,574</u> 棟

※兵庫県の住家・非住家の別については不明

り 災 世 帯				
兵庫県	兵庫県以外			計
	全 損	半 損	小 損	
<u>8,908</u> 世帯	<u>16</u> 世帯	<u>6</u> 世帯	<u>39</u> 世帯	<u>8,969</u> 世帯

※兵庫県の全損・半損・小損の別については不明



凡例
街区別被害率
 (建築面積)

- 5%～10%
- 10～30%
- 20～50%
- 50%～80%
- 80%以上

出典：建設省建築研究所「平成7年兵庫県南部地震被害調査最終報告書」(平成8年3月)

この地図は、建設省建築研究所が建設省国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図10000(総合)を複製したCD-ROMデータに基づいて作成したものである。(承認番号 平8総復、第26号)。

阪神・淡路大震災の復興過程に関する諸指標

○被災地の経済・社会状況

- 人口動向 …………… 資-9
- 産業概観 …………… 資-10
- 鉱工業生産 …………… 資-11
- 小売業 …………… 資-12
- 観光産業 …………… 資-13
- 公共工事 …………… 資-14
- 住宅建設 …………… 資-15
- 神戸港 …………… 資-16
- 雇用 …………… 資-17

生活再建

- 応急仮設住宅・復興住宅…………… 資-18
- 復興土地区画整理事業…………… 資-19
- 復興市街地再開発事業…………… 資-20
- 復興土地区画整理事業の進捗状況…………… 資-21
- 復興市街地再開発事業の状況…………… 資-21

(注)

- 本資料における指標は、総理府阪神・淡路復興対策本部事務局による「阪神・淡路大震災復興誌」より作成している。
なお、他の資料に基づく指標については、出典を記している。
- 本資料における解説文は、総理府阪神・淡路復興対策本部事務局による「復興だより Vol.1~19」より作成している。
- 本資料における「被災地域10市10町」とは、兵庫県内において災害救助法が適用された、尼崎市・伊丹市・宝塚市・川西市・西宮市・芦屋市・神戸市・明石市・三木市・洲本市・三原郡(緑町・三原町・西淡町・南淡町)・津名郡(淡路町・北淡町・一宮町・津名町・五色町)を示す。

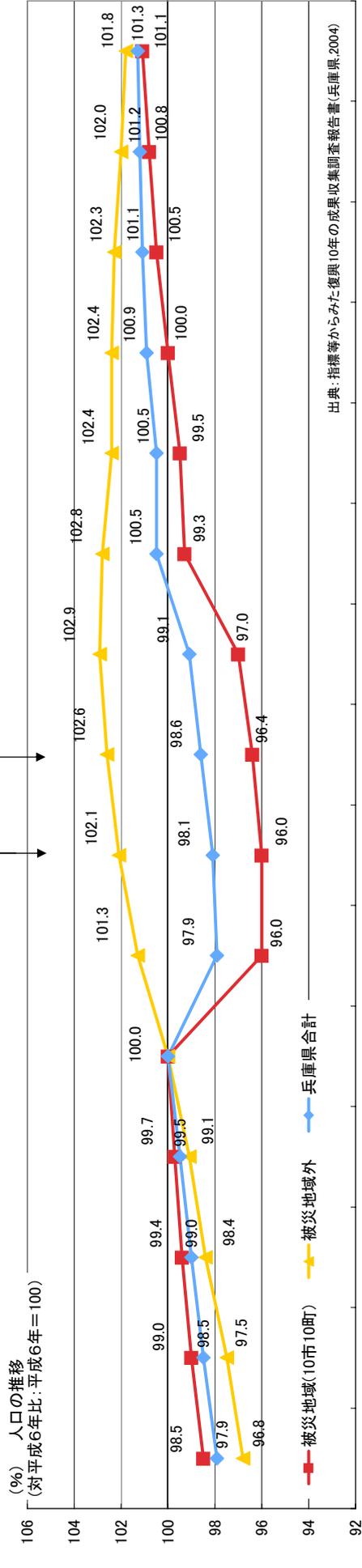
人口動向

平成7年1月～12月の間に兵庫県内の被災市町の人口は14万9千人減少。依然として減少傾向が続いており、増加に転じるには至っていない。
 ■vol.1 (平成8年3月21日)

10市10町の推計人口は、平成8年4月以降増加に転じており、被災地全体としては人口の減少も一段落。
 ■vol.7 (平成9年2月14日)

被災地の人口動向を震災前の7年1月1日から2年間の推計人口の増減で見ると、兵庫県は震災後102.8千人減となり、被災10市10町においては、142.9千人減となっている。神戸市は100.0千人減、西宮市は32.0千人減、芦屋市は2.1千人減等となった。神戸市内の人口をみると、神戸市内の人口をみると、被災10市10町で14万4千人減少しているが、そのうち、神戸市人減少しているが、そのうち、神戸市(9万9千人減)、西宮市(3万4千人減)、芦屋市(1万2千人減)で大きく減少している。
 また、神戸市の中でも、長田区(3万9千人減)、東灘区(3万5千人減)、灘区(2万9千人減)などで減少が大きく、一方、西区(3万1千人減)や北区(1万8千人増)では増加している。
 ■vol.8 (平成9年4月15日)

被災地の人口動向を震災前の7年1月1日から2年間の推計人口の増減で見ると、兵庫県は震災後102.8千人減となり、被災10市10町においては、142.9千人減となっている。神戸市は100.0千人減、西宮市は32.0千人減、芦屋市は2.1千人減等となった。神戸市内の人口をみると、被災10市10町で14万4千人減少しているが、そのうち、神戸市(9万9千人減)、西宮市(3万4千人減)、芦屋市(1万2千人減)で大きく減少している。
 また、神戸市の中でも、長田区(3万9千人減)、東灘区(3万5千人減)、灘区(2万9千人減)などで減少が大きく、一方、西区(3万1千人減)や北区(1万8千人増)では増加している。
 ■vol.9 (平成9年6月27日)



出典：指標等からみた復興10年の成果収集調査報告書(兵庫県,2004)

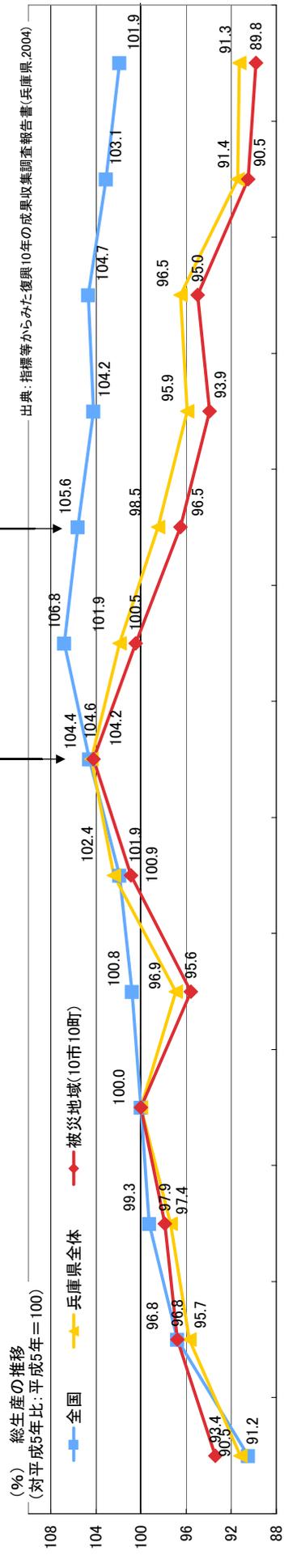
被災10市10町の推計人口は、震災前に比べて、平成9年7月時点で約13万5千人減少しているが、水道契約戸数を基にした試算では、約6万2千人の減少となると兵庫県が発表。また、同様に神戸市も、平成9年12月時点で減少人口は約4万6千人であるとの試算を発表。(推計人口は約9万4千人減)

(解説)推計人口は、直近の国勢調査の人口をベースに住居基本台帳と外国人登録の届出数を加減して毎月公表されており、平成7年国勢調査をベースとしている。しかし、この方式では、転出の届出をせずに避難していた人々の再転入を反映しないため、推計人口は実態の人口よりも過少となっているのではないかと指摘されていた。このため、兵庫県及び神戸市は、実態人口の動きをより的確に反映する指標として水道の契約者数に着目し、これに基づき人口を試算した。この方式による試算人口についても精度上の問題はあがるが、かなりの程度実態に近いものと考えられる。
 ■vol.12 (平成10年2月20日)

震災後実施の国勢調査(平成7年10月1日)では、震災前(平成7年1月1日推計人口)と比べ、神戸市で約6%(約9万7千人)の減少。その後、住宅をよめとする被災地の復旧・復興に伴い、人口は徐々に回復し、直近の平成12年1月1日時点(被災地人口実態調査による推定人口)の神戸市人口は震災前の97.6%の水準。
 なお、被災10市10町においては、平成7年10月1日の国勢調査では、震災前の95.9%に減少したが、平成12年1月1日時点の推定人口では99.4%に回復。
 ■vol.19 (平成12年2月8日)

産業概観

<p>企業の生産水準は全体としては回復を示し、個別企業の経営的な神戸港についても、回復は概ね順調。</p> <p>小売・集客状況等からみて、小売業、観光・ホテル業等のサービス業の復興は遅れ気味。多くの企業が震災の影響から財務面内の弱体化を余儀なくされ、競争力低下の懸念が強い。特に、企業によっては倒産・廃業も見られる状況。</p> <p>被災地域の経済は震災に伴う大きな落ち込みから、全体としては回復しつつあるものの、やや頭打ちの模様。</p> <p>■vol.11(平成8年3月21日)</p>	<p>個別企業の経営的な企業活動は回復しつつあるものの、全体としては伸びが鈍い。神戸港についても、取扱貨物量は平成6年の水準を2割以上下回る。</p> <p>小売業、観光等の第3次産業の一部の復興は遅れ気味。新設住宅着工戸数累計の対全国シェアも上昇、公共事業も高い伸びを示している。震災に伴う大きな落ち込みから、全体としては回復しつつあるものの、頭打ちの懸念が強い。</p> <p>日銀「短期経済観測調査」によれば、平成7年度下期の売上高は兵庫県の全産業で前年同期比2.9%の増加の見通し。</p> <p>■vol.12(平成8年4月25日)</p>	<p>全国的にゆるやかな景気回復が続く中、県内企業も業績改善の感を得られ、住宅投資と公共投資が引き続き高水準の推移を示している。</p> <p>神戸市市中心的な企業活動は、開港以来の好況を再現し、復興の背景に大型小売店の販売額も回復を示す。</p> <p>雇用面においても、企業の人員過剰感も払拭されず、慎重な雇用姿勢を維持している。</p> <p>被災地の経済は、全体としては回復しつつあるものの、業種・分野によっては依然として厳しい状況。</p> <p>■vol.14(平成8年7月29日)</p>	<p>引き続き住宅投資と公共投資が高水準の推移を続ける。観光関連等でのサービス業では、依然として復興が遅れ気味。</p> <p>食料品製造業や小売業において、今夏以降のO-157事件の影響から売上高が落ち込み、徐々に持ち直す。</p> <p>神戸港については、取扱貨物量が未だに震災前の水準を2割程度下回る。</p> <p>震災に伴う大きな落ち込みから全体としては回復しつつあるものの、引き続き、業種・分野によっては依然として厳しい状況。</p> <p>■vol.5(平成8年11月29日)</p>	<p>販高急速の全面開通等から、観光入込み客数は10月に回復。震災前の8割程度にまで回復。O-157事件の影響等から売上高の落ち込みも徐々に持ち直す。</p> <p>神戸港については、取扱貨物量が未だに震災前の水準を2割程度下回る。</p> <p>震災に伴う大きな落ち込みから全体としては回復しつつあるものの、引き続き、業種・分野によっては依然として厳しい状況。</p> <p>■vol.16(平成11年1月14日)</p>	<p>大型小売店販売額は、消費税率の引き上げの影響や個人消費の低迷などから、低調な状況。また、製造業の生産活動も幅広い業種で弱体化している。こうした影響は、雇用面にもあらわれ、中高年齢者に対する雇用環境が依然として厳しい状況。</p> <p>■vol.13(平成10年4月17日)</p>	<p>大型小売店販売額は、消費税率の引き上げの影響や個人消費の低迷などから、低調な状況。また、製造業の生産活動も幅広い業種で弱体化している。こうした影響は、雇用面にもあらわれ、中高年齢者に対する雇用環境が依然として厳しい状況。</p> <p>■vol.14(平成10年6月19日)</p>	<p>大型小売店販売額は、消費税率の引き上げの影響や個人消費の低迷などから、低調な状況。また、製造業の生産活動も幅広い業種で弱体化している。こうした影響は、雇用面にもあらわれ、中高年齢者に対する雇用環境が依然として厳しい状況。</p> <p>■vol.15(平成10年9月25日)</p>
--	---	---	---	--	--	--	--



<p>神戸ルミナリエは、約386万人の来場者を記録し、買い物関連を含めた経済効果は、震災前の約3000億円に達したと推定されている。</p> <p>小売・商業分野のうち、平成8年以降は、震災前の水準に回復している。3月に神戸市中心的な大型店が新規再開し、大型小売店については、依然として震災前の水準を大きく下回り、神戸市市中心的な店舗再開率は約8割の水準で頭打ちになるなど、商圏人口の減少等の震災の影響を受け、引き続き厳しい状況。</p> <p>■vol.8(平成9年2月14日)</p>	<p>住宅投資が引き続き震災前に比べ高水準の推移を続ける。公共投資については、震災による影響も大きい。公共投資については、震災による影響も大きい。公共投資については、震災による影響も大きい。</p> <p>■vol.9(平成9年6月27日)</p>	<p>工場生産生産指数は、5、6月と2か月連続で上昇するなど、緩やかな上昇傾向で推移。消費の伸びは、大型小売店や消費税率引き上げ前の駆け込み需要もあり大幅に増加したが、4月以降は、反動減もあり低水準に推移している。</p> <p>■vol.10(平成9年9月26日)</p>	<p>公共投資と住宅投資がインフラの復旧等による大型投資の一巡など、ほぼ震災前の水準に、4月以降は、消費税率引き上げの影響もあり伸びが鈍い。</p> <p>■vol.11(平成9年12月2日)</p>	<p>製造業の生産活動は、幅広い業種で減少傾向。有効求人倍率はここ数年の最低水準にまで低下している。</p> <p>■vol.16(平成11年1月14日)</p>	<p>大型小売店販売額は、全体的に回復傾向。公共投資は、震災前の水準にまで低下している。</p> <p>■vol.17(平成11年5月14日)</p>	<p>製造業生産は、平成9年秋からの全国的な景気後退の中で減少するが、在産調整の進展やアジア経済の回復等により下げ止まりつつある。</p> <p>■vol.18(平成11年10月15日)</p>	<p>インフラ復旧のための公共工事が増加、次いで、公営住宅をはじめ住宅需要が増加。この時期、有効求人倍率も震災前より高水準に回復している。</p> <p>■vol.19(平成12年2月6日)</p>
--	--	---	--	---	---	---	---

鉱工業生産

大手企業中心に被災地域の生産能力回復は一段落した状況。兵庫県の鉱工業生産指数は、平成7年1月に78.4に低下した後、5月には97.7にまで回復した。一部は地震発生後、依然として生産水準が震災前を大幅に下回る状況に。
 ■vol. 1 (平成8年3月21日)

兵庫県の鉱工業生産指数が低下し全国を下回る推移。直近4カ月は全国が着実に上昇しているのに対し、8年1月は85.4で12月より低下。多くの業種で生産水準は震災前を下回る。
 ■vol. 2 (平成8年4月25日)

大手企業中心に被災地域の生産能力回復は、おおむね目処が立った状況。また、一部の地場産業等では、依然として生産水準が震災前を大幅に下回る状況が続く。一方、鉱工業生産指数は在庫調整が進んだことなどから平成8年2月には大幅な改善を示したが、3月以降再び在庫が増えはじめ生産指数は低下気味。
 ■vol. 4 (平成8年7月29日)

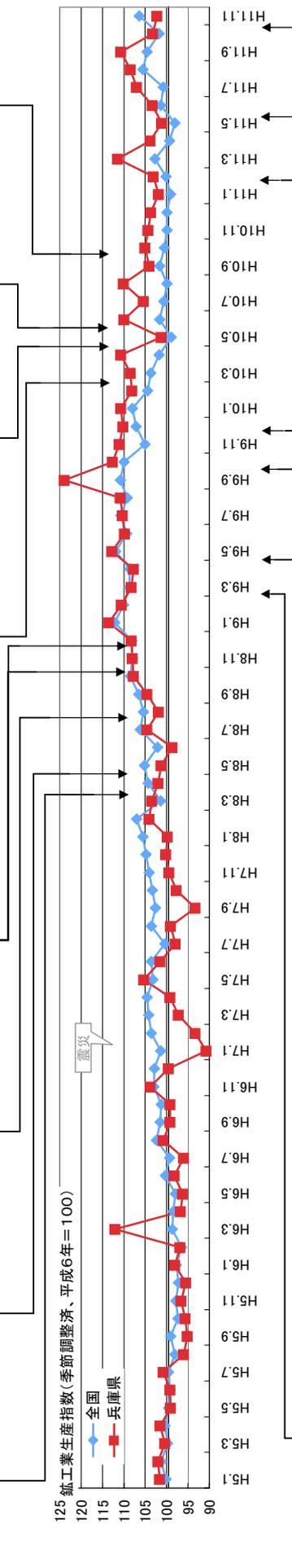
鉱工業生産指数は、3月には再び在庫指数が増加に転じ、4月以降再び全国に比べて低水準の推移に。
 ■vol. 5 (平成8年10月3日)
 ■vol. 6 (平成8年11月29日)

鉱工業生産指数は、平成9年度に入り5月以降3カ月連続して上昇したが、それ以降、一進一退で推移。県内の生産活動は、土木向け需要の低下、建築・土不向け需要の低下、海外向け輸出の落ち込み、機械生産調整が続き、自動車部品等でも増加したが、自動車用部品等では、製造業全体で弱含みで推移。
 ■vol. 12 (平成10年2月20日)

県内の製造業の生産活動は、鉄鋼では、建設需要の低下、土木向け需要の低下、海外向け輸出の落ち込み、機械生産調整が続き、自動車部品等でも増加したが、自動車用部品等では、製造業全体で弱含みで推移。
 ■vol. 13 (平成10年4月17日)

鉄鋼では、車向け輸出の落ち込みに加え、自動車や家電メーカーの減産による内需の落ち込みが、生産調整が強化されている。
 ■vol. 14 (平成10年6月19日)

県内の製造業の生産活動は、震災に伴う落ち込みからは総じて回復傾向で推移。主要業種は大型発注により大幅に増加しているが、電気機械は堅調に推移しているものの、鉄鋼、自動車や家電メーカーの減産による内需の低下から、生産調整が続いている。
 ■vol. 15 (平成10年9月25日)



大手企業は、概ね震災前の水準近くに回復しているが、一部地場産業等では、未だ震災前の水準に回復していない企業が見られるなど、依然震災の影響が残った状態が続いている。
 震災後の鉱工業生産指数の動向をみると、当初生産設備の復旧や公共工事の発注本格化などを背景に、平成7年5月には全国水準を上回った。その後弱含みの推移を続けたが、震災後一年を経て住宅投資、公共工事の増進に加え、円高修正などを背景に、平成8年2月には大幅な改善を示した。しかしながら大きな振幅で上昇低下する不安定な推移を示したが、直近3か月では震災前の水準を上回っている。
 ■vol. 7 (平成9年2月14日)

大手企業を中心に被災地域の生産能力回復は、おおむね目処が立った状況。直近4カ月は全国が着実に上昇しているのに対し、8年1月は85.4で12月より低下。多くの業種で生産水準は震災前を大幅に下回る状況が続く。
 ■vol. 8 (平成9年4月15日)

鉱工業生産指数は、震災以降、2月に震災前の水準に回復し、その後3月、4月と低下し、5月、6月と2か月連続で上昇。県内の生産活動は、緩やかな上昇傾向で推移。
 ■vol. 10 (平成9年9月26日)

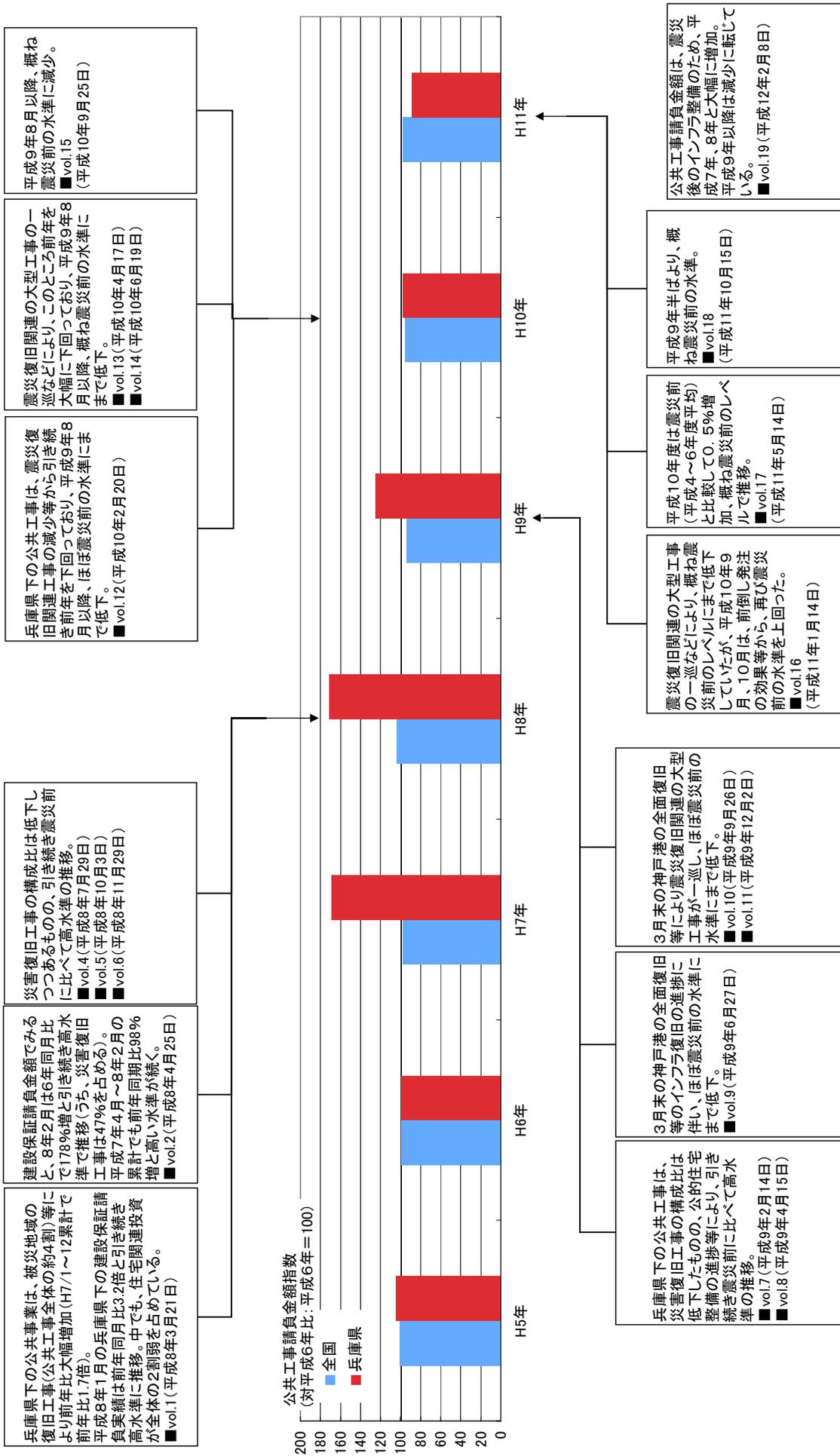
今年に入ると、震災以降、高水準を示し、2月に震災前の水準に回復し、その後3月、4月と低下し、5月、6月と2か月連続で上昇。県内の生産活動は、緩やかな上昇傾向で推移。
 ■vol. 11 (平成9年12月2日)

県内の製造業の生産活動は、震災に伴う落ち込みからは総じて回復傾向で推移。主要業種は大型発注により大幅に増加しているが、電気機械は堅調に推移しているものの、鉄鋼、自動車や家電メーカーの減産による内需の低下から、生産調整が続いている。
 ■vol. 16 (平成11年1月14日)

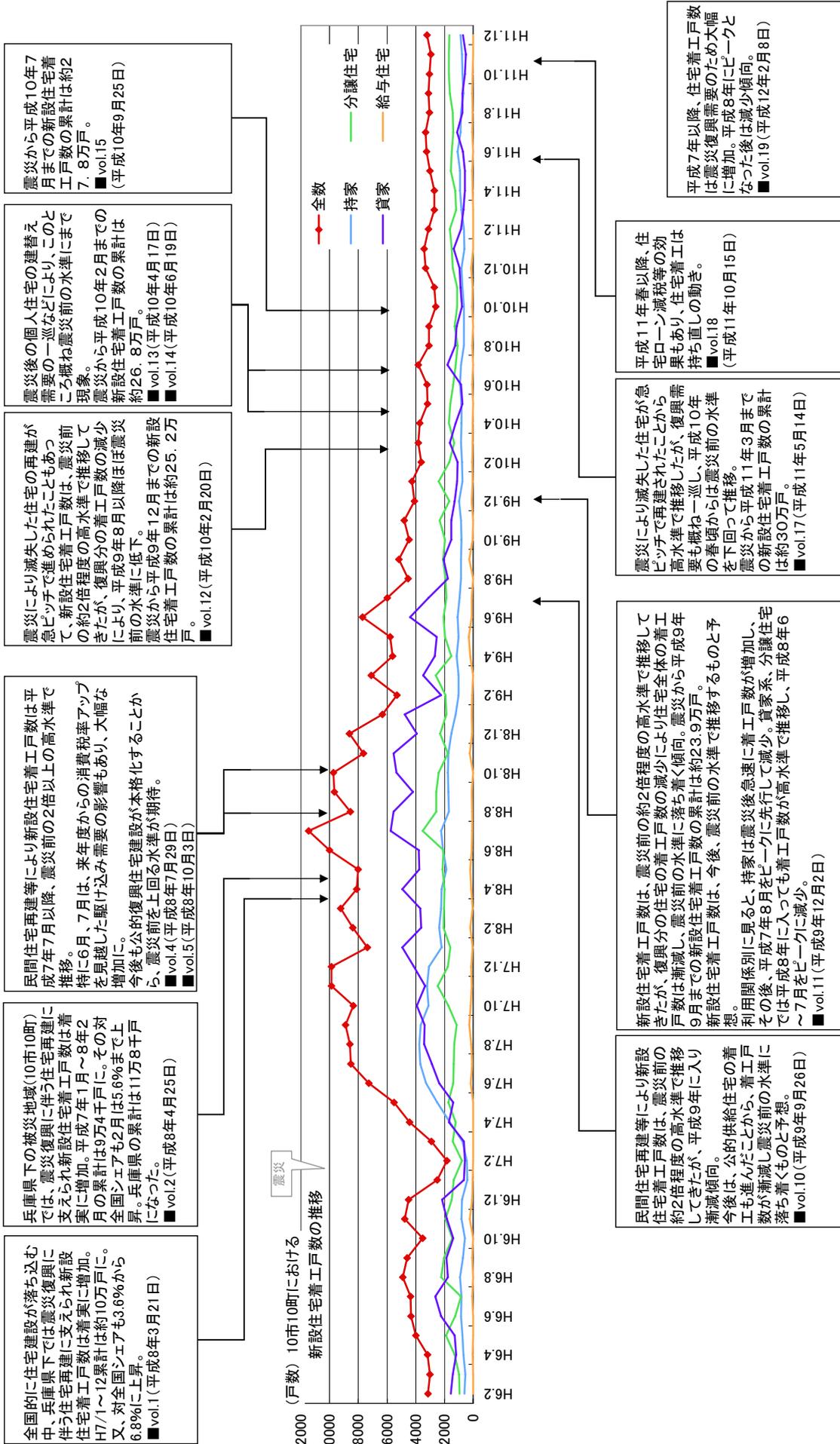
兵庫県内の生産動向を鉱工業生産指数で見ると、平成8年当初は総じて回復したものの、平成9年秋からの全国的な景気後退の影響で、生産動向は一進一退の動きとなっている。なお、主要業種の生産動向をみると、鉄鋼は一進一退の動きと、電気機械は堅調に推移しているものの、自動車や家電メーカーの減産による内需の低下から、生産調整が続いている。
 ■vol. 17 (平成11年5月14日)
 ■vol. 18 (平成11年10月15日)

最近の動向をみると、在庫調整の進展、アジア経済の回復等により、鉱工業生産は下げ止まりつつある。なお、主要業種の生産動向をみると、鉄鋼は一進一退の動きと、電気機械は堅調に推移しているものの、自動車や家電メーカーの減産による内需の低下から、生産調整が続いている。
 ■vol. 19 (平成12年2月8日)

公共工事



住宅建設



神戸港

港湾の能力は貨物量が平成7年11月で約7割まで回復。外航船入港隻数が平成7年12月で約8割まで回復。定期航路数は平成8年4月で157航路(新規14航路含む)が再開(震災前201航路)。
 ■vol.11(平成8年3月21日)

貨物量、外航船入港隻数共に平成8年1月で震災前の水準まで回復。定期航路数は平成8年4月で157航路(新規14航路含む)が再開(震災前201航路)。
 ■vol.12(平成8年4月25日)

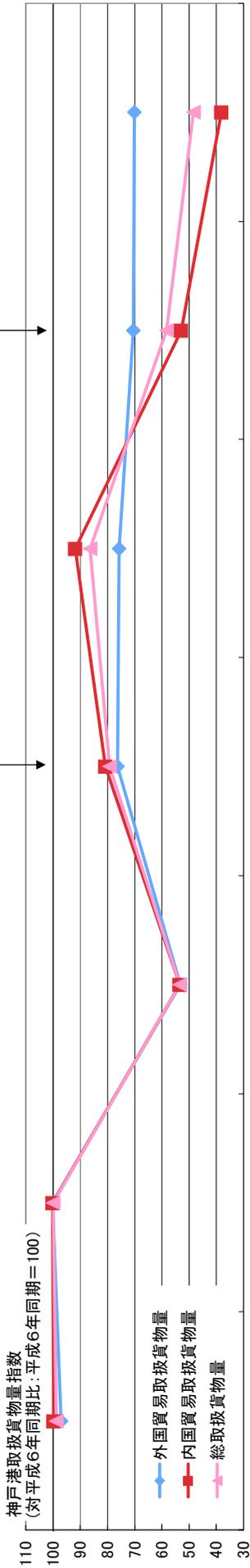
外国貿易取扱貨物量、外航船入港隻数は、平成8年4月で震災前の水準。定期航路数は、平成8年9月9日現在で170航路(新規19航路含む)が再開(震災前201航路)。
 ■vol.5(平成8年10月3日)

外国貿易取扱貨物量、外航船入港隻数は、平成8年5月の各々約8割の水準。定期航路数は、平成8年9月9日現在で170航路(新規19航路含む)が再開(震災前201航路)。
 ■vol.12(平成10年2月20日)

平成9年3月の港湾施設の完全復旧に伴い、入港船隻数、取扱貨物量とも、徐々に震災前の水準に戻りつつあるが、このころは、震災前の水準の8割前後で推移。
 ■vol.13(平成10年4月17日)
 ■vol.14(平成10年6月19日)

入港船隻数、取扱貨物量ともに、徐々に震災前の水準に戻りつつあるが、このころは、震災前の水準の8割前後で推移。
 ■vol.15(平成10年9月25日)

外国貿易取扱貨物量は、港湾施設の完全復旧に伴い、平成8年当初に一旦震災前の8割前後まで回復したが、平成9年当初からは減少傾向。内国貿易取扱貨物量については、一旦震災前の水準にまで回復したものの、平成10年4月5日の明石海峡大橋開通による輸送経路の変化で、フェリー一貨物量(総取扱貨物量の約6割)が激減。結果、神戸港の総取扱貨物量は、平成10年4月以降大幅に減少。
 ■vol.15(平成10年9月25日)



阪神・淡路大震災によりほとんど岸壁が使用不能となったことから、被災後急激に落ち込んだ入港隻数、港湾取扱貨物量等については、港湾施設や背後の交通施設等の復旧が進むにつれ回復してきており、震災前の平成6年の実績と比較し、平成8年現在、貨物量は約8割、入港隻数及び貿易額では9割を超える状況。
 ■vol.8(平成9年4月15日)

外国貿易取扱貨物量、外航船入港隻数は、平成8年8~10月で震災前(平成6年8~10月)の約8割の水準。定期航路数は、平成9年1月21日現在で178航路(新規24航路含む)が再開(震災前201航路)。
 ■vol.7(平成9年2月14日)

神戸港の入港船隻数、内国貿易・外国貿易取扱貨物量は、震災前(平成6年同月)の8~9割の水準。
 ■vol.9(平成9年6月27日)

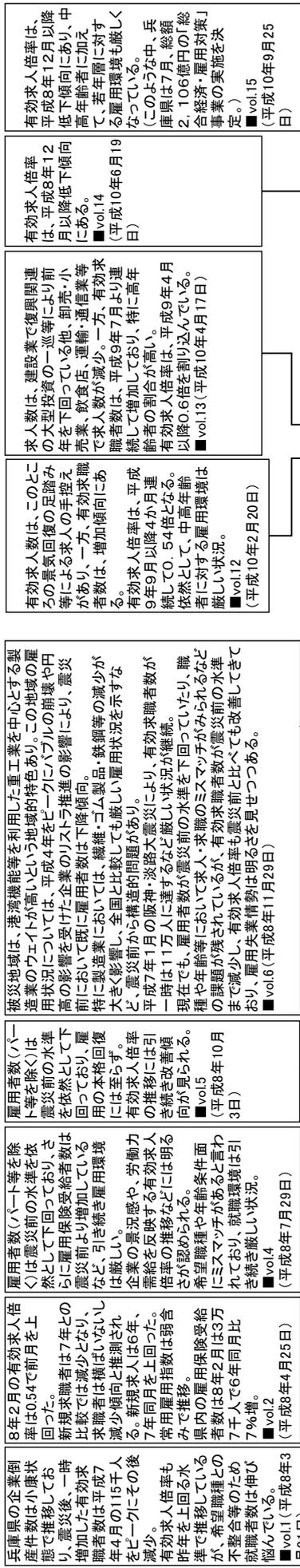
神戸港の外航船入港隻数・外国貿易取扱貨物量は、震災前(平成6年同月)の8割程度の水準。
 ■vol.10(平成9年9月26日)

今年3月の港湾施設の完全復旧に伴い、入港船隻数、取扱貨物量とも、徐々に震災前の水準に戻りつつあり、このころは、震災前(平成6年同月)の8~9割の水準。
 ■vol.11(平成9年12月2日)

外国貿易取扱貨物量は、港湾施設の復旧に伴い、平成8年当初に一旦震災前の8割前後まで回復したが、平成9年当初からは減少傾向。内国貿易取扱貨物量については、一旦震災前の水準にまで回復したものの、平成10年4月5日の明石海峡大橋開通による輸送経路の変化で、フェリー一貨物量(総取扱貨物量の約6割)が激減。結果、神戸港の総取扱貨物量は、平成10年4月以降大幅に減少。
 ■vol.16(平成11年1月14日)

神戸港では、全186バースのうち177バースが使用不能となるなど、震災被害は激減的。応急復旧により、被災後約2か月間で107バースが利用可能になり、ガントリークレーンによる荷役も再開するなど、関係者の総力を挙げた努力により急ピッチで復旧が進展。また、全面復旧までのコンテナ取扱能力を補完するため仮設機橋頭頭の整備を行い、平成7年11月には部分使用を開始。被災直後の平成7年2月10日、概ね2年間で港湾機能を回復すること公表。この目標どおり平成8年度中に全面復旧。施設面の復旧に比して、利用状況は震災前の水準に及ばない状況で推移。
 i) 内国貿易取扱貨物量は、一旦震災前の水準にまで回復。平成10年4月5日の明石海峡大橋の開通による輸送経路の変化で、内航フェリー一貨物量(総取扱貨物量の約6割)が激減。
 ii) 外国貿易取扱貨物量は、港湾施設の復旧に伴い、平成8年当初に一旦震災前の8割前後まで一旦回復。その後、平成9年当初から減少傾向となり平成10年後半から増加傾向。神戸港の外国貿易取扱貨物量が平成10年後半より増加傾向に転じたことは、国際貿易港として明るい兆し。
 ■vol.18(平成11年10月15日)

雇用



兵庫県の企業団体は小規模状態が推移しており、震災後一時増加した有効求人倍率は平成7年4月の115千人をピークにその後減少。新規求職者は7年との比較では減少傾向と推測される。新求職者は6年、7年同様に上回った。常用雇用指数は弱含みで推移。県内の雇用保険受給者数は8年2月は3万7千人で6年同月比7%増。 ■vol.2 (平成8年4月25日)

兵庫県有効求人倍率 (平成8年7月29日) ■vol.4

雇用者数(パート等を除く)は震災前の水準を大きく下回っており、さらに雇用保険受給者数は震災前より増加している。企業は、引き続き雇用環境は厳しい。 ■vol.5 (平成8年10月3日)

雇用者数(パート等を除く)は震災前の水準を大きく下回っており、さらに雇用保険受給者数は震災前より増加している。企業は、引き続き雇用環境は厳しい。 ■vol.6 (平成8年11月29日)

被災地域は、港湾機能等を利用した重工業を中心とする製造業のウェイトが高いという地域的特色あり。この地域の雇用状況については、平成4年をピークにバブルの崩壊や円高の影響を受けた企業のリストラ推進の影響により、震災前において既に雇用者数は下降傾向。 ■vol.12 (平成10年2月20日)

有効求人倍率は、平成9年9月以降4か月連続して0.54倍となる。依然として、雇用環境は厳しい状況。 ■vol.13 (平成10年4月17日)

求人数は、建設業で復興関連の大型投資の一巡等により前年を下回っている他、卸売・小売業、飲食店、運輸・通信業等で求人数が減少。一方、有効求職者数は、平成9年7月より連続して増加しており、特に高年齢者の割合が高い。有効求人倍率は、平成9年4月以降0.6倍を割り込んでいる。 ■vol.14 (平成10年6月19日)

有効求人倍率は、平成8年12月以降低下傾向にある。 ■vol.15 (平成10年9月25日)

リストラの進行等を背景に、企業は人員削減も後退してきたこと等から、11月の有効求人倍率は4か月振りに上昇傾向に転じ、引き続き希望職種や年齢条件面でミスマッチがあり、就職環境は引き続き厳しい状況。 ■vol.7 (平成9年2月14日)

リストラの進行等を背景に、企業は人員削減も後退してきたこと等から、11月の有効求人倍率は4か月振りに上昇傾向に転じ、引き続き希望職種や年齢条件面でミスマッチがあり、就職環境は引き続き厳しい状況。 ■vol.8 (平成9年4月15日)

有効求人倍率は、引き続き震災前に比べ高水準で推移。 ■vol.9 (平成9年6月27日)

有効求人倍率は、引き続き震災前に比べ高水準で推移。 ■vol.10 (平成9年9月26日)

有効求人倍率は、引き続き震災前に比べ高水準で推移。 ■vol.11 (平成9年12月2日)

非製造業を中心に雇用者数の増加傾向を示しているが、中高年齢者に対する求人数は減少している。一方、有効求職者数は増加傾向にあり、中高年齢者の割合が高いため、有効求人倍率は低下。 ■vol.16 (平成11年1月14日)

求人数は、建設業では経済対策の効果から改善の動きがあるものの、製造業、サービス業で前年を下回る。一方、有効求職者数は、高水準で推移し、中高年齢者層に加えて、若年層の雇用環境も厳しくなっている。 ■vol.17 (平成11年5月14日)

求人数は、製造業を中心に全ての産業で前年を下回る。有効求職者数は、引き続き高水準で推移。 ■vol.18 (平成11年10月15日)

有効求人倍率は、平成9年7月以降、製造業を中心に前年を下回って推移。有効求職者数は高水準で推移。平成11年以降は、若年層を含めて、事業主都合による離職が増加。 ■vol.19 (平成12年2月8日)

震災後は、勤め先の被災等で有効求職者数が約2万人増加、一方復旧のための公共工事、住宅着工の増加で、有効求職者数は約1万人の増加。有効求職者数の増加は約2年ほど続き、平成8年から9年にかけては、むしろ有効求人倍率は震災前より高い水準を維持。しかし、インフラの早期復旧等により、建設業を中心とした復興需要が落ち込み、全国的な不況の影響等もあり、平成9年以降は有効求人倍率は悪化の方向へと転じた。平成10年夏場には過去最低水準の0.36倍に並び、その後は更に低下を辿ることとなったが、直近では全国同様改善の兆しを探る状況。 ■vol.19 (平成12年2月8日)

応急仮設住宅・復興住宅

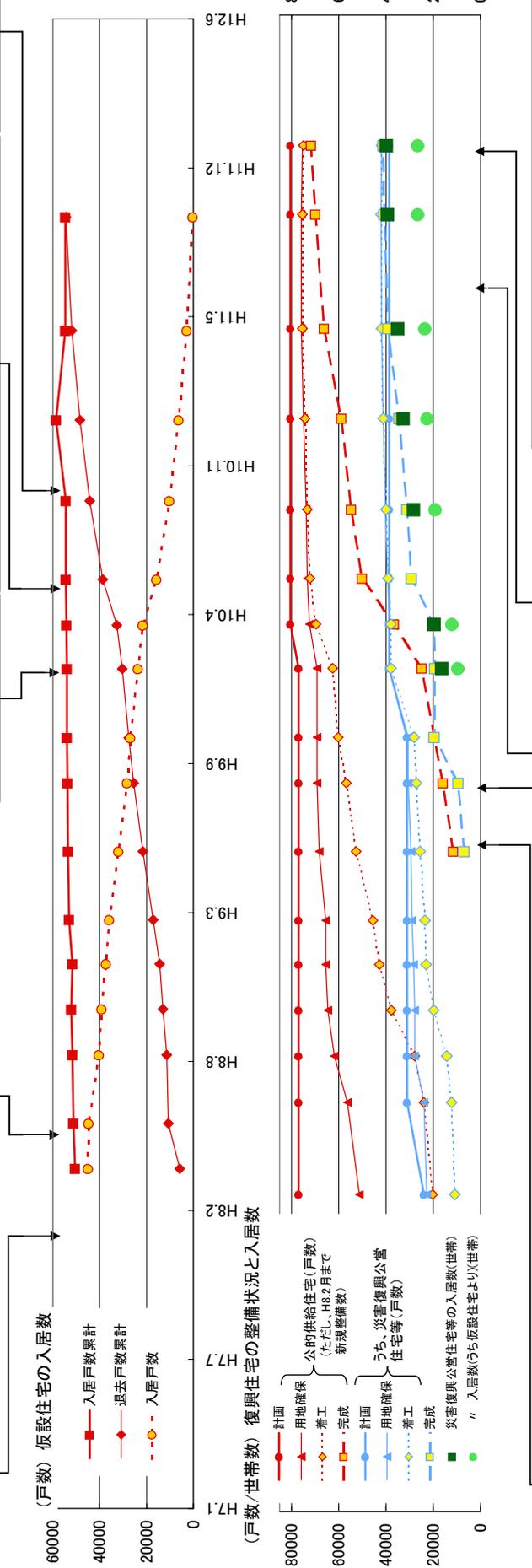
災害復興費住宅の一元の入居者募集を平成8年7月31日から8月20日まで実施(募集戸数:約11,300戸)。
 ■vol.4
 (平成8年7月29日)

平成7年末までに被災住宅のうち約13.7万戸が解体処理(全壊住宅分を含む)されているので、震災により滅失した住宅戸数も約13.7万戸と考えられるが、兵庫県では、被災地の空率(約10%)から判断して、再建が必要とされるのは約12.3万戸と推計しており、「ひょうご住宅復興3カ年計画」でも、12.5万戸の復興住宅の供給を計画。公的供給住宅の整備戸数として7.7万戸を計画している。平成8年11月1日現在の公的供給住宅の着工データではその着工戸数は約3.8万戸であり、今後は残る約3.9万戸の着工が本格化する。
 ■vol.6(平成8年11月29日)

公的供給住宅(新規分)の整備状況は、計画77,000戸に対して、用地確保約69,300戸(90%)、着工約63,800戸(83%)、完成約26,400戸(34%)。
 ■vol.13
 (平成10年4月17日)

公的供給住宅(新規分)の整備状況は、計画77,000戸に対して、用地確保約69,700戸(91%)、着工約66,100戸(86%)、完成約40,900戸(53%)。
 平成10年3月末日時点で「ひょうご住宅復興3カ年計画」に基づく復興住宅合計戸数(民間住宅含む)は、兵庫県の推計によれば、計画125,000戸に対して、着工約159,000戸(127%)、完成約129,000戸(103%)となり計画を超えた。
 ■vol.14(平成10年6月19日)

震災から平成10年7月までの新設住宅着工戸数の累計は約27.8万戸。
 ■vol.15
 (平成10年9月25日)



被災者向け公営住宅の家賃引き下げ(1DK、40平米程度)の住宅の最低で約3万円→最大で6千円程度に引き下げ(実施期間5年間)
 ■vol.7
 (平成9年2月14日)

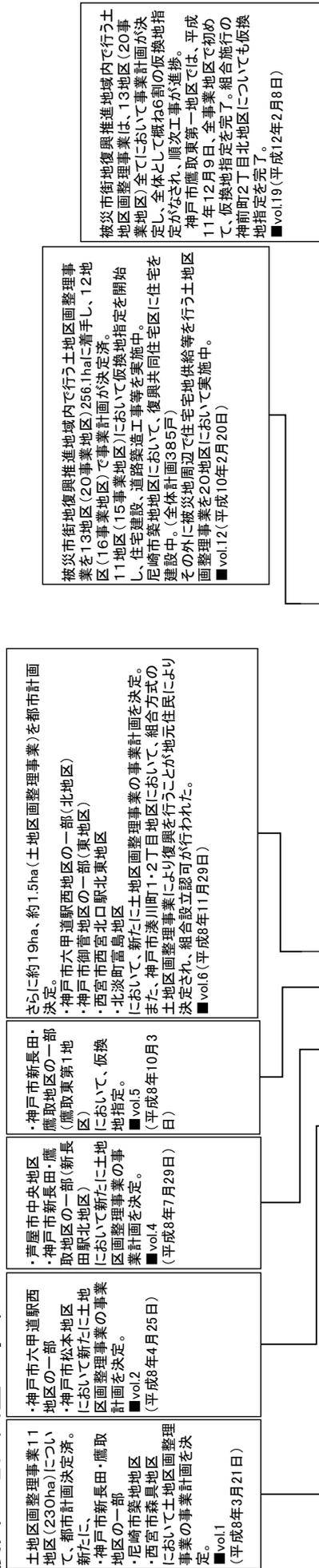
「ひょうご住宅復興3カ年計画」では、公的供給住宅の新規整備戸数として7.7万戸を計画しているが、平成9年11月1日現在、着工戸数は約6.0万戸(進捗率78%)、完成戸数は約2.0万戸(同25%)である。兵庫県の「恒久住宅への移行のための総合プログラム」では、空家等を含めた災害復興公営住宅等の全体供給計画戸数は38,600戸であるが、ブロック別整備状況は以下のとおりである。公営住宅等全体で発注戸数は約3.5万戸(進捗率91%)、完成戸数は約1.8万戸(同47%)であり、その整備が進んでいる。
 ■vol.11(平成9年12月2日)

平成11年4月以降の仮設住宅入居者対策
 公営住宅等の整備や民間による住宅再建等が進められる中、兵庫県及び関係各市は、公営住宅のあせんと等恒久住宅への移行策をきめ細かく実施し、本年3月末までの仮設住宅解消に向けて懸命の努力。その結果仮設入居者はピーク時の約47,000世帯から平成11年4月1日には、約4,000世帯にまで減少。
 ■vol.17(平成11年5月14日)

入居者の退去に伴い解体撤去することとなった仮設住宅について、再利用を兵庫県所有分約22,000戸のうち再利用可能な約17,000戸について、平成10年3月、公募により無償提供の協議相手先を決定。このうち約8,000戸を既に提供(手続中を含む)。リース分についても、既に約9,000戸を提供。さらに、海外の難民問題、地震災害に伴う要請を受け、新たに、コソボ、トルコ及び台湾への仮設住宅提供を決定。
 ■vol.18(平成11年10月15日)

応急仮設住宅の設置戸数の推移
 [兵庫県]全数(48,300戸)の建設完了は平成7年8月。入居者の退去に伴い順次解体撤去し、最大の神戸市は平成11年12月20日に解消。最後の1戸は明石市の平成12年1月14日解消で、県内の全仮設住宅について入居解消が実現。なお、大阪府内に設置した兵庫県民向け住宅は平成11年6月に解消。[大阪府]1,381戸の建設完了は平成7年4月。平成10年2月には入居解消。
 ○応急仮設住宅の入居者の推移
 入居開始は平成7年2月2日の4世帯。兵庫県と大阪府を合わせた入居のピークは平成7年11月に47,911世帯。兵庫県単独では46,617世帯(同日)。大阪府では平成10年2月に解消、兵庫県では平成12年1月14日に解消。兵庫県・大阪府合わせた入退去世帯数累計は56,153世帯。
 ○解体撤去の進捗状況
 平成11年12月15日現在の残設置戸数は、10団地293戸。(設置戸数の0.6%)
 ■vol.19(平成12年2月8日)

復興土地地区画整理事業



土地地区画整理事業11地区(230ha)について、都市計画決定済。新たに、神戸市新長田・鷹取地区の一部、神戸市新長田・鷹取地区の一部(新長田駅北地区)において新たに土地地区画整理事業の事業計画を決定。
 ■vol.2 (平成8年4月25日)

神戸市新長田・鷹取地区の一部、神戸市新長田・鷹取地区の一部(鷹取東第1地区)において、仮換地指定。
 ■vol.5 (平成8年10月3日)

神戸市中央地区、神戸市新長田・鷹取地区の一部(新長田駅北地区)において新たに土地地区画整理事業の事業計画を決定。
 ■vol.4 (平成8年7月29日)

神戸市新長田・鷹取地区の一部(鷹取東第1地区)において、新たに土地地区画整理事業の事業計画を決定。
 ■vol.6 (平成8年11月29日)

神戸市新長田・鷹取地区の一部(鷹取東第1地区)において、新たに土地地区画整理事業の事業計画を決定。
 ■vol.1 (平成8年3月21日)

神戸市六甲道駅西地区の一部、神戸市松本地区において新たに土地地区画整理事業の事業計画を決定。
 ■vol.2 (平成8年4月25日)

神戸市新長田・鷹取地区の一部(鷹取東第1地区)において、仮換地指定。
 ■vol.5 (平成8年10月3日)

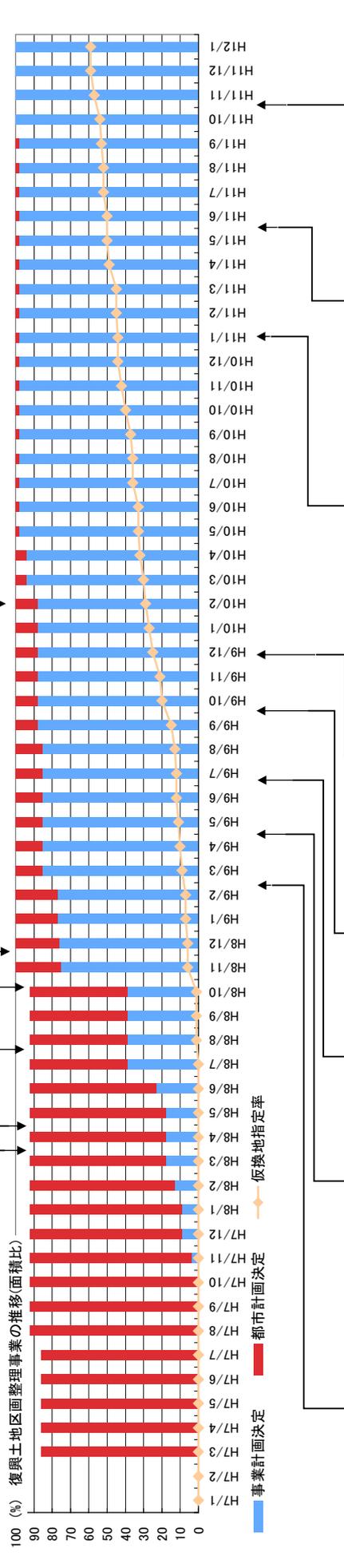
神戸市六甲道駅西地区の一部、神戸市松本地区、神戸市新長田・鷹取地区の一部(鷹取東第1地区)において、新たに土地地区画整理事業の事業計画を決定。
 ■vol.6 (平成8年11月29日)

さらに約1.9ha、約1.5ha(土地地区画整理事業)を都市計画決定。
 ・神戸市六甲道駅西地区の一部(北地区)
 ・神戸市御幸地区の一部(東地区)
 ・西宮市西宮北口駅北東地区
 において、新たに土地地区画整理事業の事業計画を決定。
 また、神戸市湊川町1・2丁目地区において、組合方式の土地地区画整理事業により復興を行うことが地元住民により決定され、組合設立認可が行われた。
 ■vol.6 (平成8年11月29日)

被災市街地復興推進地域内で行う土地地区画整理事業を13地区(20事業地区)256.1haに着手し、12地区(16事業地区)で事業計画が決定済。
 11地区(15事業地区)において仮換地指定を開始し、住宅建設、道路築造工事等を実施中。尼崎市築地地区において、復興共同住宅区に住宅を建設中。(全体計画385戸)その外に被災地周辺で住宅宅地供給等を行う土地地区画整理事業を20地区において実施中。
 ■vol.12 (平成10年2月20日)

被災市街地復興推進地域内で行う土地地区画整理事業は、13地区(20事業地区)全てにおいて事業計画が決定し、全体として概ね6割の仮換地指定がなされ、順次工事が進捗。神戸市鷹取東第一地区では、平成11年12月9日、全事業地区では、平成11年12月9日、全事業地区で初めて、仮換地指定を完了。組合施行の神戸町2丁目北地区についても仮換地指定を完了。
 ■vol.19 (平成12年2月8日)

復興土地地区画整理事業の推移(面積比)



<都市計画事業>
 ・神戸市御幸地区の一部(西地区)
 において、新たに土地地区画整理事業の事業計画を決定。
 ・神戸市松本地区
 ・西宮市森貝地区
 ・神戸市新長田・鷹取地区の一部(新長田駅北地区)において、仮換地指定。
 <組合施行>
 ・神戸市神戸町2丁目北地区において、組合方式の土地地区画整理事業により復興を行うことが、地元住民により決定され、組合設立認可が行われた。
 ■vol.7 (平成9年2月14日)

<都市計画事業>
 ・神戸市新長田・鷹取地区の一部(鷹取東第2地区)において、新たに土地地区画整理事業の事業計画を決定。
 ・尼崎市築地地区において、仮換地指定を開始。
 ■vol.8 (平成9年4月15日)

<組合施行>
 ・神戸市湊川町1・2丁目地区の一部において、仮換地指定を開始。
 ■vol.9 (平成9年6月27日)

<都市計画事業>
 ・神戸市新長田・鷹取地区の一部(鷹取東第2地区)において、新たに仮換地指定を開始。
 ■vol.10 (平成9年9月26日)

<都市計画事業>
 ・神戸市森南地区の一部(森南第一地区)において、新たに事業計画を決定。
 ・神戸市御幸(みずが)地区の一部(御幸東地区)
 ・西宮市西宮北口駅北東地区において、新たに仮換地指定を開始。
 <組合施行>
 ・神戸市神戸町2丁目北地区(平成9年9月17日)において、新たに仮換地指定を開始。
 ■vol.11 (平成9年12月2日)

13地区(19事業地区)で事業計画を決定。このうち、12地区(17事業地区)で仮換地指定を開始し、順次工事が進捗。
 神戸市森南第二地区では、平成10年11月25日、仮換地指定を開始。
 森南第三地区では、地元まちづくり協議会がまちづくり提案に向け意見調整中。
 芦屋市芦屋西部第二地区では、平成11年1月14日、1年春の仮換地指定開始を目標。
 ■vol.16 (平成11年1月14日)

13地区(19事業地区)で事業計画を決定。このうち、13地区(18事業地区)で仮換地指定を開始し、順次工事が進捗。
 ・神戸市森南第三地区では、平成11年3月、地元まちづくり協議会が「まちづくり提案」を提出。
 ・芦屋市芦屋西部第二地区では、平成11年3月16日、仮換地指定を開始。
 ■vol.17 (平成11年5月14日)

全てについて事業計画を決定。このうち、13地区(19事業地区)で仮換地指定を開始し、順次工事が進捗。
 平成11年8月10日、芦屋市芦屋西部第一地区で、仮換地指定を開始。
 平成11年10月7日、神戸市森南第三地区について、事業計画を決定。
 ■vol.18 (平成11年10月15日)

復興市街地再開発事業

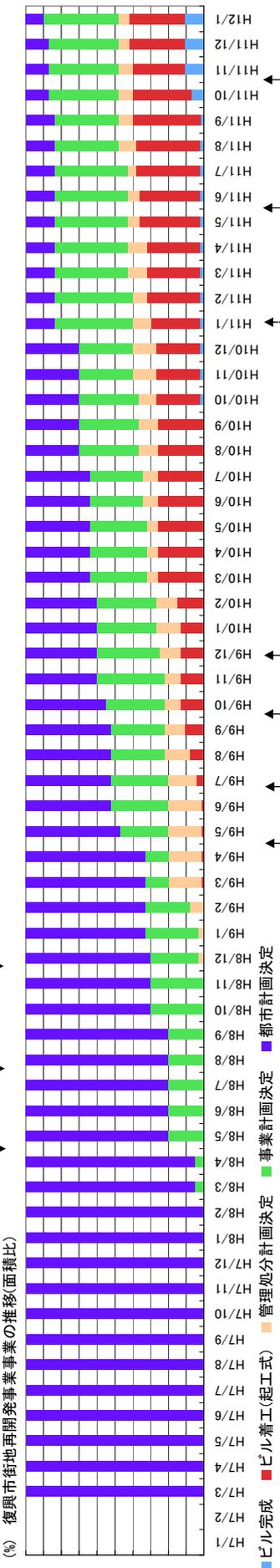
市街地再開発事業6地区(38ha)について、既に都市計画決定済。
 ・神戸市六甲道駅前南地区の一部
 ・宝塚市宝塚駅前地区
 において新たに市街地再開発事業の事業計画を決定。
 オフィスビル再建動向
 ○震災に伴い解体された賃貸オフィスビル60棟のうち、再建の意向を表明しているものは28棟と半数以下に留まる。さらに、実際に建設着手しているものは5棟のみ。
 ○再建計画が進まない最大の理由はテナント誘致の不安が挙げられ、また、共同事業化に向けての権利者間調整に時間のかかるプロジェクが多いことも一因に。
 ■Vol.2(平成8年4月25日)

・西宮市西宮北口駅北東地区
 ・宝塚市売布神社駅前地区
 において新たに市街地再開発事業の事業計画を決定。
 ■Vol.4(平成8年7月29日)

・神戸市新長田駅前地区の一部
 において、新たに市街地再開発事業の事業計画を決定。
 ■Vol.6(平成8年11月29日)

被災市街地復興推進地域内で行う市街地再開発事業を6地区(38.2ha)において実施し、6地区全てで事業計画が決定済。5地区において管理処分計画が決定し、順次工事着手している。西宮北口駅北東地区において、事業地区内の商店が暫定的に営業する場として、「ボンデリカ北口」鉄骨3階建て、約7千平方メートルが平成9年8月にオープン。
 その外に被災地周辺で住宅供給等を行う市街地再開発事業を24地区において実施中。
 ■Vol.12(平成10年2月20日)

被災市街地復興推進地域内で行う市街地再開発事業は、全6地区(14事業地区)で事業計画を決定。このうち、全体地区面積の概ね5割について管理処分計画が決定され、順次建設工事が進捗。
 平成12年1月現在、宝塚市売布神社駅前地区では、再開発ビルの建設工事が完了し、神戸市新長田駅前地区及び六甲道駅前地区の一部においても再開発ビルが完成。
 ■Vol.19(平成12年2月8日)



・宝塚市宝塚駅前地区
 において、すでに市街地再開発事業の管理処分計画が決定。
 以下の地区で管理処分計画が決定。
 ・宝塚市売布(めふ)神社駅前地区
 ・西宮市西宮北口駅北東地区
 ■Vol.8(平成9年4月15日)

・宝塚市仁川駅前地区において、新たに事業計画を決定。
 ■Vol.9(平成9年6月27日)

・神戸市新長田駅前地区の一部において、新たに管理処分計画を決定。
 ■Vol.10(平成9年9月26日)

・神戸市新長田駅前地区の一部(第3地区の一部)において、新たに事業計画を決定。
 ■Vol.11(平成9年12月2日)

被災市街地復興推進地域内で行う市街地再開発事業は、全6地区(12事業地区)で事業計画を決定。このうち、6地区(10事業地区)で管理処分計画を決定。
 宝塚市仁川駅前地区を除く5地区において、既に建築工事に着手。
 神戸市六甲道駅前南地区では、平成10年11月4日、第2地区で起工式が行われ、地区内の全事業地区で工事着手。平成10年度中の全事業地区での管理処分計画決定を目標。
 神戸市新長田駅前南地区では、平成10年11月20日、「久二塚西ふれあい住宅」が、市内復興再開発ビルとして初の完成。
 20halにも及ぶ再開発事業の円滑な推進のため、複数の再開発ビルの一元的管理や、にぎわいづくりのイベント等の企画を行う「新長田まちづくり会社」が、民間企業及び神戸市の出資により、平成10年10月28日に設立。
 ■Vol.16(平成11年1月14日)

宝塚市仁川駅前地区を除く5地区において、既に建築工事に着手。
 神戸市六甲道駅前南第4地区では、平成11年3月11日、管理処分計画決定。
 ■Vol.17(平成11年5月14日)

宝塚市仁川駅前地区では、平成11年5月25日に起工式。6地区全てにおいて、建築工事に着手。
 神戸市六甲道駅前南第3地区では、平成11年9月28日に、当地区の第1号となる再開発ビルの竣工式。
 宝塚市売布神社駅前地区では、全地区で先駆け、全体の建築工事を完了を予定。
 ■Vol.18(平成11年10月15日)

復興土地区画整理事業の進捗状況

都市名	地区名	施行者	面積 (ha)	都市計画 決定年月	事業計画 決定年月	仮換地指定 開始年月	工事着手 年月	完了年月	仮換地指定率
神戸市	森南	市	16.7 (6.7)	H7.3	H9.9 (第一地区)	H10.3	H10.4	H15.2	100%
					H10.3 (第二地区)	H10.11	H10.12	H15.2	100%
					H11.10 (第三地区)	H12.5	H12.6	H17.3	100%
					H8.3 (西地区)	H8.11	H8.12	H13.7	100%
	六甲道駅西	市	19.7 (3.6)	H7.3	H8.11 (北地区)	H9.2	H9.3	H18.3	100%
					H8.3	H8.11	H8.12	H16.12	100%
	松本	市	8.9	H7.3	H8.3	H8.11	H8.12	H16.12	100%
					H8.11 (東地区)	H9.10	H9.10	H15.4	100%
	御書	市	10.1 (5.6)	H7.3	H9.1 (西地区)	H10.1	H10.1	H17.3	100%
					H8.7 (新長田駅 北地区)	H9.1	H9.1		91%
新長田・鷹 取	市	87.8 (59.6)	H7.3	H7.11 (第一地区)	H8.8	H8.9	H13.2	100%	
				H9.3 (鷹取東 第二地区)	H9.9	H9.9		100%	
湊川町1・ 2丁目	組合	1.5	H7.3	H8.11	H9.5	H9.5	H14.9	100%	
				H8.12	H9.9	H9.9	H12.12	100%	
神前町2丁 目北	組合	0.5	H7.3	H10.5 (第一地区)	H11.8	H11.8	H15.5	100%	
				H10.3 (第二地区)	H11.3	H11.3	H17.2	100%	
芦屋市	芦屋西部	公団	21.0 (10.3)	H7.3	H8.6	H9.8	H14.5	100%	
					H8.6	H9.8	H9.8	H14.5	100%
西宮市	森具	市	10.5	H7.3	H8.2	H8.11	H9.1	H13.10	100%
					H8.11	H9.10	H9.10		97%
尼崎市	築地	市	13.7	H7.8	H7.12	H9.2	H9.3	100%	
					H8.11	H9.12	H10.1	100%	
淡路市	富島	市	20.9	H7.3	H8.11	H9.12	H10.1	100%	
					事業地区 20地区 決定地区 20地区	仮換地指 定開始 20地区	工事着手 20地区	96% (神戸) 99% (その他) 98% (全体)	
土地区画整理事業 都市計画決定地区		255.9		20地区		20地区		13地区	

出典：兵庫県ホームページ
http://web.pref.hyogo.jp/wd25/wd25_00000012.html

復興市街地再開発事業の状況

果民局名	都市名	地区名	施行者	面積 (ha)	都市計画 決定年月	事業計画 決定年月	管理処分 計画決定年月	建築工事 着手年月	工事完了 予定年月	
神戸	神戸市	第1地区	市	5.90	H7.3	H8.3	H9.3	H9.7	H12.4	
						H10.8	H12.3	H10.11	H16.3	
						H9.11	H10.11	H10.2	H13.12	
						H10.3	H11.3	H10.5	H15.9	
	六甲道駅南	市	第1地区	市	20.1	H7.3	H8.10	H9.8	H20.3	
							H9.1	H10.1	H9.5	H21.3
	新長田駅南	市	第2-B地区	市	20.1	H7.3	H11.1	H14.8	H14.9	H21.3
							H12.1	H13.12	H13.12	H21.3
							H9.10	H10.8	H11.1	H21.3
							H11.10	H12.3	H12.5	H22.3
西宮市	西宮北口北東	公団	3.3	H7.3	H7.3	H15.11	-	-	H21.3	
						H8.5	H9.3	H10.3	H13.3	
阪神北	宝塚市	宝塚駅前第2工区 (花のみち)	市	0.9	H7.3	H8.3	H8.12	H9.9	H12.9	
						H8.5	H9.2	H9.8	H11.10	
阪神南	西宮市	仁川駅前	公団	1.6	H7.3	H9.6	H10.3	H11.5	H15.3	
						H8.5	H9.6	H11.5	H15.3	
新市計画決定地区数 6地区		33.4		16地区		14地区				

出典：兵庫県ホームページ
http://web.pref.hyogo.jp/wd25/wd25_000000013.html

- 「阪神・淡路地域の復旧・復興に向けての考え方と当面講ずべき施策」
（平成7年4月28日 阪神・淡路復興対策本部） …… 資-23
- 「阪神・淡路地域の復興に向けての取組方針」（平成7年7月28日
阪神・淡路復興対策本部） …… 資-39
- 阪神・淡路復興委員会 開催経緯 …… 資-43
- 阪神・淡路復興委員会提言（1～11） …… 資-45
- 委員長談話（平成7年10月30日 阪神・淡路復興委員会委員長） …… 資-58
- 阪神・淡路復興委員意見（平成7年4月24日） …… 資-60
- 阪神・淡路復興委員会意見（2）（平成7年7月18日） …… 資-62
- 阪神・淡路復興委員会意見（3）（平成7年9月5日） …… 資-64
- 阪神・淡路復興委員会委員長書簡（1996年2月14日） …… 資-66

出典：総理府阪神・淡路復興対策本部事務局

「阪神・淡路大震災復興誌」（平成12年2月）

阪神・淡路地域の復旧・復興に向けての考え方と当面講ずべき施策

平成7年4月28日

阪神・淡路復興対策本部

5,500人を超える犠牲者と甚大な被害をもたらした今回の地震の発生から100日を経過した。今回の震災の被害の甚大さにかんがみ、これまで国は被災地域の一日も早い復旧・復興をめざし、被災者・関係地方公共団体を支援するため、国の果たすべき役割分担を認識し、財政上の措置（国庫補助の特例、地方財政措置の特例、補正予算の編成等）、税制上の措置（税制上の特例措置）、金融措置（政府系金融機関による政策金融の拡充等）、規制緩和（規制緩和のための特例措置）等、国の取りうる政策手段を最大限活用して、所要の16の法律の整備を含む思い切った施策を講じてきたところである。

これまでの応急・復旧施策に加え、今後は、国・県・市町を通じ復興のための本格的な取組が必要となる。

県からは復興計画の基本構想が示され、政府は14日決定した緊急円高・経済対策において、復旧・復興施策を可能な限り盛り込んだ補正予算を編成することとしたところである。また、24日には阪神・淡路復興委員会から復興に向け政府の取り組むべき当面の施策についてご意見をいただいたところである。

このような状況の下で、政府として今後講ずべき施策について検討を重ねてきたが、地震発生以来講じてきた応急・復旧施策を引き続き積極的に推進するとともに、復旧・復興施策についても当面必要となる施策を可能な限り講ずることとし、以下でその内容を示した。

これらの施策については、できるだけ早期の実施を図ることとする。

なお、以下には、今次震災の教訓から必要となった一般的な防災対策のうち、早期に実施を予定しているものについても参考として示している。

また、現在、県・市町は既に発表した基本構想に基づき復興計画の策定作業を進めており、今後復興に向けての具体的施策が示されてくることとなるが、それらに対応して、国としても必要な施策につき、県・市町と十分連携を図りつつ、復興委員会のご意見もいただきながら検討していくこととする。

1 被災地における生活の平常化支援

- ① 被災地においては、多くの住民の方々が避難所等で不自由な生活を余儀なくされているが、1日も早くこれらの方々の生活が安定するよう、当面の居住場所の確保のための応急対策を推進している。

応急仮設住宅については、3月末までに約3万戸が建設されたところであり、追加約8千戸（2階建て地域型仮設住宅を除く）についても4月末までに供給できるよう最大限努力している。

また、入居者の決定についても迅速に行うこととし、3月末までに約3万戸を決定しており、残りについても4月末までに決定することとしている。

高齢者・障害者向け地域型仮設住宅の建設については、避難所における高齢者等の状況を把握しつつ、必要に応じて適切に対応する。

なお、公営・公団住宅等の空家の活用については、約26,700戸を確保し、約10,900戸（4月24日現在）について入居が決定しており、引き続き円滑な入居の促進を図る。

これらの仮設住宅等への入居に伴い、3月初旬には約900箇所の避難所に約10万人近くが避難していたが、4月25日現在、避難所は約620箇所、避難住民は約4万7千人となった。今後は、避難所の避難住民の意向調査の結果等も参考としながら、避難住民の状況を十分に把握し、応急仮設住宅の設置計画が見直された場合には適切に対応することとし、避難所の早期解消を図るものとする。

- ② この場合、高齢者や障害者等については、必要に応じて優先的に応急仮設住宅に入居することができるよう適切に対応する。また、手すり等を設置したバリアフリーの高齢者・障害者向けの地域型仮設住宅については、避難所における実態調査等により、個々の健康状況及び生活状況等を把握したうえで入居を決定することとし、従前の居住地に比較的近い地域で、在宅福祉サービス等の支援を受けながら生活することができ

るよう配慮していく。

さらに、ホームヘルパーの派遣やデイサービス事業、日常生活用具給付等事業等の実施などの在宅福祉サービスを充実していくことにより、応急仮設住宅居住者を含めた要援護者が在宅で自立して生活できるよう積極的に支援していく。

また、高齢者や障害者等の社会的弱者が入居している応急仮設住宅に対する冷暖房設備の設置については、兵庫県からの必要設置戸数等の報告を踏まえ、適切に対応する。

- ③ 医療の供給については、避難所の規模に応じ、救護センターの設置（2月上旬には約160カ所）や救護班による巡回診療などにより対応してきた。しかし、地域の医療機関の診療機能の回復、避難住民の減少、応急医療から慢性疾患への医療ニーズの移行など被災地域の状況の変化に伴い、救護センター中心の医療体制から既存の診療所を中心とした医療体制への円滑な移行を図ってきたところであり、4月26日現在、1の救護センターを残すところとなった。また、仮設住宅への入居による地域の状況の変化や高齢者等のニーズに対応するために、地域の医療の需給関係をきめ細かに把握した上で、必要に応じて仮設診療所の設置等を行い、医療が十分に供給されるよう配慮していく。また、被災地域の健康管理については、保健婦による巡回健康相談などの継続、住民健康診断の実施等により確保していく。

精神的ケアについては、10保健所に設置した精神科救護所や地元医師会の協力により設置した協力診療所を中心として対応してきたところであるが、今後とも心的外傷後ストレス障害などに対応できるよう県立精神保健センターが中心となり、「こころの健康づくり推進事業」等の活用により、地域における精神保健対策への取り組みを継続していく。

- ④ その他、食料や飲料水、風呂等の日常生活上の支援については、これまで、全国の水道事業者・水道水供給事業者、ボランティア、自衛隊等の支援により、対応してきたところであるが、上水道がほぼ100%仮復旧し、休業していた商店等が営業をはじめするなど、地域の環境が平常時の体制に移行するのに伴い、兵庫県知事からの要請を受けて自衛隊の入浴支援等も次第に縮小させ、4月27日に自衛隊の災害派遣活動を終了した。その他の日常生活上の支援についても円滑に地元への移行が行われるよう、地域の復旧状況と応急仮設住宅への入居状況等を把握しながら対応していく。

また、今回の震災により亡くなられたり重度の障害を受けた方に関して、災害弔慰金又は災害障害見舞金を早期に支給するとともに、低利資金を必要とする被災者に、災害援護資金の貸付を実施する。

- ⑤ 教育活動については、これまで各都道府県教育委員会等に対し、高校入試等の円滑な実施、卒業認定等の弾力的取扱いなどの配慮を要請するとともに、政令の改正等により平成7年度の兵庫県の教職員定数について特例措置が講じられてきている。

今後、教育活動の早期の平常化に向け、避難所となっている学校等の教育環境の整備や児童等に対する健康相談活動を実施するとともに、経済的困難を生じている学生・生徒等の支援や学校の教育研究活動の復旧への支援などを行う。

- ⑥ 今後、以上の措置を総合的に講ずるとともに、早期に避難所を解消することとし、被災地における生活の平常化を支援するものとする。

2 がれき処理

がれきが復興の支障とならないよう早期にがれき処理を進める必要があることから、以下の促進策を実施する。

- ① 全ての市町において、おおむね、平成7年度中に市街地から仮置場・処分場等への搬出を完了し、遅くとも平成8年度中に焼却・埋立などの最終処分を完了すべく、各般の対策を推進する。
- ② 市街地からのがれきの撤去を円滑に進めるため、必要に応じて仮置場、積出基地を確保するとともに、木くずの減量化を図るため、仮置場に破碎・焼却施設を設置する。
- ③ がれきの処理にあたっては、復興事業の支障とならないよう配慮するとともに、リサイクルに努める。
- ④ 全ての市町において、平成7年度以降の処理計画フロー、月別の実施計画等を盛り込んだ「災害廃棄物処理計画」を作成し、兵庫県において全体処理計画を作成する。
- ⑤ 国、県、神戸市及び阪神6市からなる「倒壊家屋処理推進部会」を新設し、全体処理計画の進行管理を行

う。

なお、国は、上記部会における助言、指導のほか、市町、県の災害廃棄物処理計画の円滑な実施に向けて必要な支援を行う。

3 二次災害防止対策

今回の地震により、土砂災害に係る危険箇所等において地盤が不安定化しているほか、多数の造成宅地において住宅の擁壁等にも損壊等が生じており、今後の降雨等によって、これら不安定化した危険箇所等における二次災害の発生が懸念されている。また、損壊を受けた建築物の解体・撤去に伴うアスベスト・粉塵の発生等が懸念される。そのため、以下により、その防止対策に万全を期することとする。

① 土砂災害危険箇所等に係る対策

ア 二次的な土砂災害に対する警戒避難体制の整備

土砂災害危険箇所を関係住民に周知し、警戒避難体制を早急に確立するとともに、特に今回の地震による被災者の避難場所及び応急仮設住宅に関連して必要のある箇所については、緊急に予警報装置を設置し、出水期において適切に避難誘導が行われるよう、避難訓練等所要の措置を講じる。

イ 二次的な災害に対する観測体制の整備

阪神・淡路地域での災害対策体制の強化を図るため、地震計及び震度計を整備し、地震機動観測を強化するとともに、雨による二次災害を防止・軽減するために雨量観測所を整備・拡充した。これらを維持し、二次災害防止に努める。

ウ 地すべり・がけ崩れの危険箇所

二次災害防止対策が必要とされた34箇所について、地すべり・急傾斜地崩壊対策事業等により、杭工、集土工、法枠アンカー工、擁壁工等や施設災害復旧を行う。

このうち2箇所については、出水期までに工事を完了させるとともに、その他の箇所においても、不安定土砂の除去、不安定斜面の整形、落石等防護柵の設置、地下水の除去等の出水に耐え得るための対策等を出水期までに講じる。

エ 土石流危険渓流

緊急対策が必要とされた32渓流について、砂防事業により、砂防ダムの設置、既設砂防ダムの除石、土石流感知装置（ワイヤーセンサー）の設置等を行う。

このうち20箇所については、出水期までに砂防ダム等の工事を完了させるとともに、他の箇所においても、出水期までに可能な限り工事を進め、あわせて警戒避難システムの整備等のソフト対策を講じる。

オ 山腹崩壊箇所

二次災害防止等の対策が必要とされた81箇所について、治山事業等により、治山ダム、防護柵の設置や法枠アンカー工等を実施する。

このうち4箇所については、出水期までに工事を完了させるとともに、その他の箇所においても、人家等に近接した区域については、出水期までに必要な工事を完了させる。

カ 河川等に対する対策

出水期、台風期までに被災した堤防、護岸についてシート張工、土のう積工、鋼矢板による仮締切工事等の応急復旧を完了させるとともに、本復旧工事についても可能な限り実施し、二次災害の防止に万全を期する。

キ 土砂災害危険箇所に係る応急措置等の実施

既に、必要な箇所には、ビニールシートの敷設、土留工、仮設落石・防護柵の設置等の応急措置等を実施済みであるが、さらに、異常の認められた箇所については必要に応じて応急・恒久対策を講じる。

② 被災宅地に係る対策

以下の対策を、実施するとともに、①の地すべり・急傾斜地崩壊対策事業等による基盤対策を推進する。

ア 住宅金融公庫融資等の活用による被災宅地の復旧

個々の被災宅地の復旧については、個人財産でもあり、一般的には、先般、創設した住宅金融公庫の「災害復興宅地融資制度」等の低利融資の活用により、宅地所有者自身による復旧を積極的に支援する。

イ 公共事業による擁壁等の復旧

放置すれば次期降雨等により被害が拡大し、所有者以外の第三者に被害が及ぶおそれのある擁壁等のうち一定の要件を満たすものについて、今回の震災に係る特例措置として、新たに災害関連緊急傾斜地崩壊対策事業により、県が復旧事業を実施する。

また、道路等の公共土木施設に隣接する被災擁壁等を復旧しなければ道路等の安全性が確保されない場合には、道路管理者等が、当該被災擁壁等を道路区域等を含め、公共土木施設災害復旧事業により対処する。

これらの公共事業の実施に際しては、出水期を考慮して応急措置等に配慮する。

ウ 出水期に向けた応急措置の実施

公共事業によっては措置できない宅地については、上記アにより宅地所有者自身による復旧を促していくものであるが、出水期に向けて当面の危険を防止するため、所要の箇所については、市において、土のう、シート張りや、ネット工、仮排水工等の応急措置を実施する。

③ 工場・事業場からの有害物質の漏出等に係る二次汚染防止対策の推進

被災を受けた工場・事業場からの有害物質の漏出、損壊を受けた建築物の解体・撤去に伴うアスベスト・粉塵の発生、廃木材等の処理に伴う大気汚染等による大気、水質等の環境汚染を防止するため、環境モニタリングを実施するとともに、適切な環境保全対策の徹底を図る。

4 港湾機能の早期回復等

港湾については、地震により神戸港や尼崎西宮芦屋港等において壊滅的な被害を受けた。特に、神戸港はわが国の国際海上コンテナの約3割、外国貿易額の約1割を担う外国貿易の重要拠点であることから、輸出入をはじめとする物流等の経済活動や国民生活に深刻な打撃を与えている。これらの被害に対応し、わが国の経済活動、国民生活や被災地域の復興を図るため、神戸港をはじめとする港湾の早期復旧を図る。

公共港湾施設については災害復旧事業等を適用するとともに、従来災害復旧費の国庫補助対象には含まれていなかった神戸港埠頭公社の維持管理するコンテナ埠頭等については新たに国庫補助の対象にするなど財政支援措置を講じた。これらの措置により、早期復旧に努めた結果、現在までに、貨物用93バース、旅客用14バースが暫定的に利用可能となっている。

今後とも、被災地域の経済活動、市民生活の復興のためには港湾機能の早期復旧が不可欠であることから、公共港湾施設等への災害復旧事業等及び神戸港埠頭公社等への災害復旧費補助等の財政支援措置を引き続き講じ、おおむね2年を目途に下記のとおり港湾機能の回復を図る。特に、神戸港のわが国における重要性にかんがみ、外国貿易用の施設の早期復旧を図る。

平成7年6月末 コンテナ埠頭21バースのうち、8バースを暫定供用

平成7年9月末 フェリー埠頭7バースのうち、2バースを本格供用

平成7年10月末 仮設棧橋によるコンテナ埠頭2バースの供用

平成8年3月末 コンテナ埠頭 おおむね3分の1を本格供用

一般岸壁 おおむね5割を本格供用

フェリー埠頭 新たに3バースを本格供用

平成8年度中 すべての港湾機能を回復

一方、市街地と人工島を結ぶ連絡道や新交通システムなどの交通施設は、阪神高速5号湾岸線等の復旧とともに港湾機能の回復のために重要であり、その早期復旧を図る。

平成7年8月下旬 六甲ライナー全面復旧

ポートライナー全面復旧

平成8年8月末 神戸大橋、六甲大橋を含むハーバーハイウェイ全面復旧

さらに、神戸港が果たしてきたアジア地域のハブ機能が被災をきっかけに急激に低下することにより、近畿圏ひいては日本の港湾の国際競争力の低下等が懸念されるため、リダンダンシーの確保に配慮するとともに、民間の荷役業務の24時間化に伴う輸出入関連業務の体制整備、高規格な外国貿易用ターミナルの整備等により、国際物流拠点機能の強化を図る。

また、港湾事業の実施にあたり、埋立資材としてがれきの受け入れを推進する。なお、市民の生命・財産を

守る防潮壁などの海岸保全施設については、早急に復旧を図るとともに、神戸港などで被災した民間の港湾施設等の復旧に対する支援を推進する。

5 早期インフラ整備

社会生活や企業活動の基盤となるインフラや公共・公益施設の整備については災害発生直後より政府としては防災性に配慮しつつ計画的かつ早期の復旧・整備を図ってきたところであるが、今後も引き続きできるだけ早期の復旧に努めるとともに、わが国の経済活動、国民生活や被災地域の復興を図るため、インフラ整備の促進を図ることとする。

(1) 鉄道

鉄道については、地震により新幹線をはじめ、JR 東海道線、阪神電鉄等、638km の区間にわたり不通となり、旅客、貨物輸送に大きな被害が出た。特に、阪神間を結ぶ JR 東海道線、阪神電鉄本線、阪急電鉄神戸線が 3 線とも不通となり、通勤通学等に大きな支障となった。このため、鉄道事業者に対し鉄道軌道整備法に基づく災害復旧事業費補助や日本開発銀行からの災害復旧融資等の支援措置を講じ、早期復旧に努めたところ、東海道山陽新幹線や JR 在来線が全面復旧するなど、4 月 18 日現在までに不通区間は 30km になっている。

引き続き復旧事業の促進を図り、地下鉄や阪神電鉄、阪急電鉄等の阪神間のすべての鉄道について 9 月頃までに順次運転を再開することを目標とする。

(2) 道路

道路については、地震により、中国縦貫自動車道、名神高速道路、阪神高速道路、直轄国道等の広域的ネットワークから地域内の生活道路まで、広範かつ重大な被害を受け、地域の復旧活動、救援活動等に大きな影響を与えた。このため、災害復旧事業等により早急な復旧に努め、現在までに、一部区間を除き順次交通を確保した。

しかし、現在、阪神地域の東西方向の交通について渋滞が激しく、今後復興が進むにつれて増大する交通需要に対応できない状況にあり、また、港湾へのアクセス道路やがれき処理を進めるためにも、関連する道路の整備が急務となっている。なかでも、阪神高速 3 号神戸線、5 号湾岸線は地域の重要幹線道路であり、被災地域の経済活動、市民生活の復興を図るためには、早期復旧が不可欠であることから、以下のとおり供用を図ることを目標として事業を進めている。

平成 7 年 10 月頃 阪神高速 5 号湾岸線（魚崎浜～六甲アイランド北）

平成 8 年内 阪神高速 3 号神戸線（兵庫県内）全線供用

（うち摩耶から京橋までは平成 7 年度末）、

また、今回の震災では、幹線道路ネットワークが寸断されたため、被災地域のみならず、東、西日本間の人流、物流に大きな影響が出た。

このため、急増している中国縦貫自動車道の負荷を軽減し、被災地域の迂回路となる高規格幹線道路をはじめとする広域的な幹線道路ネットワークを整備するほか、阪神・淡路地域において、自動車専用道路、一般道路からなるリダンダンシーのある幹線道路ネットワークの緊急整備を図り、被災地域の復興、市民生活の迅速な健全化の一層の推進を図る。

(3) 河川等

直轄管理河川については、淀川等 4 河川の堤防や護岸等に 32 箇所被害があった。また、府県・市町管理河川については、淀川水系中島川、神崎川、武庫川等において堤防の沈下、亀裂等の被害が生じた。これら、地震により堤防・護岸等に被害を生じた河川、海岸、砂防設備については、出水期・台風期までに必要な応急工事を実施するとともに、本復旧工事を早急に進め、市民生活の安全を確保する。

この中で、淀川左岸大阪市此花区西島地先では、ゼロメートル地帯の河川堤防が延長 1.8km にわたり大きく沈下するなど、浸水が生じた場合は避難も救助も極めて困難な地帯で堤防が被災した。このため、被災前の高さまでの緊急盛土を実施し、仮締切堤を今年の出水期までに完了すべく鋭意施工中である。

これらを含め、ゼロメートル地帯等の河川等については、平成 8 年度末までに、災害復旧と併せて堤防等の安全性の向上を図るとともに、スーパー堤防の整備等を進める。

土砂災害については、西宮市の仁川百合野町における地すべりにより死者 34 名の被害が生じるなどの大き

な災害が生じた。また、斜面崩壊等も多発し、人家、公共施設等に被害をもたらした。これらの土砂災害が生じた箇所に対しては、必要な応急措置を講じるとともに、災害関連緊急事業（砂防、地すべり対策、急傾斜地崩壊対策）等により緊急的に対策を講じ、復旧等に努めている。

地震により崩壊が多発したり山体が緩んだ地域において、地震による流出土砂量の増加に伴う安全性の低下に対応して、平成 8 年度末までに二次災害の発生に対応できる砂防設備の整備を完了するとともに、市街地河川の改修等を実施する。

また、地震の影響により、放置すれば降雨等により二次災害の危険性が高い箇所において、平成 8 年度末までに、急傾斜地崩壊対策等を実施する。

さらに、亀裂が生じるなど二次災害の危険性の高い山地について、治山事業等を実施する。

(4) 電力、ガスの復旧

電力については、地震により、約 100 万戸（地震直後には一時的に 260 万戸）が停電したが、1 月 23 日 15 時に関西電力管内全域で応急送電の体制が整い、停電が解消している。

都市ガスについては、大阪ガス管内で 86 万戸で供給が停止し、大阪ガス(株)は、他の事業者からの応援を含め、最大時約 9,700 名で復旧にあたり、早期復旧に全力を傾注した結果、4 月 11 日にがれきの堆積等により導管の復旧作業に取りかかれない一部の需要家を除き復旧が完了した。なお、LP ガス（1 月 31 日復旧）及び中小都市ガスについては、既に復旧している。

今後、更に送配電線の整備、導管の入替え等の投資が必要となるところ、引き続き、日本開発銀行の災害復旧融資制度による支援等を行う。

(5) 水道

水道については、地震により兵庫県、大阪府等の 9 府県 68 市町村の水道事業及び 3 水道用水供給事業の水道施設が被災、約 123 万戸が断水し、社会・経済活動に大きな影響を与えた。このため、被災水道事業者は、全国 43 都道府県の 209 水道事業者・水道用水供給事業者から、延べ約 1 万 8 千人・日の応援を得て仮復旧にあたり、2 月末をもって漏水箇所の仮補修や仮設配管等により当面の仮復旧がほぼ終了した。

しかしながら、仮復旧段階では漏水箇所の発見や補修が十分ではなく、依然として漏水率が高い状況にある。一方、平成 7 年度には、平成 6 年度に引き続き渇水が予想されていることもあり、水道水の安定的な供給を確保するためには、引き続き漏水箇所の発見と応急的な補修に努めるとともに、早期に本格復旧を行うことが不可欠である。

このため、耐震性の向上を図りつつ行われる水道の本格復旧作業に対して必要な技術的・財政的支援措置を講じ、神戸市等の特に被害が甚大な水道を除き、平成 8 年度中の本格復旧完了を図ることを目標とする。

また、簡易水道施設、水道広域化施設等の水道施設整備事業について必要に応じて適切な指導・支援を行う。

(6) 工業用水道

工業用水道については、神戸市、西宮市等を中心にして 3 府県 8 事業において被害が発生し、最大時で 251 社の受水企業が断水となった。復旧作業が鋭意行われた結果、4 月 10 日午後に神戸市が復旧したことにより、被災した全ての工業用水道が復旧した。

(7) 都市施設

下水道については、処理機能に被害を生じた 8 処理場のうち、7 処理場は仮配管、ポンプ分解清掃等の応急措置によって高級処理が可能になり、被害の大きい神戸市東灘処理場においても、沈殿、塩素処理等の簡易処理を実施した。

管渠については土砂の除去、バイパス管を設けるなどの応急的措置を行い、当面の流下機能を確保したところである。今後、東灘処理場を 5 月 1 日を目途に高級処理を再開させることにより、下水道の仮復旧を完了させるとともに、街路、公園、下水道等都市機能の復旧に不可欠な諸施設について、早急な本格復旧を図る。

また、都市の諸活動の回復を支え、防災性の強化を図るため、街路、公園、下水処理場・ポンプ場等の都市施設について、災害時の代替性や避難地、避難路の確保等のためのネットワーク化を推進する。

(8) 情報通信等

① 電気通信

地震発生直後、交換設備等の障害により、30万を超える電話等に障害が発生し、被災者の連絡、復旧作業の連絡等に多大な影響を及ぼした。

このような中、電気通信事業者においては、被災地域における通信機能の速やかな回復のために、最大限の努力を払い、日本電信電話株式会社では、1月末までに家屋の倒壊によるものを除くすべての電話回線が復旧している。このほか、国としても、災害対策用移動通信機器等を配備した。

また、日本開発銀行に災害復旧融資制度を創設し、第一種電気通信事業者の電気通信設備の復旧に対し、重点的に復旧支援を図った。

今後、未だ復旧していない施設について早急な復旧を図るとともに、今回の大震災において電話等が寸断された状況にかんがみ、情報通信基盤の耐災害性の向上や災害時における通信の確保対策の充実に取り組む。

② 放送

演奏所等の社屋の損壊、停電による停波等の被害があり、停電による停波については1月19日までに復旧したものの、社屋が損壊した放送事業者は、現在も仮演奏所を使用して放送を行っている。また、CATV施設の中には、家屋の倒壊やケーブル断による放送不能地域がなお相当程度残されており、社会インフラとして早期の復旧を図るため、日本開発銀行に災害復旧融資制度を創設し、早期復旧の支援を図ってきた。

今後、一部のCATV等未だ復旧していない施設の早急な復旧を図り、安定した放送の確保を図るとともに、放送事業者の社屋等の放送施設の復旧・整備を支援する。また、放送不感地帯の解消を促進し、多様な情報伝達手段の確保に努めるとともに、災害対策ガイドラインの策定を促進し、放送システムの耐震性の向上等を図る。

③ 郵政事業

郵便局舎の被害及び交通路の遮断等により、郵便局257局において業務が不能となった。このため、代替施設の確保、職員の応援等により、救助用無料郵便物の区分・配達等を含む業務の早期復旧に全力を傾注し、その結果、1月中に配達業務はすべて回復した。しかし、郵便局舎の倒壊等の被害も多いことから、今後、未だに業務を開始できない郵便局の早期復旧を図るとともに、被災局舎の建築・修繕等に取り組む。

④ まちづくりの一環として及び経済の復興のための情報通信基盤の整備等

災害からの復興のための事業に必要な無線通信機器（高精度衛星測位システム等）やまちづくり情報を地元住民に伝達するためのCATV、コミュニティ放送局等の整備を推進する。

以上のほか、都市基盤整備の一環として、また、被災住民の生活の安定及び地場産業や基幹産業の復興等のため、光ファイバ網等の情報通信基盤の整備を進めるほか、情報通信関連産業等の導入・育成を推進する。

6 耐震性の向上対策等

① 被災建造物の復旧等

ア 建築物や土木建造物等の建造物は、関東大震災を契機に耐震設計を取り入れ、その後、新潟地震、宮城県沖地震等の経験を活かしながら耐震性の向上に努め、近年、地震による被害が軽減されてきたところである。しかし、これらの建造物は、今回の地震により、関東大震災以来、最大の被害を受けた。今回の震災を謙虚に受けとめ、得られた知見を活かして、耐震性の向上を着実に図ることが関係者の責務である。

イ よって、地震発生後、直ちに学識経験者等による技術検討委員会等を設置し各施設毎に今後の設計への反映のために必要な検討を実施してきており、主な土木建造物については、3月末までに、今回の地震にも耐えられることを目標とした復旧のための仕様等を決定し、被災施設の復旧等を進めてきている。今後、引き続き、平成7年度の早い時期を目途に、地域の復興に向けて当面必要な検討を行う。さらに、設計基準の見直しを含めた検討を進める予定であり、その検討結果を踏まえ、施設の特性に応じ適切な措置を講じる。

ウ 被災建築物の復旧に際しては、現行基準の適用を基本とするが、特定の階や平面計画において弱点が生じないようにバランスを考慮し、余裕のある設計を心がけるよう推奨している。また、今後とも被災建築物の詳細分析、地震動入力等の検討等を一層進める。

② 既存建造物の点検・補強等

ア 公共・公益施設については、耐震点検等により、必要な橋梁、河川、砂防設備、官庁施設等の補強を実施する。

また、二次的な土砂災害の防止のため、斜面の危険度の点検を行う体制の整備を図る。

イ 既存建築物については、耐震診断、改修等の促進により、耐震性の向上を図る。特に、比較的古い木造住宅が高密度に立地する区域等を重点的に耐震診断を誘導すべき区域として設定し、木造住宅の耐震改修を促進するとともに、密集住宅市街地整備促進事業等の活用により、防災性の高い共同住宅等への建替等を促進する。

また、地震後の被災建築物の応急的危険度判定を行う建築技術者の養成・登録を行い、判定体制の整備を図る。

③ 消防水利等の強化

災害時における消火活動、生活水の確保に供するため、耐震性貯水槽を増設するとともに、河川、海水、下水処理水、雨水等多様な水源を利用できる施設を整備する。

7 住宅対策

① 公的賃貸住宅等の早期・大量供給

阪神・淡路大震災による甚大な住宅被害に対応し、被災者の根本的な不安を緩和するため、公的賃貸住宅等の大量かつ早期の供給を強力に支援する。

ア 住宅復興3カ年計画の策定支援

公的賃貸住宅等を大量かつ早期に供給すること等を内容とする、兵庫県の「ひょうご住宅復興3カ年計画」、神戸市の「神戸市震災復興住宅整備緊急3カ年計画」の早期策定及びその円滑な実施を強力に支援する。

(兵庫県計画(案)の概要)

平成7~9年度の3カ年に、125,000戸(既着工分15,000戸、新規建設分110,000戸)の住宅を供給。

(新規建設分110,000戸の内訳)

○災害復興公営住宅等	<u>24,000戸</u>
災害復興公営住宅	18,000戸……公営住宅等の活用
再開発系住宅	6,000戸……住宅市街地総合整備事業等の活用
○災害復興準公営住宅	<u>18,000戸</u> ……特定優良賃貸住宅の活用
○公団・公社住宅	<u>22,000戸</u>
○民間住宅	46,000戸……住宅金融公庫融資等の活用
うち街づくり系住宅	13,000戸……再開発事業等により建設費助成を行う住宅

◎公的供給住宅の総計 77,000戸

イ 災害復興住宅制度の整備

自力では住宅の再建・取得が困難な被災者や、今後の復興に向けたまちづくりに関連して多数の移転者が生ずる状況に対応するため、公営住宅・特定優良賃貸住宅・公団住宅等の制度の活用により、公的賃貸住宅を大量に供給するとともに、被災者等に対する公的賃貸住宅の収入制限の撤廃等特例の適用、入居申込みの一元的受付け・登録、高齢者・障害者等に対する優先的入居等困窮度に基づいた入居者選定、所得に応じた家賃の設定等を行う「災害復興住宅制度」を整備する。

ウ 迅速かつ低廉な住宅建設の促進

公的賃貸住宅等の迅速かつ低廉な供給を実現するため、公共団体、公団・公社、関係民間団体等の専門家を結集し、共通の標準設計、部品の規格化、建築資材の一括調達等の住宅建設コストの低減策を総合的に実施する。

建設に当たっては、耐震、防火、省エネルギー等の基本的な性能を備えるとともに、間取りの可変性や2戸1改造の可能性を残した設計とすること等により、快適性、利便性、防災性に配慮した恒久的な住宅の質の確保を図る。

また、住宅市街地総合整備事業等を活用して、工場跡地利用等による住宅建設用地の先行的確保を図る。

エ 高齢者・障害者等に配慮した住宅整備

段差の解消や手すりの設置等、住宅のバリアフリー化を進めるとともに、住宅と福祉サービスや福祉施設との適切な連携を図る等、高齢者・障害者等に配慮した住宅整備を進める。

また、ケアハウスの積極的な整備に努める。

② 個人の自力による住宅の再建等の支援

個人の自力による住宅の再建・取得を強力に支援するため、住宅金融公庫の災害復興住宅貸付制度について貸付け限度額の大幅引き上げ、据置・償還期間の延長、被災高齢者の住宅を子が再建するための親孝行ローン制度の導入等や年金福祉事業団及び雇用促進事業団における同様の制度の導入等を行うとともに、公庫、年金福祉事業団及び雇用促進事業団の既往貸付者に対する救済措置も大幅に拡充したところであり、今後、これらの制度の積極的活用を図るとともに、建築制限がある場合の受付期間の延長を行う。

また、公庫融資に加え、返済の初期負担軽減を図るための被災住宅再建対策事業を積極的に推進する。

③ マンション建替の促進

住宅金融公庫融資、優良建築物等整備事業等を積極的に活用するとともに、防災性が向上するなど質の高いマンション建替を誘導するため、住宅・都市整備公団、地方住宅供給公社の建替事業への参加により、建替の促進を図る。

また、総合設計制度を併せて積極的に活用することにより、容積率割増の弾力的取り扱いを行い、建替の円滑化を図る。

④ まちづくりと連携した住宅の整備及び輸入住宅等によるモデル団地の整備

地元の人々の協力・話し合いによるまちづくりを誘導するため、優良建築物等整備事業等の積極的活用により、住宅・店舗等建設の協調化・共同化を支援する。

また、輸入住宅をはじめとする低コストモデル団地の公的事業主体等による建設等を積極的に支援する。

⑤ 総合住宅相談所の設置

被災者の方々の各種の住宅相談にきめ細かく対応するための相談窓口として、「兵庫県総合住宅相談所」の設置を支援する。

8 市街地の整備等

① 面的整備事業の推進

被災市街地において、面的な市街地の復興と必要な都市基盤の整備を行い、あわせて住宅・宅地の供給を推進するため、土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅市街地総合整備事業等の各種の面的整備事業を必要に応じ組み合わせながら、「被災市街地復興特別措置法」、震災復興事業用地の先行取得制度等を活用して積極的に推進し、防災性の高い都市づくりを進める。またあわせて、既存の市街地における防災性の向上を図るため、各事業を推進する。

ア 土地区画整理事業の推進

被災市街地の速やかな復興を図るとともに、防災性に優れた市街地の整備を推進し、被災者に対する住宅・宅地供給を行うため、土地区画整理事業を積極的に推進する。

イ 市街地再開発事業の推進

被災市街地の速やかな復興及び防災性に優れた市街地の整備を緊急に推進するとともに、被災者の生活再建に資する住宅等の供給を行うため、施行者の費用負担の軽減等に配慮しつつ、市街地再開発事業を積極的に推進する。

ウ 住宅地区改良事業等による被災住宅等密集地区の整備

被災住宅等が密集する地区において、被災住宅等の除去、公共施設等の整備、住宅の建設等を行う住宅地区改良事業及び密集住宅市街地整備促進事業を積極的に推進し、防災性の高い健全な住宅市街地の整備を進める。

エ 住宅市街地総合整備事業の推進

被災者等に対する公的住宅の確保及び民間による住宅供給の誘導等を行うとともに、公共施設の整備に併

せ、一体的・総合的に良好な住宅市街地の整備・復興を行う住宅市街地総合整備事業を積極的に活用し、防災性が高く快適な住宅及び住宅街区の整備を先行的に行う。

なお、上記各事業の中で、必要に応じ、早期の仮住居、仮店舗等の建設・提供を行うとともに、これらの事業の進捗に合わせ、がれき処理を推進する。

また、面的整備事業による整備以外にも、街路、公園、下水道等の整備事業の一体的、総合的な実施により、必要な都市施設を備えた市街地の整備を推進する。

② 被災者に対する住宅供給を緊急に進めるための都市基盤整備

被災地周辺において土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅アクセス道路等の関連する公共施設の整備等を緊急に推進し、被災者に対する住宅宅地を供給する。

③ 復興まちづくりにおける住民参加

被災市街地において、地域における復興のためのまちづくり活動を推進するため、街並み・まちづくり総合支援事業等を活用して、専門家派遣等による住民が参加するまちづくり活動を支援するとともに、地区計画、建築協定等を活用し、住民による環境の優れた良好な市街地形成を誘導する。

④ 都市型地籍調査の推進

被災地において、測量の効率化、地籍の明確化を通じ、新しいまちづくりを円滑に進めるため、都市部地籍調査促進事業を進めるなど、被災市町の意向を踏まえつつ必要な対策を講ずる。

9 雇用の維持・失業の防止等

被災地の復興の過程において、雇用の維持及び失業の防止は緊急を要する課題であり、このため、以下の施策を積極的に実施する。

① 雇用の維持・失業の防止

ア 雇用調整助成金の活用

雇用調整助成金により雇いを維持すべき労働者の数は、当面 5 万人程度の水準で推移することが見込まれるが、引き続き本制度を最大限活用することにより、事業主の雇用維持努力を支援する。

イ 失業給付の活用

震災に伴う失業給付の受給者の数は、特例支給を含め、最大 5 万人程度に達することが見込まれるが、これらの者の生活の保障を図るため、引き続き失業給付の円滑な支給を行うとともに再就職の促進に最大限の努力を払う。

ウ 新卒者の就職の支援等

新卒内定者を雇用安定事業等の対象とする特例規定の活用により、内定取消しの防止と新卒者の雇用の安定を図る。また、内定取消し未就職卒業者等については、訓練手当等の支給により就職促進を図る。

② 被災失業者の雇用促進

「阪神・淡路大震災を受けた地域における被災失業者の公共事業への就労促進に関する特別措置法」の円滑な施行を通じて、復興関連の公共事業における被災失業者の雇用の場の確保を図るほか、被災失業者について公共職業訓練の活用、全国の公共職業安定機関を通じての広域求職活動の支援等も図りながら再就職を促進する。

③ 復興事業関係労働力の養成・確保

復興事業に関連する労働需要の動向に即した広域的な労働需給調整及び職業訓練を機動的に実施する。

10 保健・医療・福祉の充実

① 保健・医療

被災した医療施設については、新設・拡充された災害復旧助成制度、医療施設近代化施設整備事業及び社会福祉・医療事業団等の低利融資制度の活用等により、その速やかな復旧を図る。

また、応急仮設住宅の入居者はじめ住民の保健医療対策については、精神保健も含め、県・市町の実施する事業について支援する。

② 福祉

被災した社会福祉施設については、拡充された災害復旧助成制度により、その速やかな復旧を図る。

また、緊急措置で施設に受け入れた高齢者、障害者等については、家庭への復帰を図るとともに、復帰できない者の施設での受入体制の整備を図る。

在宅で介護等を必要とする高齢者等については、ホームヘルパーの増員養成措置を講じつつ、ホームヘルプサービスなどの在宅サービスを提供していく。

11 文教施設の早期本格復旧等

① 文教施設、重要文化財等の本格復旧等

これまで、被災した学校施設 3,883 施設、社会教育・体育・文化施設 493 施設、重要文化財等 173 件などのうち、応急仮設校舎の建設等、当面必要かつ執行可能なものについて、平成 6 年度補正予算による措置が講じられてきている。

今後、これらの施設、文化財等についての本格的な復旧及び埋蔵文化財調査を推進する。

② 学校施設の防災機能の整備

学校施設について、児童生徒等の安全の確保と応急避難所としての役割を踏まえ、防災機能の強化の観点から、補強等の必要な整備を図る。

12 農林水産関係施設の復旧等

生鮮食料品等の安定的かつ円滑な供給を図るため、施設全体の地盤沈下等の甚大な被害を受けた神戸市及び周辺の中央・地方卸売市場（中央卸売市場 4 施設、地方卸売市場 6 施設）について、新設された災害復旧制度の活用等により、流通の要となる卸売市場の速やかな復旧を図る。

また、被災した農地（約 1,300 箇所）、ため池等の農業用施設（約 2,800 箇所）、林地（約 80 箇所）、漁港施設（約 20 港）、農林水産業共同利用施設（約 80 箇所）等について、激甚災害法の適用等による災害復旧事業の着実な推進を通じて、速やかな復旧を支援する。

さらに、施設災害復旧等についての長期・低利資金の融通等により、被災農林漁業者、食品製造業者・販売業者等の立直りを支援する。

13 経済の復興

被災地域の経済復興は、被災者の雇用と生活を守るためのみならず、日本経済の活力維持や東京一極集中是正の観点からも重要である。このため、国としても以下のような施策に取り組み、被災地域の経済の円滑な発展を図るべく、必要な支援を行う。

① 工場及び商業集積等の再建・復興

被災地域の製造業、小売業等に対し、中小企業支援策として、政府系中小企業金融 3 機関の災害復旧貸付の充実等資金調達の円滑化、中小企業事業団の高度化融資等による操業の早期再開、共同化に対する支援等を実施するとともに、中堅・大企業についても、その早急な復旧・復興を図るための支援を行う。

また、まちの核となり、アメニティ、コミュニティの場を提供する質の高い商業集積の構築を図るための支援等を行う。

② 産業関連基盤の整備

工業用水道、情報通信システム等多様な産業関連基盤の整備の推進を通じて、創造的で活力のある事業活動を促進し、経済の再生を図る。また、様々な産業活動を支援するため、国際交流、研究開発、人材育成、情報化等の多様な産業関連基盤プロジェクトについて、民間企業の実態を踏まえながらその活力を活用しつつ、国が支援するための措置を講ずる。

③ 既存産業の高度化・近代化、新分野への進出

既存産業の一層の高度化、近代化を推進するため、事業革新円滑化法等の活用も含め、製品の高付加価値化や新分野への進出に対する支援策を講ずるとともに、地場産業の活性化へ向けた施策を展開する。

④ 新産業の創出・育成

バイオ・新素材関連、医療・健康関連、ファッション・デザイン関連、環境・リサイクル・新エネルギー関連、情報・文化・芸術関連等被災地域で育ちつつある複数の産業の芽を着実に発展させるため、企業の研究開発、交流等への支援を講ずるとともに起業家支援等を推進する。

⑤ 研究開発の推進

被災地域の有する研究開発ポテンシャルを生かしつつ、既存産業の高度化、新産業の創出・育成を推進する観点から、研究開発体制の整備を進めるとともに、産学官共同研究の推進等を含めた研究開発支援に取り組む。

⑥ 高度情報化の推進

被災地域の産業立地・生活拠点としての魅力の向上、防災拠点の強化等の観点から、当該地域における各種情報機能の整備等高度情報化へ向けた施策を推進する。

⑦ 海外企業等の立地促進

被災地域における海外企業等の立地を促進するため、海外企業等との国際交流を図るとともに、立地環境の整備、立地促進支援に取り組む。

⑧ 神戸港における輸入促進のための制度の活用

神戸港を拠点とした経済復興を図るため、FAZ（輸入促進地域）制度の活用及び総合保税地域制度の活用について、地元の意向を踏まえつつ、積極的に対応する。

⑨ イベントの開催

産業復興、産業創出の観点から、被災地域に係る内外関連産業の幅広い交流等を図るための各種イベントの実施を支援する。

⑩ 物流及び観光の復興支援

国際物流拠点都市及び国際観光交流都市としての復興を図るため、物流及び観光に係る施設の整備、国際コンベンション等の観光交流事業の実施等への支援を行う。

14 復旧・復興を円滑に進めるための横断的施策

(1) 法的紛争等の早期解決

震災に伴って新たに発生した法的紛争や登記に係る問題の早期解決に資する措置の充実を図る。

(2) 土地取引動向の把握等

今後、被災地域を中心に行われる復興事業の円滑な実施等を図る観点から、投機的な土地取引等による急激な地価の上昇を招くことがないよう、地元県・市と十分な連携を図り、土地取引の実態把握や必要な対策の検討等に努め、必要に応じ、監視区域の機動的な指定等、適切な対応を図る。

(3) 阪神・淡路大震災復興基金に係る財政措置

被災者の救援、地域の総合的な復興対策を機動的に進めるため、兵庫県・神戸市が共同して設立した財団法人阪神・淡路大震災復興基金において、住宅対策、産業対策、生活対策、教育対策など行政施策を補完する事業を行うこととしている。この基金に対する県・市の出資、長期貸付金について地方財政措置を講じる。なお、復興宝くじの収益金が基金の財源に充てられる。

(4) 地方公共団体の職員派遣

被災地方公共団体において各種の復旧・復興事業を円滑に実施するため、被災地方公共団体への職員の派遣について、被災地方公共団体の要請に基づき全国の地方公共団体に協力依頼・調整を行う。

(5) 国際フォーラムの開催等

国内外の有識者を招聘したフォーラムの開催など、地元の産学官が中心となって広く世界の知識・経験をまちづくりや経済復興などに生かすために行う事業に支援・協力する。

15 地域の安全と円滑な交通流の確保

交番、交通管制システム等の警察施設・機能の早期復旧を図るとともに、被災地の実態を踏まえた地域安全対策と交通対策を推進し、復興期にかけての地域の安全と円滑な交通流を確保することによって、まちづくりを支援する。

16 防災対策

被災地域の復興に当たっては、防災性の高い都市基盤等の整備が重要であり、このため、今次震災の教訓を生かしつつ、被災地を中心に以下の施策を積極的に講ずる。

① 防災軸の整備

災害に強い安全な地域づくりを進めるには、都市の骨格を形成する主要な道路、河川等により防災性の高い空間を整備することが重要である。

よって、延焼を防止し、地域住民の避難路等を確保するため、道路、河川、運河、公園等の公共施設を組み合わせるとともに、都市防災不燃化促進事業等を活用し、特に避難路等の周辺の建築物の不燃化を推進することにより、防災都市基盤としての骨格となる防災軸を整備する。

② 防災拠点等の整備

ア 防災安全街区等の整備

地域全体の防災性を向上するため、面的整備事業等を活用して、災害時に市街地における避難、救援等の防災の拠点として機能する防災安全街区、住宅街区の整備を推進する。

イ 都市公園等の整備

災害時において避難地、仮設住宅用地、ヘリポート等の災害復旧・復興拠点となる都市基幹公園等の防災公園、及び身近な防災拠点となるとともに遊び場の確保や地域コミュニティの醸成等に資する住区基幹公園等、都市公園の整備を推進する。また公園施設としての備蓄倉庫、耐震性貯水槽等、災害応急対策施設を併せて整備する。

ウ 防災拠点の整備

防災活動を効率的に実施し、緊急物資等の輸送及び避難地の確保等に資するため、高度な防災機能と耐震性を備えた官公庁施設や高速道路のインターチェンジ、河川等の周辺、港湾、下水処理場に防災拠点を整備する。

③ 情報通信基盤の整備等

阪神・淡路地域における安全な情報通信基盤の整備を目的とした加入者系光ファイバ網の整備及び電気通信設備等の地中化に対し、支援を行うとともに、防災通信システムの高度化に資する先導的技術開発に取り組む。

④ 災害に強いライフライン共同収容施設等の整備

今回の震災における各種ライフラインの被害の状況等を踏まえ、災害時におけるライフラインの確保の観点から、各種ライフラインの特性等を勘案し、幹線共同溝、供給管共同溝、電線共同溝等のネットワーク整備を各事業者と調整を図りつつ進める。

⑤ 代替エネルギーシステムの整備

災害時における必要エネルギーの代替機能確保のため、地域の防災拠点と連携して、太陽光発電システム等災害時にも有用な環境調和型エネルギーシステムの導入を図る。

⑥ 防災施設等の復旧

被災地域における消防力を回復するため、被害を受けた消防防災施設等の早期復旧を図る。

また、大規模災害時における自衛隊の災害派遣活動に万全を期すため、震災により著しい被害を被った自衛隊施設の早期復旧を図る。

なお、上記の復旧・復興にあたっては、環境保全の考え方を取り込んだまちづくりの推進等環境の保全に配慮を払うものとする。

〔参考〕

今次震災の教訓を生かし、当面、次の施策を行い、防災対策の充実を図る。

(1) 地震予知観測研究等の推進

測地学審議会の建議する地震予知計画に沿って、地震予知推進本部を通じて関係機関間の密接な連携を図りつつ、情報流通の促進、活断層等の観測研究の推進、観測研究体制の充実等を推進する。

また、今後の地震防災に資する基本的なデータの集積、各種試験研究施設の充実・整備、大学等における防災研究の推進、地震防災技術の研究開発の推進を図る。

(2) 防災体制の充実

今後、災害対策のあり方について、災害情報の収集及び伝達体制の確立、事前の防災態勢の確保、非常災害時の政府の体制の充実等を図ることに特に留意し、制度の見直しを含めて全般的な検討を行う。

① 防災基本計画の見直し等

阪神・淡路大震災の教訓を生かし、今後発生する災害に対し万全な対策をとることができるよう防災基本計画を見直す。また、地域防災計画についても、これを踏まえつつ、地域の実情に即してより実践的なものとなるよう地方公共団体における見直しを推進する。

② 情報収集・伝達体制等の充実・強化

大規模災害時における被災状況の早期把握体制、画像による状況把握システム、被害推定のためのシステムの整備等に努める。

また、災害時において確実な情報の収集・伝達を確保するため、

ア 通信手段の途絶に備え、他機関からの応援等による通信確保が円滑に行えるよう非常通信訓練の充実、マニュアルの整備等重要通信確保体制の強化

イ 市町村等の防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク、警察通信施設、自衛隊通信施設、建設通信施設など関係各機関における防災に関する情報通信基盤の全国的整備、多重化の推進及び運用体制の強化

ウ 関係公共機関間の情報連絡体制の確立を行う。

③ 地域における防災体制の充実・強化

災害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、自衛隊等防災関係機関、消防団、住民と連携して、地方公共団体における実践的な防災訓練の推進に努める。

また、地域における土砂災害等の危険箇所の周知徹底や、警戒避難体制の充実、地域住民による消防団、自主防災組織等の育成等ソフト面の方策を講じるとともに、防災センター、コミュニティ消防センターや地域における避難地、備蓄倉庫など重要な防災施設の整備を図る。

(3) 防災活動の充実

防災活動を効果的に実施するため、防災関係各機関相互の連携に留意するとともに、施設設備の整備充実、運用管理体制の強化を図る。

① 救助機能等の強化

国内の大規模災害時において、災害初期における消防・警察・自衛隊・海上保安庁による救出救助活動等を迅速かつ効果的に行うため、資機材の充実等所要の措置を講じる。

また、広域的な活動を迅速に実施するため、消防機関等による緊急消防援助隊（仮称）、先行情報収集、救出救助、緊急交通路の確保を行う警察による広域緊急援助隊（仮称）を整備する。

② 航空防災体制の強化

関係機関において全国的に必要なヘリコプター等の施設設備の整備を図るとともに、災害時に迅速かつ効率的に運行できるよう広域的な体制の整備を推進する。

③ 広域的な交通管理体制の充実

広域的な交通規制等による緊急輸送路の確保、迂回誘導等を行うための交通管理体制等の充実に努める。

④ 消防防災施設等の整備

大規模災害時における消防・防災活動を確保するため、消防防災施設等について整備を行う。

特に耐震性貯水槽の整備など地震に対応した整備を推進する。

(4) 災害医療体制の充実

災害医療を中心とした臨床研究、教育・研修及び広域災害発生時の診療を行うことを目的とする広域災害医療の基幹施設（国立病院東京災害医療センター（仮称））の整備をはじめ災害医療体制の充実を図る。

(5) 災害時のボランティア活動への支援方策の具体化

災害発生時におけるボランティア活動の役割、支援のあり方等について検討し、その具体化を図る。

(6) アジア防災政策会議

アジア・太平洋地域の各国、防災に関心を寄せる先進諸国の防災担当閣僚等の参加を得て、アジア・太平洋地域の防災対策強北のための施策について検討し、今後の防災政策の方向を定めるため「アジア防災政策会議」を開催する。

阪神・淡路地域の復興に向けての取組方針

平成7年7月28日
阪神・淡路復興対策本部

1. 政府は阪神・淡路大震災発生以来、被災地の一日も早い復旧・復興を目指し、国の取りうる政策手段を最大限活用して取り組んできた。
4月28日には、阪神・淡路復興委員会の意見を踏まえ、「阪神・淡路地域の復旧・復興に向けての考え方と当面講ずべき施策」を決定し、復旧・復興施策について当面必要となる施策を早急に講ずる等、これまでに16本の特別立法措置や合わせて2兆4,500億円を超える2度の補正予算を編成するなど迅速かつ的確に必要な施策を実施してきた。
2. 地元兵庫県は、このほど、被災地域の住民の一日も早い生活の安定と被災地の速やかな復旧・復興を目指して2005年を目標とする復興計画を策定した。この復興計画は、地元が主体となりとりまとめたもので、復興に向けて広範な分野の課題に応え、総合的に、実施すべき施策をまとめたものとなっている。
なお、復興計画には、既に実施中のもの、計画中のもの、構想中のもの等種々の事業が盛り込まれているので、計画を実施していくに当たっては、国・県・市町・民間の各事業主体が相互に連絡をとって、全体として円滑な執行が図られるよう個々の事業の着手・進捗等について十分に調整していく必要がある。
3. 阪神・淡路復興委員会は、復興計画について審議を重ね、7月18日に同委員会意見が政府に提出された。
政府としては、この意見を踏まえ、復興計画の実現を最大限支援することとする。
復興計画の実現に当たって、政府は、緊急を要するものから順次、重点的に、具体的支援措置を講ずることとする。特に、復興計画に盛り込まれた復興事業のうち、復興計画の前期5カ年において、被災地域のおかれた状況の下で、復興にとって緊急かつ必要不可欠な施策を復興特別事業として位置づけ、その円滑な実施に必要な特段の措置を講じ、それら事業の着実な実施に全力を注ぐこととする。
4. 阪神・淡路地域の復興に当たっては、当該地域の我が国経済社会における役割や地域の有するポテンシャル及び同地域に期待される将来像を踏まえる必要がある。
関西圏においては、関西国際空港の開港、関西文化学術研究都市、明石海峡大橋等の大規模プロジェクトの進展、さらには大阪湾ベイエリアの総合的な整備の推進など、近畿圏全体、我が国全体の発展を牽引する地域として、そのポテンシャルが高まってきている。
阪神・淡路地域は、このような関西圏の中において、人口及び産業の高い集積を有しており、我が国最大の国際海上コンテナ基地である神戸港をはじめとする物流機能、産業機能、観光機能、コンベンション機能、国際交流機能、文化創造機能等の高次都市機能を有する中枢都市圏として、関西圏さらには我が国経済社会の発展を牽引してきたところである。また、東西交通の大動脈を形成している地域でもある。
一方、我が国の経済構造が大きな変革期を迎えているなかで、阪神・淡路地域を取り巻く経済的環境は厳しさを増しつつあり、この度の震災によりこうした動きが加速されることも懸念されているが、阪神・淡路地域は、こうした厳しい環境を乗り越え、今後とも、安全、快適で魅力と活力にあふれた世界都市関西の形成に向けてその一翼を担うことが期待されており、この地域の一日も早い復興は、我が国の将来にとっても極めて重要な課題である。
5. 政府としては、阪神・淡路地域に関するこのような基本認識のもと、「生活の再建」、「経済の復興」及び「安全な地域づくり」を復興の基本的課題として取り組んでいくこととする。
復興のための各種施策は互いに関連をもって計画、実施されていくべきものと考えられるが、まず、被災者

が新たな生活への意欲を持つことができるような「生活の再建」が重要であり、市民生活の安定を図るための施策を早急に講じる必要がある。また、市街地の復興とともに、新しい文化的環境を創造していく必要がある。

次に、雇用の確保と安定を図り、地域を活性化していくための「経済の復興」が重要であり、インフラ整備と併せ、きめの細かい、かつ総合的な産業支援施策を講じる必要がある。また、「経済の復興」は単に震災前の状態に戻すことによって達成されるものではなく、阪神・淡路地域の経済社会が将来に向けより一層の活力をもつように努めていくことが必要である。

第三に、今回の大震災の教訓を踏まえた「安全な地域づくり」が重要であり、防災性、快適性、利便性を備えた地域の構造的基盤の形成を図るとともに、環境に配慮し、高齢者、障害者にきめ細かく配慮した安全で魅力ある地域づくりを進めていくことが必要である。

阪神・淡路地域の復興は、人口、産業が集中した大都市地域直下型地震からの復興として国内外から注目を浴びており、その成果がこの地域だけでなく、我が国の経済社会の発展のシンボルとして、我が国全体にもたらされるよう、技術的、経済的な能力を結集して、復興を実現させる必要がある。

6. 復興特別事業は、次のような課題に対応するものとする。

まず第一に、「生活の再建」のための諸施策である。復興委員会意見においては、「被災により生じた生活の困窮を緩和するために『医・職・住』に関する総合的な対策」及び「新しい文化的環境を創造するための総合的な対策」が課題とされている。

具体的には、

- ・ 被災者の居住の安定のための住機能の充実
- ・ 被災者への就職支援等による雇用の安定の確保
- ・ 被災要介護高齢者等の支援策の充実
- ・ 災害時にも対応できる医療供給体制の充実
- ・ 教育活動の回復のための諸施設の復旧
- ・ うるおいとやすらぎのある生活環境をとり戻すための文化活動への支援

等である。

第二に、「経済の復興」のための諸施策である。復興委員会意見においては、「産業の復興による雇用の確保と安定のための総合的な対策」が課題とされている。

具体的には、

- ・ 経済復興を支える交通・情報通信インフラの整備
- ・ 経済復興に資する産業支援体制の整備

等である。

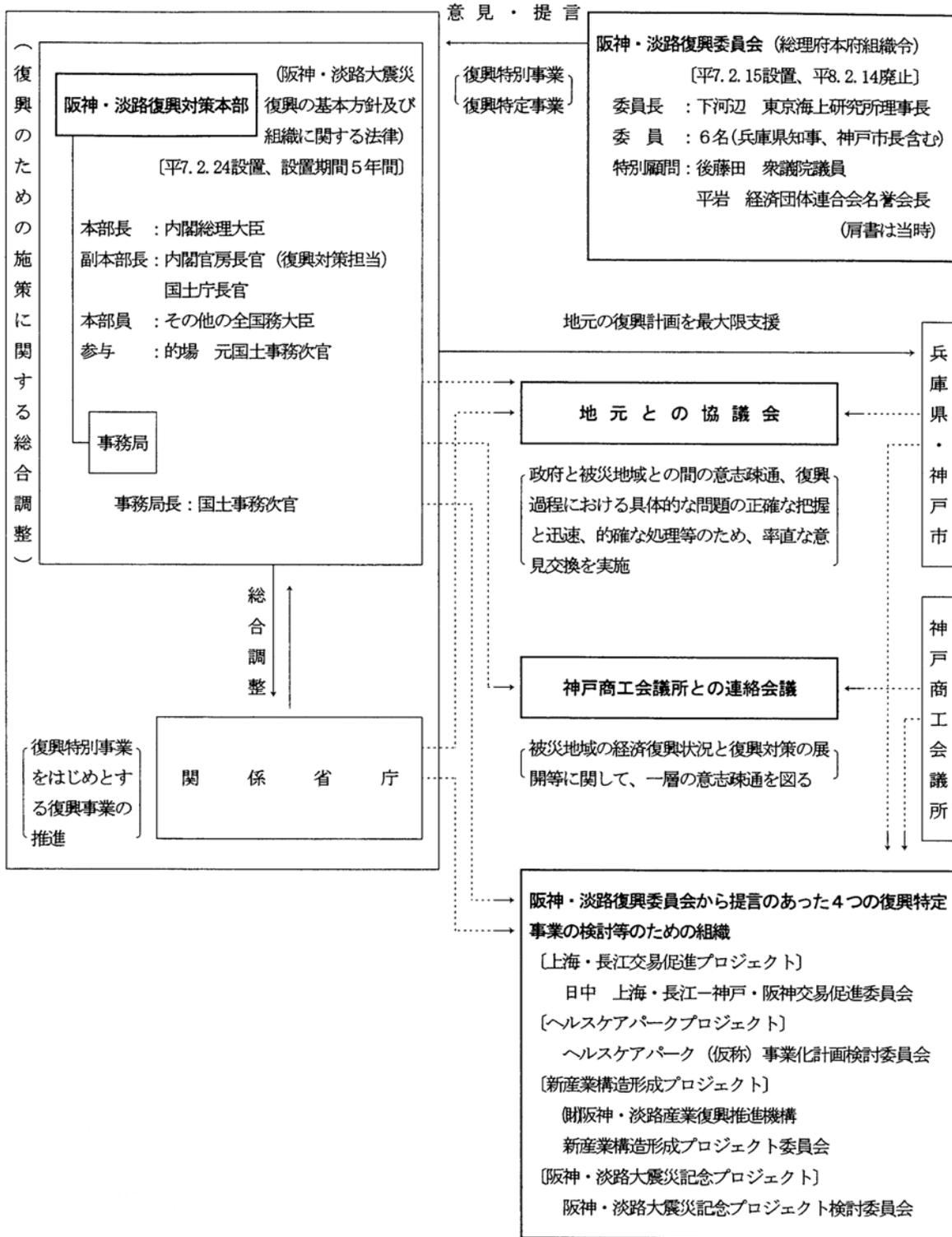
第三に、「安全な地域づくり」のための諸施策である。復興委員会意見においては、「防災性、快適性、利便性を持つ都市の構造的基盤を構成するために、ライフラインの共同施設、緑の回廊等の整備をモデル的、重点的に実施するための総合的な対策」及び「環境に配慮した新しいクルマ社会を構築するための総合的な対策」が課題とされている。

具体的には、

- ・ オープンスペースとリダンダンシー確保のための交通インフラとを兼ね備えた安全で快適なまちづくり
- ・ 防災性を有するライフラインの整備
- ・ 応急災害対策に資する公共施設の整備

等である。

阪神・淡路復興のための組織・体制



阪神・淡路復興委員会 開催経緯

- 第1回会合（2月16日（木）18時～20時、於：内閣総理大臣官邸大客間）
- ・ 諮問
 - ・ 特定課題の選定
〔復興10カ年計画の策定、住宅の復興、がれき等の処理〕
- 第2回会合（2月24日（金）18時～20時、於：内閣総理大臣官邸大客間）
- ・ 特定課題の選定
〔経済復興と雇用確保、神戸港の早期復興、まちづくりの当面の方策〕
- 第3回会合（2月28日（火）13時～15時30分、於：兵庫県公館）
- ・ 現地での意見交換
 - ・ 提言－1、2、3
〔復興10カ年計画の策定、住宅の復興、がれき等の処理〕
- 第4回会合（3月10日（金）18時～20時、於：内閣総理大臣官邸大客間）
- ・ 提言－4、5
〔まちづくりの当面の方策、神戸港の早期復興〕
 - ・ 特定課題の選定
〔健康・医療・福祉の社会的サービスの正常化への移行〕
- 第5回会合（3月23日（木）9時～11時、於：内閣総理大臣官邸大客間）
- ・ 提言－6、7、
〔経済復興と雇用確保、健康・医療・福祉の社会的サービスの正常化への移行〕
- ヒアリング（4月17日（月）15時～17時、於：内閣総理大臣官邸大客間）
- ・ 7提言に対する取組状況についてヒアリング
- 第6回会合（4月24日（月）18時～20時、於：内閣総理大臣官邸大客間）
- ・ 意見
〔復興に向けて政府の取り組むべき当面の施策について〕
 - ・ 特定課題の選定
〔復興10カ年計画の基本的考え方、都市復興の基本的考え方、総合的な交通・情報通信の体系的整備・調整〕
- 第7回会合（5月22日（月）18時～20時、於：総理府特別会議室）
- ・ 「阪神・淡路地域の復旧・復興に向けての考え方と当面講ずべき施策」（4月28日、阪神・淡路復興対策本部決定）及び平成7年度第1次補正予算について阪神・淡路復興対策本部事務局より報告
 - ・ 提言－8
〔復興10カ年計画の基本的考え方〕
- 第8回会合（6月12日（月）18時～20時、於：内閣総理大臣官邸大客間）
- ・ 提言－9
〔都市復興の基本的考え方〕

第9回会合（6月19日（月）18時～20時、於：内閣総理大臣官邸大客間）

- ・提言－10
〔総合的な交通・情報通信の体系的整備・調整〕

ヒアリング（7月10日（月）18時～20時、於：内閣総理大臣官邸大食堂）

- ・復興10カ年計画についてヒアリング

第10回会合（7月18日（火）11時～13時、於：内閣総理大臣官邸大食堂）

- ・意見（2）
〔復興10カ年計画及び復興特別事業について〕

第11回会合（8月28日（月）18時～20時、於：内閣総理大臣官邸大客間）

- ・「阪神・淡路地域の復興に向けての取組方針」（7月28日、阪神・淡路復興対策本部決定）について阪神・淡路復興対策本部事務局より報告
- ・被災地の各市長、町長から復興に関する意見の提出を求め、その概要を阪神・淡路復興対策本部事務局より紹介
- ・長期構想、復興特定事業等について意見交換

第12回会合（9月5日（火）13時～15時、於：内閣総理大臣官邸大客間）

- ・意見（3）
〔長期構想について〕

第13回会合（10月10日（火）12時～14時、於：内閣総理大臣官邸大食堂）

- ・「阪神・淡路地域復興国際フォーラム」（9月13日～14日、於：神戸市）及び平成7年度第2次補正予算について阪神・淡路復興対策本部事務局より報告
- ・提言－11
〔復興特定事業の選定と実施〕

第14回会合（10月30日（月）、18時～20時、於：内閣総理大臣官邸大客間）

- ・阪神・淡路復興委員会総括報告
- ・委員長談話

提言一

緊急対策から応急対策について必要となる復興対策のための計画の策定と実施について提言する。

- 1 復興 10 年計画（1996～2005）を早急に策定すること。
〔 第 1 次計画は 1995 年 7 月、第 2 次計画は 1996 年 7 月、第 3 次計画は 1997 年 7 月を
目途とする。〕
県・市を中心として、国・県・市町が協力して策定に当たること。
- 2 緊急対策・応急対策との関連性を重視して、復興計画を策定すること。
計画の策定に当たって学識経験者、住民の意見を尊重すること。
- 3 復興計画は、国・県・市町・民間のそれぞれが実施する事業を調整して、復興にとって優先度の高い事業を基本として総合的に計画すること。
- 4 政府は復興計画を承認し、実施するための措置を講ずること。
- 5 政府は復興事業予算の透明性及び執行の弾力性を確保するための方策について早急に結論を得ること。
- 6 復興 10 年計画と関連して、住宅等緊急を要する施策について緊急 3 年計画を 3 月を目途に策定し、早急に復興事業の促進を図ること。
- 7 政府の新しい国土計画の立案作業にあわせ、県・市において 9 月を目途に、阪神淡路地域の 2010 年の長期ビジョンを策定すること。

提言－2

被災者の根本的な不安を緩和するため最も緊急を要する住宅の復興について提言する。

- 1 住宅復興総合政策3ヶ年計画を3月中を目途に早急に策定すること。
県を中心に、国・県・市町が協力して策定に当たること。
- 2 「復興住宅」（特別の措置を講じて建設される住宅）3ヶ年10万戸を建設すること。
- 3 政府は住宅復興総合政策3ヶ年計画特に復興住宅3ヶ年10万戸建設に必要な措置を講ずること。
- 4 復興住宅は小規模でも最小限快適性・利便性・防災性を確保すること。
- 5 低所得の人々・職を失っている人々・高齢な要介護の人々・障害のある人々等の入居条件等について特別の措置を講ずること。
- 6 専門家集団により復興住宅の基準・設計を早急に決定して、工事の効率化・工期の短縮化を図り、徹底的なローコスト化を図ること。
輸入品を含めてさらに高質の資材の低価格調達を行うこと。
- 7 復興住宅建設のための用地取得のため、県・市・公団等で手当を急ぎ、民間・住民の協力を得ること。
- 8 復興住宅建設のためのがれき等の除去作業を計画的に推進すること。
- 9 復興住宅の建設に建設業者を動員するとともに、失業者に雇用の機会を与えること。
- 10 復興住宅の建設を支援するため、個人・企業から復興住宅義捐金を集めること。

提言－3

がれき等の除去・倒壊家屋の処理は復興のための基礎的な事業であり、総合的機動的に指揮され、解体・収集・中間処理・運搬・処分に亘るすべての過程を総合的管理するために提言する。

- 1 がれき等の処理・倒壊家屋の処理については緊急・応急対策として当分の間、解体・収集・中間処理・運搬・処分に亘る全ての過程において、国・県・市町の3者が協力して進められており、作業は軌道に乗ってきているので一層促進を図ること。
- 2 がれき等の処理・倒壊家屋の処理は第2期を迎えようとしており、復興のための住宅建設・都市計画事業・港湾整備事業・海岸事業・道路事業・区画整理事業・市街化整備事業・民間の復旧事業、特に商店街の復興・中小企業の再興を促進するため、計画的面的（街区）に除去を進めるための措置を講ずること。
特に港湾の復興において大規模ながれき等の処分のための措置を講ずること。
この際特に住民、利用者等の関係者の理解と協力を得ること。
- 3 損壊家屋が引き続き使用できるかどうかについては、専門家による診断を強化すること。
- 4 第2期においては発生地及び仮置場において、鉄・アルミ等と木材とコンクリートとその他に分別するための措置を講じ、また危険物・有毒有害物質は別途安全で適正な処理を行うこと。なお、土地境界等を示す標識を保存すること。
- 5 第2期においてがれき等の処分は単に上記1の事業に止まらず、収集された鉄・アルミについて復興事業の建設資材としてリサイクルすること。収集されたコンクリート等は、破碎処理した上で港湾整備事業・埋め立て事業に資材として活用すること。
収集された木材は燃料・集成材等に活用を図ること。
- 6 第2期において解体・収集・中間処理・運搬・処分等の作業に、失業者に雇用の機会を与えること。
- 7 第2期の活動は総合的計画的に実施し、関係者が適切に対応できるよう統一的指令のもとに行うこと。
- 8 第2期において国は、復興に関連する除去作業（解体、収集、中間処理、運搬、処分、仮置場の設置、積出基地の確保、海面埋立）について引き続き特別の財政措置を講ずること。

提言ー4

心のふれあいとたすけ合いを原点にまちづくりに取り組むための当面の方策について提言する。

- 1 地元の人々の理解と協力のもとに、被災市街地復興特別措置法を活用し、土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅市街地総合整備事業、住宅地区改良事業、都市防災不燃化促進事業等の都市計画事業を慎重かつ大胆に実施すること。
- 2 土地信託方式、建築協定方式、地主共同組合方式、協働まちづくり方式など多様な方式を活用して地元の人々の協力・話し合いによる地区計画の協定によるまちづくりを進めること。
- 3 まちづくりにあたって、広報紙・ミニコミ紙・新聞・TV・パソコン通信・インターネット等の多様なメディアを活用して地元の人々にまちづくり情報を積極的に提供すること。
- 4 地区計画の策定を支援するための専門家集団の非営利活動を助成する措置を講ずること。
- 5 まちづくりの過程における生活や事業の安定を図るため、仮住宅・仮店舗・仮工場の提供、代替地の確保など、きめ細かな措置を講ずること。
- 6 夏期を迎えるに当たり環境衛生上、被災市街地の生ごみ処理、し尿処理にきめ細かな措置を講ずること。
- 7 まちづくりを円滑に進めるためには、土地の先買取得、跡地利用、放出土地の処理など、土地処分の流動性を得るための措置を講ずること。
- 8 まちづくりを円滑に進めるため、国土調査法による都市型地籍調査の実施について早急に結論を得ること。
- 9 阪神・淡路大震災の復興について広く世界の有識者の提言を求めるための国際フォーラムを開催すること。

阪神淡路地区の経済復興の最優先課題である神戸港の復興について緊急に提言する。

- 1 神戸港の全体の復興計画を立て、これに基づいて優先度の高いものから、順次整備して神戸港の港湾機能回復を早期に達成すること。
- 2 神戸港の復興に時間と費用を要することにより、神戸港の空洞化が懸念されるので、国際コンテナ貨物の取り扱い機能を早急に回復するため、特別整備事業を緊急に実施すること。
- 3 特別整備事業は六甲アイランド沖合に、延長 1000m の仮設棧橋埠頭を数カ月中に緊急整備することについて、早急に結論を得ること。
- 4 特別整備事業による仮埠頭を活用する海運・港運などの港湾関連産業が機能を確立しうよう支援措置を講ずること。
- 5 特別整備事業による仮港湾機能を充分活かすためにも海上フィーダーと鉄道の利用を併用して円滑な二次輸送体制を整備すること。
同時に湾岸線の六甲アイランドまでの道路整備を早急に完成すること。
- 6 政府は特別整備事業に特段の措置を講ずること。
- 7 がれき等の除去作業と連動して、港湾整備事業・埋め立て事業の資材として計画的に破碎廃棄物の受入れを図ること。
- 8 港湾関係労働者向けの復興住宅を建設すること。
- 9 港湾整備事業の作業に労働力を動員するとともに、失業者に雇用の機会を与えること。
- 10 明治に建設された石積み岸壁で残された施設については、神戸港の文化的遺産として後世に引き継げる措置を講ずること。
- 11 上海経済圏・長江流域経済圏と阪神経済圏を結び日中経済交流を促進するため、神戸港に河川用船舶による直接交易を図るための港区を設置し、その背後に中国人街を想定するなどについて、早急に結論を得ること。

提言－6

構造改革を要する経済復興と復興過程において緊急を要する雇用確保について提言する。

- 1 経済復興にとって、被災企業の事業活動の回帰とこれに伴う雇用の確保が基本的課題である。各企業の操業再開、高度化近代化、新分野への進出、国内外への移転、事業の停止もしくは廃業等、基本方向を明確に把握して、この動向を踏まえて経済復興計画を早急に策定すること。
- 2 各企業、特に中小企業の操業再開、高度化近代化、新分野への進出に対して、きめ細かく多彩な企業支援対策を講ずること。
- 3 事業の停止もしくは廃業、国内外へ移転する企業等の跡地の利用について、相談を受け、経済復興・まちづくりに寄与し得るよう、適切な措置を講ずること。
- 4 新産業、新市場を開発するための活動を開始しようとする起業家を支援して、経済復興に新しい局面の創出を促進すること。
- 5 医療・健康・環境に関連する企業集団、情報ネットワーク、マルチメディアに関連する企業集団、新素材関連企業集団、ファッション・デザインに関連する企業集団、集客文化に関連する企業集団などから、経済復興の戦略的重点分野を選定し、産・官・学の協力により、研究・開発を進め、国際的知識集約型の経済構造を構築すること。
- 6 円高により日本企業の空洞化が進む中で、逆に海外の企業の被災地への直接投資を受け、日本およびアジアの経済拠点として活動する海外の企業を誘致するため、企業活動環境、居住環境について特段の開放措置を講ずること。
- 7 雇用の安定を図りつつ経済復興を計画的に進めるがその過程で、当面雇用環境は深刻な状況下におかれるので、雇用調整助成金の活用などにより、5万人程度の雇用維持を図るための準備を整えること。
- 8 更に、失業給付の特例支給を活用するなどして、5万人程度に失業給付をするための準備を整えること。
- 9 各種の復興事業の実施にあたり上記の失業給付受給者などの失業者に雇用の機会を提供すること。
- 10 公共職業安定機関の特別相談窓口を活用すること等により雇用の機会を斡旋し、人材の育成・職業訓練を行い、労働力の柔軟な流動性を確保し、労働力需給調整体制の充実を図ること。

提言ー7

健康・医療・福祉の社会的サービスの正常化への移行について提言する。

- 1 健康・医療・福祉・教育・ライフライン等の社会的な生活基盤と、衣食住の個人的な生活基盤の全生活分野に亘り、被災直後の異常時における生活体制から、一定の期間（100日を一つの目途として）を経過して、平常時における生活体制への移行を目指すこと。
- 2 高齢者および障害者などの被災者に対する居住・医療・福祉について特別の措置を講ずるとともに、専門家や専門的ボランティアによる介護等の活動を強化すること。
高齢者相互のふれあいの場を提供すること。
- 3 被災による恐怖・不安・ストレスなどのこころの痛みに対処して、医療処置・相談窓口の設置・居住地コミュニティの助け合い・ボランティア活動による支援など、多様な措置を講ずること。
- 4 市民の被災後の長期に亘る健康支援を行い、心身の健康を管理するとともに、特に栄養の摂取の状態を指導する体制を整備すること。
- 5 被災した病院・診療所等の医療施設の復旧・近代化を図り、早急に医療体制の平常化を図ること。
- 6 要介護者に対して救急医療・在宅医療・保健指導・在宅福祉など福祉・健康・医療の連携のとれた地域統合介護システムを整備すること。
- 7 道路、交通機関、公共施設・住宅等において段差の解消や手すり、エレベータ、車椅子用トイレの設置などのバリアフリー化を進めること。
- 8 都市における健康問題について研究活動する国際的拠点として、神戸に開設が決まっているWHO・健康開発センター（HDC）を整備すること。
- 9 WHO、健康開発センターの設置にあたり、医療・福祉に関して、市民が親しめる交流拠点をヘルスパークとして、整備することについて、早急に結論を得ること。

復興 10 年計画の基本的考え方について提言する。

1. 復興 10 年計画は、阪神・淡路被災地域の復興の基本となるものであり、県、市、町、がそれぞれに主体的に実現可能性のあるものとして策定することが、原則であること。
2. 復興 10 年計画は、震災の教訓を生かし被災地域の実態と将来ビジョンを基本に、政府が策定中の経済計画等に配慮して策定すること。
3. 策定された復興計画は、国、県、市町の間で調整され、国としても承認しうるものであること。なお、10 年計画は、長期的な国、県、市町の財政事情にも充分考慮したものであること。
4. 復興計画の策定にあたって、被災住民の意向を反映し、住民の理解と協力を得られるものであること。
5. 復興計画の前期 5 年において、被災地域のおかれた状況の下で、復興にとって緊急かつ必要不可欠な施策を復興特別事業として位置づけること。
6. 国はこの復興特別事業への取組み方針を明らかにするとともに、その円滑な実施のために特段の措置を講ずること。
7. 復興 10 年計画の策定にあたり、長期的視点から 10 年を通じて復興のために特に重要と認められる戦略的プロジェクトあるいは復興のシンボルとして相応しい施策・事業を復興特定事業として選択し、その事業を確定すること。
8. この復興特定事業の選択と確定は、第 1 次 95 年 7 月、第 2 次 96 年 7 月、第 3 次 97 年に分け、重要度が高く、実施可能性の高いものから順次明らかにすること。
9. 復興特定事業について、国が助成等の支援を行うもの、地元が独自に実施するものを明確に区分し、国としてもその実施にあたり積極的に必要な措置を講ずること。

復興 10 年計画の立案に当たって都市復興の基本的考え方について提言する。

1. 提言 4「心のふれあいとたすけ合いを原点にまちづくりに取組むための当面の方策」
提言 8「復興 10 年計画の基本的考え方」を充分斟酌して都市復興の計画を立案すること。
2. 都市復興の最も基本的課題は市民生活の安心と安全を確保するものであること。
3. 都市復興は単に被災前に回復するにとどまらず、未来に向けて夢と希望のあるものであること。
4. 都市復興は単に施設整備にとどまらず、都市生活の真の豊かさを求めるものであること。
5. 都市復興は、都市の個性的伝統的特色を活かし、都市の活性化を図るものであること。
6. 震災の経験に学び、都市防災のモデル事業として、ライフライン（生命維持装置）のネットワークを整備すること。
電気、ガス、水道、下水道、電話・通信、消防用水などの整備は、それぞれ大幹線、中幹線、端末線として体系的ネットワークとして整備されるが、中幹線部分は、共同施設として防災幹線道路（国道、県道、市町村道の中から防災のために指定される幹線道路）に集約され、被災に当たって壊れにくく、直しやすいものとして整備され、ライフラインが短期間に緊急に容易に復旧しうるよう措置すること。
7. さらに、都市防災のモデル事業として、緑の回廊を整備すること。
森、川、池、水面、緑地・公園、オープンスペース、街路樹、緑の歩道などを体系的にネットワークとして計画し、市街地の防災性を高めること。
8. ライフラインの共同施設と緑の回廊の整備を都市防災軸として整備することに政府は早急に結論を得て、特段の措置を講ずること。
9. 都市防災軸に関連して防災性の高い安全生活街区を設立し、住民を主体として、市民生活の安心と安全の基盤を確立すること。
10. 都市復興のため、前期 5 年における緊急かつ必要不可欠な施策として復興特別事業を明らかにすること。
11. 都市復興のため長期的視点から 10 年を通じて特に重要とみとめられる復興特定事業を順次明らかにすること。

復興 10 年計画の策定に当たり、総合的な交通・情報通信の体系的整備・調整について提言する。

1. 陸海空にわたる交通機関の連携や道路・海上ネットワーク等の整備により、前期 5 年以内にリダンダンシーにも配慮した全体として信頼性の高い交通システムの構築を図ること。
2. 国、県、市、民間等による協議会を設置し、交通需要マネジメント等の必要な対策を実施するための措置を講ずること。措置を講ずるに当たっては、観光・流通機能の早期回復や物流コストの低減を図ること。
3. がれき輸送が、今後回復が予想される一般交通の支障とならないように、道路の有効利用を図ること。このため、新たに仮置場・処分場等における夜間の受入れを実施し、がれきの輸送時間帯の分散を図るとともに、積出基地の能力を強化すること。
4. ポートアイランド等の人工島と内陸部とを結ぶ道路において、交通の過度の集中を回避し、港湾取扱貨物の円滑な輸送を図るため、適正な交通規制を実施するとともに、港湾取扱貨物の輸送時間帯の分散や海上フィーダーによる 2 次輸送の利用を促進すること。
5. 道路への過度の交通負荷を軽減し、通過交通量の低減に資するため、道路輸送との連携に配慮しつつ、海上輸送・鉄道輸送の利用を促進すること。このため、道路管理者、港湾管理者、フェリー運航会社等による情報ネットワークの構築、フェリーに対する港湾施設の乗降型式と着岸構造の汎用性の向上などにより、トラック等がフェリー等を利用しやすい環境を整備すること。
6. 神戸港の国際競争力を回復し、物流コストの低減を図るため、港湾荷役の 24 時間体制の恒常化や港湾関係料金の見直しを行うとともに、EDI（電子データ交換）等による物流の情報化を促進すること。
7. 交通規制は、建設事業等の円滑な実施や生鮮食料品等市民生活に密着した物流に配慮するとともに、交通容量と交通需要を勘案しながら、住民の日常的な活動の活発化や円滑な復興が進められるよう通行の優先順位を定め、計画的に実施すること。
8. 通勤や買物などの旅客の円滑な輸送を進めるため、バスターミナル、駅前広場、バス走行環境改善システムの整備等による使いやすい公共交通機関を構築すること。
9. 行政機関が有する海上交通情報、道路の渋滞情報、交通規制情報、交通事故情報、道路工事情報等を一般に公開し、自由な利用を推進すること。
10. 復興に際しては、阪神・淡路地域における情報通信の高度化を総合的に推進することにより、快適で安全な市民生活及び活力ある経済活動の拠点として地域の魅力の向上を図るとともに、世界に向けての情報発信機能を強化すること。
11. 災害に強いまちづくりに資するため、震災の経験を活かした様々な非常時通信確保対策・耐災害性向上対策を導入し、総合的な情報通信ネットワークインフラを構築するとともに、マルチメディア社会の早期実現に向けた先行的な基盤の整備を促進すること。
12. 行政、教育・文化、医療・福祉、交通、防災等の各分野及び分野間における総合的な情報通信システムや先進的アプリケーションの整備を推進するとともに、パソコン通信・インターネットの活用や地元マスコミとの

協力に努めることにより、地域住民等にきめ細かく多彩な情報サービス等を提供していく等住民と行政のコミュニケーションシステムの充実・高度化を図ること。

13. 高齢者等のいわゆる情報弱者にとっての利便性の確保、情報リテラシーの涵養に努めること。
14. 最先端の情報通信機能および情報通信関連の核となる施設を当該地域に集積する等、地域の情報通信の高度化を推進することにより、既存産業の高度化を支援し、マルチメディアをはじめとした情報通信関連産業等新産業・成長産業の創出展開を推進するとともに、国際的レベルでの人材育成や技術開発等に努め、将来にわたって成長が持続できる経済構造を目指した産業の復興を進めること。
このため、官民一体となって、地域のポテンシャルと個性を活かしつつ、東播磨情報公園都市、神戸国際マルチメディア文化都市（KIMEC）構想等の先導的プロジェクトの積極的な推進に努めること。
15. 当該地域と京阪奈等の地域の成長著しい情報通信機能を、高度な情報通信ネットワークで連携させることにより、面的な広がりを持った都市機能の充実を図り、当地域の復興を確実なものとする事。
16. 本格的復興に当たっては、人、物、情報の流れを円滑に保つことが前提になることから、各分野における復興への努力が充分にその力を発揮できるよう、総合的な交通・情報通信の体系的整備と調整を進めるため特段の措置を講ずること。

復興特定事業の選定と実施について提言する。

1. 長期的視点から 10 年を通じて復興のために特に重要と認められる戦略的プロジェクト、あるいは復興のシンボルとして相応しい施策・事業を復興特定事業として選択し、その事業を確定すること。(提言 8)
2. 復興特定事業については、これまでの構想の段階から、それぞれの事業の主体を明確にし、企画・設計・実施の段階へ進み、主体となる事業体が着実に実施を促進するために、国・県・市は必要な措置を講ずること。
3. 企業が一社単独もしくは連合して、特色ある地域社会文化と個性的な企業文化を結合して、阪神・淡路地域の復興に寄与するために選定した復興特定事業については、申請を受け審査のうえ、貢献度の高いものについて、国・県・市・町は適切な行政上の支援措置を講ずること。
4. 非営利団体・専門性の高いボランティアグループ等が阪神・淡路地域の復興のために選定した復興特定事業については、申請を受け審査のうえ、貢献度の高いものに、国・県・市・町は必要に応じて適切な助成措置を行うこと。
5. 県・市・町が行う阪神・淡路地域の復興のための復興特定事業については、住民の理解と協力を得て、優先度が高いものから順次選定し実施するものとする。事業の実施に当り、民間の協力を求め、官・民の協同事業とする場合に協力する民間に対して、適切な措置を講じ、民間の協力を促進すること。
6. 国は、県・市の行う復興特定事業について、申請を受け審査の上、国が支援を行うもの、地元が独自に実施するものを明確に区分し、国が支援を行うものについては、優先度が高く計画の熟度の高いものから順次、その実施に当り積極的に必要な措置を講ずること。
国としては特に全国的に効果の高いもの、アジア太平洋・全世界にとって有意義なものであることに留意すること。
復興特定事業の申請と措置については、可能なものから順次速やかに行うものとする。
7. 阪神・淡路復興委員会としては、各種提案のあった復興特定事業構想の中から、国際フォーラムでの海外の専門家の提言を受けて、下記 4 つの事業を極めて意義のあるものとして提言する。
8. プロジェクト－1 上海長江交易促進プロジェクト
 - ・上海経済圏・長江流域経済圏と阪神経済圏を結び、日中経済交流を促進するため、上海国際金融センターの形成と阪神経済圏の発展を連結するとともに、神戸港に河川専用船による直接交易を図るための港区を設置し、その背後に中国人街を整備する。
 - ・このため日中共同でフィジビリティ調査を行い、計画を策定するとともに、専用船の開発のための作業を行うこと。
 - ・年内に日中双方が上海市で代表者会議を開催し、共同作業の第一歩とすること。
9. プロジェクト－2 ヘルスケアパークプロジェクト
 - ・国際的な健康開発の研究活動の拠点として、国連の世界健康開発センター（WHO、HDC）を設置するとともに、ヘルスケアパークとして、医療・福祉に関して市民が親しめる交流拠点を整備すること。
 - ・ヘルスケアパークにおいて高齢化社会での大都市大震災が人間の生命・身体のみならず心に影響を与えたこと（恐怖・不安の後遺症）に関する調査研究活動・治療活動を集約化すること。
 - ・ヘルスケアパークの諸活動は西欧と東洋の交流の交叉点としての役割を果たし得るものであること。

10. プロジェクト3 新産業構造形成プロジェクト

- ・医療・健康・環境に関連する企業集団、情報ネットワーク・マルチメディアに関連する企業集団、消費財関連企業集団、ファッション・デザインに関連する企業集団、集客文化に関連する企業集団などから、産官学の協力により、研究開発を進め世界に開かれた知識集約ネットワーク型の新産業構造の形成を図ること。
- ・日本企業の空洞化が進む中で、逆に海外企業の被災地への直接投資を受け、日本及びアジアの経済拠点として被災地で活動する海外の企業を誘致するために、企業活動環境・居住環境について所要の措置を講ずること。
- ・ことばの壁を超え、教育・医療・宗教・ショッピング等の豊かな市民生活サービスにより、外国人に住みやすいまちづくりを促進すること。

11. プロジェクト4 阪神・淡路大震災記念プロジェクト

- ・阪神・淡路大震災を記念して、20世紀文明（産業革命）を超えた新しい21世紀文明（情報革命）の創造を目指して、研究機能・博物館機能・文化活動機能・学習機能・コンベンション機能・情報通信機能などを持つ、世界に開かれた総合的な国際交流拠点を創設すること。
- ・海外との文化学術交流を活発化するとともに、海外からの教授・学生を積極的に受け入れ、国際的な情報の受信地として、情報の発信地として、機能するものとする。
- ・このプロジェクトを具体化するため、国・県・市・町・民間が協力し、国内外の有識者の協力も得て企画を立て、日本が世界に誇れる阪神・淡路大震災記念事業とすること。

1. 本談話は、今回の阪神・淡路大震災からの復旧・復興施策を本委員会で検討してきた過程で得た教訓や審議事項の中から、阪神・淡路地域の復興にとって重要であるのみならず、全国的・一般的な見地からも重要と思われる事項について委員長談話としてとりまとめ総理に報告することとしたものである。
2. 復興に当たって、安全な地域づくりのためには住民の役割の大きさに鑑みて、住民の防災意識の育成や日常の備えが重要であることを認識する必要がある。
また、復旧・復興に当たっては、初期の救急医療や緊急生活支援の実施等の施策を確保することから、時間の経過とともに変化する被災地の状況や住民のニーズを的確に把握した対応策を講じていくことが必要である。
3. 被災地の復旧・復興対策を迅速かつ効果的に行うために、地震に関する情報の整理分析を早期に行うシステムを開発することが必要である。
4. 高度情報化社会においては情報災害に備えての措置も十分講じる必要があり、今後のコンピューターの管理、データベースの保全、システムのリダンダンシー（多重性）の確保等に一層配慮する必要がある。
また、いかなる場合でも国会機能、政府機能の保全に万全を期すためこれら機能のリダンダンシーを確保するとともに、重要保存文書の管理の強化にも配慮する必要がある。
5. 生命維持装置としてのライフラインを保全し、火災による延焼を防止するため、個別事業を協同化した総合的な事業として、ライフライン共同ネットワーク事業、水とみどりの回廊事業等の実施のための措置を講ずるとともに、木造密集地区の環境改善のための措置を講ずること。
6. 公共的避難所、公共的仮設住宅から復旧・復興住宅への移行に当り、公的住宅供給を計画的に実施するが、公的住宅は、立地条件、規模、価格、家賃等の面で全ての居住者の希望に応えるには限界があること。
被災の人々の希望により自力で住宅を再建することを支援する住宅政策がより求められていることも再考してみなければならない。
屋根の修理だけで、当面住めることも、充分配意することが大切である。
7. 予測予知が難しい、予防が難しい、未然に防ぐことができない、という大震災に対して、全ての建物・構築物等の施設の安全性が求められ、都市の防災性が問われている。
このため、耐震工学を開発して万全を期する必要がある。
しかし都市の全ての施設が最新の耐震性をもつことはなく、過半のものが旧式の耐震性であったり、耐震性以前のものである現実を考え、対応しなければならない。
かつ耐震性の最新技術は、現実には巨額な建設費の負担との関係で決定されることも重要な課題である。
もうひとつの考え方は、こわれにくいという現実的な選択から、なおしやすいということを視点として考えることである。
その場合、人命を守りやすいということとつながれば、ますますその選択が有効なものとなる。
耐震を考えた建物の崩壊による多数の圧死を耐震性の欠如・欠陥と言うだけでは解決しない。施設自体の構造上の危機情報を自動的に発信する装置を整備することも工夫しなければならないだろう。
8. 地震に起因する各種のリスクを保険制度などを含めて総合的に担保する仕組みについて検討することも中長期的には検討課題のひとつであろう。その際、民間セクターの負担能力や国の役割等も考慮される事項であると考えられる。

9. 復旧・復興に当たって、特に医療・介護等の専門的知識等を有する者を活用した地域の自発的な活動が重要であることから、事前の訓練の充実及び受入れ体制の確保を図る必要がある。
また、広く災害救助活動、復旧・復興活動に資するものとして地域におけるヘリポートの適正配置を図っていく必要がある。
10. 住民参加による災害対策を進めるため、国内外における多様な住民参加方式に学び、適切な措置を講ずること。
ボランティア活動が災害対策に効果を発揮しうるよう、ボランティアによる活動のネットワークのための拠点を設けるなど適切な支援措置を講ずること。
11. 市民と行政のコミュニケーションを活性化するため、行政からのお知らせ情報紙の発行、FM 放送、パソコン通信、インターネット、郵便局、交番、スーパーマーケット、ビデオショップなど多様な多元的な情報ネットワークを構成し、双方向情報交換のシステムを確立すること。
12. 今回の地震では国会や政府機能が大きな打撃を受けることは避けられ、政府による発災後の復旧・復興施策への支援が比較的スムーズに行われているが、今後国会や政府機能が被害を受けた場合について関係者は十分事前に検討しておくことが望ましいと考える。

平成7年4月24日

1. 平成7年2月16日第一回の阪神・淡路復興委員会において、総理より諮問を受けました。諮問に答えるため予め阪神・淡路復興委員会においては、阪神・淡路地域の復興に関し、早急に検討すべき事項として、計画策定、住宅の復興、がれき処理、まちづくり、神戸港の復興、経済復興と雇用確保、健康・医療・福祉の7課題(64項目)について、2月28日、3月10日、3月23日の3回に渡り提言をいたしました。
これらの提言について阪神・淡路復興対策本部を中心に政府、地方公共団体において、検討され、4月17日にその成果の説明を受けました。
これら提言に関する、国・県・市の取り組みについては、評価できるものと受けとめています。
2. 特に提言の中でも、復興住宅の供給、がれきの除去作業、神戸港の復活の緊急を要する3課題についての対応には、国・県・市の協力により、委員会の意向が汲まれたものと考えています。この3課題については、補正予算の中で最重点事項として予算措置をとり、早急を実施されることを期待します。
しかしその成果を高めるために、
 - (1) 住宅の復興に期しては、復興住宅への入居希望者の登録を早急に行い、登録の結果により、計画の見直しを行うことも必要であると考えます。
また、高齢者福祉サービスとして高齢者の居住環境の整備のためケアハウス等の計画的整備に努めることや、港湾労働者の福祉向上のため住居・福利施設整備等についても措置することが求められております。
 - (2) がれき処理については、復興の基本に関わるものであり、一刻も早い解決が必要であることを考え、港湾整備事業、区画整理事業、市街地整備事業、復興住宅建設等復興に関する事業の実施にあたり、がれきの除去作業に積極的に取り組むことや、がれきのリサイクル処理を進めることが必要であると考えます。なお、がれき処理のためのがれきの運搬については体系的計画的に整理するために交通規制など特段の措置を講ずる必要があると考えます。
 - (3) 神戸港の港湾施設の整備に関連して施設の外資コンテナ取扱い能力を国際水準を目標として向上させるため、海運業、港運業を活性化し、港湾料金を適正化するとともに、通関、労働条件、特に24時間・休日荷役を行うための人員及び居住場所の確保について措置しなければならないと考えます。この措置により、神戸港の外資コンテナの取扱い量が年内に実績の1/2程度にまで回復することを期待します。
また港湾貨物の流通機能を強化するため、内陸交通の復旧との整合性に配慮すること、特に道路の湾岸線は六甲アイランドまで完成することが緊急を要すると考えます。
3. 緊急を要する3課題以外の提言に関しては、既に措置されている項目もありますが、引続き阪神・淡路復興本部を中心に、政府、地方公共団体において充分検討されることを期待しています。
 - (1) 特に避難所について神戸市の一部を除き完全解消するなど、平常時における生活体制への移行については、きめ細かい措置をとるべきであると考えます。
 - (2) 経済復興に当たり、企業の空洞化を防止するとともに、国際的な協力を得るために積極的な措置を講ずる必要があると考えます。国際フォーラムの開催は、国際的な協力の道を開くためにも大きな意義があると考えます。
 - (3) 7課題(64項目)の中で、復興10カ年計画の作業で、検討される項目もあるので、復興10カ年計画において充分措置されることを期待しています。
4. 委員会としては、今後作成される復興10カ年計画に関連して、予め若干の提言を行うとともに、7月には復興10カ年計画に関し、意見を申し上げる予定にしております。
復興10カ年計画の策定にあたっては、通常の一般行政と、阪神・淡路大震災対策のための特別の行政と区分を明確なものとして、復興対策の優先課題を明らかにすることが必要となると考えています。

5. 阪神・淡路の震災対策に関する全記録は、今後の大規模地震による災害の発生に対して、極めて有意義なマニュアルを提供することとなるので、政府において、阪神・淡路震災対策の詳細な記録を編纂されることを期待いたします。
6. 以上のほか委員から提出された意見については阪神・淡路復興本部事務局に直接説明することといたします。

以 上

平成7年7月18日

1. 平成7年4月24日第6回復興委員会において、総理に「阪神・淡路復興委員会意見」を提出いたしました。
この意見を基本として、阪神・淡路復興対策本部は「阪神・淡路地域の復旧・復興に向けての考え方と当面講ずべき施策」をとりまとめ、これに基づいて政府は平成7年度補正予算の中で阪神・淡路地域の復旧・復興のために1兆4千293億円の経費を計上しました。平成6年度第2次補正予算1兆223億円を加えると合計2兆4千516億円となります。これらの措置は復興委員会の提言・意見を組み込み、適切かつ迅速に講ぜられたものとして評価しております。
2. 復興委員会は復興10カ年計画の作成に向けて、「復興10カ年計画の基本的考え方」提言8、「都市復興の基本的考え方」提言9、「総合的な交通・情報通信の体系的整備・調整」提言10の提言を行いました。
これらの提言を受けて、兵庫県および神戸市が復興10カ年計画を策定し、復興委員会は平成7年7月10日その内容の説明を受けました。
3. 兵庫県および神戸市が策定した復興10カ年計画は、地元が主体となり、復興に向けて広範な複雑に交叉する課題に応え、それぞれの地域・地区の特性を活かし、望ましい計画の目標を定め、詳細に、総合的に、具体的に実施すべき施策をまとめたものとなっております。
4. この復興10カ年計画に示された施策は既に実施中のもの、計画中のもの、構想中のものなど今後の実施に向けての調整を要するものが多く含まれており、住民の意向をただして理解と協力のもとで実施すべきものであるため、それぞれの事業の主体が慎重かつ積極的に順次具体化することが必要であると考えます。この復興のプロセスにおいて、行政と住民のコミュニケーションが重要な課題であり、そのためのシステムを構築しなければならないと考えます。
5. 特に、復興10カ年計画の中から前期5カ年において講ずべき「復興にとって緊急かつ必要不可欠な施策としての復興特別事業」を明らかにしていく必要があります。
復興特別事業を優先順位をつけて選択するために次のような課題が考えられると思います。第1に被災により生じた生活の困窮を緩和するために「医・職・住」に関する総合的な対策。第2に復興に伴って発生する自動車交通の激増に対処して総合交通通信体系を見直し、環境に配慮した新しいクルマ社会を構築するための総合的な対策。第3に防災性、快適性、利便性を持つ都市の構造的基盤を構成するために、ライフラインの共同施設、緑の回廊等の整備をモデル的、重点的に実施するための総合的な対策。第4に都市復興は文芸復興であるという考え方から、新しい文化的環境を創造するための総合的な対策。第5に産業の復興による雇用の確保と安定のための総合的な対策等です。
6. 復興10カ年計画には、当然将来に向けての魅力的な提案が示されています。
これらの提案については、「復興のために特に重要と認められる戦略的プロジェクト、あるいは復興のシンボルとして相応しい施策・事業を復興特定事業」として選択し、順次事業を確定することが必要であると考えます。
これらの事業は、日本にとって、アジア太平洋にとって、全世界にとって有意義なものでありたいと願っております。
7. 政府は地元で策定された復興10カ年計画を全面的に支援する態度を明らかにするとともに、緊急を要するものから重点的に順次具体的に支援する措置を講ずべきであると考えます。
特に前期5カ年において講ずべき復興特別事業を選定し、平成8年度予算の編成に当たり、積極的な措置を講

ずることを期待いたします。

8. 復興 10 年計画に列記された全事業に要する経費は、県・市の試算によれば約 17 兆円に達するとのことあります。事業計画が毎年実施決定されるごとに総事業費が確定するものになりますが、復興のためとともに、景気の回復のための経済政策として意味も大きく、思い切った予算措置を行うことを期待いたします。
資金調達には、地方公共団体の財政を考慮に入れ、適切な措置を講ずる必要があると思われま。
9. 復興 10 年計画は行政を中心として策定されていますが、復興のために民間・企業の役割が決定的な重要性を持っておりまので、民間・企業の主体的な復興への参加を求め、復興への提言を期待し、民間・企業の復興への投資を確保することが必要であると思いま。なお、海外からの民間・企業の投資についても早急に検討することを期待いたします。
更に復興に当たって、ボランティア活動にも大きな役割があり、NPO・NGO による新しい秩序が形成されることを期待したいと思いま。
10. 復興委員会は次に長期ビジョン、復興特定事業に関する提言を行い、意見（3）にまとめて提出する予定としておりま。
11. 以上のほか委員から提出された意見については、阪神・淡路復興対策本部事務局に直接説明することといたしま。

1. 平成7年7月18日第10回復興委員会において、総理に復興10カ年計画に対する「阪神・淡路復興委員会意見（2）」を提出いたしました。
この意見を基本とし、阪神・淡路復興対策本部は、平成7年7月28日に「阪神・淡路地域の復興に向けての取組方針」を決定し、これに基づいて政府は平成8年度予算の編成および経済対策の策定に当たっている旨報告を受けました。
復興委員会の意見を組み込み、復興を促進するために、順次適切な措置が講ぜられるものと期待しております。
2. 復興委員会は、阪神・淡路地域の長期ビジョン・復興特定事業等について、兵庫県知事、神戸市長、関係市長・町長より意見・提言を提出していただきました。これらの意見について、平成7年8月28日第11回復興委員会で事務局より説明を受けるとともに、特別顧問、各委員の意見・提言の発言を求め、意見の交換をいたしました。
3. 未だに長期ビジョンを模索する状況でない現実のなかで、長期ビジョンなしでは現状から脱出できないと考え、地元の知事・市長・町長を中心に長期ビジョンの策定が進められております。
政府はこれらの地元が策定する長期ビジョンの実現に向けて支援のための適切な措置を講じることが課題となります。
4. 阪神・淡路地域（被災地10市10町）の復興は単にもとの姿にもどることではありません。当地域の激動する歴史的展開から未来を見つめて、21世紀に向けて、不死鳥・火の鳥のように自らの手で蘇生し、再度復活することであり、「フェニックス」という合い言葉が復興のシンボルイメージとなっております。
5. 阪神・淡路地域の復興の基本的目標は、モザイク状に個性的な都市を配列し、多核ネットワークの型の都市群を創造することにあります。
6. 政府は地元と協力して、
 - ・美しい夢のある21世紀世界文化首都関西（近畿圏）の展開の一環として、
 - ・21世紀に向けて展開される大阪ベイエリア構想の一環として、
 - ・新しい国土軸構想のもとに策定される新しい国土計画の中で、阪神・淡路地域の位置づけとその役割を明らかにしなければなりません。
7. 阪神・淡路地域の復興の鍵は産業復興であり、日本経済の停迷と、被災という二重のダメージを受けた企業が再起する途を開かなければなりません。政府による規制緩和・研究開発など所要の支援措置を必要としています。
8. 阪神・淡路地域の復興の基本的課題は文化・教育・医療・健康・福祉・スポーツ・環境に関する21世紀ビジョンに新しい活路を見出すことにあります。これらの課題は、産業復興と連動して、新しい経済社会を構築することとなります。
9. これらの課題に関連して、20世紀文明を記念する博物館など文化、科学、教育等の振興の観点からの構想が種々提唱されておりますが、これらについて検討することも大きな意義のあることと考えます。
10. 阪神・淡路地域の復興は、国内外の専門家の提言活動と住民の参加活動を結び、復興の筋道をつくりあげて

いくことが期待され、これらの活動を支援することは欠かせない課題であると考えます。

11. 阪神・淡路地域についていづれのまちでも取組まねばならない基本的課題が提案されています。
 - ・災害に強いまちづくり
 - ・高齢化社会を迎えて人にやさしいまちづくり
 - ・快適な安心して住めるローコスト住宅で良好な居住環境をつくるまちづくり
 - ・交通通信ネットワークが総合的に整えられたまちづくり
 - ・経済の新たな展開を先導する新しい産業構造を創出するまちづくりこれらの課題については、復興特別事業として地域において早急に結論を得て、実施に移行しなければならないと考えます。

12. 復興のまちづくりにあたっては、ハード（施設）とソフト（営み）の調和すること、各まちの連帯性をネットワーク化することが充分考えられなければならないと同時に人口の増減、経済の発展について、成長管理を考えていくことが大切であると考えます。

なお、住民を主体とするまちづくりを進めるため、住民参加、情報公開、規制緩和、ボランティア活動、企業の社会貢献などの方式を充実させ、行政と住民のコミュニケーションを円滑にし、まちづくりの点検システムを持つことなどの工夫がいとを考えます。

13. 阪神・淡路地域の復興のために、復興特定事業を順次選択し、実施することについては、復興委員会としては次回の第13回委員会で提言（11）をまとめ、総理に提出することを予定しております。

復興委員会としては、平成7年9月13日、14日に開催される国際フォーラムでの国内外の知識人・専門家の発言にも注目したいと考えております。

これまでの委員会においては、

 - ・上海長江交易プロジェクト構想
 - ・神戸東部臨海新都心での世界健康開発センターを中心とするヘルスケアパーク構想
 - ・神戸国際マルチメディア文化都市構想、東播磨情報公園都市構想などに関心をもっておりますが、今回地元から多数の復興特定プロジェクトの提案が提出されましたので、充分優先度の高い、計画として成熟度の高いプロジェクトを選択して、提言としてまとめたいと考えます。

14. 特別顧問、委員並びに知事、市長、町長から提出された意見・提言・提案については、すべて阪神・淡路復興本部事務局に提出することといたします。

阪神・淡路復興委員会委員長書簡

1995年2月15日に設置された本委員会は、1996年2月14日に一年の任期が終了いたしました。本委員会としては、1995年2月16日に第一回委員会を開設し1995年10月30日までに14回の委員会を開設し、3つの意見、11の提言と最後に委員長談話併せて15回に亘って答申をいたしました。

①今後は答申を受けて阪神・淡路復興対策本部において、政策を確立し着実に実行して、政策効果を現実のものとしていくことが期待されます。

このために先づ地元の意向を斟酌しながら積極的に対策に取り組むために、国・県・市の定例協議の場を設け、適時適切な措置を講ずるをお願いいたします。

②本委員会が提案しました四つの特定事業につきましては、(別紙)に示しました枠組み試案をもとに、プロジェクトごとに検討を進めるようお願いいたします。

選定されたプロジェクトごとに、政府の取るべき措置を明らかにしていただきます。

③特定事業の一つである阪神・淡路大震災記念事業につきましては、先づ国、県、市、民間、四者で構成する検討委員会を開催し、事業の選定と各事業の具体的内容を決定していただきたいと希望します。

各事業についてそれぞれの主体が確定され、実施に向けて段取りを準備する事とし、まとまったものから順次実施してよいと考えます。

記念事業は阪神・淡路地区のシンボルとして、神戸など各都市の特色が活かされたもので国際化・情報化が活かされたものであってほしいと願っております。

④本委員会としては、現実的課題として「医・食・住」問題を重要視いたしました。

しかし具体的には難問が山積しており、今後政府においてきめ細かな対策を必要としております。

特に緊急を要する課題は、地域の人々の働く機会を安定させることであります。そのため産業復興は緊急を要するものと考えます。この度設置された阪神・淡路産業復興推進機構がそのための中心的役割を果たすことを期待いたします。

さらに最も基本的な課題は住宅問題であります。

先づ、3カ年7万7千戸の公的住宅の供給を達成し、仮設住宅等から円滑な入居を図ると共に、仮設住宅等に居住する高齢者のためのケア付きグループホーム等の支援措置を講ずるよう提案いたします。

この問題は、阪神淡路大震災の教訓をもとに高齢化する大都市市民社会の共通の政策的課題であります。

政府におかれて、高齢化に向けて、災害との関連で、住宅政策を再点検され、将来に備えた住宅政策を確立することを急いでいただければとお願い申し上げます。

⑤阪神・淡路復興本部におかれては、5カ年の復興特別事業の推進に積極的に取組まれ、その結果として生じる特別事業の実施のための地方財政上の問題について、適切な措置を講ずることについて検討しておかれるようお願いいたします。

以上、本委員会が終了にするにあたり、これまでの本委員会、特別顧問、各委員の意向を斟酌し、2月13日・14日神戸にて知事・市長をはじめ関係者と若干の意見交換を行い、その感触をもとに私より総理に意見を申しあげることになりました。

これまでに本委員会に対して寄せられた政府各関係機関のご協力とご支援に対し心から感謝を申し上げ本委員会を終了させていただきます。

1996年2月14日 阪神・淡路復興委員会
委員長 下河辺 淳